

経済産業省委託事業

令和 2 年度 中小企業支援調査

(製造業における外国人材受入れ支援事業)

事業報告書

令和 3 年 3 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

— 目次 —

第Ⅰ章 はじめに	3
1. 事業背景・目的	3
2. 事業内容	3
第Ⅱ章 ポータルサイト構築	6
1. 実施概要	6
2. コンテンツについて	11
3. 広報	12
4. 小括・得られた示唆	12
第Ⅲ章 中小企業からの相談に応じるための相談窓口の設置	13
1. 実施概要	13
2. 実施結果概要	15
3. 小括・得られた示唆	26
第Ⅳ章 中小企業等向けセミナーの開催	27
1. 上期セミナー（令和2年7月～10月開催）	27
2. 下期セミナー（令和3年1月～3月開催）	43
3. 海外向け動画の制作	63
4. 小括・得られた示唆	65
第Ⅴ章 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の開催	66
1. 実施内容	66
2. 小括・得られた示唆	66
第Ⅵ章 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の入会手続の補助業務	67
1. 実施趣旨	67
2. 実施内容	67
3. 小括・得られた示唆	68
第Ⅶ章 試験合格者のマッチングの在り方検討	69
1. 検討趣旨	69
2. 自治体ヒアリング結果	70

3. 小括・得られた示唆.....	75
第 VIII 章 受入れ協議・連絡会構成員向けアンケート調査	77
1. 調査実施概要	77
2. 受入れ機関向け 調査結果.....	78
3. 関係機関向け 調査結果.....	116
4. 小括・得られた示唆.....	135
第 IX 章 受入れ機関等へのヒアリング調査.....	136
1. 調査実施概要	136
2. 調査結果	137
3. 小括・得られた示唆.....	167
第 X 章 送出し候補国調査	169
1. 調査趣旨・目的	169
2. 調査結果	170
3. 小括・得られた示唆.....	198

第Ⅰ章 はじめに

1. 事業背景・目的

深刻化する人手不足に対応するため、平成 31 年 4 月 1 日に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行され、新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始された。経済産業省の所管では、製造 3 分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業分野）において、特定技能外国人の受入れが行われている。

本事業では、製造 3 分野において「特定技能 1 号」で在留する外国人の受入れを円滑に行うため、特に中小企業や小規模事業者に対する必要な支援、本制度の活用を進めるにあたって必要な国内外の実態等の調査を行った。

また、平成 31 年 3 月に設置された「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」（以下、「協議・連絡会」という。）の取組の一環として、地方への人材定着を図る観点から、地方における人材のマッチング支援の検討を行った。

2. 事業内容

上記の事業目的を達成するために、本事業では、大きく以下の内容について取り組んだ。

(1) 中小企業向け外国人材の受入れ支援に関する調査

① ポータルサイト構築

② 中小企業からの相談に応じるための相談窓口の設置

- ・ 中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口、外国人従業員向け製造業特定技能外国人相談窓口の設置
- ・ 相談業務の効率化に係るワンストップシステムの構築

③ 中小企業等向けセミナーの開催

- ・ 上期開催セミナー（10 回）
- ・ 下期開催セミナー（10 回）
- ・ 海外向け動画の制作

④ 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の運営

- ・ 協議・連絡会の運営
- ・ 協議・連絡会入会手続の補助（システム構築含む）

- ⑤ 受入れ機関等へのヒアリング調査
- ⑥ 試験合格者のマッチングの在り方検討
- ⑦ 受入れ協議・連絡会構成員向けアンケート調査
- ⑧ 送出し候補国調査

(2) 事業報告書等の作成

以下に続く各章では、上記の大項目の順番で事業・調査の実施結果をとりまとめている。

1

¹ なお、本事業実施にあたり、上記①ポータルサイト構築、②中小企業からの相談に応じるための相談窓口の設置、④「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の運営のうち、入会手続の補助については、株式会社 JTB に委託をした。

中小企業向け外国人材の受入れ支援に関する調査

第Ⅱ章 ポータルサイト構築

1. 実施概要

(1) 趣旨

特定技能外国人材制度のうち経済産業省の所管する、製造3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）について「国内事業者向け」、「外国人材向け」の2つの視点からサイト構築を行い、情報発信を行った。

(2) システムの全体像・仕様

全体的に利用者が必要とする情報への導線を分かりやすく示すよう注視し、アイコン表示、アテンションマーク（一例：NEW）を用いるなどの工夫を行った。

国内事業者向けは日本語、外国人材向けは英語を主に、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語等、これまでに対応できていなかった多言語対応を行った。

なお、サイト訪問者にとって分かりやすい動線を確認するため、トップページにおいて「国内事業者向け」「外国人材向け」と大別した。

① 全体像・仕様



一 製造業における特定技能外国人受入れ事例

製造3分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類				特定技術1号（製造3分野）の対象事業所区分一とそれに対応する特定技術2号対象事業所区分二				製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード	
業形区分		産業機械製造業		電気・電子情報通信産業		製造3分野における受入れ可能な事業所区分一		製造3分野における受入れ可能な事業所区分二	
業形区分	業形名称	業形区分	業形名称	業形区分	業形名称	業形区分	業形名称	業形区分	業形名称
2194	精密金属業（中・重含む）	2422	機械工作製造業	28	電子部品、デバイス、電子回路製造業	01	機械工作製造業	01	機械工作製造業
2225	鉄鋼材料製造業	2430	ボルト、ナット、リベット、ワッシャー、ナット製造業	29	電気機械器具製造業（ただし、2922の機械器具を除く）	02	電気機械器具製造業	02	電気機械器具製造業
2325	非鉄金属材料製造業	25	はく・印刷用紙製造業（ただし、2523の印刷用紙製造業、2591の紙・紙板製造業を除く）	29	電気機械器具製造業（機械器具を除く）	03	電気機械器具製造業	03	電気機械器具製造業
2424	作業工具製造業	26	生活用機械器具製造業（ただし、2623の生活用機械器具製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	04	情報通信機械器具製造業	04	情報通信機械器具製造業
2431	配管工用機械器具製造業（化・ボ、コック等）	26	生活用機械器具製造業（ただし、2623の生活用機械器具製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	05	情報通信機械器具製造業	05	情報通信機械器具製造業
2435	産業用機械器具製造業	26	生活用機械器具製造業（ただし、2623の生活用機械器具製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	06	情報通信機械器具製造業	06	情報通信機械器具製造業
2534	工業用器具製造業	27	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	07	情報通信機械器具製造業	07	情報通信機械器具製造業
2591	鉄鋼製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	08	情報通信機械器具製造業	08	情報通信機械器具製造業
2601	金属製品製造業（鉄鋼製品を除く）	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	09	情報通信機械器具製造業	09	情報通信機械器具製造業
2692	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	10	情報通信機械器具製造業	10	情報通信機械器具製造業
2693	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	11	情報通信機械器具製造業	11	情報通信機械器具製造業
2694	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	12	情報通信機械器具製造業	12	情報通信機械器具製造業
2695	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	13	情報通信機械器具製造業	13	情報通信機械器具製造業
2696	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	14	情報通信機械器具製造業	14	情報通信機械器具製造業
2697	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	15	情報通信機械器具製造業	15	情報通信機械器具製造業
2698	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	16	情報通信機械器具製造業	16	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	17	情報通信機械器具製造業	17	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	18	情報通信機械器具製造業	18	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	19	情報通信機械器具製造業	19	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	20	情報通信機械器具製造業	20	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	21	情報通信機械器具製造業	21	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	22	情報通信機械器具製造業	22	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	23	情報通信機械器具製造業	23	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	24	情報通信機械器具製造業	24	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	25	情報通信機械器具製造業	25	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	26	情報通信機械器具製造業	26	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	27	情報通信機械器具製造業	27	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	28	情報通信機械器具製造業	28	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	29	情報通信機械器具製造業	29	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	31	情報通信機械器具製造業	31	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	32	情報通信機械器具製造業	32	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	33	情報通信機械器具製造業	33	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	34	情報通信機械器具製造業	34	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	35	情報通信機械器具製造業	35	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	36	情報通信機械器具製造業	36	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	37	情報通信機械器具製造業	37	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	38	情報通信機械器具製造業	38	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	39	情報通信機械器具製造業	39	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	40	情報通信機械器具製造業	40	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	41	情報通信機械器具製造業	41	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	42	情報通信機械器具製造業	42	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	43	情報通信機械器具製造業	43	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	44	情報通信機械器具製造業	44	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	45	情報通信機械器具製造業	45	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	46	情報通信機械器具製造業	46	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	47	情報通信機械器具製造業	47	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	48	情報通信機械器具製造業	48	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	49	情報通信機械器具製造業	49	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	50	情報通信機械器具製造業	50	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	51	情報通信機械器具製造業	51	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	52	情報通信機械器具製造業	52	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	53	情報通信機械器具製造業	53	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	54	情報通信機械器具製造業	54	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	55	情報通信機械器具製造業	55	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	56	情報通信機械器具製造業	56	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	57	情報通信機械器具製造業	57	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	58	情報通信機械器具製造業	58	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	59	情報通信機械器具製造業	59	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	60	情報通信機械器具製造業	60	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	61	情報通信機械器具製造業	61	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	62	情報通信機械器具製造業	62	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	63	情報通信機械器具製造業	63	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	64	情報通信機械器具製造業	64	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	65	情報通信機械器具製造業	65	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	66	情報通信機械器具製造業	66	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	67	情報通信機械器具製造業	67	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	68	情報通信機械器具製造業	68	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	69	情報通信機械器具製造業	69	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	70	情報通信機械器具製造業	70	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	71	情報通信機械器具製造業	71	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	72	情報通信機械器具製造業	72	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	73	情報通信機械器具製造業	73	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	74	情報通信機械器具製造業	74	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	75	情報通信機械器具製造業	75	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	76	情報通信機械器具製造業	76	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	77	情報通信機械器具製造業	77	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	78	情報通信機械器具製造業	78	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	79	情報通信機械器具製造業	79	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	80	情報通信機械器具製造業	80	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	81	情報通信機械器具製造業	81	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	82	情報通信機械器具製造業	82	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	83	情報通信機械器具製造業	83	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	84	情報通信機械器具製造業	84	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	85	情報通信機械器具製造業	85	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	86	情報通信機械器具製造業	86	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	87	情報通信機械器具製造業	87	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	88	情報通信機械器具製造業	88	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	89	情報通信機械器具製造業	89	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	90	情報通信機械器具製造業	90	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	91	情報通信機械器具製造業	91	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	92	情報通信機械器具製造業	92	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	93	情報通信機械器具製造業	93	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	94	情報通信機械器具製造業	94	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	95	情報通信機械器具製造業	95	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	96	情報通信機械器具製造業	96	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	97	情報通信機械器具製造業	97	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	98	情報通信機械器具製造業	98	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	99	情報通信機械器具製造業	99	情報通信機械器具製造業
2699	非鉄金属製品製造業	270	金属製品製造業（ただし、2722の金属製品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業	00	情報通信機械器具製造業	00	情報通信機械器具製造業

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

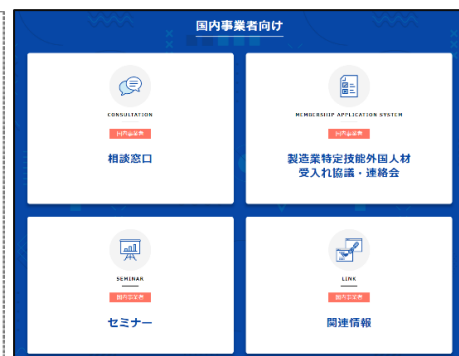
製造3分野における受入れ可能な事業所のJISコード

製造3分野における受入れ可能な事業

製造業における特定技能外国人材の受入れについての制度紹介や受入れ手順等、制度導入における基本となる情報、よくあるお問合せ、受入れ事例の最新情報をトップ画面に置くことで、ユーザーがほしい情報を見つけやすい場所に掲示した。特に、概要資料に記載された「製造3分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類」、「特定技能1号（製造3分野）の対象業務区分一覧とそれに対応する技能実習2号移行対象職種」の各一覧表は、事業者が協議・連絡会への入会手続き準備期間中にポータルサイトから資料を見つけ出し、活用できたという声もあった。

《大項目：4 つに分けアイコンと合わせて表示》

相談窓口
製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会
セミナー、関連情報



1) 相談窓口

製造3分野において特定技能外国人材の受入れを検討中の事業者を対象とした電話対応窓口、全国での対面式対応窓口の設置情報をまとめて告知した。

中小企業の派遣向けの相談窓口について

特定技能外国人材を円滑に受入れるための日常生活面の支援や製造3分野における特定技能外国人材制度に関するお問い合わせを受け付けます。

事業者 株式会社JTB（新渡第二事業部内）
対応時間 平日10時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始を除く）
対応言語 日本語
電話番号 03-5909-8762又は03-5909-8746
メールアドレス seido@jtb.co.jp

メールでのお問い合わせの際は、必ず以下の項目・内容を記載ください。

【年次】企業向け製造業特定技能外国人材相談窓口問い合わせ
 ①企業名
 ②住所
 ③電話番号
 ④氏名（フリガナ）
 ⑤受入れを検討している分野
 ⑥以下よりご選択ください（業種別支援、業務支援相談、電気・電子情報関連業、その他）
 ⑦お問い合わせ内容

※窓口においでの際は、対応時間外受け付けております。ご希望の場合は、上記電話番号等にてご連絡の上で、必ず事前予約を要いたします。
 ※、ご来訪の際は、ご来訪の旨をお知らせいたしますので、お電話にてご連絡ください。

対面窓口一覧（平日10時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始を除く））

地域	(株)JTB 拠点名	住所
新潟県	新渡第二事業部	東京都新潟県新潟市2-1-1 新渡三井ビルディング26階
札幌市	北海道事業部	北海道札幌市中央区北一条西6-1-2 アーバンネット札幌ビル6階
仙台市	仙台支店	宮城県仙台市青葉区大町1-4-1 明世堂生薬仙台ビル4階
横浜市	横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6豊田ビル 6階
名古屋市	名古屋事業部	愛知県名古屋市千種区千代田4-60-12 グローバルゲート6階
金沢市	金沢支店	石川県金沢市下道町30 KSCビル1階
大阪市	大阪第三事業部	大阪府大阪市中央区東久米道3-1-9 MPA本町ビル13階
広島市	広島支店	広島県広島市中区紙屋町2-2-2 総務ビル2階
高松市	高松支店	香川県高松市錦吉町7-9 JTB高松ビル2階
福岡市	福岡支店	福岡県福岡市中央区基町1-1-35 新KBCビル2階

※個人情報保護について
 株式会社JTBは、経済産業省「製造業における外国人材受入れ支援事業」の一環で、中小企業向け製造業特定技能外国人材相談窓口を設置しています。

※詳細は、第三章「中小企業からの相談に応じるための相談窓口の設置」にて報告

2) 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

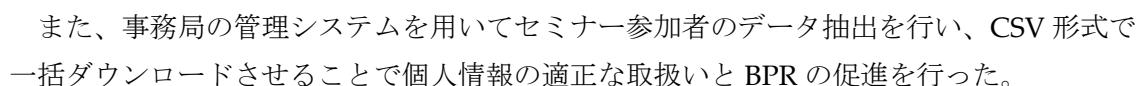
《情報の一元化》

- ・入会システム
- ・名簿掲載（構成員加入証明）
- ・開催実績、等

特定技能外国人材制度の適切な運用を図るため、協議・連絡会を設置していることを明示し、特定技能外国人材を受け入れる機関は必ず協議・連絡会に加入する必要があることを説明した上で、その入会導線を分かりやすく設置した。また、協議・連絡会に入会後の構成員証明である名簿の掲載、会議資料を適宜公開した。

ポータルサイトの機能の中でも、特に協議・連絡会のシステム改修を行うことで事業者、事務局共に手続きのスリム化が図られた。特に事業者自身で登録内容の編集が可能なマイページ機能を追加したことで、これまでは、入会手続き後に発覚した不備や追訂に関して、再度新規手続きを依頼し、新たな手続き番号を付与していたため、事業者によっては構成員加入時の正しい機関番号を認知できていなかった。しかし、マイページ機能を追加したことで、事業者による編集が一つの機関番号で行うことができ、重複手続きを抑制することができた。これにより、事務局業務においては各機関番号の交付・管理の負担の軽減へと繋がった。

3) 受入れ事業者向けセミナー



《CSV データ抽出（一例）》

受付番号	セミナー 参加希望者 の氏名	企業・団 体の名称	企業・団体 の代表者 の氏名	部署・役 職	郵便番号	住所	電話番号	参加希望1名 の氏名	参加希望1 の氏名	参加希望1 のメールアドレス	参加希望2名 の氏名	参加希望2 の氏名	参加希望2 のメールアドレス	ご所属企 業・団体の 名称	現在の外国人労働者の雇用状況	【雇用している人数】	【該当の在留資格】	特定技能外国人受入企業	特定技能外国人受入企業	賛同（制 度）	工場や受 入先	フォーム から申し 込	
340	20210115	JTB	ジェイティービー	GB課	123-4567	東京都	03-****	山田花子	ヤマダハナコ	saizoku-gaikokujin				長興企業（製造業）	現在、外国人労働者の雇用はしていない	1	特定技能		特定技能外国人受入企業	特定技能外国人受入企業	賛同（制 度）	工場や受 入先	2020/12/24

<題目>

- よくあるご質問とその回答
- 政府の取組
- 地方自治体の取組
- お問い合わせ先

③ 外国人材向け

《大項目：4 つに分けアイコンと合わせて表示》






製造分野特定技能 1 号評価試験、セミナー
相談窓口（国外在住者向け）
相談窓口（国内在住者向け）

外国人材向け


 製造分野特定技能 1 号
評価試験


 セミナー


 相談窓口
(国外在住者向け)
For people living abroad


 相談窓口
(国内在住者向け)
For foreign residents of Japan

1) 製造分野特定技能 1 号評価試験

NEWS 一覧、試験制度、試験案内一覧、試験結果、合格証明書の発行手続き、よくある質問、お問合せの 7 項目に分け、各項目にて「製造分野特定技能 1 号評価試験」に対する理解を深め、試験概要～受験申込～可否発表までの流れを一元化。情報を集約し、分かりやすい画面構成、情報発信を行った。







2) セミナー（海外向けの制度ならびに受入れ動画を掲載）

3) 相談窓口（国外在住者向け）（海外試験実施のタイミングで開設予定）

※当初の仕様では実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施は次年度へと見送りとなった。

4) 相談窓口（国内在住者向け）

製造 3 分野において特定技能 1 号の在留資格を保持又は取得検討している外国人材を対象とした多言語対応の相談窓口（電話および対面式窓口）情報を掲載した。

2. コンテンツについて

(1) 相談窓口

国内事業者向け、外国人材向けに相談窓口情報を掲載した。

(開設日時・対象者・相談方法・対応言語等)

(2) セミナー

製造3分野に係る特定技能外国人材制度の基礎知識、製造分野特定技能1号評価試験、特定技能外国人の受入れ事例をはじめとするノウハウ等を題材にしたセミナー告知ページと、申込ページを制作した。また、参考資料として政府基本方針、分野別の運用方針／運用要領、説明会の資料等のリンクを掲示し、情報の一元化を行った。

(3) 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

経済産業省では特定技能外国人材制度の適切な運用を図るため、協議・連絡会を設置していることを明確化させることで、特定技能外国人を受け入れる機関は必ず協議・連絡会に加入する必要があることを促した。

協議・連絡会では、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの受入れ状況を把握している。また、協議・連絡会として必要な対応等を即座に行えるよう入会システムにて構成員の情報管理を行った。

※詳細は、第VI章「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の入会手続にて報告

(4) 製造分野特定技能1号評価試験

NEWS 一覧にて試験実施に関する新着情報を発信し、試験制度、試験案内一覧、試験結果、合格証明書の発行手続き、よくある質問、お問合せ（試験実施機関：株式会社サーティファイ）等の詳細情報の確認及び試験申込手続きをできるようにした。

(5) 特設ポータルサイト構築後の主な改善点

項目	旧サイト	新サイト
システム切替	～2020年7月9日（木）	2020年7月10日（金）～
サイト名称	経済産業省HP内「特定技能外国人材制度（製造3分野）」	特定技能外国人材制度（製造3分野）
動線	ホーム▶政策について▶政策一覧▶ものづくり/情報/流通・サービス▶外国人材（製造業）	特定技能外国人材制度（製造3分野）
URL	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html	https://www.sswm.go.jp/
機能追加	協議・連絡会システム：2020年9月1日（火）入会申請者全員に対し、登録内容の更新のために「マイページ」機能を付与	
動線	ホーム▶政策について▶政策一覧▶ものづくり/情報/流通・サービス▶外国人材（製造業）▶製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会	TOP▶製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会
URL	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogai-renrakukai-nyukai.html	https://www.sswm.go.jp/entry/login.html
改善点		
全体	利便性の向上	特定技能外国人材制度用に専用のHPを開設することで、利用者にとっての動線が分かりやすく示された。
全体	利便性の向上	受入れ事業者向けのページと技能評価試験情報の掲載ページが別々に公開されていたため、必要な情報へのアクセスが複雑であった。同ページ内に「受入れ事業者向け」・「外国人材向け」と対象者を2つに大別したことで、それぞれに必要な情報を整理し、掲載。
全体	利便性の向上	外国人材向けのページは日本語・英語・タガログ語のみ対応。外国人材向けページは海外試験実施国を想定し、日本語・英語・タガログ語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語・ミャンマー語で対応し広く情報拡散を図る。
全体	セキュリティ強化	技能評価試験掲載ページ（ https://sswm-exam.go.jp/ ）には一部、情報の改ざんが恐れられた。技能評価試験ページのみならず、各種コンテンツを公開するごとに「脆弱性診断」を適切に実施し、セキュリティ強化に努めた。
セミナー	利便性の向上/セキュリティ強化	告知ページと申込ページが別々に設定されていた。告知ページ・申込ページの一元化を図ることで登録時の利便性と個人情報取り扱いに対するセキュリティ強化を行った。
試験	利便性の向上	技能評価試験のHPが経済産業省の製造業特定技能外国人材のHPとは別途構築されていた。一元化を図ることで利用者の利便性を向上させた。
協議・連絡会	利便性の向上	入会申請者全員に対し、登録内容の更新のために「マイページ」機能を付与することで、誤って入力した場合には該当箇所での修正が可能となった。
協議・連絡会	業務効率化	入力内容に対する制限がとれていなかったため、事務局側での作業が煩雑であった。（例：法人番号の不備、証明書類の名称、登録支援機関番号不備等）登録内容が規定のルール通りに記載されていない場合には「エラー表示」にて入力修正を促す。

3. 広報

事業者等の活動の導線上で本サイトの認知向上を目的として積極的な広報を行った。具体的には、下記が主な施策となる。

- ・ 経済産業省ホームページ「特定技能外国人材制度（製造3分野）」にて告知
- ・ 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の会議における情報発信
- ・ 各種相談窓口に問合せのあった事業者への案内

4. 小括・得られた示唆

今年度はサイト構築を専らの業務とし、実装させながら改善点を見だし、情報整理を行った。ポータルサイトに情報を集約し、利用者の視点に寄り添ったサイト制作とセキュリティ管理を行った。

今後の広報としては、セミナーで相談窓口の案内とあわせてポータルサイトの案内（特に情報更新を行った項目）を行うことで、利用者が定期的に情報確認を行える場所としての動線を確立することが求められる。

第 III 章 中小企業からの相談に応じるための相談窓口の設置

1. 実施概要

(1) 中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口

① 概要

経済産業省の所管である製造 3 分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）において、1 号特定技能外国人の受入れを検討している事業者が円滑に受入れを行うため、全国に相談窓口を設置し、相談内容に応じた必要な情報提供等を行った。

② 対象者

製造 3 分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業分野）において 1 号特定技能外国人の受入れを検討している中小企業等。

③ 相談内容

特定技能外国人材制度（製造 3 分野）に関する問合せ（対象の日本標準産業分類への該当性、協議・連絡会への入会手続き等）

円滑に 1 号特定技能外国人を受け入れるための生活ガイダンス、各種行政手続きに関する問合せ。

④ 相談窓口体制

経済産業省が管轄する製造 3 分野に該当する相談内容であることを確認するため、事業者等からの相談方法を 2 段階に分けて実施した。ステップ 1 として、電話及びメールでの相談受付窓口を開設し、相談内容が製造 3 分野に該当することを確認。その上で、対面での相談を希望された場合に、事前予約制で対面での相談対応を行った（相談場所は全国 10 拠点）。全国の相談窓口一覧は以下のとおりである。

図表 III-1 製造業における外国人材受入れに関する相談窓口（全国対面相談窓口）

地域	(株)JTB 拠点名	住所
新宿区	新宿第二事業部	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング26階
札幌市	北海道事業部	北海道札幌市中央区北一条西6-1-2 アーバンネット札幌ビル8階
仙台市	仙台支店	宮城県仙台市青葉区大町1-4-1 明治安田生命仙台ビル4階
横浜市	横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル 6階
名古屋市	名古屋事業部	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート6階
金沢市	金沢支店	石川県金沢市下堤町30 KSビル1階
大阪市	大阪第三事業部	大阪府大阪市中央区南久宝寺町3-1-8 MPR本町ビル11階
広島市	広島支店	広島県広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル2階
高松市	高松支店	香川県高松市鍛冶屋町7-6 JTB高松ビル2階
福岡市	福岡支店	福岡県福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル2階

(2) 外国人材向け製造業特定技能外国人相談窓口

① 概要

経済産業省の所管である、製造3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）において、特定技能1号の在留資格を有するまたは資格取得を希望する外国人材向けに日常生活面での支援や、製造3分野における特定技能外国人材制度に関する相談に応じるため、全国に相談窓口を設置し、相談内容に応じた必要な情報提供等を行った。

② 対象者

製造3分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業分野）において特定技能1号を有するまたは希望する外国人材。

③ 相談窓口体制

1) 電話相談窓口（非対面式）、2) 相談窓口（対面式、事前予約制）の2つの窓口を開設した。1) 電話相談窓口（非対面式）では、日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語での通話対応とした。2) 相談窓口（対面式）では、日本語、英語、中国語での対面対応、ベトナム語、インドネシア語、タイ語は三者間通話での対応とした。

相談窓口（対面式）の一覧は以下のとおりである。

図表 III-2 製造業における外国人材向け相談窓口（全国対面相談窓口）

地域	窓口及び住所	営業時間
千葉県	成田国際空港第1ターミナル JTBトラベルセンター NARITA INTERNATIONAL AIRPORT TERMINAL 1 (JTB) TRAVEL CENTER	年中無休 10時00分～17時30分
	千葉県成田市成田国際空港内第1旅客ターミナル中央ビル本館1階C1210	
愛知県	セントラルジャパントラベルセンター CENTRAL JAPAN TRAVEL CENTER	年中無休 10時00分～17時30分
	愛知県常滑市セントレア1丁目 中部国際空港セントレア2階国際線到着ロビー内	
大阪府	関西ツーリストインフォメーションセンター関西空港第一ターミナル KANSAI TOURIST INFORMATION CENTER Kansai International Airport	年中無休 10時00分～17時30分
	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地 第1ターミナルビル1階中央	
京都府	関西ツーリストインフォメーションセンター京都 KANSAI TOURIST INFORMATION CENTER KYOTO	平日・土日（祝祭日含む） 10時00分～17時30分 〈年末年始を除く〉 年末年始（12月29日～1月3日） 12月29日～12月31日/1/3
	京都府京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町721-1 京都タワー3階	
福岡県	福岡空港グローバルカウンター Fukuoka Airport Global Counter	年中無休 10時00分～17時30分 年末年始（12月29日～1月3日） 12月29日～12月31日/1/3
	福岡県福岡市博多区大字青木739番地福岡空港国際ターミナル1F	

2. 実施結果概要

(1) 中小企業向け相談窓口の問合せ内容に関する具体的な傾向と今後の改善点

① 問合せ内容について

問合せ内容は、分野・業務区分の該当性に関する質問が全体の 50%を占め、今年度も該当性の判断に迷う事業者からの声が多く寄せられた。その中でも①技能実習生を受け入れていれば同企業でスライド式に特定技能への移行ができる、②製造業であれば全ての分野において特定技能外国人の受入れが可能である等の誤認をしている事業者や需給調整機関が散見された。こうした状況からも、引き続き、セミナー等を通じて本制度自体の基本的理解を促すことが重要だと考えられる。

更に、前年度は 130 件程度だった協議・連絡会に関する問合せが、今年度は全体の 31%（約 1,300 件）を占めた。相談内容は、入会方法と手続き結果に関する内容が多くを占めた。今後は、協議・連絡会事務局と連携し、基本的な情報に関する問合せが減少するような仕組み作りをすることが重要だと考えられる。

② 相談者について

相談者は、約 74%が受入れ企業を支援する需給調整機関、行政書士であった。需給調整機関や行政書士からの問合せに関しても、分野・業務区分の該当性に関する質問が大半を占めたが、実際の受入れ企業ではないため、製造品出荷額が発生している産業分野や作業工程に関して正確な情報を確認することが困難なケースもあった。

今後は受入れ企業からも問合せが増えるよう、セミナー等を通じて相談窓口の周知を定期的に図ることが重要だと考えられる。

③ 相談対応の形式について

新型コロナウイルス感染症の影響で、対面式での相談件数は少なかった。受入れのための十分な情報を自ら確保することが難しく、制度に対する不安を抱えている相談者ほど対面式を希望するケースが一定数あると考えられることから、これらの不安を解消するため、今後はオンラインツール等を活用することは有効だと考えられる。

④ 相談対応の体制について

今年度は、年間の電話相談件数が 4,900 件を超え、昨年度の約 3.7 倍に増加した。今後も特定技能外国人材の受入れが進むことを見込むと、相談員の増員を図ることも必要となる。加えて新型コロナウイルス感染症の影響で実施困難であった海外での技能評価試験の実施が決定した後は、試験実施国でのローカル言語での現地相談体制を本格的に構築していくことも必要となってくる。

(注：次頁以降の集計表について)

相談者の属性は、問合せを受けた際に確認している。確認できない場合は「その他」としている。

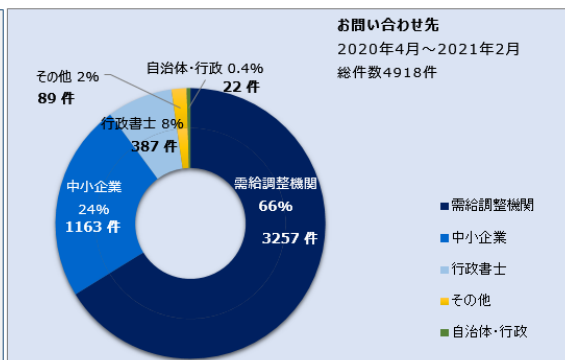
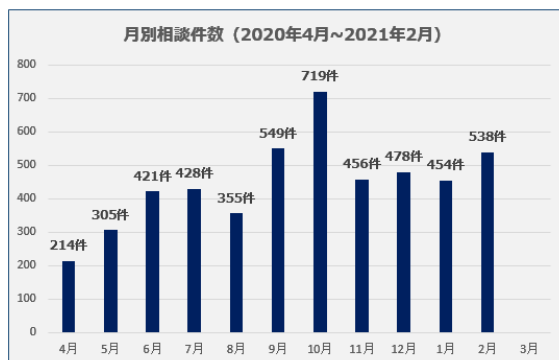
「需給調整機関」には、人材の仲介を主な業務としている事業者（監理団体、登録支援機関等）が該当する。技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）第 3 条 2 項では、技能実習を労働力需給調整の手段としてはならない旨が規定されているが、監理団体兼登録支援機関としての相談者が一定数いたこと等を考慮し、合わせて集計している。

行政書士で、かつ、登録支援機関の登録を受けている場合は、「行政書士」に分類している。

■ 中小企業向け月次レポート

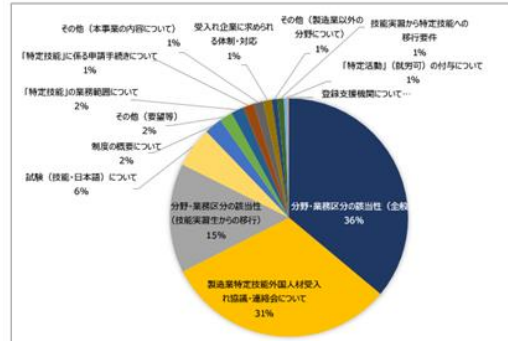
⑤ 2020年4月～2021年2月の全体統計

相談件数：4,918件



	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月	
問合せ先分類	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
中小企業	33	15%	56	18%	78	19%	95	22%	70	20%	136	25%	163	23%	116	25%	123	26%	98	21%	195	36%
需給調整機関	157	73%	202	66%	306	73%	288	67%	242	68%	368	67%	488	68%	292	64%	306	64%	300	66%	309	57%
行政書士	21	10%	29	10%	31	7%	37	9%	33	9%	31	6%	57	8%	39	9%	38	8%	45	10%	26	5%
その他	3	1%	16	5%	5	1%	6	1%	8	2%	10	2%	10	1%	9	2%	6	1%	12	3%	4	1%
自治体・行政	0	0%	2	1%	1	0%	2	0%	2	1%	4	1%	1	0%	0	0%	5	1%	1	0%	4	1%
全体	214	100%	305	100%	421	100%	428	100%	355	100%	549	100%	719	100%	456	100%	478	100%	456	100%	538	100%

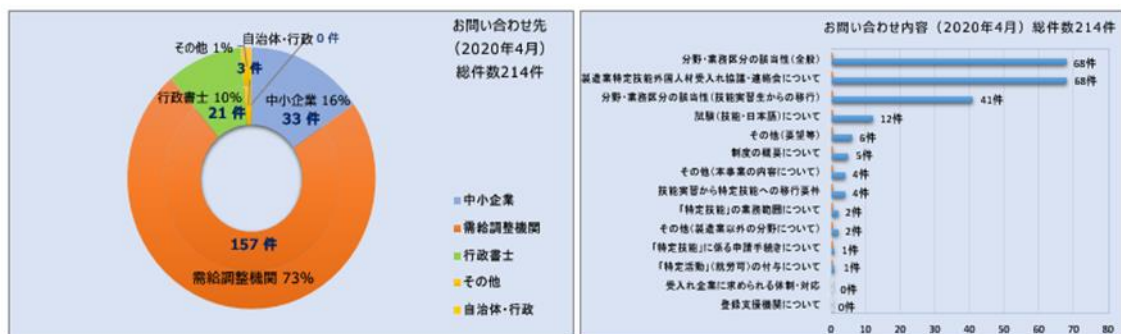
【問合せ内容】



お問い合わせ内容	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
登録支援機関について	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	1	0%	1	0%	2	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
「特定活動」（就労可）の付与について	1	0%	1	0%	6	1%	4	1%	1	0%	4	1%	1	0%	3	1%	4	1%	1	0%	1	0%
受入れ企業に求められる体制・対応	0	0%	1	0%	11	3%	5	1%	2	1%	8	1%	3	1%	3	1%	2	0%	16	3%	1	0%
技能実習から特定技能への移行要件	4	2%	5	2%	3	1%	5	1%	2	1%	1	0%	3	1%	4	1%	3	1%	4	1%	2	0%
制度の概要について	5	2%	3	1%	15	4%	31	7%	13	4%	9	2%	13	2%	4	1%	11	2%	8	2%	7	1%
「特定技能」の業務範囲について	2	1%	4	1%	9	2%	17	4%	6	2%	8	1%	10	1%	6	1%	10	2%	7	2%	6	1%
その他（製造業以外の分野について）	2	1%	1	0%	9	2%	5	1%	2	1%	4	1%	8	1%	4	1%	3	1%	6	1%	0	0%
試験（技能・日本語）について	12	6%	6	2%	18	4%	19	4%	22	6%	72	13%	56	8%	14	3%	17	4%	12	3%	21	4%
その他（要望等）	6	3%	6	2%	9	2%	12	3%	7	2%	9	2%	17	2%	7	2%	10	2%	2	0%	2	0%
分野・業務区分の該当性（技能実習生からの移行）	41	19%	61	20%	78	19%	67	16%	58	16%	99	18%	100	14%	52	11%	68	14%	54	12%	51	9%
その他（本事業の内容について）	4	2%	1	0%	5	1%	8	2%	8	2%	4	1%	13	2%	3	1%	5	1%	7	2%	6	1%
「特定技能」に係る申請手続きについて	1	0%	12	4%	6	1%	9	2%	4	1%	12	2%	5	1%	3	1%	6	1%	8	2%	6	1%
製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡金について	68	32%	89	29%	99	24%	112	26%	94	26%	147	27%	194	27%	152	33%	186	39%	168	37%	238	44%
分野・業務区分の該当性（全額）	68	32%	112	37%	153	36%	133	31%	137	39%	168	31%	289	40%	203	45%	151	32%	169	37%	190	35%
全体	214	100%	305	100%	421	100%	428	100%	355	100%	549	100%	719	100%	456	100%	478	100%	454	100%	538	100%

⑥ 中小企業向け相談窓口 各月の月次レポート

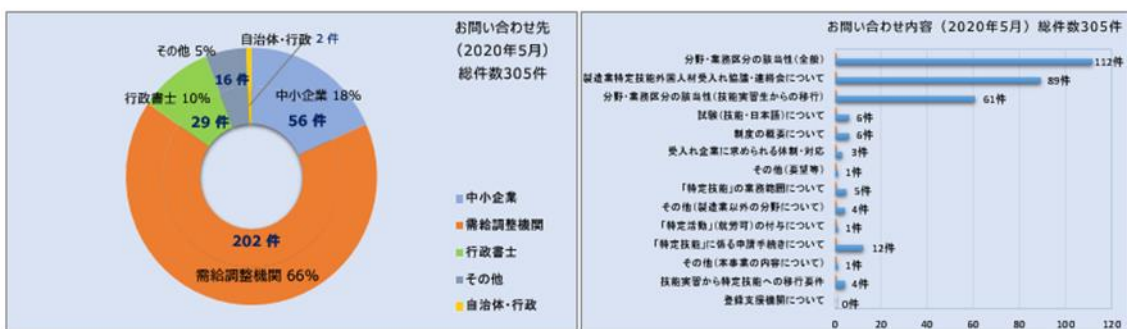
〔2020年4月〕



4月の相談の傾向

今月の傾向としては、3月に引き続き【製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会について】の問い合わせが多く、分野・業務区分の該当性(全般)と同数の相談があった。
 主な相談内容としては ①具体的な入会・WEB入力方法 ②分野の該当性を証明する書類について ③登録までの申請期間 といった内容が多かった。他に注目すべき相談内容として「協議・連絡会への手続きを行ったが分野該当外の連絡がきた」「入会手続きを行ったが内容不備により協議・連絡会から通知を受け」という相談である。
 内容不備のケースでは正しい書類を準備して再手続きを行えばよいが、分野該当外と判断された中には、既に在留資格(特定技能)を得て働き始めているケースもあり転職支援が必要な場合や在留資格取下けになるケースも含まれている。このことから、相談窓口へ連絡いただいた相談者へは、より一層適切なアドバイスと分野の判断に迷うケースの場合、在留資格申請の前に協議・連絡会への入会手続きを進めることが必要となってくる。
 協議・連絡会についての質問と同数で【分野・業務区分の該当性】についてのお問い合わせも相変わらず多く、特に業形産業に該当するであろう企業の場合は判断基準がとても難しく、相談者が正確に判断がとこえるよう相談窓口として分かり易く丁寧にご案内することが重要と考えられる。

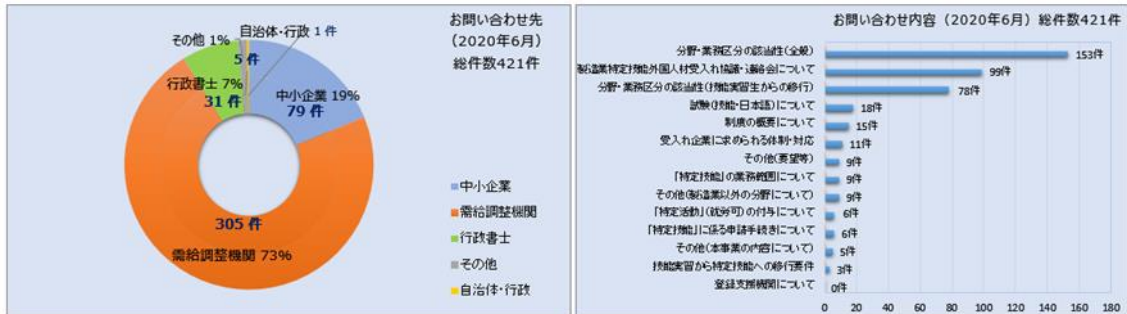
〔2020年5月〕



5月の相談の傾向

今月の傾向としては、分野・業務区分の該当性(全般)についての相談が多かった。内訳としては ①『製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会』の入会手続きにあたり、分野の確認をしたい。 ②技能実習生から特定技能1号への移行で、受入れ企業の産業分類がわからない。といった質問が多くを占めた。中でも、職種：プラスチック成形からの移行で、技能実習の受入れ企業は中分類18に該当する＜プラスチック製品製造業＞が主で、技能実習を受入れていた事からスライド式に特定技能1号に移行できると認識している事業者や登録支援機関が大変多く見受けられた。
 また4月に引き続き『製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会について』の問い合わせも多かった。相談内訳としては「入会手続きを行ったが内容不備により協議・連絡会から通知を受けた」「入会手続きを行ったが返事がこない」「入力方法を教えてください」「分野を証明する証明書類は何を準備すればよい」といった質問が多かった。その他、登録支援機関の担当者から、「受入れ対象分類の拡大についていつ実施されますか」という質問も多く、特に中分類31自動車部品製造業、中分類18プラスチック製品製造業、中分類24金属製品(2441鉄骨、2442建設用金属製品、2445建築用金属製品、2446製圧板金で該当する建設・建築関連の支援を行っているケースが多かった。

〔2020年6月〕



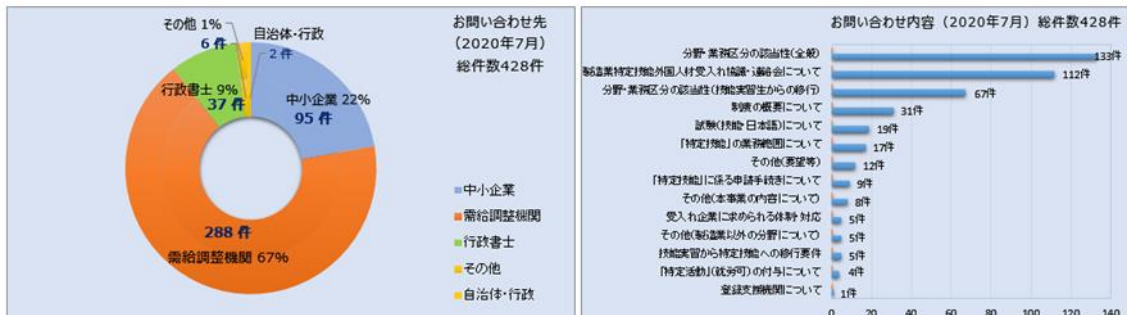
6月の相談の傾向

今月は相談件数が400件を越え、中小企業相談窓口開設以来のお問い合わせの多さであった。4月・5月と同様最も多かった相談内容は、『受入れ企業の分野の該当性』であり、主な対象産業分類は、①中分類24-金属製品(2441鉄骨、2442建設用金属製品、2445建築用金属製品、2446製缶板金) ②中分類18-プラスチック製品 ③中分類31-輸送用機械器具(自動車部品) があげられる。①については、技能実習生(職種:溶接、塗装)を受け入れている建設・建築関連の企業からの問い合わせが多く、「自社工場の製造ラインで受け入れたい」「現場での作業に従事させたい」という内容である。建設分野では溶接、塗装職種が特定技能の対象となっていないため、製造分野での受入れが可能かどうか検討している企業が多いようである。しかし、製造品が受入れ対象分類に該当しない、現場での作業は建設分野で対象外というように、受け入れ出来ない企業がほとんどである。また②のプラスチック製品、③輸送用機械器具についてもお問い合わせが多く、いずれも分野の拡大を強く希望されている。

次に多く寄せられた相談内容は、『製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会について』である。お問い合わせ内容として ①「入会の可否について」、②「分野対象外であると返事が来たがどうしたらよいのか」 ③「書類不備で再提出を求められている、どのような書類を追加したらよいのか」などである。そのうち②の分野対象外に該当する企業については、自社の産業分類を正確に把握出来ていないケースが多くみられた。また、多くの事業者が、協議・連絡会への入会申請は在留資格の許可がおりてからでないと申請出来ない、と誤認していることが懸念される。その一因として、在留資格申請の際に提出する【誓約書】には、〔特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、当該外国人を受け入れた日から4か月以内に協議・連絡会の構成員となること。〕と記載されており、当該外国人を受け入れた日からという文言からそのように理解がなされているようである。相談窓口では、ご相談者に対しては、在留資格の申請をする前でも協議・連絡会の入会手続きが可能であることをよく説明するようにしている。

その他、新型コロナウイルス感染症関連の相談が6件と増えてきている。①新型コロナウイルス感染症の影響で技能実習の途中で解雇されてしまった。(通しNo.677,747,811) ②技能実習2号を終えたが帰国出来ない。(通しNo.738,764,864) このような理由から、一旦在留資格を「特定活動(就労可)」に変更し、その後特定技能1号として就職を希望しているため「就職先企業をどうやって見つけられようか」「評価試験に合格すれば特定技能へ移行出来るのか」「日本国内で実施される評価試験の日程を教えてください」といった相談を頂いている。

〔2020年7月〕



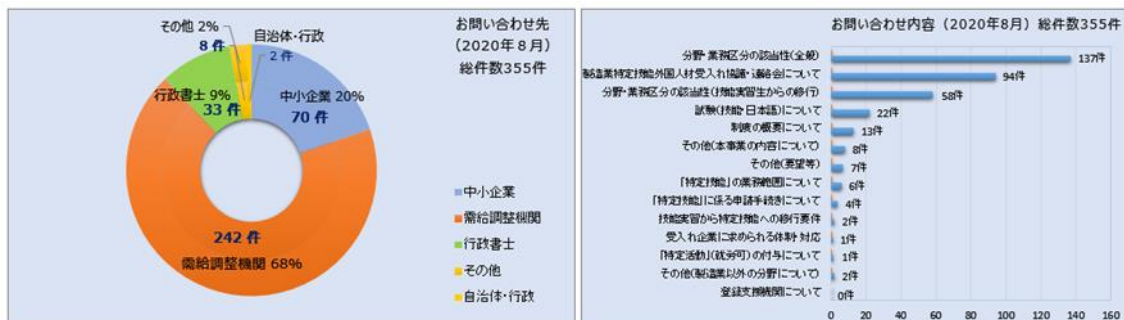
7月の相談の傾向

今月も先月に引き続いて相談件数が400件を越え、最多を更新した。相談傾向としては、【分野・業務区分の該当性(全般)】の問い合わせが一番多かったが、今月は【製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会】についての相談が7月に比べ11件増加した。主な相談内容としては ①入会申請・WEB入力方法について(58件) ②分野の該当性を証明する書類について(23件) ③審査結果について(10件) ④その他内容(書類不備について4件、入会証明について4件、申請内容修正について4件、入会費・年会費について3件、優先審査依頼3件、協議会の活動内容2件、名簿について1件) といった内容であった。

今月も注目すべき相談として、すでに特定技能外国人が就業中の企業からの相談で『2人目を受け入れるにあたり入管より協議会の会員証明を提出するように言われ、協議・連絡会に未入会であることがわかり至急入会手続きを行ったが、在留資格の期限が切れてしまったため審査を優先してほしい』といった要望の相談が3件あった(通し番号:1167,1220,1266)。要望に対しては、審査は申請順に行っているためお待ちいただくようお願いしている。相談者の中には、在留資格の許可がおりてからでないと入会手続きが出来ないと誤認しているケースが多く、相談窓口では引き続き在留資格の申請をする前でも協議・連絡会の入会手続きが可能であることを説明するようにしている。

今月は新型コロナウイルス感染症関連の相談も増えて9件あった。①新型コロナウイルス感染症の影響で技能実習の途中で解雇されてしまった。(通しNo.1020,1251) ②技能実習2号を終えたが帰国出来ない。(通しNo.945,1018,1117,1235) ③特定活動制度について。(通しNo.1019) ④法務省の「就労継続支援」のマッチングサービスについて(通しNo.1095, 1363)

〔2020年8月〕



8月の相談の傾向

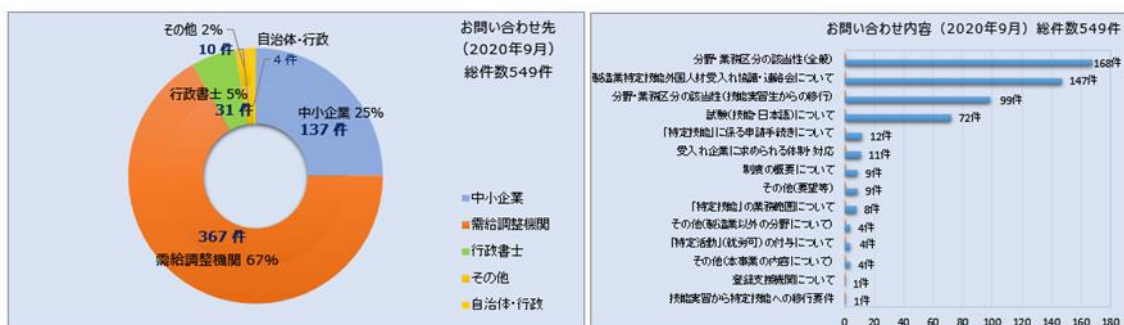
今月の傾向としては、やはり【分野・業務区分の該当性(全般)】についての相談が多く、先月の133件より4件増えた。主な相談内容としては①受入企業が『製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会』への入会手続きを行ったところ申請不受理となってしまう。細分類の該当性が判断出来ないため教えて欲しい。②登録支援機関から、支援を行う予定の企業の製造品がどの産業分類に該当するか判断できないので教えて欲しい。といった、該当性がわからないので教えて欲しいという質問が多くを占めた。全般的に日本標準産業分類に内容例示として製造品が記載されていない場合、企業側で該当分類の判断をするのはかなり難しいようである。

また先月に引き続き、『製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会について』の問い合わせも多かった。入会手続き件数も増えており、書類不備により該当性が認められなかったケースが多数発生している。そのため、具体的にどのような書類を添付すればよいのか、といった質問が増えている。その他「申請方法を教えて欲しい」「特定技能外国人2人目の在留申請に際し加入証が欲しい」「入会金・年会費はかかるのか」「登録支援機関は入会する必要があるか」といった質問が多かった。

相談内容で、受入対象外の分野に該当する質問が多かった分類は、①中分類31-輸送用機械器具製造業17件、②中分類18-プラスチック製品製造業14件 ③中分類24-金属製品(建設・建築関連)★2441~2446 9件あった。

今月は新型コロナウイルス感染症・特定活動(就労可)関連の問い合わせは5件あった。新型コロナウイルス感染症:通し番号No.1444.1445、1548「特定活動」(就労可)No.1463,1578]

〔2020年9月〕



9月の相談の傾向

今月は新たな取り組みが行われたことによる影響もあり、相談窓口開設以来の相談件数の多さであった。

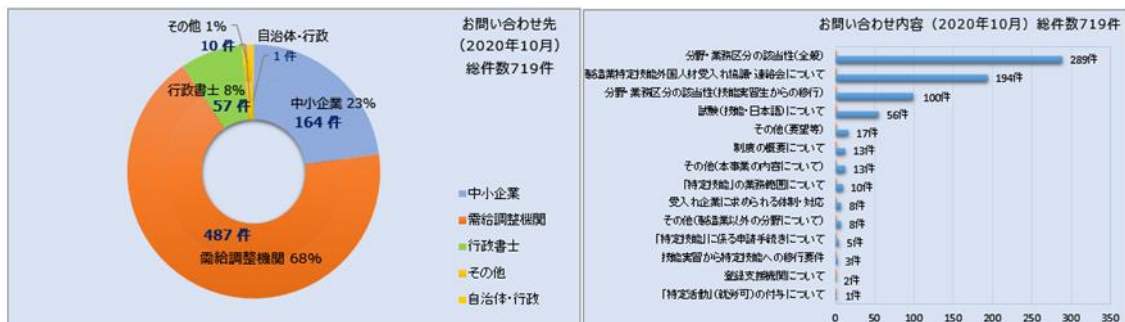
新たな取り組みとして、①製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会システムが新しくなった。これにより申請済の事業者に対して<マイページ>登録を行う事により、従来は内容不備による再申請が行われていたが、マイページから登録してある情報の修正を行う事が出来るようになり、申請者の負担が減ることになった。システム変更に伴いマイページに関する質問が多く寄せられた。

②国内で初めて実施される「製造分野特定技能1号評価試験(国内試験)」の開催が発表され、23日より申込みが開始され(溶接は後日)、試験内容や具体的な実施方法について多くのお問い合わせがあった。

その他、問い合わせ件数で一番多かったのは先月と同じく分野・業務区分の該当性(全般)である。協議・連絡会入会に際して、また入会手続き後に協議会より該当性が認められないとの回答を受け、どの分類に該当するか教えて欲しいといった内容が多く占めた。

新型コロナウイルス感染症関連のお問い合わせは9件あり、うち特定活動に関連するものは5件(通しNo.1734/1925/1940/2039)あった。

〔2020年10月〕



10月の相談の傾向

今月は相談件数が719件で過去最多を更新した。相談件数が増加した要因として考えられることは主に2つあげられる。①製造3分野特定技能外国人の受入れを検討している事業者を対象に制度内容をはじめ、国内での技能評価試験の実施内容・日程等、事業者にとって必要な知識やノウハウ等を学ぶためのセミナーを9月後半より4回実施したことで、セミナー受講者より具体的な受入方法や受入事業者の分野の該当性の判断方法等、受入にあたっての基本的な質問が多く寄せられた。②既に特定技能外国人を受け入れている事業者(協議・連絡会未入会)からのご相談が多かった。理由として考えられるものは、在留資格の更新時期を迎え入管庁より協議・連絡会に加入していないと更新が出来ないと言われたため、慌てて入会手続きを行う事業者から、受入分野の該当性がわからないとの相談が多く寄せられた。

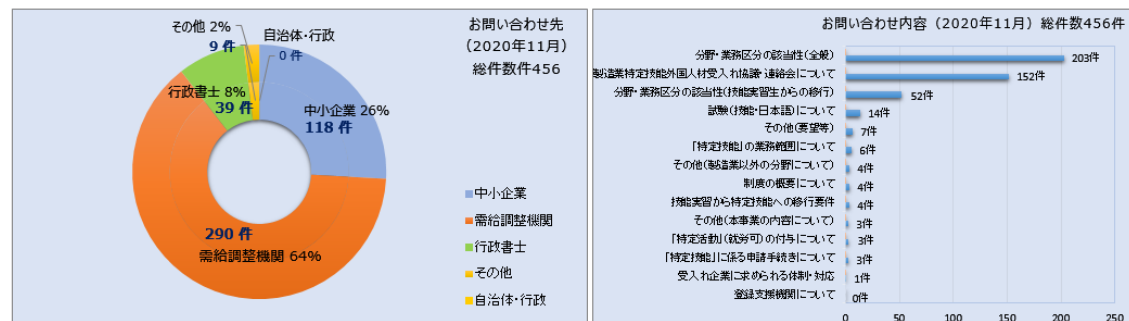
全体の傾向としては、【分野・業務区分の該当性(全般)】に関してのお問い合わせが一番多かった。なかでも【製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会】に関連して、入会手続きにおいて初めて受入細分類の確認が必要であることを知って「自社の製造品の該当性が判断出来ないため教えて欲しい」という相談内容が多かった。また、入会手続き後、協議・連絡会から分野の該当性が認められないとのメールを受信し、それに対して自社の判断がどのように間違っているか、また正しい細分類は何番であるかなど、判断に困って連絡してくるケースも多い。これらの相談に対して相談窓口では、受入セミナー使用資料・商品分類表及び日本標準産業分類をご紹介し、受入企業様ご自身で分野の判断をしていただくよう丁寧にご説明・ご案内している。確認結果で判断に困るような件に関しては、経済産業省担当者と連絡をとりながら、申請者に対してより細やかなご案内・ご説明ができるよう連携していきたい。

他に、協議・連絡会入会については、在留資格の許可がおりてからでないと入会手続きが出来ないと誤認しているケースが未だに多く、相談窓口では引き続き在留資格の申請前に協議・連絡会への入会手続きを行っていただくようご説明するようになっている。

今月は新型コロナウイルス感染症・特定活動関連の相談は合計9件あった。

【新型コロナウイルス感染症の影響】 法務省の＜就労継続支援＞のマッチングサービスについて(通しNo.2287) 【特定活動関連】 特定活動への移行を希望(通しNo.2273,2379,2533,2632) 特定活動として受入済だが特定技能へ移行できるか(通しNo.2532,2550,2618,2791)

〔2020年11月〕



11月の相談の傾向

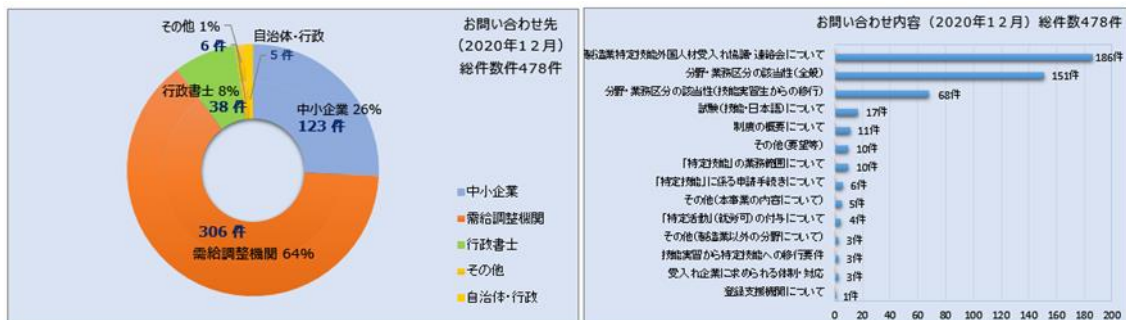
先月の719件と比較すると今月は456件と相談件数に落ち着きがみられた。

お問い合わせ内容が多かったものは、【分野・業務区分の該当性(全般)】と【製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会について】であった。

具体的な相談内容としては、【分野・業務区分の該当性(全般)】においては「製造品がどの日本標準産業分類に該当するのかが分からない」、「分野の該当性を証明する書類が分からない」といった相談が多かった。次に、【製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会】については入会手続き結果メールの内容について、事業者より「メールの内容(審査結果理由)についてよくわからない」「審査結果を受けてどのように対応したら良いか」といった相談電話が多く寄せられ、該当性の確認方法等を含め、再申請を行うためのアドバイスを行うケースが増えてきた。その他、今月も特定技能外国人が就業中の企業からは「在留資格の更新のため、協議・連絡会の入会を急いでいるため審査状況を至急ご連絡頂きたい」といったご要望が多く寄せられた。これらの要望に対しては、申請順に審査を行っているためお待ちいただくようお願いしている。また、新規での受入れを検討されている事業者からは「入会から構成員名簿に記載されるまでの期間」に関して問い合わせも増えてきていることから、目安となる審査時間に関するの見直しやポータルサイトへの掲載等に関して貴省に確認をお願いしたい。

最後に今月の新型コロナウイルス感染症・特定活動関連の相談は4件あった。新型コロナウイルス感染症関連(No.3193) 特定活動関連(No.3144,3200,3309)。

〔2020年12月〕



12月の相談の傾向

今月は478件の相談があったが、初めて『製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会について』の相談件数が『分野・業務区分の該当性（全般）』を上回った。その要因としては以下3点が考えられる。

①全体の在留資格（特定技能）の申請件数が大幅に伸びていること。②特定技能受入にあたり必須条件である協議・連絡会入会手続きを失念。＊在留資格（特定技能）取得済で就業者であるが、在留資格更新時期を迎え急ぎで申請を行うケースが散見される。③入会手続きを行ったが該当性が認められないために相談窓口にお問い合わせを頂くケース。

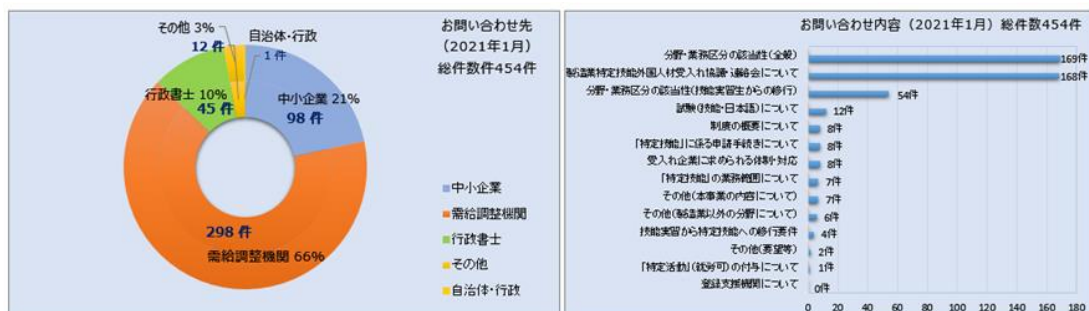
具体的な相談内容として多かったものは、〔入会手続き方法について〕〔入会手続きの証明書類について〕〔入会手続きから入会完了までの期間〕〔確認結果対象外のメールをいただいたが内容が理解できない〕といった内容で、中でも〔入会手続きの結果について早く知りたい〕というお問い合わせが電話・メールともに多かった。

業種・職種の該当性（技能実習生からの移行）での質問が多かった。職種は「プラスチック成形」であった。「プラスチック成形」の技能実習生を受け入れている企業は、中分類18プラスチック製品製造に該当するケースが多く受入れ対象外であるが、分野の拡大に大いに期待したいという声が複数聞かれた。同時に分野・業務区分の該当性（全般）についても、プラスチック製品製造の企業からの問い合わせが多く、他にも自動車部品や建設部材等の製造を行っている企業からも分野の拡大に伴い対象に加えて欲しいというご要望をいただいた。

分野・業務区分の該当性（技能実習生からの移行）No. 3448, 3468, 3477, 35011, 3523, 3675, 3759
 分野・業務区分の該当性（全般）No. 3454, 3475, 3524, 3698, 3855
 自動車関連 No. 3529, 3596, 3678, 3843, 3848, 3901 建設・建築関連 No. 3661, 3669, 3862, 3880

最後に今月の新型コロナウイルス感染症・特定活動関連の相談は8件あった。
 新型コロナウイルス感染症関連（No.3574, 3711） 特定活動関連（No.3455, 3460, 3489, 3763, 3767, 3852）。

〔2021年1月〕



1月の相談の傾向

今月も先月に引き続いて『製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会について』の相談件数が『分野・業務区分の該当性（全般）』と並び多かった。その要因としては以下のことが考えられる。①在留資格（特定技能）の申請件数が大幅に伸びているため。②入会手続きを行ったが該当性が認められないために相談窓口にお問い合わせを頂くため。③特定技能外国人受入にあたり必須条件である協議・連絡会入会申請を失念していたため。

また、他の大きな要因として、3月1日より『製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会について』の入会手続きの一部改正について公式発表された事で、それに関するお問い合わせ及び問い合わせ申請が増えたことが考えられる。

＜3月1日からの改正内容＞

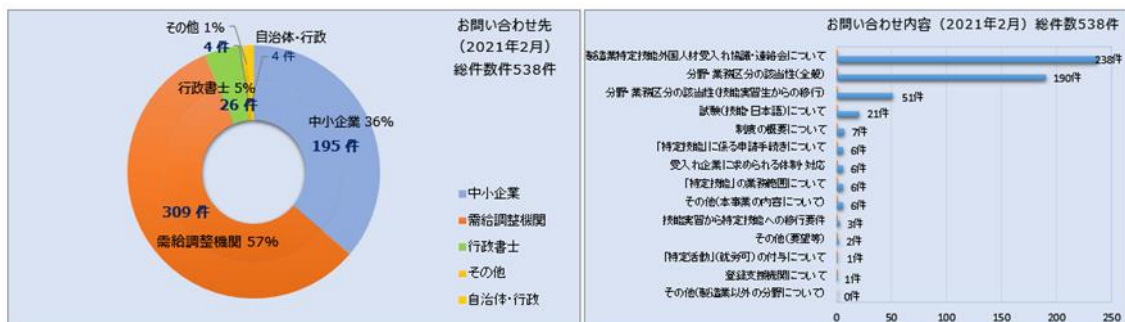
現状：初めて特定技能外国人を受け入れた日から4ヶ月以内に経済産業省が組織する「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員になること。改正後：在留資格申請時において、経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であること。

協議・連絡会の入会手続き時に、入管庁への在留申請時に申請した業種と事業内容の適合性が確認できず、協議・連絡会の入会要件を満たさない（特定技能外国人材を受入れることができない）事例が生じていたことから、製造3分野の特定技能外国人材の円滑な受入れに向け、入管庁への在留申請前に協議・連絡会の構成員となることとするため告示改正及びそれに伴う運用要領別冊の改正が行われるが、実際相談窓口にも「既に特定技能外国人を受入れており、協議・連絡会に申請したものの分野の該当性が認められず困っている」といったご相談が増えてきている。相談窓口では、以前より受入を検討している事業者に対して先に協議・連絡会へのご入会をおすすめしていたが、一時的には受入れ後であれば入会出来ないという認識を持っている事業者が多かったと考えられる。

協議・連絡会について他に多かった質問として、「入会手続きを行ったがいつ入会出来るでしょうか」といった内容も多かった。協議・連絡会入会申請の増加に伴い、構成員になるまで所要時間が長期化しており、また証明書類の不備等により再申請に関するご相談も増加傾向にある。

今月の新型コロナウイルス感染症関連の相談は、特定活動制度について（通しNo.4039）の1件であった。

〔2021年2月〕



2月の相談の傾向

今月は「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会構成員向けアンケート」を実施した影響で、『製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会について』の問い合わせが、先月より70件ほど多かった。具体的には、受入れ企業様よりアンケートに関するお問い合わせが多く、お問い合わせ内容として、①ログインIDがわからない。②マイページにログイン出来ない。③パスワードがわからない。④記入方法について教えて欲しい。といったものがあった。更に、3月1日より『製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会について』の入会手続きの一部改正が行われた事で、申請する事業所が増え、それに伴い「自社の製造品がどの分類に該当するか教えて欲しい」といった内容の、『分野・業務区分の該当性(全般)』についてのお問い合わせが多く、制度そのものの内容について理解されていないケースが多く、今後もセミナー等の実施により特定技能制度について理解していただく活動を継続していく必要がある。

今月の新型コロナウイルス感染症・特定活動についての相談は、新型コロナウイルス感染症(通しNo.4865)、特定活動制度について(通しNo.4782)の2件であった。

(2) 製造3分野特定技能外国人材（もしくはなろうとする方）向け相談窓口多言語コールセンターの問合せ内容に関する具体的な傾向と今後の改善点

① 全体総括

中小企業向け相談窓口と比較して、全体の問合せ件数は伸び悩んだ。特定技能受入れ企業のヒアリング結果を踏まえると要因として以下の点が考えられる。

- 技能実習から特定技能への移行の場合、受入れ企業と外国人材との間で既に良好な関係が築かれているため、自社内での相談、解決に繋げることができている。
- 日本語能力が比較的高い外国人材が多く、日本人の同僚や地域の方に相談する等の周辺環境内を活用し外国人材自ら解決できている可能性が考えられる。
- 『外国人材向け相談窓口』の情報拡散が十分に図れなかった。
次年度以降は訪日前の特定技能外国人材への告知が重要であり、送出し機関等へ情報拡散が重要である。

なお、外国人材向け相談窓口は、平日に加え週末に1次受付を行い、年中無休で問合せを受け付けた。平日に連絡できない場合にも対応することで、窓口を活性化する有効な手段となった。

② 問合せ内容について

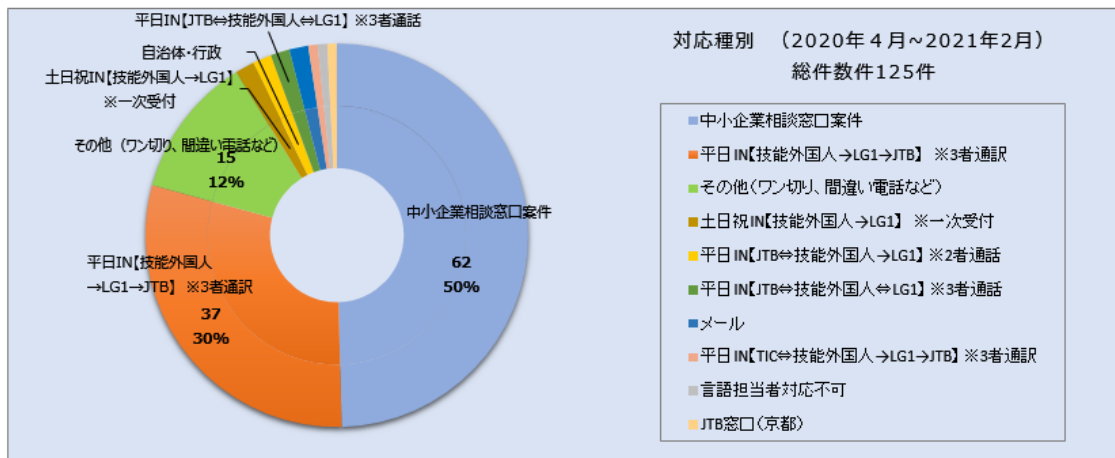
外国人材向け相談窓口には「技能実習生からの特定技能への移行要件」や「技能評価試験」「求人情報」に関する問合せが寄せられた。これらの傾向からみても新たな在留資格である特定技能への期待と、制度の特徴である転職への関心の高さがうかがわれた。

③ 今後に向けて

今後は、海外での本格的な技能評価試験の実施や、国内評価試験の実施回数増加に伴い、試験ルートでの特定技能の増加が想定されることから、日本国内においては外国人材向け相談窓口の更なる活用が、海外においては試験実施国での現地相談体制を本格的に構築していくことも必要となってくる。

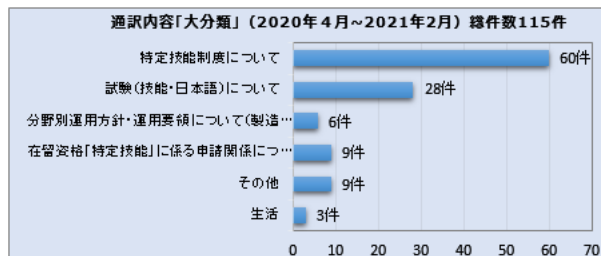
本制度がより良いかたちで継続運用されるべく、相談窓口として相談者が理解可能な言語で、正確な情報提供することを心がけて対応することが重要である。

外国人材向け月次レポート

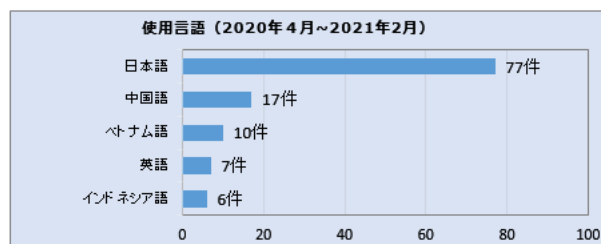


対応種別	件数	%
中小企業相談窓口案件	62	50%
平日IN【技能外国人→LG1→JTB】※3者通訳	37	30%
その他【ワン切り、間違い電話など】	15	12%
平日IN【JTB⇔技能外国人⇔LG1】※3者通話	2	2%
平日IN【JTB⇔技能外国人→LG1】※2者通話	2	2%
平日IN【技能外国人→LG1】※一次受付	2	2%
メール	2	2%
平日IN【TIC⇔技能外国人→LG1→JTB】※3者通訳	1	1%
言語担当者対応不可	1	1%
JTB窓口(京都)	1	1%
全体	125	100%

通訳内容「大分類」	件数	%
生活	3	5%
その他	9	8%
在留資格「特定技能」に係る申請関係について	9	8%
分野別運用方針・運用要領について(製造分野)	6	3%
試験(技能・日本語)について	28	24%
特定技能制度について	60	52%
全体	115	100%



使用言語	件数	%
インドネシア語	6	5%
英語	7	6%
ベトナム語	10	9%
中国語	17	15%
日本語	77	66%
全体	117	100%



3. 小括・得られた示唆

今年度は中小企業向け相談窓口の相談件数が昨年度に比べて大幅に増加した。このことから、中小企業における深刻な人手不足は継続しているといえるが、あわせて、本制度が企業にとって「制度理解」から「制度活用」へとフェースが移行しはじめたともいえる。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、日本に滞在している外国人材の帰国困難者も多く発生したことから、技能実習2号・3号修了者を特定技能として採用したいと考える企業が増えたこともその要因として考えられる。実際に、企業を支援する登録支援機関や行政書士等からは、企業と技能実習生とのマッチングを視野に入れた問合せも多かったことから、双方の希望を確実に結びつける仕組みが今後は重要になってくる。一方外国人材向け相談窓口に関しては、情報拡散が十分に図れなかった点から幅広い広報活動が必要となる。

第Ⅳ章 中小企業等向けセミナーの開催

1. 上期セミナー（令和２年７月～１０月開催）

(1) 実施状況

① 開催について

新たな在留資格「特定技能」での外国人の受入れに関心を持つ中小企業・団体等を対象に、「製造業における特定技能外国人材受入れセミナー」を実施した。

新型コロナウイルス感染症対策として、セミナー会場での開催はせず、７月は、説明者がオンラインで登壇するウェブセミナーを２回実施した。同時に映像コンテンツを録画し、第３回目以降では、この動画配信とリアルタイムでの質疑応答の組み合わせによるオンラインセミナーを実施した。また、第７回目以降は、国内試験の申込み開始に合わせプログラムを変更し、オンライン登壇と映像コンテンツを組み合わせたセミナー開催とした。

プログラム内容は、出入国在留管理庁・経済産業省・行政書士・受入れ企業（大澤工業株式会社・美濃工業株式会社）・株式会社 JTB・株式会社サーティファイが登壇し、製造業における特定技能外国人受入れに関する制度および実務面の説明を行った。また、質疑応答は各登壇者が参加者の質問に対しオンライン上で、リアルタイムで回答した。

開催情報は、経済産業省および弊社の HP・ポータルサイト上にて告知した。

② 開催日・方法

開催回	開催日	定員	開催形態
第１回 第２回	7/10(金) 7/17(金)	50 名 (各回)	説明者がオンラインで登壇し、リアルタイムで説明及び質疑応答 (Webex にて配信)
第３回～ 第６回	8/19(水) 8/21(金) 8/26(水) 8/28(金)	80 名 (各回)	映像コンテンツ配信＋リアルタイム質疑応答 (Webex にて配信)
第７回～ 第１０回	9/25(金) 9/30(水) 10/2(金) 10/7(水)	80 名 (各回)	オンライン登壇＋コンテンツ配信映像＋リアルタイム質疑応答 (Webex にて配信)

③ プログラム（第1回～第2回）

13:00～13:05 1-1. 挨拶

13:05～14:00 1-2. 制度説明（第1回：①、②、第2回：②、③）

① 在留資格等について（出入国在留管理局）

② 製造業における特定技能外国人材の受入れについて（経済産業省）

③ 特定技能に関する申請等実務面の説明(行政書士)

14:00～14:30 2. 特定技能外国人受入れ企業による事例紹介等

（美濃工業株式会社/大澤工業株式会社）

14:30～14:45 3. 外国人労働者受入れに関する生活支援・相談窓口の紹介（株式会社 JTB）

14:45～15:00 4. 質疑応答（事前に寄せられた質問、当日ご参加者の質問等への回答）

④ プログラム（第3回～第6回）

13:00～13:05 1-1. 挨拶

13:05～14:00 1-2. 制度説明

① 在留資格等について（出入国在留管理局）

② 製造業における特定技能外国人材の受入れについて（経済産業省）

14:00～14:30 2. 特定技能外国人受入れ企業による事例紹介等

（美濃工業株式会社/大澤工業株式会社）

14:30～14:45 3. 外国人労働者受入れに関する生活支援・相談窓口の紹介（株式会社 JTB）

14:45～15:00 4. 質疑応答（事前に寄せられた質問、当日ご参加者の質問等への回答）

⑤ プログラム（第7回～第10回）

13:00～13:05 1. 挨拶

13:05～14:00 2. 製造業における特定技能外国人材に係る説明

（経済産業省/株式会社サーティファイ）

① 評価試験の概要について

② 評価試験の手続きについて

③ 製造3分野の受入れに関する FAQ の解説

14:00～14:05 （休憩）

14:05～14:35 3. 特定技能外国人受入れ企業による事例紹介等

（美濃工業株式会社/大澤工業株式会社）

14:35～15:00 4. 質疑応答（事前に寄せられた質問、当日ご参加者の質問等への回答）

(2) セミナー参加状況・アンケート回収状況

① セミナー参加者数・アンケート回収状況

上期セミナーは、10回で一般参加者：518人、関係者を交えて559人が参加した。一般参加者のうち、317人からアンケートの回答が得られた（回収率：61%）。

図表 IV-1 各回セミナー参加者数、アンケート回収状況

開催回	申込	参加 (一般)	参加 (関係者)	アンケート回答	アンケート回収率
第1回、第2回	152人	124人	26人	86件	69%
第3回～第6回	128人	99人	10人	57件	58%
第7回～第10回	348人	295人	5人	174件	58%

開催日	開催日	参加者数		合計	うち アンケート回答数
		一般	関係者		
第1回、第2回	7月10日(金)	60人	14人	74人	40件
	7月17日(金)	64人	12人	76人	46件
第3回～第6回	8月19日(水)	20人	1人	21人	15件
	8月21日(金)	13人	2人	15人	14件
	8月26日(水)	37人	4人	41人	10件
	8月28日(金)	29人	3人	32人	18件
第7回～第10回	9月25日(金)	81人	-	81人	45件
	9月30日(水)	84人	1人	85人	50件
	10月2日(金)	58人	4人	62人	30件
	10月7日(水)	72人	-	72人	49件
		518人	41人	559人	317件

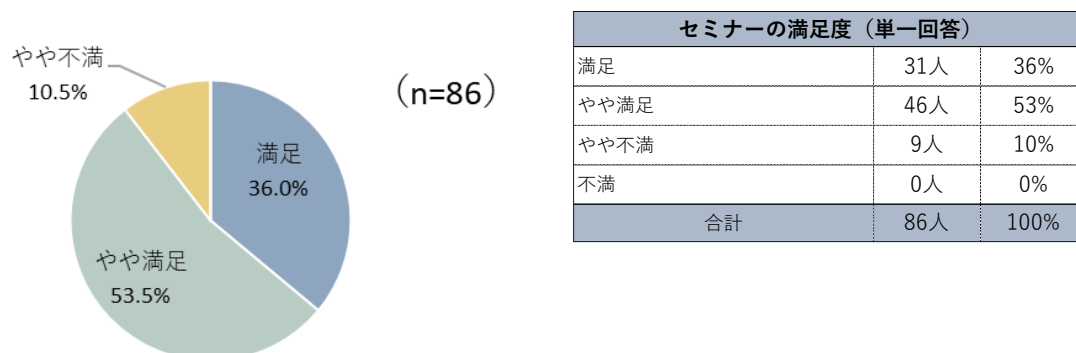
以下では、プログラム別に、第1回-第2回、第3回-第6回、第7回-第10回ごとに、参加者アンケートを集計した結果をまとめている。

② アンケート結果（第1回・第2回合計）

Q1 今回のセミナーに参加してみての満足度はいかがですか

セミナーの満足度は、やや満足が 53%（46 人）、満足が 36%（31 人）であった。

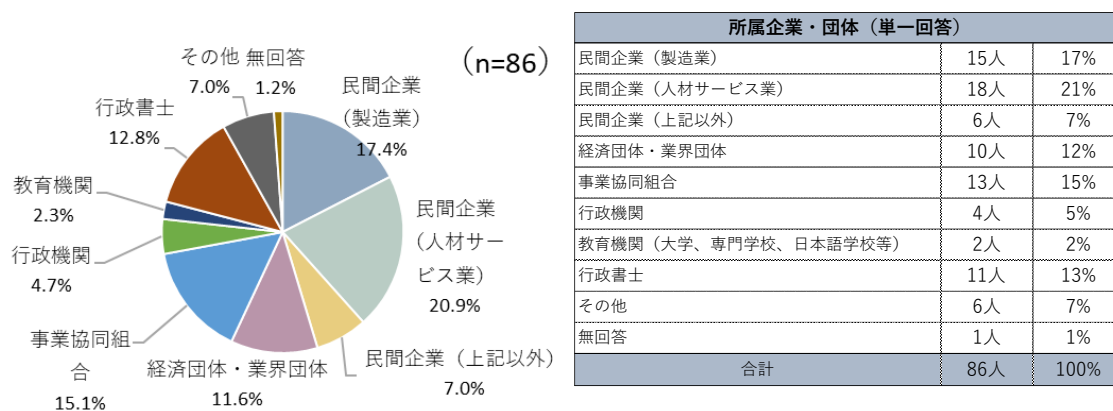
図表 IV-2 セミナーの満足度（単一回答）



Q2 所属企業・団体を教えてください

アンケート回答企業のうち、人材サービス業が最も多く 21%（18 件）、次いで製造業が 17%（15 件）であった。

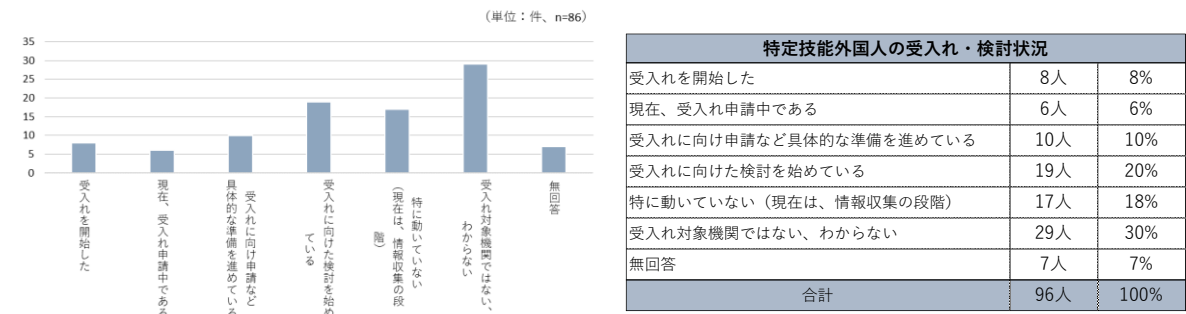
図表 IV-3 所属企業・団体（単一回答）



Q3 特定技能外国人の受入れ・検討状況はいかがですか

「受入れ対象機関ではない」が30%（29件）、「受入れに向けた検討を始めている」が20%（19件）であった。

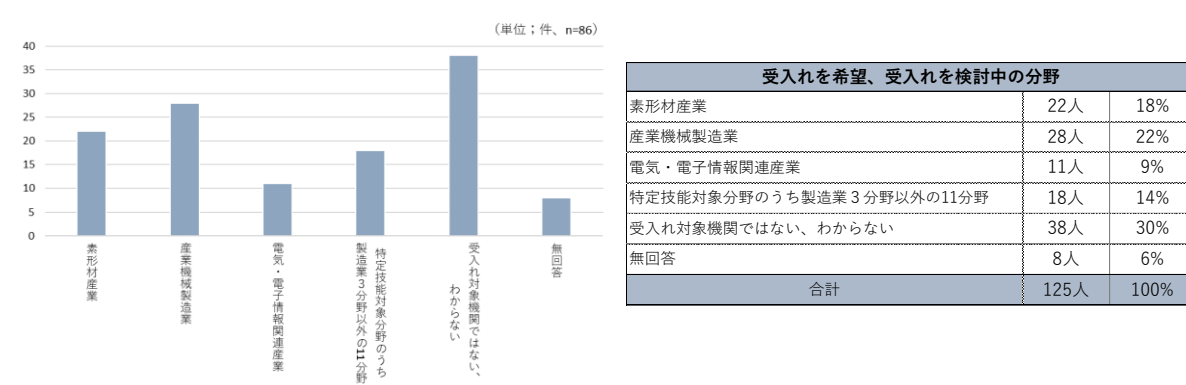
図表 IV-4 受入れ・検討状況（複数回答）



Q4 受入れを希望、検討中の分野はありますか

「受入れ対象機関ではない」が30%（38件）、「産業機械製造業」が22%（28件）であった。

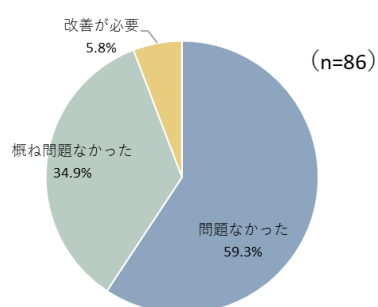
図表 IV-5 受入れ・検討中の分野（複数回答）



Q5-1 セミナーの受講（①視聴準備・案内）（②音声）（③映像）についていかがでしたか

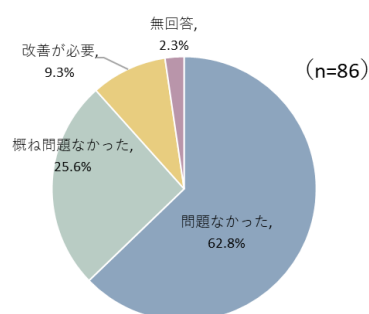
視聴準備・案内については、「問題なかった」が59%（51人）、「概ね問題なかった」が35%（30人）であった。音声については、「問題なかった」が63%（54人）、「概ね問題なかった」が26%（22人）であった。映像については、「問題なかった」が76%（65人）、「概ね問題なかった」が23%（22人）であった。

図表 IV-6 ①視聴準備・案内について（単一回答）



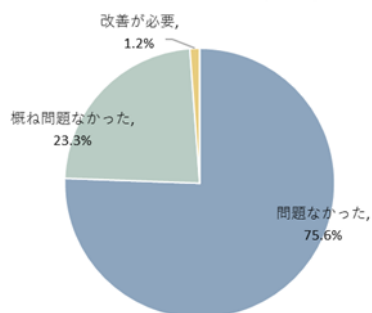
①視聴準備・案内		
問題なかった	51人	59%
概ね問題なかった	30人	35%
改善が必要	5人	6%
無回答	0人	0%
合計	86人	100%

図表 IV-7 ②音声について（単一回答）



②音声		
問題なかった	54人	63%
概ね問題なかった	22人	26%
改善が必要	8人	9%
無回答	2人	2%
合計	86人	100%

図表 IV-8 ③映像について（単一回答）



③映像		
問題なかった	65人	76%
概ね問題なかった	20人	23%
改善が必要	1人	1%
無回答	0人	0%
合計	86人	100%

Q6 製造業における特定技能外国人の受入れに関わり、ご不明な点、ご懸念事項、求めたい支援などがありましたら、自由にご記入下さい。(明らかな誤字のみ修正のうえ主な意見を掲載)

【内容について】

- ・ 制度面でのセミナーはとても役に立ちます。外国人受入れに際して、外国人材との共生に関してのセミナーも行っていきたいです。
- ・ 受入れ企業の声を聞いたのが大変良かったです。分野該当性について、もっと詳細な判断基準などをご教示いただけるセミナーや書籍などを期待しております。
- ・ 相談窓口があることなど新しく得た情報もありましたので、定期的に開催していただきたいと思います。
- ・ 初歩的で恐縮ですが、技能実習生と特定技能の大まかな違いなどが冒頭にあると良かったです。
- ・ 美濃工業様が長年に渡り作り上げてきたシステムに感服しました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による入国の対応などについては、もっと話を聞きたいと思いましたが、肝心の受入れ手続についての雰囲気は掴めました。美濃工業様の具体的な取り組みも参考になりました。
- ・ 多様な立場の方を取り上げていただきありがとうございました。地域で様々な活動をしている外国人支援団体やボランティアの声もあるといいなと思いました。
- ・ 今まで何となく理解は出来ていたものの説明が難しい部分もあったのですが、今回のセミナーで疑問に思っていた事を経済産業省の方に全て説明して頂けました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症によって、在留資格についても特定活動の特例処置等で複雑化しておりますが、定期的に開催される今回の様なセミナーを受講し、常に最新の知識を共有出来る様勉強していきたいと思いました。
- ・ 次回は参加人数枠を拡大していただけたらもっと多くの方に制度について知っていただけたと思います。

【技術面について】

- ・ 通信環境によるものかもしれないが、音声聞き取りにくい箇所がありました。
- ・ オンラインセミナーは接続もスムーズでした。

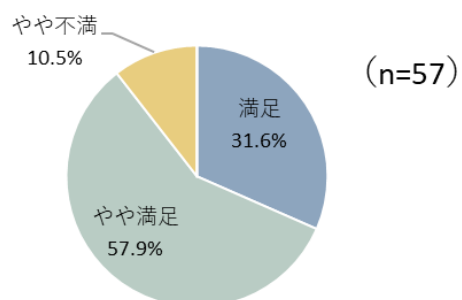
※なお、個別の質問に対する回答は、後日相談窓口（JTB）より回答した。

③ アンケート結果（第3回～第6回合計）

Q1 今回のセミナーに参加してみても満足度はいかがですか

セミナーの満足度は、やや満足が 58%（33 人）、満足が 32%（18 人）であった。

図表 IV-9 セミナーの満足度（単一回答）

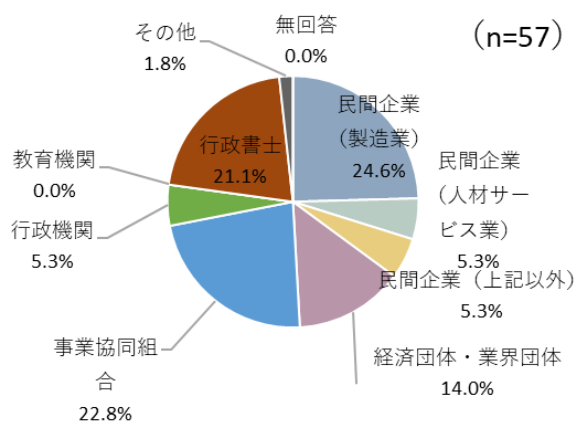


セミナーの満足度		
満足	18人	32%
やや満足	33人	58%
やや不満	6人	11%
不満	0人	0%
合計	57人	100%

Q2 所属企業・団体を教えてください

アンケート回答企業のうち、製造業が最も多く 25%（14 件）、次いで事業協同組合が 23%（13 件）であった。

図表 IV-10 所属企業・団体（単一回答）

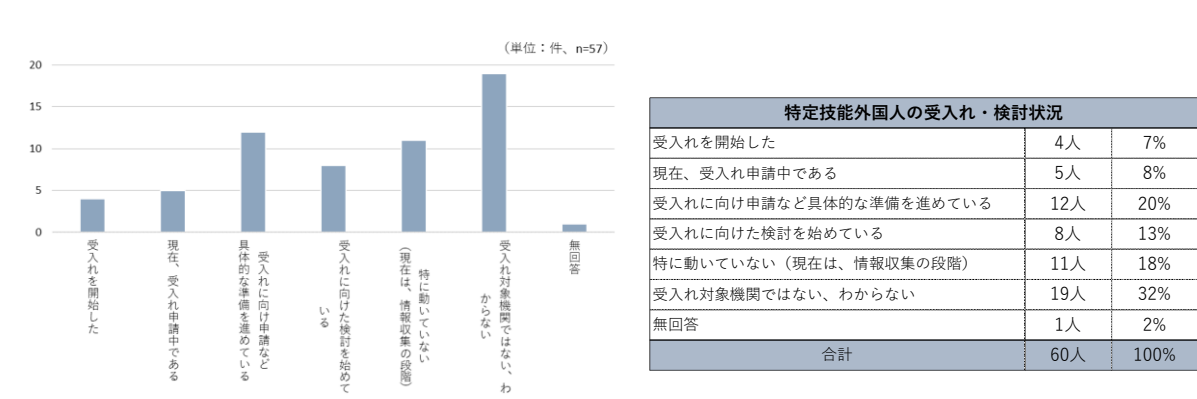


所属企業・団体		
民間企業（製造業）	14人	25%
民間企業（人材サービス業）	3人	5%
民間企業（上記以外）	3人	5%
経済団体・業界団体	8人	14%
事業協同組合	13人	23%
行政機関	3人	5%
教育機関（大学、専門学校、日本語学校等）	0人	0%
行政書士	12人	21%
その他	1人	2%
無回答	0人	0%
合計	57人	100%

Q3 特定技能外国人の受入れ・検討状況はいかがですか

「受入れ対象機関ではない」が32%（19件）、「受入れに向け申請など具体的な準備を進めている」が20%（12件）であった。

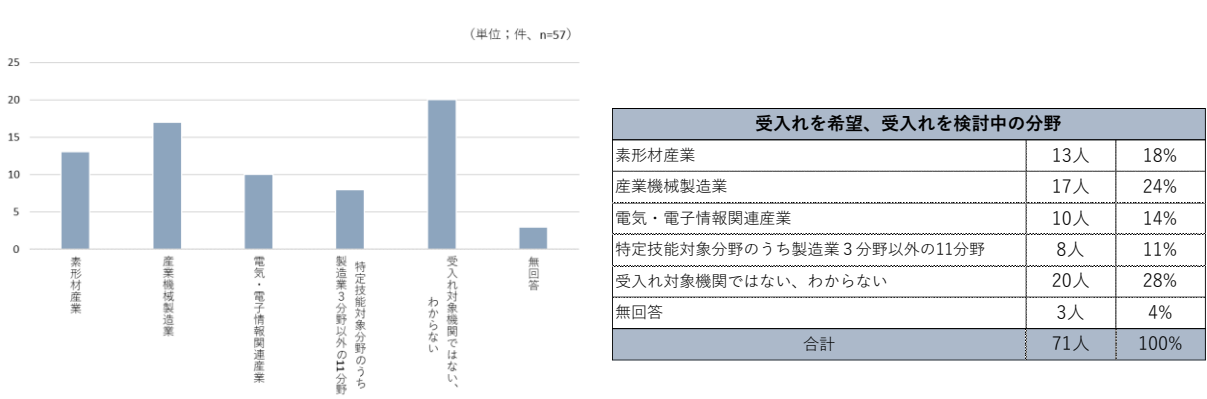
図表 IV-11 受入れ・検討状況（複数回答）



Q4 受入れを希望、検討中の分野はありますか

「受入れ対象機関ではない」が28%（20件）、「産業機械製造業」が24%（17件）であった。

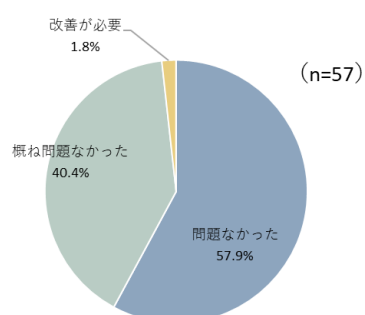
図表 IV-12 受入れ・検討中の分野（複数回答）



Q5-1 セミナーの受講（①視聴準備・案内）（②音声）（③映像）についていかがでしたか

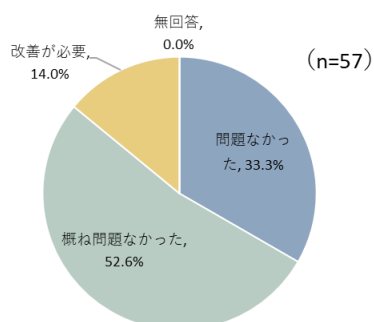
視聴準備・案内については、問題なかったが 58%（33 人）、概ね問題なかったが 40%（23 人）であった。音声については、概ね問題なかったが 53%（30 人）問題なかったが 33%（19 人）、であった。映像については、問題なかったが 56%（32 人）、概ね問題なかったが 26%（15 人）であった。

図表 IV-13 ①視聴準備・案内について（単一回答）



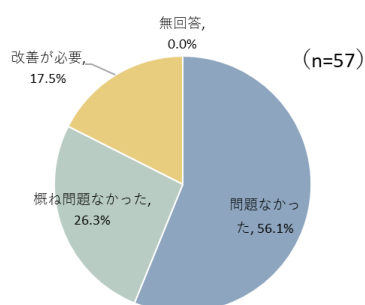
①視聴準備・案内		
問題なかった	33人	58%
概ね問題なかった	23人	40%
改善が必要	1人	2%
無回答	0人	0%
合計	57人	100%

図表 IV-14 ②音声について（単一回答）



②音声		
問題なかった	19人	33%
概ね問題なかった	30人	53%
改善が必要	8人	14%
無回答	0人	0%
合計	57人	100%

図表 IV-15 ③映像について（単一回答）



③映像		
問題なかった	32人	56%
概ね問題なかった	15人	26%
改善が必要	10人	18%
無回答	0人	0%
合計	57人	100%

Q6 製造業における特定技能外国人の受入れに関わり、ご不明な点、ご懸念事項、求めたい支援などがありましたら、自由にご記入下さい。(明らかな誤字のみ修正のうえ主な意見を掲載)

【内容について】

- ・ 企業の事例紹介は非常に参考になった。職場環境だけでなく、生活環境の整備にもきめ細やかな配慮があり、感心した。
- ・ 特定技能の情報集めに苦勞していましたが、制度や受入れ企業様のお話などを聞けて大変勉強になりました。
- ・ 日本標準産業分類など、非常に分かりやすくご説明いただきありがとうございます。
- ・ これからも、外国人が日本で生活する上での支援として様々な活動の紹介をいただけると助かります。(各地の外国人向けのイベントや教育など)
- ・ 受入れ機関が自社支援で対応する場合の手続きや、登録支援機関についてのよい事例紹介などサイトに情報を掲載してほしいです。
- ・ これから技能実習生が来られる予定(既に面接・採用済み)です。彼らが弊社に来てから、日本人従業員の様子・実習生の感想などを確認しながら検討しようと考えております。
- ・ ベトナムであれば弊社サプライヤもあり、前向きに検討したいと考えています。
- ・ 傘下企業への本制度の周知が必要と感じている。
- ・ どこに相談していいのかわからないといった事業者がかなりの数、あるのではないのでしょうか。今回、ポータルサイトが公表され JTB さんに相談すればよいことがわかるようになって、とてもよくなると思います。
- ・ 大澤工業様の実際に雇用している企業の声はメリット・デメリット好事例として良くわかり理解することができました。

【技術面について】

- ・ ICT を活用することで、こんな田舎に居ても学べることの有難さを実感しました。人材不足は土地柄を問わない問題です。安心して実習生が働けるよう、弊社も地域も体制を充実させていきたいと思います。
- ・ 限られた時間内での説明だったので早口になってしまうのは、仕方がないと思いますが、もう少しゆっくり説明を聞きたかったです。
- ・ 今回に限らず、オンラインセミナーでは、音声の問題が良く発生します。視聴する側の注意点、及び発言する側の推奨機材などを示して頂けると助かります。
- ・ WebEx 上のスライドは解像度が悪く見づかったが、事前にスライドの配布をしていただきましたので、代用により判読できました。

※なお、個別の質問に対する回答は、後日相談窓口（JTB）より回答した。

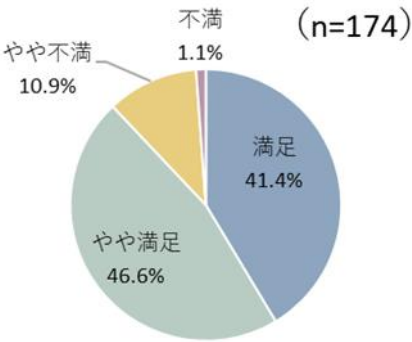
④ アンケート結果（第7回～第10回合計）

第7回セミナーよりアンケートは、スパイラルではなくサイト経由で実施。Q3、Q4、Q5についてはエントリー時のデータを集計した。

Q1 今回のセミナーに参加してみたの満足度はいかがですか

セミナーの満足度は、やや満足が47%（81人）、満足が41%（72人）であった。

図表 IV-16 セミナーの満足度（単一回答）

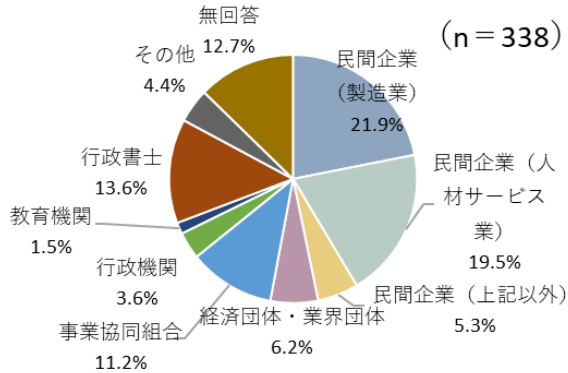


セミナーの満足度		
満足	72人	41%
やや満足	81人	47%
やや不満	19人	11%
不満	2人	1%
合計	174人	100%

Q2 所属企業・団体を教えてください（セミナー申込み時のデータ）

アンケート回答企業のうち、製造業が最も多く22%（74件）、次いで事業協同組合が20%（66件）であった。

図表 IV-17 所属企業・団体（単一回答）

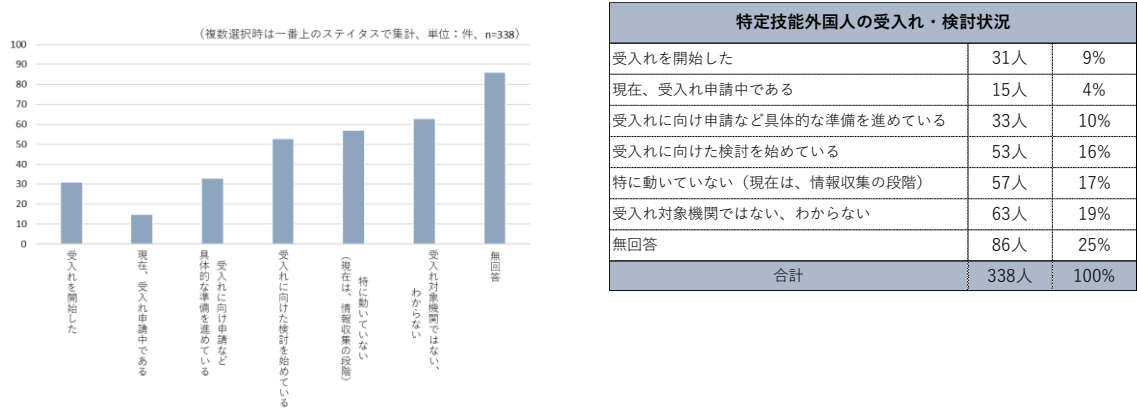


所属企業・団体		
民間企業（製造業）	74人	22%
民間企業（人材サービス業）	66人	20%
民間企業（上記以外）	18人	5%
経済団体・業界団体	21人	6%
事業協同組合	38人	11%
行政機関	12人	4%
教育機関（大学、専門学校、日本語学校等）	5人	1%
行政書士	46人	14%
その他（具体的に）	15人	4%
無回答	43人	13%
合計	338人	100%

Q3 特定技能外国人の受入れ・検討状況はいかがですか（セミナー申込み時データ）

回答のうち、「受入れ対象機関ではない」が19%（63件）、「特に動いていない（情報収集の段階）」が17%（57件）であった。

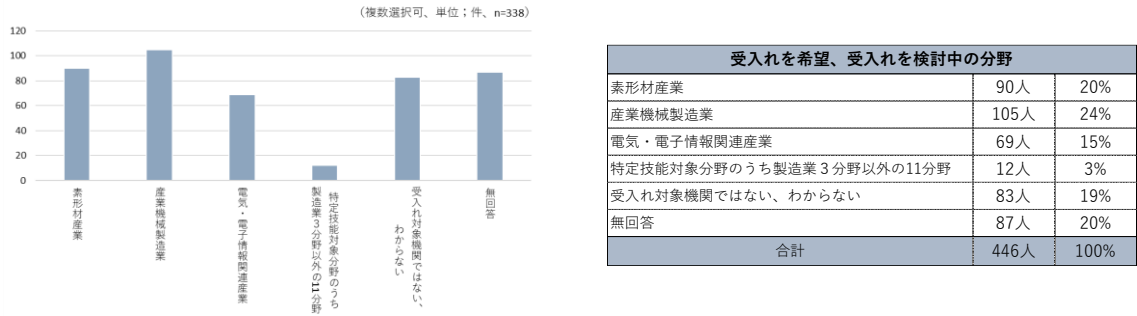
図表 IV-18 受入れ・検討状況（複数回答）



Q4 受入れを希望、検討中の分野はありますか（セミナー申込み時データ）

「産業機械製造業」が24%（105件）、「素形材産業」が20%（90件）であった。

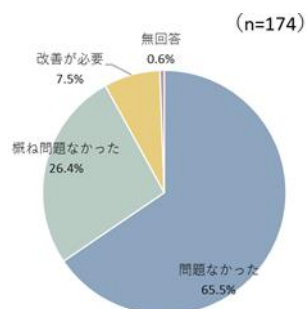
図表 IV-19 受入れ・検討中の分野（複数回答）



Q5-1 セミナーの受講（①視聴準備・案内）（②音声）（③映像）についていかがでしたか

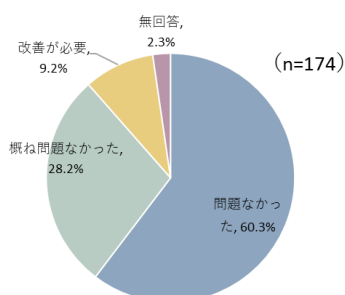
視聴準備・案内については、問題なかったが 66%（114 人）、概ね問題なかったが 26%（46 人）であった。音声については、問題なかったが 60%（105 人）概ね問題なかったが 28%（49 人）、であった。映像については、問題なかったが 76%（133 人）、概ね問題なかったが 21%（36 人）であった。

図表 IV-20 ①視聴準備・案内について（単一回答）



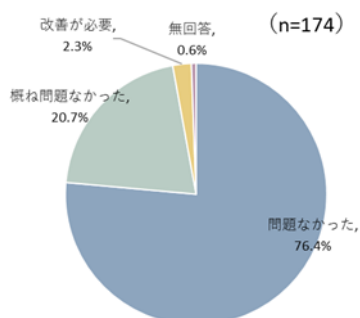
①視聴準備・案内		
問題なかった	114人	66%
概ね問題なかった	46人	26%
改善が必要	13人	7%
無回答	1人	1%
合計	174人	100%

図表 IV-21 ②音声について（単一回答）



②音声		
問題なかった	105人	60%
概ね問題なかった	49人	28%
改善が必要	16人	9%
無回答	4人	2%
合計	174人	100%

図表 IV-22 ③映像について（単一回答）



③映像		
問題なかった	133人	76%
概ね問題なかった	36人	21%
改善が必要	4人	2%
無回答	1人	1%
合計	174人	100%

Q6 製造業における特定技能外国人の受入れに関わり、ご不明な点、ご懸念事項、求めたい支援などがありましたら、自由にご記入下さい。(明らかな誤字のみ修正のうえ主な意見を掲載)

【内容について】

- ・ 美濃工業様の事例のご説明は大変わかりやすく、とても参考になりました。もっと小規模企業の例も知りたかったです。
- ・ 美濃工業様のご回答も非常に参考になりました。理解が深まり、今後の業務に活かせるセミナー内容でした。
- ・ 特定技能全般の説明から、すでに特定技能人材を受入れている大澤工業株式会社様の貴重なお話を聞くことができ、有益なセミナーとなりました。
- ・ とても聞きやすく説明も丁寧で、わかりやすい講習でした。大澤工業様の事例などの紹介も、弊社の状況とマッチしていてわかりやすくイメージが湧き今後の弊社の外国人人材との向き合い方に活かそうです。
- ・ 運用上の詳細な説明など勉強になりました。中でも美濃工業様の話は実例として興味深く拝聴させていただきました。タイ人は女性の割合が高く、結婚すれば、無期限で働けるという例は、少子化に悩む日本にとって、注目すべき観点かと思いました。
- ・ セミナーの内容は特定技能受入についての資料の内容だったので、まず、協議会に加入する、登録支援機関に依頼する、など全体像・流れが知りたかった。
- ・ そもそも登録支援機関とはどういったもので、依頼しなくても特定技能外国人制度を会社で運用していけるのか、入管への申請は、受入れ側、入国者本人、行政書士のうち誰が行うものなのか、など、雇用していく上での細かな内容が知りたかったです。
- ・ 録音等が不可となっておりましたので、説明にあった現状の雇用実績（雇用人数）等、今回の資料内容のダイジェスト版を見られるようにして欲しいです。
- ・ お役所用語をなるべくなくし、シンプルな言葉でわかりやすくしていただけると大変ありがたいです。
- ・ 実際に受入れを行っている企業の方の話や、質疑応答の時間をもう少しとっていただきたいかったです。
- ・ 質疑応答が役立ちました。たくさんの質問を司会の方がうまく整理してくださって、理解しやすかったです。経済産業省の回答も簡潔かつ明確でした。
- ・ 特定技能を推進する上で事例や改正などがあれば、都度情報をいただけると助かります。
- ・ 資料の事前配布もあり、当日の説明も簡潔でしたので、分かり易かったです。
- ・ 大変分かりやすい資料で助かります。業務区分においての雇用など、具体例が示され大変参考になります。
- ・ オンラインセミナーは移動時間が必要なく、どこからでも参加でき、ありがたいです。
- ・ 今後とも、リモートでの研修のご計画をお願いします。

- ・ この先も窓口が経済産業省になり安心して海外の方が日本で仕事ができる様にして欲しいです。闇のブローカーなども居て海外の方が可哀想な思いをしながら日本に来て働いている人も多いはずです。
- ・ 膨大な資料の中から抑えるべきポイントを簡単にご教示頂けるともっと良かったと思いました。
- ・ 特定技能制度について実務的なノウハウを身に付けられるセミナーを期待していたが、実務の話が聞けなかったのが残念でした。

【技術面について】

- ・ 弊社はWEBカメラが付いていないので、今後セミナーがあった際はチャットでのやりとりも可能でしょうか。(今回は挙手をし、カメラでの発言だったため)
- ・ ZOOM 利用での研修に比べると、画面操作が分りにくかったです。
- ・ 美濃工業様の講義部分は事前収録していたものだと思うが、データが重いのか時々途切れてビデオの音声が入る場面がありました。
- ・ 事前テストの接続が上手くいきませんでした。事務局のフォローで当日はスムーズに接続することができました。
- ・ 一部、講師の方が早口で音声が聞き取りづらい部分がありました。
- ・ セミナー参加までの案内、受講及び質疑応答については問題なく、気軽に視聴できるのは非常に良かったです。
- ・ 事前デモをして、音声が二重になったり画像がでなかったりといった不具合をなくしてほしいです。
- ・ 多少の接続不具合などは、大きな問題とは感じませんでした。

※なお、個別の質問に対する回答は、後日相談窓口（JTB）より回答した。

2. 下期セミナー（令和3年1月～3月開催）

(1) 実施状況

① 開催について

上期セミナーと同様に、新型コロナウイルス感染症対策としてウェブセミナーを計10回実施した。

全10回、冒頭に経済産業省による制度説明・試験概要の説明を行い、最新情報を周知し、以降は、3つのプログラムに分けて実施した。

第1回・2回は、制度説明のほか、特定技能外国人の受入れ事例の紹介や受入れの取組の効果等を解説した。また、上期セミナーで好評だった受入れに関するFAQの解説も行った。

第3回から8回については、新たな受入れ企業4社（株式会社真岡製作所・株式会社くまさんメディクス・三正工業株式会社・株式会社府中テンパール）が登壇し、取組事例を紹介した。第9回・10回については、受入れ企業6社によるパネルディスカッションを実施した。

全10回、参加者との質疑応答を行い、オンライン上で、経済産業省・出入国在留管理庁・登壇企業等が回答した。

開催情報は、経済産業省および弊社のHP・ポータルサイト上にて告知した。

② 開催日・方法

開催回	開催日	定員	開催形態
第1回 第2回	2021年 1/15(金) 1/22(金)	80名 (各回)	説明者がオンラインで登壇し、リアルタイムで説明。 チャット機能等も利用し、質疑応答 (Webexにて配信)
第3回～ 第8回	2/3(水) 2/10(水) 2/23(金) 2/17(水) 2/19(金) 3/3(水)	80名 (各回)	
第9回～ 第10回	3/5(金) 3/10(水)	80名 (各回)	

③ プログラム（第1回～第2回）

- 13:00～13:05 1. 挨拶
- 13:05～13:35 2. 制度説明
製造業における特定技能外国人材に係る制度概要・評価試験等について（経済産業省）
- 13:35～13:55 3. 製造業における特定技能外国人受入れ事例について（弊社）
- 14:00～14:30 4. 製造業における特定技能外国人受入れに関する FAQ（経済産業省）
- 14:30～14:55 5. 質疑応答（事前に寄せられた質問、当日ご参加者の質問等への回答）
- ※第1回は出入国在留管理庁も質疑応答に登壇

④ プログラム（第3回～第8回）

- 13:00～13:05 1. 挨拶
- 13:05～13:35 2. 制度説明
製造業における特定技能外国人材に係る制度概要・評価試験等について（経済産業省）
- 13:35～13:55 3. 製造業における特定技能外国人受入れ事例について（弊社）
- 14:00～14:30 4. 特定技能外国人受入れ企業による事例紹介等（受入れ企業）
- ・株式会社府中テンパール（電気・電子情報関連産業）…第3・4回に登壇
 - ・三正工業株式会社（産業機械製造業）…第5回に登壇
 - ・株式会社くまさんメディクス（産業機械製造業）…第6回に登壇
 - ・株式会社真岡製作所（素形材産業）…第7・8回に登壇
- 14:30～14:55 5. 質疑応答（事前に寄せられた質問、当日ご参加者の質問等への回答）
- ※第3回は出入国在留管理庁も質疑応答に登壇

⑤ プログラム（第9回～第10回）

- 13:00～13:05 1. 挨拶
- 13:05～13:35 2. 制度説明
製造業における特定技能外国人材に係る制度概要・評価試験等について（経済産業省）
- 13:35～14:35 3. 製造業における特定技能外国人受入れ事例について（パネルディスカッション）
- ・第9回：株式会社真岡製作所・大澤工業株式会社・三正工業株式会社
 - ・第10回：美濃工業株式会社・株式会社くまさんメディクス・株式会社府中テンパール
- 14:35～14:55 4. 質疑応答（事前に寄せられた質問、当日ご参加者の質問等への回答）

(2) セミナー参加状況・アンケート回収状況

① セミナー参加者数・アンケート回収状況

下期セミナーは、10回で一般参加者：401人、関係者を交えて412人が参加した。一般参加者のうち、221人からアンケートの回答が得られた（回収率：55.1％）。

図表 IV-23 各回セミナー参加者数、アンケート回収状況

開催回	申込	参加 (一般)	参加 (関係者)	アンケート回答	アンケート回収率
第1回、第2回	105	74	3	49	63.6%
第3回～第8回	351	253	4	131	51.0%
第9回～第10回	112	74	4	41	52.6%

開催日	開催日	参加者数		合計	うち アンケート回答数
		一般	関係者		
第1回、第2回	1月15日(金)	50人	2人	52人	34件
	1月22日(金)	24人	1人	25人	15件
第3回～第8回	2月3日(水)	61人	-	61人	34件
	2月10日(水)	38人	1人	39人	23件
	2月12日(金)	46人	1人	47人	26件
	2月17日(水)	38人	-	38人	20件
	2月19日(金)	39人	2人	41人	15件
	3月3日(水)	31人	-	31人	13件
第9回～第10回	3月5日(金)	44人	-	44人	24件
	3月10日(水)	30人	4人	34人	17件
		401人	11人	412人	221件

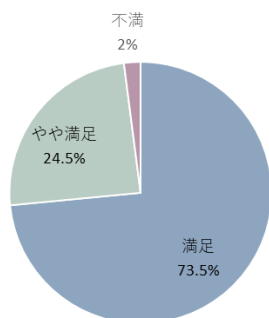
以下では、プログラム別に、第1回-第2回、第3回-第8回、第9回-第10回ごとに、参加者アンケートを集計した結果をまとめている。

② アンケート結果（第1回・第2回合計）

Q1 今回のセミナーに参加してみての満足度はいかがですか

セミナーの満足度は、やや満足が24%（12人）、満足が73%（36人）であった。

図表 IV-24 セミナーの満足度（単一回答）

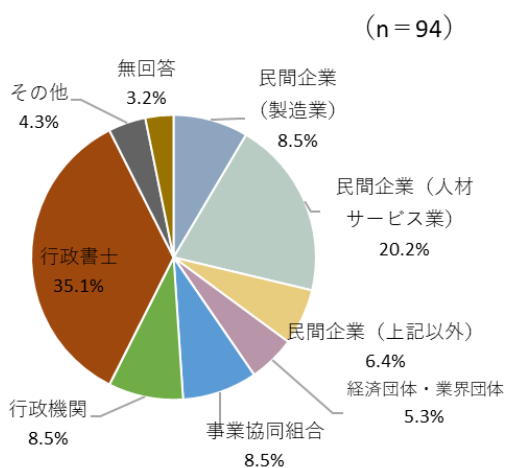


Q2_セミナーの満足度（単一回答）		
満足	36人	73%
やや満足	12人	24%
やや不満	0人	0%
不満	1人	2%
無回答	0人	0%
合計	49人	100%

Q2 所属企業・団体を教えてください（セミナー申込み時のデータ）

アンケート回答企業のうち、行政書士が最も多く35%（33件）、次いで人材サービス業が20%（19件）であった。

図表 IV-25 所属企業・団体（単一回答）

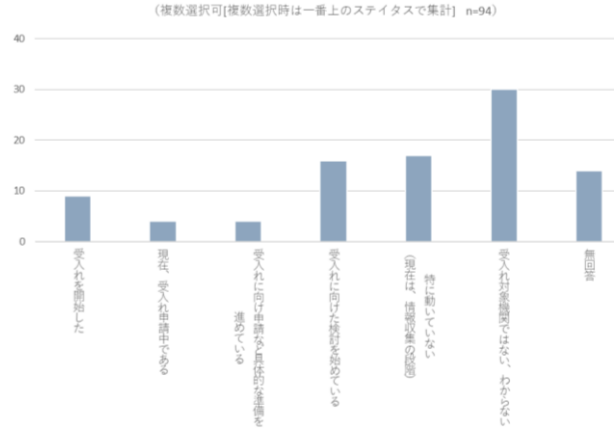


Q3_所属企業・団体（単一回答）		
民間企業（製造業）	8人	9%
民間企業（人材サービス業）	19人	20%
民間企業（上記以外）	6人	6%
経済団体・業界団体	5人	5%
事業協同組合	8人	9%
行政機関	8人	9%
教育機関 （大学、専門学校、日本語学校等）	0人	0%
行政書士	33人	35%
その他	4人	4%
無回答	3人	3%
合計	94人	100%

Q3 特定技能外国人の受入れ・検討状況はいかがですか（セミナー申込み時データ）

回答のうち、「受入れ対象機関ではない」が32%（30件）、「特に動いていない（情報収集の段階）」が18%（17件）であった。

図表 IV-26 受入れ・検討状況（複数回答）

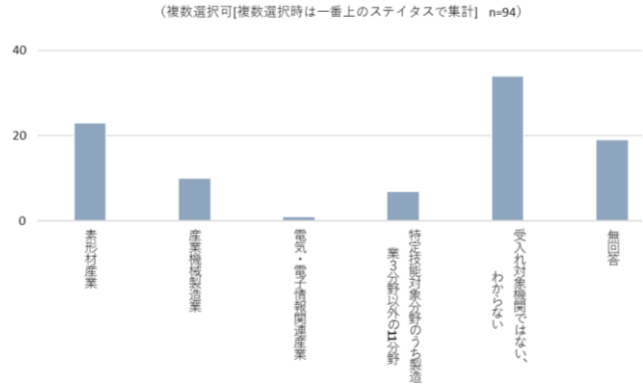


Q4 特定技能外国人の受入れ・検討状況 (複数選択可)		
受入れを開始した	9人	10%
現在、受入れ申請中である	4人	4%
受入れに向け申請など具体的な準備を進めている	4人	4%
受入れに向けた検討を始めている	16人	17%
特に動いていない（現在は、情報収集の段階）	17人	18%
受入れ対象機関ではない、わからない	30人	32%
無回答	14人	15%
合計	94人	100%

Q4 受入れを希望、検討中の分野はありますか（セミナー申込み時データ）

「素形材産業」が24%（23件）、「産業機械製造業」が11%（10件）であった。

図表 IV-27 受入れ・検討中の分野（複数回答）

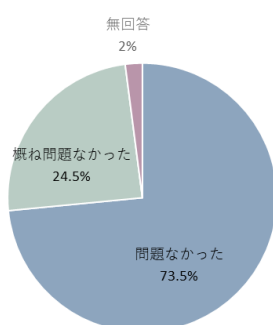


Q5 受入れを希望、受入れを検討中の分野 (複数選択可)		
素形材産業	23人	24%
産業機械製造業	10人	11%
電気・電子情報関連産業	1人	1%
特定技能対象分野のうち製造業3分野以外の11分野	7人	7%
受入れ対象機関ではない、わからない	34人	36%
無回答	19人	20%
合計	94人	100%

Q5-1 セミナーの受講（①視聴準備・案内）（②音声）（③映像）についていかがでしたか

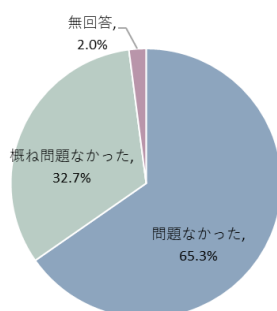
視聴準備・案内については、問題なかったが73%（36人）、概ね問題なかったが24%（12人）であった。音声については、問題なかったが65%（32人）概ね問題なかったが33%（16人）、であった。映像については、問題なかったが88%（43人）、概ね問題なかったが8%（4人）であった。

図表 IV-28 ①視聴準備・案内について（単一回答）



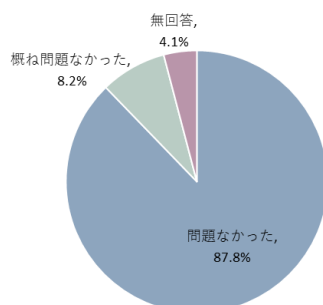
Q 7 セミナーの受講 ①視聴準備・案内		
問題なかった	36人	73%
概ね問題なかった	12人	24%
改善が必要	0人	0%
無回答	1人	2%
合計	49人	100%

図表 IV-29 ②音声について（単一回答）



Q 7 セミナーの受講 ②音声		
問題なかった	32人	65%
概ね問題なかった	16人	33%
改善が必要	0人	0%
無回答	1人	2%
合計	49人	100%

図表 IV-30 ③映像について（単一回答）



Q 7 セミナーの受講 ③映像		
問題なかった	43人	88%
概ね問題なかった	4人	8%
改善が必要	0人	0%
無回答	2人	4%
合計	49人	100%

Q6 製造業における特定技能外国人の受入れに関わり、ご不明な点、ご懸念事項、求めたい支援などがありましたら、自由にご記入下さい。(明らかな誤字のみ修正のうえ主な意見を掲載)

【制度に対するご意見・要望】

- ・ 受入れの日本標準産業分類の範囲を拡大して欲しい。
- ・ 受入れ対象の産業分野について、今後、対象が拡大される計画はあるか。計画がある場合、どのような分野で検討されているか知ることはできるか。
- ・ 特定技能所属機関の要件として分野ごとの日本標準産業分類に該当しなければ特定技能外国人の受入が出来ないが、技能実習の受入を行っていても産業分類に該当しなければ資格変更が認められない。同一企業にて特定技能外国人を受け入れる場合は特例として認めていただけるようにならないものか（制度の趣旨が異なることは十分承知しているが）。
- ・ 国際貢献を目的とする技能実習生からの移行は、おかしい。 特定技能に一本化すべきではないか。
- ・ 日本人労働者が不足している業務区分について外国人労働者を受け入れるということだが、新型コロナウイルス感染症で失業者が増加している状況で本当に日本人労働者で希望者がいないのか少し疑問に思っている。
- ・ 外国人の受入れは基本的に大賛成である。現在は新型コロナウイルス感染症問題があるが、将来の国益にとって必須だと思う。ただし、今回のセミナーでも説明があったが、特定技能は結局のところ、技能実習からの移行が多いので特に最近、ベトナム人の技能実習生の失踪、不法滞在、不法就労、悪質なブローカー（両国とも）の存在等が騒がれているが、この問題をどうすべきかが、特定技能を成功させるためには必要だと思う。勿論、大変複雑で簡単にいくはずはないことであるが。私は行政書士だが、一体自分達が今後どのようにしたら良いのか、今回のセミナーでヒントをもらえたら有難いと思う。

【参考になったコンテンツや、紹介してほしいコンテンツ】

- ・ 分かりやすい説明で、理解しやすかった。今後、在留資格の変更だけではなく、新規認定申請に関しても扱って頂けると助かる。また実例の紹介も、参考となるポイントが分かりやすく、勉強になった。協議会入会手続の変更など、動向に関する情報を頂ければ助かる。また、国に対しては、受入事業分野の拡大等も検討頂きたい。
- ・ 特定技能の評価試験対応テキストはどこで入手できるか教えて欲しい。

【感想、今後の展望】

- ・ 今後、技能実習生だけではなく、留学生や海外からの受入れが増えていくことを期待している。
- ・ 概要のみしか理解していなかったので本日の説明でより理解が深まった。

Q7 セミナー運営全体について、ご意見があればお聞かせください。

【セミナー内容について】

- ・ 短時間だったが内容が十分あり、とても参考になった。
- ・ 政策面も実例もあり資料も充実で、政策と現場を分かりやすく教えていただいて、よく分かった。新型コロナウイルス感染症で会場に行けないがネットで受講できて、ありがたかった。
- ・ 外国人受け入れや登録支援機関の選定で失敗した例についてもお聞きしたかった。

- ・ 制度についてももう少しゆっくりと解説してほしかった。
- ・ 話すスピードがちょっと速い。内容は充実だが、セミナー時間が足りない感じだった。

【セミナー運営について】

- ・ 初めての WebEx での参加の為接続等不安に感じていたが、事前のマニュアルや開始 1 時間前からの参加可能などご配慮頂き、無事参加することができた。内容もとてもわかりやすく充実しており参加してとても為になった。
- ・ 当方の問題だが、初めに退出の案内が有って、名前等を入力との事だったが何とか参加できた。チャットの担当の方の案内が無ければわからないままだったので大変助かった。
- ・ 進行もスムーズで大きな問題はなかったが、事前の質問事項を本人に詳細に聞く際に多少手間取ったことが改善点。
- ・ こちらのミスで最初音声聞き取れなかったもので、始まる前に音声テストみたいなモノがあると助かる。
- ・ カタカナ名でオンライン研修を受ける機会がなく、自分の名前をうっかり漢字登録してしまった。また資料をプリントアウトし、確認したいので、早目にもraitたい。
- ・ 他の参加者の名前が分かってしまい、顔が映っていた人もいた。問題だと思う。

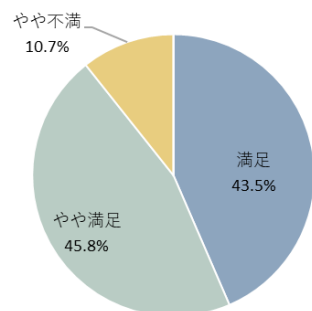
※なお、個別の質問に対する回答は、後日相談窓口（JTB）より回答した。

③ アンケート結果（第3回－第8回合計）

Q1 今回のセミナーに参加してみての満足度はいかがですか

セミナーの満足度は、やや満足が46%（60人）、満足が44%（57人）であった。

図表 IV-31 セミナーの満足度（単一回答）

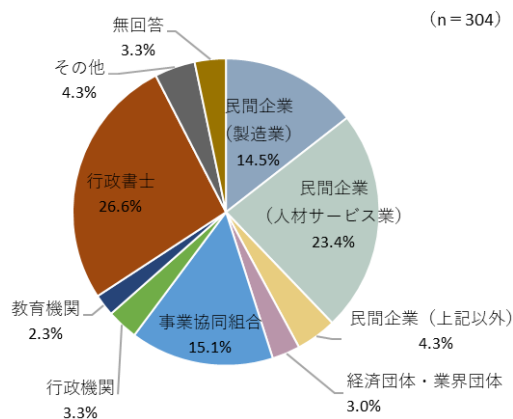


Q2_セミナーの満足度（単一回答）		
満足	57人	44%
やや満足	60人	46%
やや不満	14人	11%
不満	0人	0%
無回答	0人	0%
合計	131人	100%

Q2 所属企業・団体を教えてください（セミナー申込み時のデータ）

アンケート回答企業のうち、行政書士が最も多く27%（81件）、次いで人材サービス業が23%（71件）であった。

図表 IV-32 所属企業・団体（単一回答）

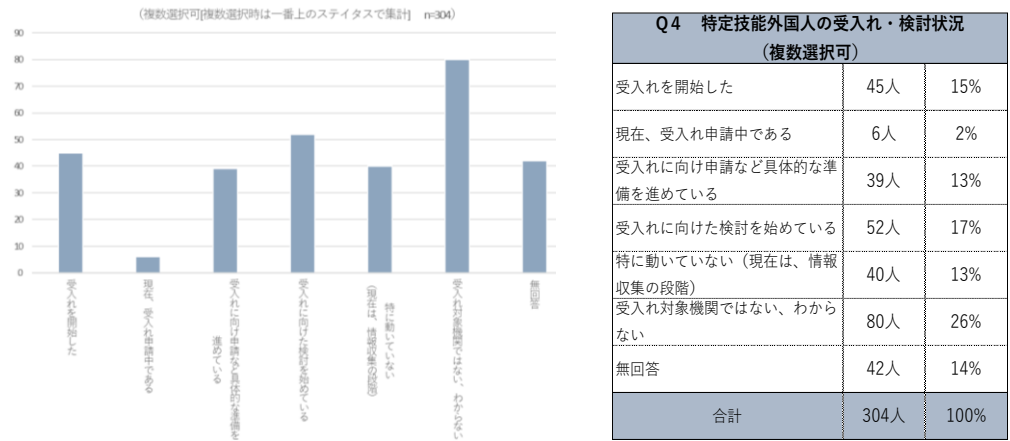


Q3_所属企業・団体（単一回答）		
民間企業（製造業）	44人	14%
民間企業（人材サービス業）	71人	23%
民間企業（上記以外）	13人	4%
経済団体・業界団体	9人	3%
事業協同組合	46人	15%
行政機関	10人	3%
教育機関 (大学、専門学校、日本語学校等)	7人	2%
行政書士	81人	27%
その他	13人	4%
無回答	10人	3%
合計	304人	100%

Q3 特定技能外国人の受入れ・検討状況はいかがですか（セミナー申込み時データ）

回答のうち、「受入れ対象機関ではない」が26%（80件）、「受入れに向けた検討を始めている」が17%（52件）であった。

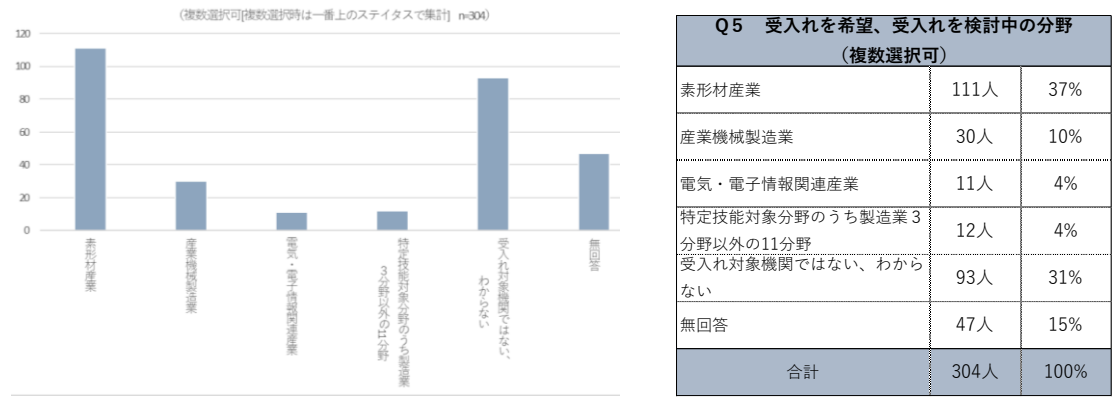
図表 IV-33 受入れ・検討状況（複数回答）



Q4 受入れを希望、検討中の分野はありますか（セミナー申込み時データ）

「素形材産業」が37%（111件）、「受入れ対象機関ではない」が31%（93件）であった。

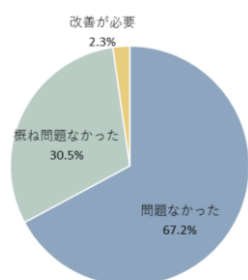
図表 IV-34 受入れ・検討中の分野（複数回答）



Q5-1 セミナーの受講（①視聴準備・案内）（②音声）（③映像）についていかがでしたか

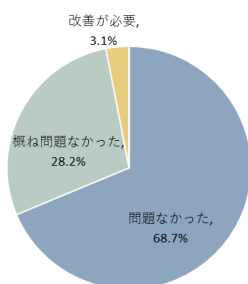
視聴準備・案内については、問題なかったが 67%（88 人）、概ね問題なかったが 31%（40 人）であった。音声については、問題なかったが 69%（90 人）概ね問題なかったが 28%（37 人）、であった。映像については、問題なかったが 79%（104 人）、概ね問題なかったが 20%（26 人）であった。

図表 IV-35 ①視聴準備・案内について（単一回答）



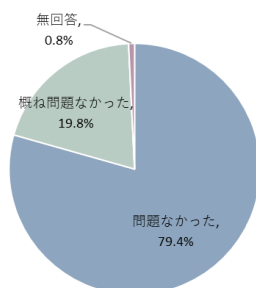
Q 7 セミナーの受講		
①視聴準備・案内		
問題なかった	88人	67%
概ね問題なかった	40人	31%
改善が必要	3人	2%
無回答	0人	0%
合計	131人	100%

図表 IV-36 ②音声について（単一回答）



Q 7 セミナーの受講		
②音声		
問題なかった	90人	69%
概ね問題なかった	37人	28%
改善が必要	4人	3%
無回答	0人	0%
合計	131人	100%

図表 IV-37 ③映像について（単一回答）



Q 7 セミナーの受講		
③映像		
問題なかった	104人	79%
概ね問題なかった	26人	20%
改善が必要	0人	0%
無回答	1人	1%
合計	131人	100%

Q6 製造業における特定技能外国人の受入れに関わり、ご不明な点、ご懸念事項、求めたい支援などがありましたら、自由にご記入下さい。(明らかな誤字のみ修正のうえ主な意見を掲載)

【制度について】

- ・ もう少し特定技能分野ごとの許可要件を統一し、また、受け入れ機関の要件を緩和して欲しい。
- ・ 14 分野中約 3 割の分野が新型コロナウイルス感染症によって不況と思われる。受入れについては時間がかかりそうだが、差し当たって書類が多すぎるように思う。
- ・ 最も関連企業が多い自動車産業、その自動車産業を含む輸送用機械器具製造業が、特定技能 1 号の対象産業に入っていないことが残念である。
- ・ 輸送用機械器具の分野でも中小企業は人手不足が深刻な企業が多い。教育の部分も鑑みて特定技能受入れの幅を拡充して頂きたい。
- ・ 登録支援機関の者である。受け入れを検討されている企業向けの内容なのかと思うが、現状の制度のあり方としては、技能実習 2 号を満了した人材（受け入れ企業）のみ優位に利用できる制度で、製造 3 分野では、新規受け入れ（評価試験）のハードルが高すぎるものとする。「随時 3 級技能検定と同程度」という趣旨は理解できるが、技能実習生は同試験を合格しなくても、日本語能力試験も合格していなくても「3 年を満了していれば」無条件で特定技能に資格変更できる。連絡協議会の審査も厳しく、飲食料品製造業と比較すれば、製造 3 分野は「受け入れる気があるのか？」と思わざるをえない現状と感じている。評価試験の実施回数や日程告知の遅さ等も気になる。今後速やかな改善を期待する。

【協議・連絡会について】

- ・ 先に協議会に入るようになったのは正解だと思う
- ・ 協議・連絡会の審査基準がわかりにくい。協議・連絡会に入会できるように日本標準産業分類の範囲を拡大してほしい。
- ・ 受入れ協議・連絡会への入会手続きが 3 月以降変更になることにより、入管庁への手続きと並行して行えなくなる為、事前に準備期間が必要になり、実務上、厳しくなった。（入会申請から受理されるまで 1 か月から 1 か月半ぐらいかかるとのことだったので）
- ・ 協議・連絡会への申請から認定までに 2~3 か月の期間を要す。せめて 1 か月くらいにならないか。

【産業分類について】

- ・ 最も知りたい事は、受入れ可能な事業所の日本標準産業分類だったが、考え方の基準などが不明確であり、よく分からなかった。
- ・ 受入可能産業分類の拡大を今後期待する。
- ・ 協議・連絡会の判断基準が分かりにくいので、すぐ聞ける電話窓口か受入れ可能な日本標準産業分類の範囲を拡大してほしい。
- ・ 協議会加入の産業分類が非常に狭い為、今後分類枠を広げて欲しい。少なくとも実習生受け入れ可能な企業には、特定技能へ移行可能となればよい。同一企業であれば、企業・実習生双方の信頼感が強く、他社で特定技能を行うよりも適切な受け入れが出来ると思われる。
- ・ 3 月から協議会に加入してからでないと申請出来なくなったので大丈夫だが、技能実習から特定技能になる場合、技能実習で行っている作業と同じ名称でも受入産業分野に当てはまらない場合があり困った。

- ・ 日本標準産業分類該当判断に苦慮していることがわかる。特定技能創設に係る入管法改正では、2年後に制度見直しが付帯決議、約束事項なので、製造業分野の受入れ産業の再編を検討してもいいのではないかな。

【手続きについて】

- ・ 手続きが難しそうで敷居が高い。日本人の採用と同等な手続きになるとありがたい。もしくは手続きの説明会を開催して頂けると助かる。
- ・ 定期報告を簡略化してもらいたい。

【試験に関して】

- ・ 特定技能試験の受験枠が小さすぎると思う。受験席数を大幅に増やしていただきたい。

【希望コンテンツ】

- ・ 特定技能外国人の活用方法だけでなく、自社が受け入れ可能かの判断基準や申請についてなど、テクニカルな部分で言及いただけるとありがたいと感じた。
- ・ 何処にどの様に受入れが可能なのか説明して頂けるセミナーを開催してもらえると助かる。今のままでは分かりづらく受け入れてよいのか、駄目なのか分からない。
- ・ セミナー開催、有難うございます。具体的な手続きについて、手続きの際の注意事項、記載に当たっての注意など実務面においての説明も希望する。
- ・ 特定技能1号（製造3分野）の対象業務区分一覧とそれに対応する技能実習2号移行対象業務区分が理解しづらいので、運用要領への具体的な詳細事例の記載をぜひお願いしたい。
- ・ 評議会の事前入会が必須になるため、HPに審査状況を踏まえた審査期間の目途や、メールでどれぐらいかかるか送って頂けると嬉しい。
- ・ 1号特定技能外国人を受け入れ後の帳簿管理も教えていただきたい。個人情報の関係で在留カードの写し、賃金台帳など事業所の現場に置いてもいいのか、保管場所についても教えて欲しい。特定技能外国人が働いている事業所と本社に分けて保管することは可能なのか。
- ・ 技能実習の「業務区分」と素形材産業の「産業分野」の対応付けはマトリックスで表現してほしい。
- ・ （現場の実態として）分かりにくい。例えば①技能実習「塗装」と産業分野（産業として塗装は無い）②産業分野「金属熱処理」と技能実習（業務区分としては無い）「金属を熱処理して、鍛造して、塗装して出荷」（単品）という製品を出荷している場合、など。

【感想、今後の展望など】

- ・ 今後より一層外国人の方々の手が必要となると思うので、とても関心がある。
- ・ 是非、採用したいので引き続き学んでいきたい。
- ・ 弊社においても「特定技能外国人受け入れ」を検討しているところである。現在実習生「技能実習生2号」からの採用を「制度」の勉強しながら進めているところである。
- ・ 現在コロナ過で海外からの受け入れは難しい中で、国内の外国人材を優先的に受け入れする企業様が多いと思う。今後、外国人材を導入していく中で、出てくる問題などは各企業様で殆ど同じことが考えられる。その中で既に実習生を受け入れている企業様の努力により定着されているということは、とても参考となった。
- ・ 実際に受け入れを行っている企業の話を知ることができたので、とても参考になった。

た。

- ・ 外国人労働者による犯罪も増え、風当たりが強くなっている状況だが、日本の製造業に外国人労働者は欠かせない存在なので、受け入れる企業側は外国人労働者が地域の人たちに受入れられるようにしっかり教育する必要があると思う。その教育体制が整っていない企業は外国人労働者を受け入れる権利はないと思う。

Q7 セミナー運営全体について、ご意見があればお聞かせください。

【セミナー内容について】

- ・ とても分かりやすく説明していただき、大変参考になった。
- ・ 総じて、メリハリのあるセミナーで時間的にも長くなく上手く運営されていたと捉えている。今後とも、継続開催を行っていただきたい。
- ・ しきみ等もわかりやすく、有意義なセミナーだった。
- ・ 質疑時間をしっかりと確保されており、良かった。
- ・ 前回の内容に比べ、今回のもののほうがかなり凝縮されていてよかった。
- ・ 今後も最新情報含めご教授頂ければと思う。
- ・ スムーズに進行していた。
- ・ Webex を使うのが初めてなのできちんと入れるか心配だったが問題なく始められてよかった。
- ・ 入室に手間がかかる点を除き、概ね満足。
- ・ 事例をたくさん話していただけるとありがたい。
- ・ 受入れ企業とは別に、登録支援機関側からの意見や説明（申請の際に気を付けた方がいいことや間違いやすい点など）も聞いてみたい。
- ・ 私見だが、これから検討する企業に対して細かい説明より実践的重点ポイントにされて説明の方がいいと思う。また、添付資料が多すぎるので、質問問合せ形式にされたら如何だろうか。
- ・ 前半内容は1月22日開催とほぼ同じということを事前に知らなかった。セミナー申し込みページの備考欄が分かりにくかった。
- ・ 既に技能実習生等の受け入れ実績がある企業の中でも最高レベルの受け入れ態勢を整えている事例が多く、特定技能制度で初めて身分事項滞在者以外の外国人雇用を考えている業者にとっては挫折を感じるものだった。

【セミナー内容：登壇企業について】

- ・ 実例や、現場での具体的な話を聞くことが出来てとても参考になった。今後のセミナーでも期待している。
- ・ 企業の受入れ事例紹介はたいへん興味深くいいと思う。
- ・ いろいろ工夫を凝らしながらのセミナーでいいと思う。企業紹介事例は大変参考になる。このセミナーでは、経産省と入管庁も講師に登壇されるので、企業事例とあわせて、企業から受入れ事例を踏まえて特定技能制度に係る申請等の見直し点、改善点、または今後の制度設計全般の提言を各社していただくことも参考になるかと思われる。
- ・ 今回は更に新たな情報や具体的な例が聞けたのでとても興味深かった。テンパールさんのお話にはとても感動した。
- ・ 三正工業さんからの取組説明がとても詳しく、大変参考になった。特定技能の方が手取りが減ってしまう可能性がある、日本語教育等の強制はしない、監理会社との関係等、なるほどと思う内容で、貴重な情報を共有いただき、感謝申し上げます。紹介企業数は少なくてもいいので、このような内容の詳しいご紹介を是非またお願いしたい。

- ・ 三正工業様の事例紹介で、日本人との同等報酬要件の考え方、計算方法の紹介はたいへんよかったと思う。各企業のこのような具体的な取り組み紹介は、各企業の大きな参考情報として渴望しているところと予想される。

【その他】

- ・ 当該セミナーへ参加させて頂き感謝申し上げます。弊社、輸送用機械器具製造業で現状厳しいかと思うが今後のために受講させて頂いた。
- ・ 聞き逃した点もあるので、再度、セミナーを視聴したいと思う。ご検討いただけると有難い。
- ・ 『産業分類に掲げる「産業を行っている」かどうかは、直近1年間で、3分野の産業分類として掲げた産業について、「製造品出荷額等」が発生していることを指します』と、配布された資料にも明記されていると思う。これは、例えば、様々な用途に使用可能な（使用可能に見える）部品を製造していても、その最終的な用途が3分野の産業分類として掲げた産業に該当していなければ、当該製品の製造工程の作業に、特定技能外国人を導入することは出来ないと判断するものだとは解している。上記の内容について、私の中では整理出来ていたつもりだったが、本日のセミナーにて、上記とは異なる判断を受けた事例があったとの質問があり、非常に混乱している。特に、産業分類に該当しない企業様において、この判断は非常に重要なので、わかりやすい説明と、ブレない判断を切にお願い申し上げます。

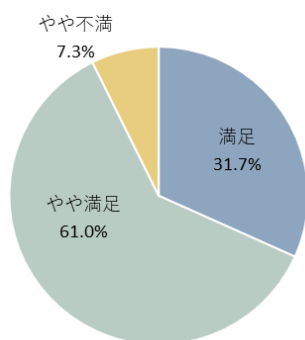
※なお、個別の質問に対する回答は、後日相談窓口（JTB）より回答した。

④ アンケート結果（第9回・第10回合計）

Q1 今回のセミナーに参加してみても満足度はいかがですか

セミナーの満足度は、やや満足が 61%（25 人）、満足が 32%（13 人）であった。

図表 IV-38 セミナーの満足度（単一回答）

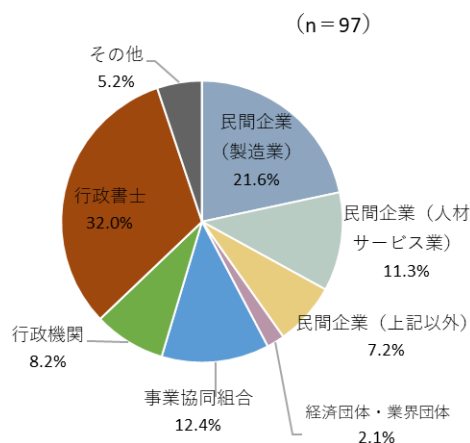


Q2_セミナーの満足度（単一回答）		
満足	13人	32%
やや満足	25人	61%
やや不満	3人	7%
不満	0人	0%
無回答	0人	0%
合計	41人	100%

Q2 所属企業・団体を教えてください（セミナー申込み時のデータ）

アンケート回答企業のうち、行政書士が最も多く 32%（31 件）、次いで製造業が 22%（21 件）であった。

図表 IV-39 所属企業・団体（単一回答）

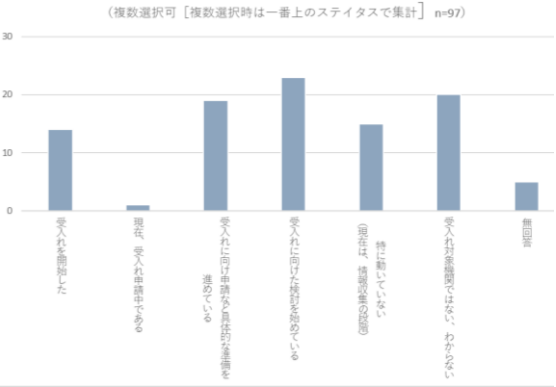


Q3_所属企業・団体（単一回答）		
民間企業（製造業）	21人	22%
民間企業（人材サービス業）	11人	11%
民間企業（上記以外）	7人	7%
経済団体・業界団体	2人	2%
事業協同組合	12人	12%
行政機関	8人	8%
教育機関 （大学、専門学校、日本語学校等）	0人	0%
行政書士	31人	32%
その他	5人	5%
無回答	0人	0%
合計	97人	100%

Q3 特定技能外国人の受入れ・検討状況はいかがですか（セミナー申込み時データ）

回答のうち、「受入れに向けた検討を始めている」が24%（23件）、「受入れ対象機関ではない」が21%（20件）であった。

図表 IV-40 受入れ・検討状況（複数回答）

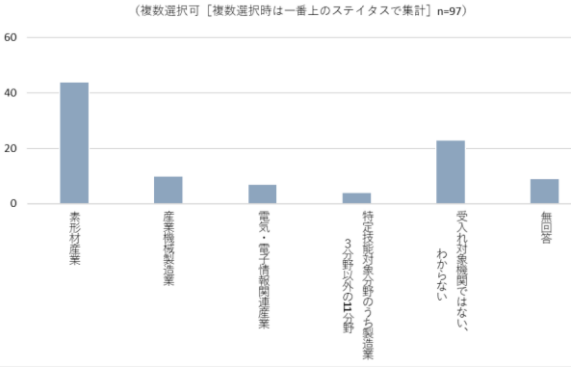


Q4 特定技能外国人の受入れ・検討状況 (複数選択可)		
受入れを開始した	14人	14%
現在、受入れ申請中である	1人	1%
受入れに向け申請など具体的な準備を進めている	19人	20%
受入れに向けた検討を始めている	23人	24%
特に動いていない（現在は、情報収集の段階）	15人	15%
受入れ対象機関ではない、わからない	20人	21%
無回答	5人	5%
合計	97人	100%

Q4 受入れを希望、検討中の分野はありますか（セミナー申込み時データ）

「素形材産業」が45%（44件）、「受入れ対象期間ではない」が24%（23件）であった。

図表 IV-41 受入れ・検討中の分野（複数回答）

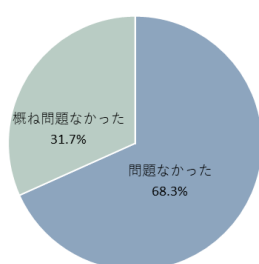


Q5 受入れを希望、受入れを検討中の分野 (複数選択可)		
素形材産業	44人	45%
産業機械製造業	10人	10%
電気・電子情報関連産業	7人	7%
特定技能対象分野のうち製造業3分野以外の11分野	4人	4%
受入れ対象機関ではない、わからない	23人	24%
無回答	9人	9%
合計	97人	100%

Q5-1 セミナーの受講（①視聴準備・案内）（②音声）（③映像）についていかがでしたか

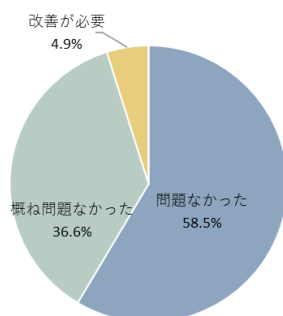
視聴準備・案内については、問題なかったが 68%（28 人）、概ね問題なかったが 32%（13 人）であった。音声については、問題なかったが 59%（24 人）概ね問題なかったが 37%（15 人）、であった。映像については、問題なかったが 71%（29 人）、概ね問題なかったが 27%（11 人）であった。

図表 IV-42 ①視聴準備・案内について（単一回答）



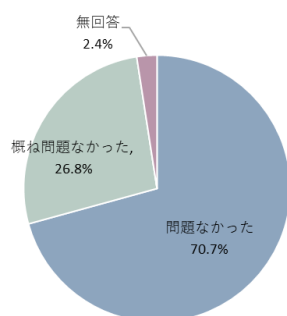
Q 7 セミナーの受講		
①視聴準備・案内		
問題なかった	28人	68%
概ね問題なかった	13人	32%
改善が必要	0人	0%
無回答	0人	0%
合計	41人	100%

図表 IV-43 ②音声について（単一回答）



Q 7 セミナーの受講		
②音声		
問題なかった	24人	59%
概ね問題なかった	15人	37%
改善が必要	2人	5%
無回答	0人	0%
合計	41人	100%

図表 IV-44 ③映像について（単一回答）



Q 7 セミナーの受講		
③映像		
問題なかった	29人	71%
概ね問題なかった	11人	27%
改善が必要	0人	0%
無回答	1人	2%
合計	41人	100%

Q6 製造業における特定技能外国人の受入れに関わり、ご不明な点、ご懸念事項、求めたい支援などがありましたら、自由にご記入下さい。(明らかな誤字のみ修正のうえ主な意見を掲載)

【制度について】

- ・ 分野の判断が難しい。
- ・ 雇用の期間限定(5年)が有る事に不満足。何とか条件を付けるなどして、条件緩和、制限を伸ばすなり、外すなりしてほしい(諸理由が有る事は重々理解しているつもり)。
- ・ 家族帯同を認められていない事に不満。世界の潮流である“SDGsや人権”に逆行している。本人は納得して出稼ぎに来てはいるが、奥さん、子どもも居る方を見るとやるせない思いもある。
- ・ 特定技能の業務ができる範囲が余りにも細かく制限され過ぎており、日本人が得意とする「多能工」や現場では当たり前のマルチ化と離れ過ぎている。現場では、その日本人と同じように、当然ながら色々な業務も行って貰わないとやっていけないし、肝心の本人達が色々な仕事をさせて下さいと言っている。個人の成長を考えると人として当然の要求であり、それをするなど言うのは、人として扱って居ない事、単純作業のみ、繰り返しさせることになってしまうというジレンマあり。何らかの条件緩和をしてほしい。
- ・ 協議会への加入証明が必須となったが、産業分類の考え方自体が非常に難しいことと、申請してから数か月かかるという点が製造3分野の特定技能制度において問題点かと思う。自動車関係、縫製業、プラスチック加工といった人手が足りない企業の受入れ相談が増えていると最近感じている。
- ・ 受入れ可能業界の範囲拡大についても検討頂きたい。
- ・ 今後の拡大に興味がある。
- ・ 制度は良いと思うが制限、条件も多く導入までに手間と時間を要する。
- ・ もう少し受入に関しての業務区分制限を緩和して欲しいと思う。色々簡単に行かない部分はあるだろうが、実際の現場の事を考えて設計されているとは思えない。素形材産業協議会に認定された企業にて、プラスチック成型実習修了者を雇用出来ないというのは全く納得いかない。ここは何とか変えて頂きたい。
- ・ 支援に掛かる費用について、監理団体が登録支援機関を兼ねる場合は、「支援」の費用を抑えられているようだが、一般には相当の費用負担となる。そのために特定技能での受け入れを躊躇する企業もいるのではないかと考えられる。一方で、留学生(専門学校又は大学)が特定技能で就業する場合、規定の支援はやや過剰な印象を受ける。少なくとも留学生については、支援項目を少なくすれば、費用も抑えられ、特定技能での就業者が増えるのではないかと。

【感想、要望】

- ・ 実際に特定技能の受入れをしている受入れ機関の話が聞けてよかった。一緒に難しいかもしれないが、支援機関の監理団体の話もあれば聞けるといいと思った。
- ・ 特定技能外国人と日本人の待遇は同じ必要があると聞いているが、その辺の具体的な話が聞けるとよかった。
- ・ 連絡・協議会への加入の仕方をもう少し詳しく話して欲しかった。
- ・ 登録支援機関のことがもう少し知りたかった。
- ・ 相談窓口の電話が話し中ばかりで全くつながらない。もう少し窓口を増やして欲しい。

い。

- ・ 経産省に相談してくれとの事だったが、以前より相談しているが、申し込みをだしてもらわないと加入出来るかわからない、の一点張りだった。そもそも申し込みをする際の製品報告が沢山の製品を扱っているので絞り切れない。そのあたりをご相談させて頂く部署はどちらになるのか知りたかった。
- ・ 登録支援機関を取得したが、まだ1件も営業・受注できていない。どう営業したらよいかかわからない。登録支援機関を利用しない選択の会社様も本日いらっしゃり、責任は重いのに、いない存在？と思ってしまった。

Q7 セミナー運営全体について、ご意見があればお聞かせください。

【セミナー内容について】

- ・ 運営ご担当者がきめ細かく Q&A を拾ったり、また質問に対してフォローを加えながらパネリストへ聞いて下さり、とても素晴らしい対応だった。制度についてとても勉強になった。
- ・ 事業者様の実際の声が聞けるのはとても有益だった。
- ・ 素晴らしい運営だった。とても聞き取りやすくパネルディスカッションの企業3社様の回答も的確でとても参考になった。
- ・ 進行等スムーズで、集中できた。あつという間の2時間だった。
- ・ 全体的印象は事前資料配布等含め 好印象。事務局の当日運営も滞りなかった。
- ・ 制度説明に時間をもっと取ってほしい。
- ・ 受入れに関しての様々な取組み事例はわかりますが、現場及び事務作業的に困難だった点、難しかった点、分かりにくかった点、現在取組み中の案件、制度的に改善すべき点など、綺麗事ではなくもっと具体的な事例を事前にヒアリングした上でパネラーとディスカッションする形の方がよりためになると思う。

【セミナー運営について】

- ・ パネルディスカッションでの各企業のお話は大変参考になった。
- ・ 一部の登壇者の音声途切れたため、内容を理解できなかったところがある。自分のみの媒体の支障ではなく、司会者も途切れを認識されていたので、音声の乱れについては予め了承していたとはいえ、短時間の途切れだったので、フォローや再説明をしていただきたかった。
- ・ 今回たまたま経産省のホームページなどを見てこのセミナーを見つけたが、メールアドレスを登録しておけばセミナー開催案内をメールで周知いただける仕組みを作ってほしい。

※なお、個別の質問に対する回答は、後日相談窓口（JTB）より回答した。

3. 海外向け動画の制作

(1) 実施趣旨

① 背景

事業開始当初は、海外試験実施国にてセミナーを実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症による渡航制限等により、海外試験の実施が延期となったため、動画アーカイブにて制度説明・事例紹介を実施することとした。

リアルタイムでの配信型ウェブセミナーの開催も併せて検討したが、海外現地のネットワーク環境、開催日時を指定することで限られた参加者になってしまう点などの課題が考えられた。そのため、場所・人数・日時を問わず、安定したネットワーク環境のある場所で動画を閲覧し、視聴者が内容や制度等を正しく理解できることを企図して、動画アーカイブによる制度説明・事例紹介を選定した。

② 目的

製造 3 分野の制度説明と受入れ企業の事例紹介の動画は現地語に翻訳し、試験実施候補国の外国人材や現地の送出し機関等に広報し、制度理解を促す。

(2) 実施内容

① 概要

配信方法	動画の配信
掲載場所	ウェブ（ YouTube METI チャンネル ）
動画	ナレーション：現地語にてナレーション スライド資料：現地語に翻訳
製作動画	①製造業における特定技能外国人材の受入れについて ②製造業における特定技能外国人材受入れ事例の紹介
広報	・ 外国人技能実習機構が公表する、対象国各国の認定送出し機関リストにあるメールアドレスへの周知 ・ 製造業特定技能外国人材受入れ・協議連絡会での案内 等
対応言語	日本（日本語）
	フィリピン（英語）
	インドネシア（インドネシア語）
	タイ（タイ語）
	ミャンマー（ミャンマー語）

② 成果物

	①制度説明	②事例紹介
日本語		
英語		
インドネシア語		
タイ語		
ミャンマー語		

4. 小括・得られた示唆

国内セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた全国 10 箇所での、対面式セミナーを中止せざるを得ず、20 回全てオンラインでの開催となった。登壇者との事前の調整や、参加者の PC 環境の違い等から運営面において難しい部分もあったが、全国各地から、場所を問わず聴講してもらうことが可能になったことや、チャット等を通して双方のやり取りが簡易になったことは良かった点である。

また、コンテンツについても、令和元年度事業では 2 社のみの事例紹介にとどまったが、本事業では計 6 社に登壇をいただき、聴講者にとってより現場感のある情報を提供することができたのではないかと考えられる。

海外セミナーについては、出入国が規制される中で、海外現地におけるセミナーを断念せざるを得ず、制度及び受入れ事例紹介を趣旨とする動画を作成した。このことで、場所や時間を問わず、広く制度周知を行う素地を整えることができたことは良かった点である。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつであるが、セミナー単発での実施にとどまらず、試験合格者と企業とのマッチング交流会や、受入れ機関への個別相談など、複数の目的を兼ねた事業運営を行うことが望ましい。また、オンラインセミナーを継続する場合でも、今年度登壇いただいた企業以外にも幅を広げていくことや、事例紹介、パネルディスカッションとは異なるコンテンツの検討が求められる。

第Ⅴ章 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の開催

1. 実施内容

(1) 「協議・連絡会」の開催

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和２年度は書面開催の形式をとり、経済産業省より構成員へ一斉メール送付の形で実施した。

開催回	内容（資料名から記載）	備考
2020 年 8 月 28 日（金）	1. 特定技能外国人材の受入状況等について 2. 協議・連絡会入会申請システムの機能追加について 3. 製造分野特定技能１号評価試験（国内試験）の開催について 4. 特定技能外国人材受入れ事例 5. 製造業における特定技能外国人材受入れに関する FAQ	書面開催
2020 年 12 月 7 日（月）	1. 特定技能外国人材の受入れ状況等について 2. 製造分野特定技能１号評価試験（国内試験）の開催について 3. 製造分野特定技能１号評価試験（国内試験）の実施状況について 4. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会入会手続きの一部変更に関する意見募集について 5. 製造業における特定技能外国人材受入れ事例	書面開催

2. 小括・得られた示唆

開催にあたり、メールの一斉配信を経済産業省より BCC 等にて配信を行っており、構成員への連絡・配信方法について、システム等の検討が必要である。

また、書面開催により、構成員と事務局間及び、構成員間での双方向なやり取りの場をつくることができなかった。新型コロナウイルス感染症の収束状況も見極めつつ、構成員同士の情報交換や悩み相談などを行える横の繋がりを形成していくことも、協議・連絡会及び制度の発展には今後求められる点だと考えられる。

第 VI 章 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の入会手続の補助業務

1. 実施趣旨

(1) 趣旨

「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の入会手続について経済産業省の補助を行った。具体的には、入会手続きの受付に係る補助、入会手続きシステムの更新及び運営、問合せへの対応等である。

2020 年 6 月に、それまで経済産業省が一括で担っていた体制から、上述した一部の補助機能及び新システムへの移行を行った。

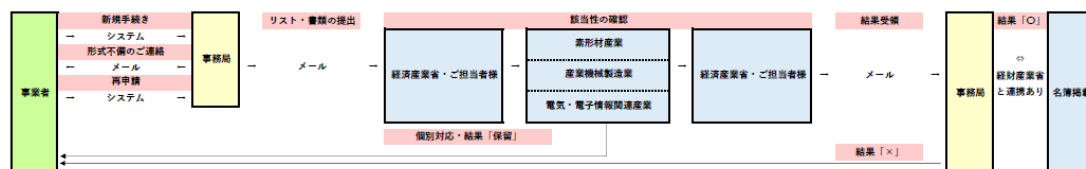
2. 実施内容

(1) 「協議・連絡会」への入会受付

協議・連絡会の入会受付に係る補助業務として、主に以下の 3 つに分けられる。

- ① 法人情報、担当者連絡先、受入れ事業所情報、登録支援機関情報の形式的な不備の修正
- ② 特定産業分野情報、受入れ事業所が行っている産業の日本標準産業分類の届出変更
- ③ 産業の証明書類差替え

図表 VIII-1 入会受付対応のフロー



(2) 入会手続きシステムの更新・運営

経済産業省と事務局間における協議・連絡会の入会手続に係る届出内容のリスト形成と運営スキームの調整・確定を行った。具体的には、新規入会手続きに対するチェック項目をまとめた事務局用マニュアルの作成、届出内容の CSV データベースからのリスト改修、手続き内容に対する該当性の確認内容の対応を行った。

① 事務局マニュアルの作成

業務の棚卸しと手続き関連のフローを整理するため、事務局マニュアルを作成した。

② リスト整理

構成員への一斉連絡等での活用のため、入会手続きシステムから届出リストや構成員向けのメーリングリストを作成し経済産業省へ提出した。

③ 証明書類の不備の確認

証明書類に関する明らかな不備不足の確認が取れるものは事務局から事業者に連絡し、サポートを行った。ただし、補助業務の範囲を超える質問（分野・業務区分の該当性の確認など）に関する回答を求められた場合は、事務局では回答は行わず、都度経済産業省に共有した。

④ 名簿作成・更新

経済産業省から受領する確認結果をもとに、協議・連絡会の構成員名簿の作成、ポータルサイトでの掲載を行った。また、分野・業務区分の該当性が確認できなかった事業所を対象に理由を通達し、場合によっては再手続きのサポートを行った。

(3) 問合せ対応

問合せ件数は、2020 年 6 月から 2021 年 2 月末まで約 1,300 件あり、メールにて対応した。その他、メールでは補い難い問合せに対しては電話対応も個別に行った。問合せ内容は、手続き状況、経済産業省から照会内容に対する確認が多かった。

3. 小括・得られた示唆

2021 年 3 月 9 日時点の構成員件数は、受入れ機関が 1,130 件、関係機関が 187 件となっている。今後も増加が見込まれる構成員に対応すべく、システム基盤の強化が重要となる。

具体的には、基本的な質問や問合せの多い質問はチャットボット等を活用することで解決を図ることが期待される。また、ポータルサイト上にて定期的に「今月のお問合せ集」などの情報公開を行い、時機に適した FAQ を掲載するのも一案である。

第 VII 章 試験合格者のマッチングの在り方検討

1. 検討趣旨

(1) 趣旨

海外試験合格者と国内事業者とのマッチング支援の検討、特に地方への人材定着を図る観点から、地方における人材のマッチング支援の検討を行った。

(2) 検討内容

大都市圏集中回避に向けたマッチングとして、外国人材受入に積極的な自治体と連携したマッチングの在り方について、自治体にヒアリングを行うことで可能性を検討した。

(3) 検討方法

① 自治体における外国人材受入れ取組の整理

47 都道府県について、外国人材受入れに対する取組み（MOU 締結、マッチング、誘致活動、相談窓口、セミナー開催等）を HP 等の情報より整理を行った。

② 受入に積極的な自治体へのヒアリング

①で外国人材受入に積極的な自治体を対象に、海外試験合格者とのマッチングにおける連携の可能性についてヒアリングを実施した。

図表 VII-1 自治体ヒアリング対象（12 自治体）

各自治体で実施している外国人材受入れ関連事業	
1	外国人材支援としてマッチング事業
2	海外現地での就職面接会
3	海外自治体との MOU 等締結
4	外国人材受入れ事業の検討
5	海外自治体との MOU 等締結
6	海外現地での合同企業説明会
7	外国人材活躍事業
8	海外現地での合同面接会
9	セミナー実施
10	外国人材受入の相談窓口
11	協議会の設置
12	外国人材受入支援事業

2. 自治体ヒアリング結果

(1) 自治体と連携した現地交流会の実施案①～③の連携可能性

自治体と連携した現地交流会の実施について、

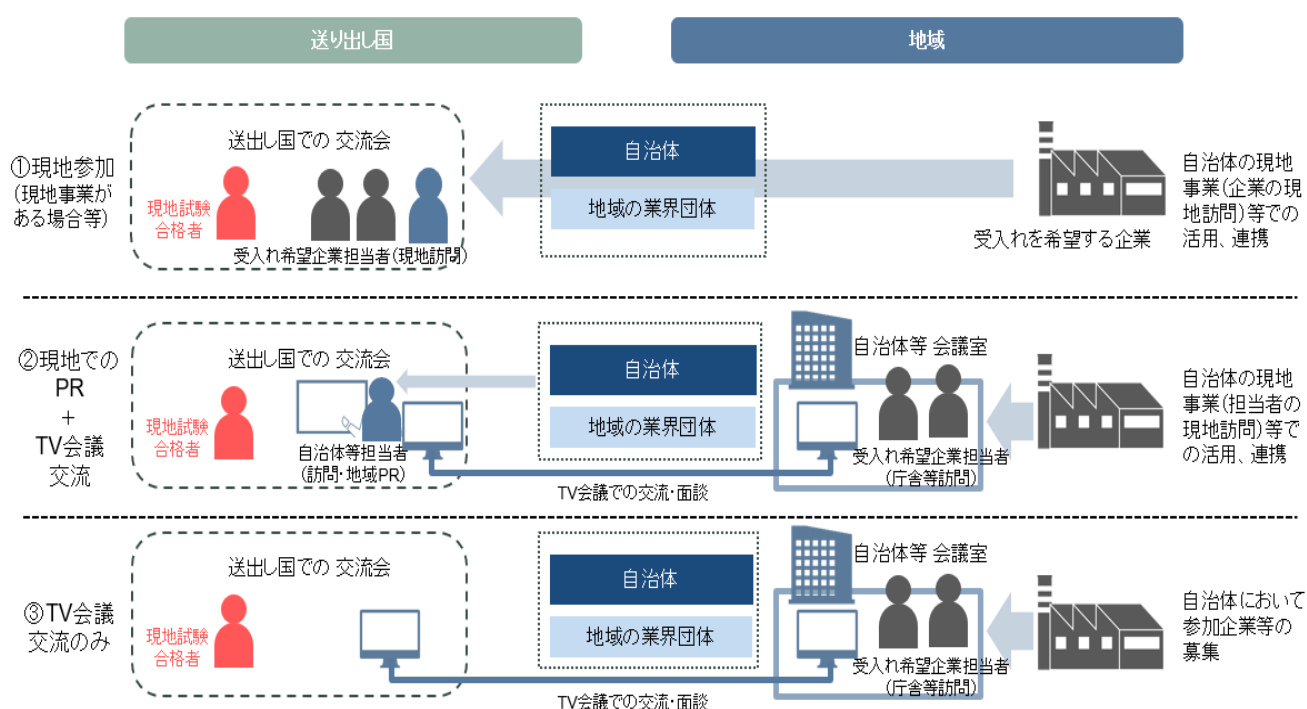
「①現地参加（自治体の現地事業等がある場合、自治体が企業を引率）」

「②現地での PR（自治体の担当者等のみが現地参加） + TV 会議」

「③TV 会議交流のみ」

のパターンをもとに、連携の可能性について意見交換を行った。

図表 VII-2 自治体と連携した現地交流会のスキーム案



【実施案全体に積極的な自治体、実施案①②についても条件があれば対応可能】（6 県）

- 県で重点的に支援している企業にとっては、渡航費等の負担が難しいと考える。県で支援している企業は、人手不足で困ってはいるがこれまでに外国人雇用経験はなく、まだ姿勢が消極的なこともあり、自費での渡航まではしないと考える。自費で渡航するような企業は、監理団体や送出し機関のネットワークを使って自力で取り組んでいる。そのため、県の支援は必要なく、行政の交流の機会があってもわざわざ来ないように思う。
- 海外での交流会において、担当者がブース出展する形は十分考えられる。企業が自費で参加するよりも現実的である。ブースを出展する際、TV 会議でブースと県内の事業者を繋ぎ、面談をしてもらう方法も考えられる。
- 既に、技人国区分で、企業と海外現地人材のマッチングを実施しているため、特定技

能についても検討の余地がある。今年度の協力は難しいが、次年度以降、モデル事業等の形式で実施するのであれば、何らかの連携が可能かと思われる。

①～③の方法について、具体的な内容が決まっていない状況では返答しにくいですが、とても興味はある。現地で交流会を実施する場合、試験を合格していない段階の人と交流するモチベーションのある企業はいないと思う。実施するのであれば、合格者との交流会で、実際の面接、採用が可能ないようにしてほしい。経産省の事業で、現地に企業を連れていくのであれば、通訳やアテンドするバスなどのフォローが必須である。県としては予算を持ち合わせていない。注力している国以外に、今のところ他の国は考えていない。

- ・ ①～③のどれも魅力的だが、財政状況を考えると協力できるのは③が現実的である。①②について、県で行う海外現地合同企業説明会と時期があれば、現地の会場へ実際に行けるかもしれない。しかし、県の事業は「技術・人文知識・国際業務」の高度人材を主な対象としているため、参加企業が特定技能の人材に対しても関心を示すかどうか、ミスマッチにならないかという心配はある。また、現状、試験はほとんど実施されておらず合格者も少ない。人数が多くなると、現地に行く魅力は少ないのではないかと思う。ただし、③であれば、コストがかからない事業なので、喜んで協力したい。経済産業省の事業ということであれば、協力できるイメージをもっている。対象国については、現状では協定を結んだ国を中心にやっている。一方で、県には他の国からも人材が来ており、事業者によっては他の国を中心に受け入れているところもある。③であれば、対象国に関わらず、協力できるのではないかと思う。
- ・ 連携の可能性としては、今後、マッチング事業を実施したいと考えているが、その際に経済産業省と何らかの連携を行うことも可能である。例えば、イベント会場の一部に、海外の合格者と WEB でつながることのできるブースを設けるなど、企業と合格者が交流できる場をつくることのできるかもしれない。
- ・ 事業者を海外に連れていくのは難しいかもしれないが、今後、予定しているマッチング事業が実施に至れば連携の可能性はあるので、今後も情報共有してもらいたい。ただし、現状、特定技能の制度をよく理解している企業は県内において少ないため、交流会を設けても人材を知るに留まってしまう可能性もあり、手厚いサポートが必要であると考えている。
- ・ ①～③については、現地に行き対面できるかたちが理想だが、新型コロナウイルス感染症の状況による。どの案も可能性はあると思う。実際に参加するかは相談が必要であるが、いずれにせよ MOU 締結の省からの人材受け入れの実現が最優先である。それにプラスしてできるかについては、マンパワー的な心配がある。

【実施案③であれば参画可能な自治体】（2 県）

- ・ 海外での交流会と TV 電話でつながるのであれば、経費が発生しないため、連携は考えら

れる。既に技能実習生を入れている企業に声をかけ、興味がある企業に県庁まで来てもらうような形であれば協力可能である。県内にも関心の高い企業はあるように思う。新規で外国人の雇用を考える企業よりも、既に技能実習生を雇用していて、人員を拡大したいという企業の方が角度が高いと思う。

- ・ 事業者と特定技能試験合格者のマッチングは、今後ニーズが発生し得ると思うが、現時点で県として何らかの連携を行うことは難しい。今年度は難しいと思われるが、今後同様の事業が実施される場合、③であれば協力可能かもしれない。

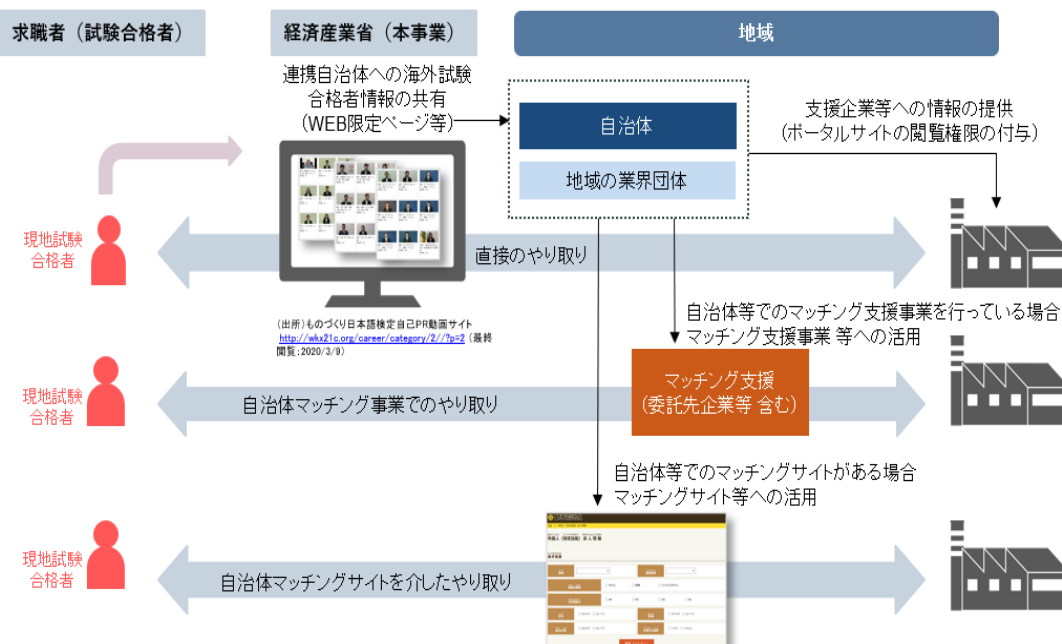
【実施案①～③いずれも消極的な自治体】（3県）

- ・ 積極的に外国人を集めようと思っておらず、海外に行って何かをすることは考えていない。ただ、外国人に福岡県の魅力を知ってもらい、来てもらうことには積極的なので、県のPRをする機会があれば、活用はしたい。
- ・ ネットワークのある企業に周知をする程度等是对応可能である。③について、業界団体に情報を周知することは可能である。ただし、特定技能に対し採用ニーズがある企業を把握しているかは疑問である。業界団体に周知したとしても企業を集める保証はできない。
- ・ 現時点ではマッチング事業等の連携は難しいと考える。

(2) 自治体での求職者情報の活用案について

海外試験合格者等の求職情報の活用における自治体連携の可能性について、意見交換を行った。

図表 VII-3 海外試験合格者等 求職情報の活用可能性案



【活用に積極的で、現在（今後予定）のスキームでも活用できる自治体】（2 県）

- ・ 人材に関する情報や試験合格者の情報は、大変ほしい情報である。
- ・ マッチング事業の予算が取れて、仲介事業を行える事業者へ委託ができれば、マッチングのフォローまでを事業範囲として実施できると考える。

【条件付きで活用も検討できる自治体】（7 県）

- ・ 試験合格者の求職情報は県としても把握しておきたい。試験合格者向けの求人情報プラットフォームとして、企業の求人情報を一覧化したウェブページ等があれば、マッチングが促進されるのではないかと考える。ただし、その場合、就職希望先が大手企業に偏り、マッチングに苦慮する中小企業も生じることが懸念される。
- ・ 企業への公開方法は検討が必要だと思う。例えば、製造業協議会参加企業のうち、交流会に参加した企業に限定公開するなどが考えられる。
- ・ 現在の自治体マッチングスキーム案は、企業と海外の試験合格者との間に、外国人材受入れのノウハウを持つ支援者が含まれていないことが課題である。既に受入れの実績のある企業であれば、自社で各種手続き等にも対応可能かもしれないが、地方の中小企業の多くにとっては難しさがあるのではないかと考える。Web の求職情報については、外国人の受入れ経験がない企業が、求職者情報をみて直接連絡することはないと思われ、

また求人情報についても、合格者からの直接連絡を受けるには不安があり、掲載は難しいと思う。また、Web の求職情報や求人情報だけでは人材、企業ともに信頼できるのか分からない。間に目利きできる人が必要である。そのため、企業と合格者の間に支援者が入るスキームが望ましいと考えるが、一方で、どのような支援者が適切であるのか十分に検討する必要がある。Web の情報を2次利用できるかどうかについては、登録支援業者などをどう集めるかが課題であり、なかなか難しいのではないかと。

- ・ 送出し機関と監理団体のマッチングを戦略に記載しているが、介護分野については、人材のマッチングまで検討している。このため、介護の試験合格者の情報はほしい。
- ・ ニーズはあると思う。特定技能については、制度自体よく知られておらず、どこから人材を見つければよいか知らない事業者も多いため、そのようなところを対象に紹介できればよいと思う。
- ・ 今後もおそらく外国人材を受け入れていこうという姿勢に代わりはないため、こうした情報も使わせていただきつつ、受け入れて行きたいと思う。県が特定技能の活用促進の立場なので、チャンネルが増えるのは当然ながらありがたいと思う。これだけだと何ともいえないが、これをもとにマッチングや採用活動に繋がる仕組みであれば企業にとってもプラスになるため、インセンティブになると思う。合格者の一覧開示から、マッチングに繋がれるかに関心がある。単に合格者の例示であれば、企業としては合格者がたくさん見えたとしても自分たちには関係がないと思ってしまうかもしれない。一方、人材にアプローチできる手段があればこの情報の価値が上がる。しかし、県には無料職業紹介を行う資格がなく、マッチング業務はできないので、ハローワーク等の第三者を介してマッチングができる機能があるとよい。
- ・ 求職者情報は県としても把握しておきたい。求職者情報と県内事業者の求人情報を県が把握することで、県として何らかのマッチング支援につなげることができるかもしれない。

一方、求職者と事業者が県や関係機関を全く介さずにマッチングできるようになり、事業者の状況（人材確保について支援を要する内容や、支援を要している分野等）を把握できなくなることは懸念事項である。

【活用に消極的な自治体】（2 県）

- ・ 人手不足ではあるが、新型コロナウイルス感染症で日本人の雇用も厳しい状況であり、外国人の雇用よりも日本人を優先したい。
- ・ 特定技能をメインターゲットとした事業がないことから、活用が難しい。マッチング支援についても、これまで議論のテーマとして出てきていない。

3. 小括・得られた示唆

(1) 来年度以降の実施の可能性

① 現地交流会 連携の可能性

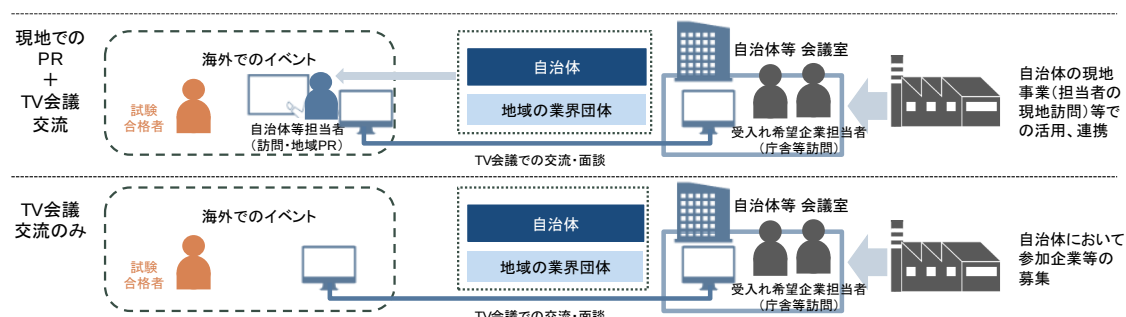
調査対象となった自治体のなかで、これまで、海外での合同企業面接会、合同企業説明会、県で働くことのPR等の事業を行った経験を有する自治体においては、主に技人国を対象に実施していたものを特定技能まで対象範囲を拡大する等により、連携の可能性があることが確認された。また、自治体が行う現地イベントと本事業の現地交流会のタイミングがあれば、企業などの現地参加も考えられる。

来年度以降、マッチング事業を行う可能性がある自治体については、予算が確保されれば、連携の可能性が高くなる。

一方、実施する事業が無い自治体においては、予算のかからないTV会議での交流であれば参加できるということであった。

国内にいる外国人材（留学生や身分に基づく在留資格者等）の支援が中心である自治体等では、連携には消極的であった。

以上より、来年度以降の実施として、外国人材の受入れにおいて海外での事業を持つ自治体とは、自治体担当者等が海外に赴きPRすること等も含めて連携していくとともに、TV会議交流を希望する自治体とも連携し、現地試験合格者との交流会を実施していくことが考えられる。



② 求職者情報の活用

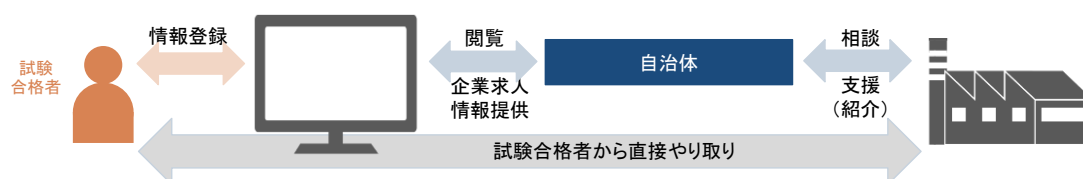
マッチング事業を実施している自治体においては、求職者情報の活用に積極的で、現状のスキームでも活用が可能であった。マッチング事業の可能性のある自治体においても、予算が確保できれば具体的な活用が可能である。

外国人材の受入れにあたり現地事業等を持つ自治体においては、具体的な活用方法は今後検討するとして、求職者情報の共有については希望する自治体が多かった。活用方法の案としては、交流会に参加する企業限定での共有や、ハローワーク等を介したマッチングでの活用等があった。また、何らか企業と試験合格者の間に支援が入るスキームを希望する自治体もあった。

交流会の連携に消極的な自治体においては、求職者情報の活用についても消極的であった。

以上より、来年度以降の実施として、マッチング事業のある自治体においては、その事業での活用としての求職者情報の活用が考えられる。

マッチング事業のない自治体においては、自治体に相談のあった企業や、交流会に参加する企業等に限定し、自治体からの推薦や、求人情報を掲載すること等を条件として、求職者情報を閲覧できる等の方法を検討する。



第 VIII 章 受入れ協議・連絡会構成員向けアンケート調査

1. 調査実施概要

(1) 趣旨

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第三条に基づき、構成員各位における特定技能外国人の受入れ実態や生じている課題、今後の要望等を把握するためアンケート調査を実施した。

(2) 調査対象・件数

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会構成員（2021 年 2 月 8 日時点）。詳細には、以下の 2 つのグループに分類される。

1) 受入れ機関向け

「素形材産業分野」「産業機械製造業分野」「電気・電子情報関連産業分野」のいずれかの分野で、1 号特定技能外国人の受入れ機関である、もしくは受入れ機関になろうとする構成員

➤ 1,036 事業所：なお、本グループは製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第三条第一項に基づき回答を必須とする

2) 関係機関向け

上記 1) 以外の構成員（登録支援機関、自治体等）

➤ 170 団体：なお、本グループは製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第三条第二項に基づき回答を任意とする

(3) 調査方法

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会事務局より、構成員向けにアンケートの実施についてメール送付し、ポータルサイトにて直接回答を依頼した。

(4) 実施期間

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 1) 受入れ機関向け | 2021 年 2 月 17 日（水）～2021 年 3 月 5 日（金） |
| 2) 関係機関向け | 2021 年 2 月 19 日（金）～2021 年 2 月 27 日（金） |

(5) 回収結果

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1) 受入れ機関向け | 849／1,036 事業所（回収率 81.9%） |
| 2) 関係機関向け | 57／170 団体（回収率 33.5%） |

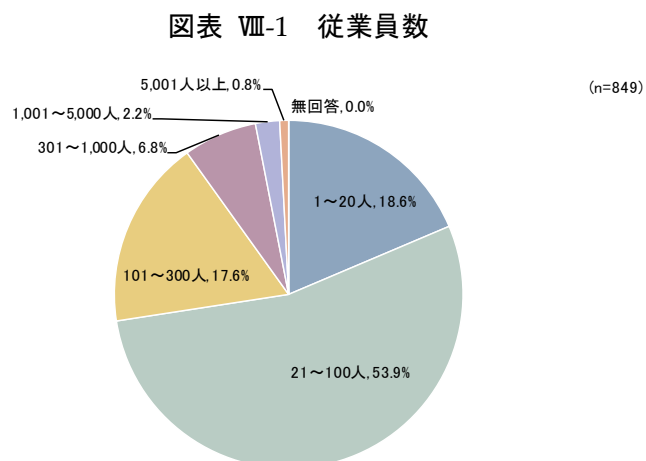
以下では、1 号特定技能外国人を受け入れている企業の実態、今後の受入れの在り方の検討に向けて、特に有用と考えられる主な調査結果をまとめている。

2. 受入れ機関向け 調査結果

(1) 機関（法人）概要

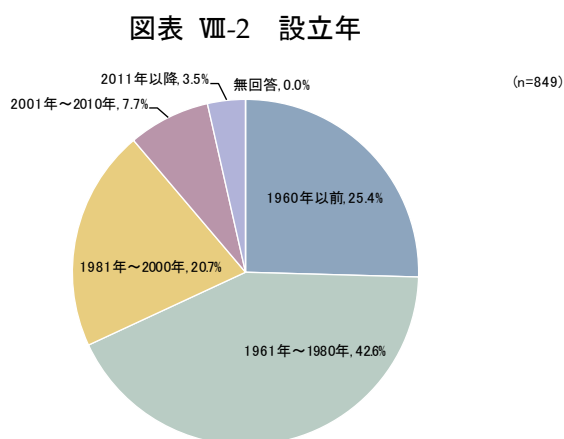
① 従業員数

従業員数は、「21～100 人」が 53.9%で最も高い割合となっている。300 人以下で 90.1%が占められる。



② 設立年

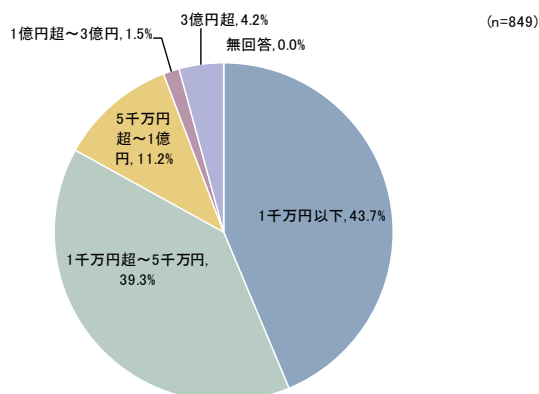
設立年は、「1961 年～1980 年」が 42.6%で最も高くなっている。2000 年までの設立で 88.8%を占めている。



③ 資本金

資本金は「1千万円以下」が43.7%、次いで「1千万円超～5千万円」が39.3%となっている。

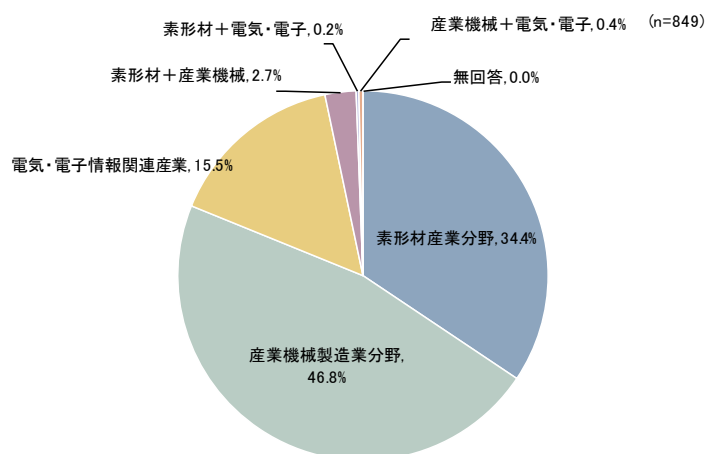
図表Ⅷ-3 資本金



④ 該当する特定産業分野

該当する特定産業分野は、「産業機械製造業」が46.8%と最も高く、次いで「素形材産業」が34.4%、「電気・電子情報関連産業」が15.5%となっている。複数分野として、「素形材産業＋産業機械製造業」が2.7%、「素形材産業＋電気・電子情報関連産業」が0.2%、「産業機械製造業＋電気・電子情報関連産業」が0.4%となっている。

図表Ⅷ-4 該当する特定産業分野

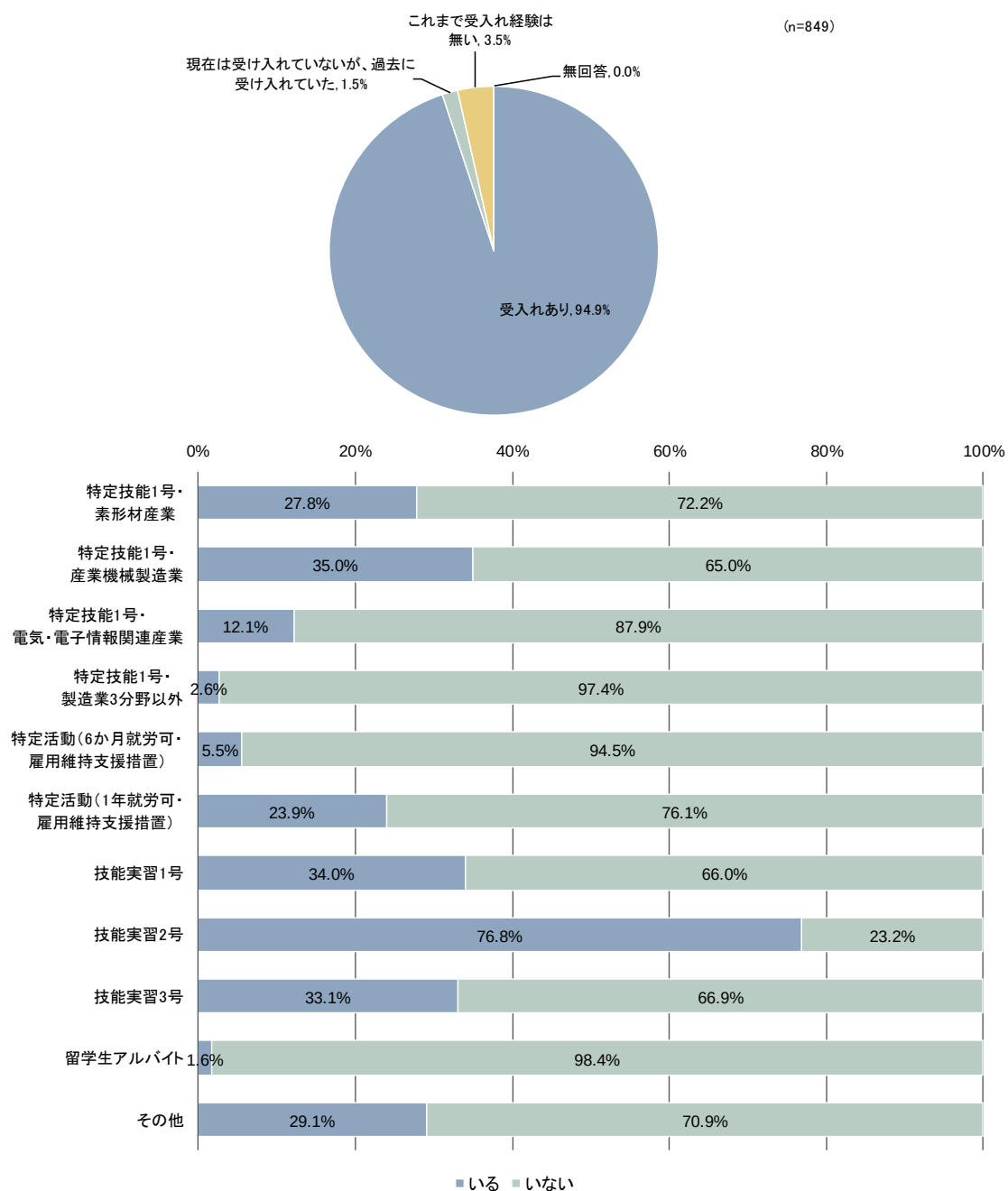


(2) 外国人労働者の受入れ状況

① 受入れ有無、在留資格別状況

外国人労働者の受入れ経験を有する事業所が、94.9%となっている。
受入れ経験ありと回答した事業所について、受け入れている在留資格別状況をみると、「技能実習2号」が最も高い割合となっている。入国規制の関係から、「技能実習1号」は34.0%（昨年度76.0%）となっている。

図表Ⅷ-5 外国人労働者の受入れ経験有無（上）、受け入れている外国人の在留資格（下）

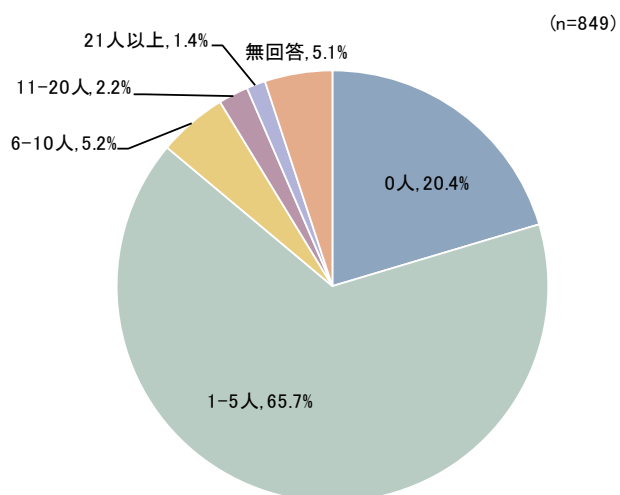


(3) 特定技能 1 号受入れ状況

① 受入れ人数（機関別）

製造 3 分野で、特定技能 1 号を受け入れている人数は、「1-5 人」である機関が最も高く 65.7%を占めている。1 人以上、特定技能外国人を受け入れている構成員は、74.6%（633 機関）となっている。

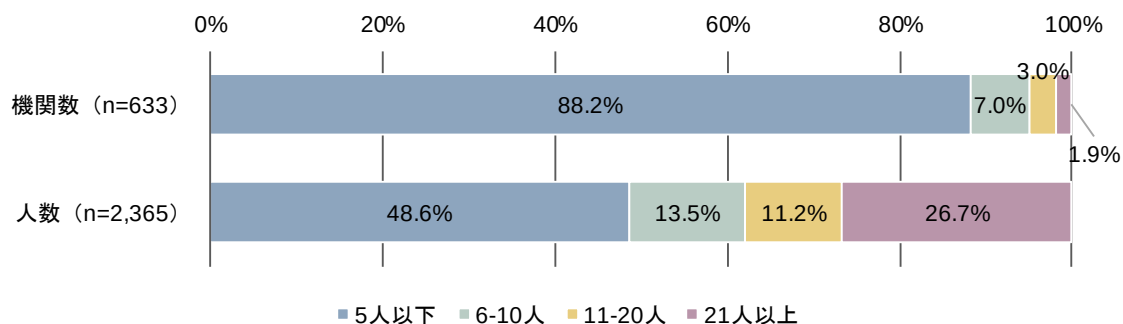
図表 VIII-6 特定技能 1 号受入れ人数規模



② 受入れ人数（人数別）、国籍

製造 3 分野で特定技能 1 号を 1 人以上受け入れている 633 機関について、受入れ人数規模を、機関数別・受入れ人数別で集計した結果が次の図表である。機関数でみると、5 人以下が 88.2%を占めるが、受入れ人数別でみると、5 人以下は 48.6%となり、21 人以上が 26.7%となっている。

図表 VIII-7 特定技能 1 号受入れの機関数・人数（受入れ人数規模別）



図表 Ⅷ-8 特定技能1号受入れの機関数・人数（国籍別）

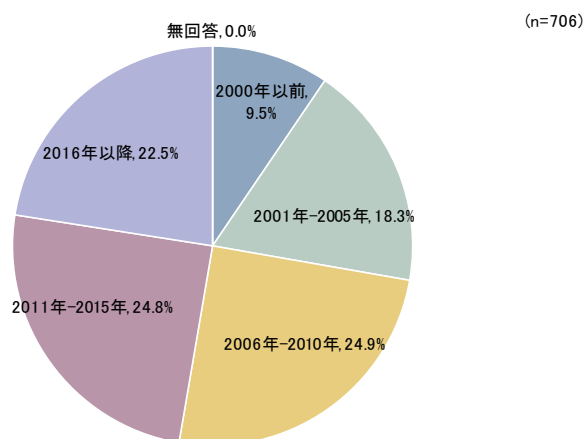
特定技能 受入れ人数	機関数	特定技能人数														
		人数計 合計 / 合計	内訳													
			合計 / ベトナム	合計 / 中国	合計 / フィリピン	合計 / インドネシア	合計 / タイ	合計 / ミャンマー	合計 / カンボジア	合計 / モンゴル	合計 / スリランカ	合計 / ネパール	合計 / マレーシア	合計 / その他①	合計 / その他②	合計 / その他③
1	234	234	141	38	11	29	4	6	5	0	0	0	0	0	0	0
2	169	338	216	39	34	37	9	0	1	0	2	0	0	0	0	0
3	79	237	138	20	18	30	21	7	0	0	0	0	0	3	0	0
4	40	160	117	9	10	12	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	36	180	101	19	20	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5人以下	558	1149	713	125	93	138	52	17	6	0	2	0	0	3	0	0
6	19	114	69	11	12	4	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0
7	7	49	21	0	7	0	7	14	0	0	0	0	0	0	0	0
8	8	64	32	16	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	7	63	22	3	9	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	3	30	20	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～10人以下	44	320	164	30	36	41	32	17	0	0	0	0	0	0	0	0
11	5	55	39	5	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	3	36	0	24	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	4	52	26	0	0	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	1	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	1	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	2	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	3	60	40	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11～20人以下	19	264	166	29	11	25	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	1	22	3	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	1	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	1	34	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	1	37	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	1	48	1	0	0	0	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	1	58	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68	6	408	84	0	0	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21人以上	12	632	242	0	0	343	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	633	2365	1285	184	140	547	164	34	6	0	2	0	0	3	0	0

(4) 技能実習受入れ状況

① 受入れ開始年

技能実習生を受け入れた経験がある事業所において、技能実習生の受入れ開始年を尋ねたところ、「2006年-2010年」(24.9%)、「2011年-2015年」(24.8%)、「2016年以降」(22.5%)が同程度の割合となっている。

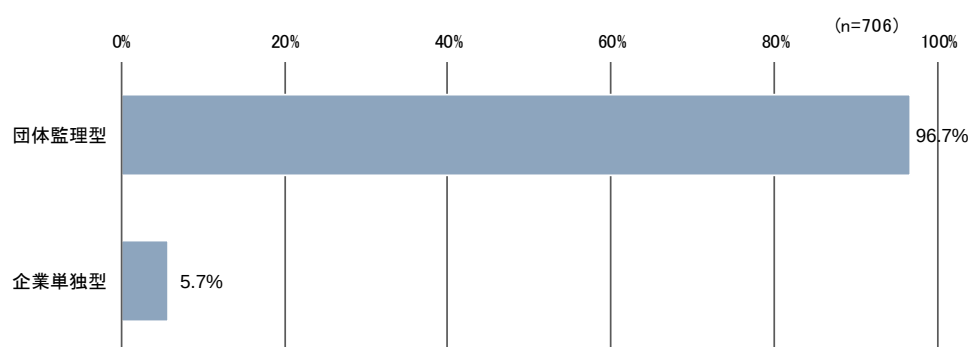
図表 VIII-9 技能実習生受入れ開始年



② 受入れ形態

技能実習生の受入れ形態は、「団体監理型」が96.7%と最も高くなっている。

図表 VIII-10 技能実習受入れ形態



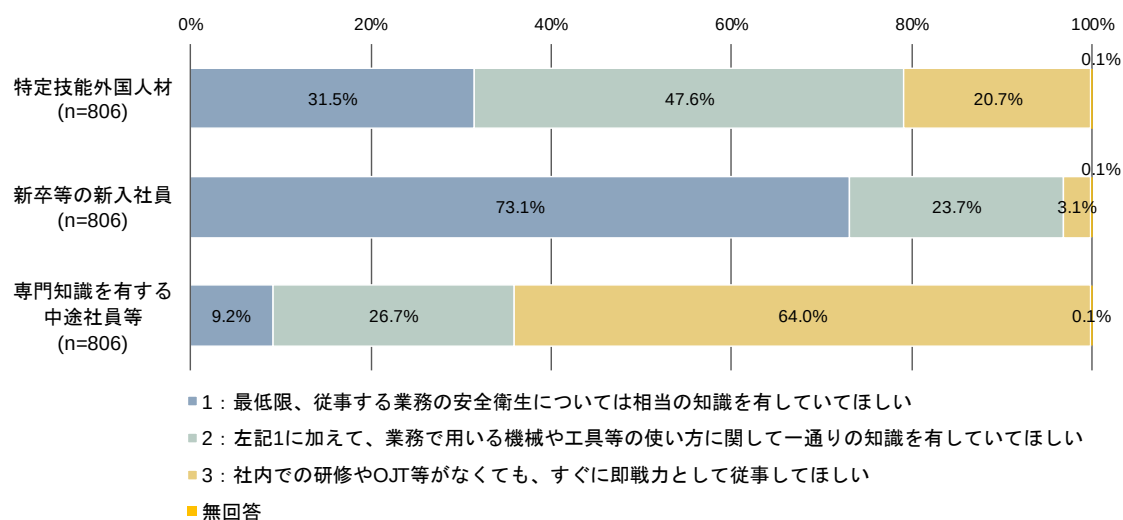
(5) 各人材における受入れ時に求める技能水準

① 全体

受入れ時に求める技能水準について、新卒等の新入社員＜特定技能外国人材＜専門知識を有する中途社員等の順番に高くなっていく。

特定技能外国人材には、最低限の従事する業務に関する安全衛生の知識に加え、業務で用いる機械や工具等の使い方に関する知識も求めている受入れ機関が 47.6%、さらにすぐに即戦力として期待している受入れ機関が 20.7%となっている。

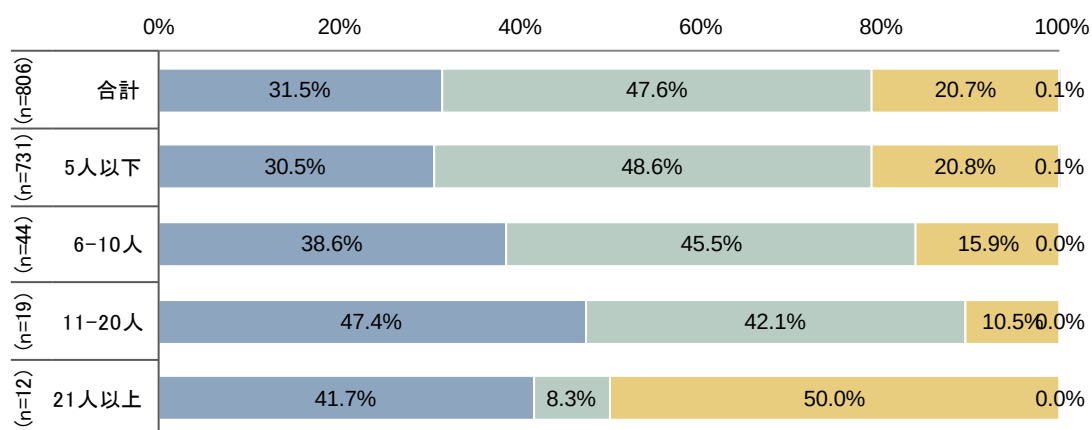
図表 VIII-11 受入れ時に求める技能水準



② 受入れ規模別集計

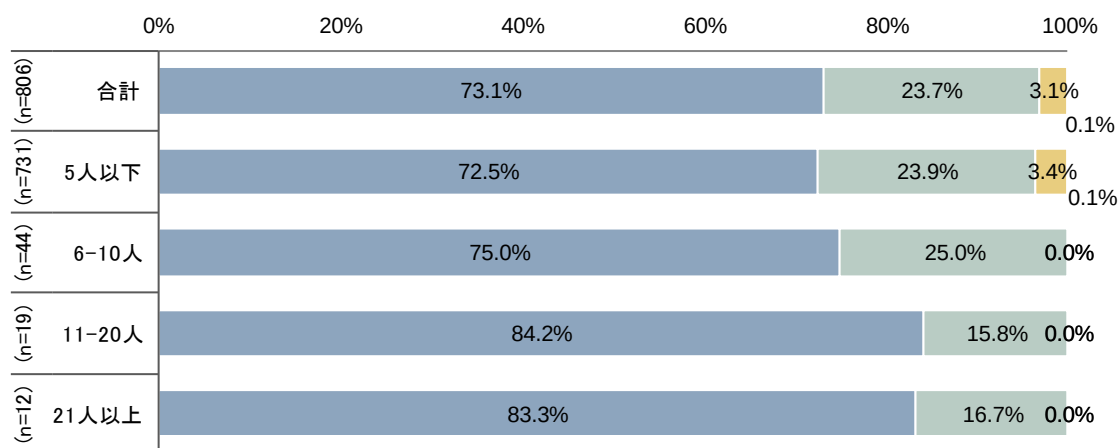
以下では、上記の人材ごとに、製造 3 分野での特定技能受入れ人数規模別の集計を掲載する。なお、受入れ人数規模が大きくなるほど、対象機関数が限られる点には留意が必要である。

図表 VIII-12 受入れ時に求める技能水準（受入れ規模別）：特定技能外国人材



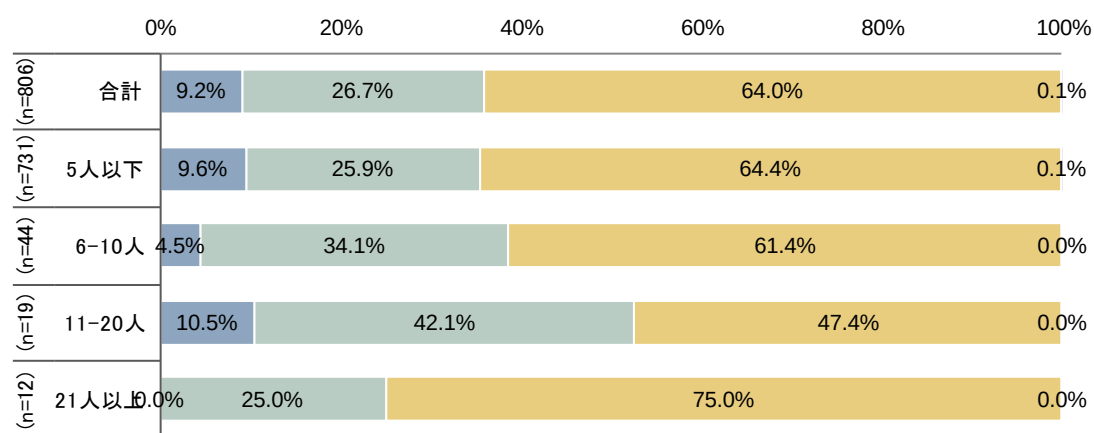
- 1: 最低限、従事する業務の安全衛生については相当の知識を有してほしい
- 2: 左記1に加えて、業務で用いる機械や工具等の使い方に関して一通りの知識を有してほしい
- 3: 社内での研修やOJT等がなくても、すぐに即戦力として従事してほしい
- 無回答

図表 VIII-13 受入れ時に求める技能水準（受入れ規模別）：新卒等の新入社員



- 1: 最低限、従事する業務の安全衛生については相当の知識を有してほしい
- 2: 左記1に加えて、業務で用いる機械や工具等の使い方に関して一通りの知識を有してほしい
- 3: 社内での研修やOJT等がなくても、すぐに即戦力として従事してほしい
- 無回答

図表 Ⅷ-14 受入れ時に求める技能水準（受入れ規模別）：専門知識を有する中途社員等



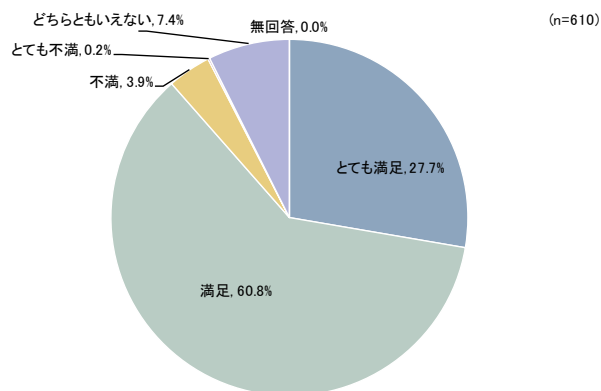
- 1: 最低限、従事する業務の安全衛生については相当の知識を有してほしい
- 2: 左記1に加えて、業務で用いる機械や工具等の使い方にに関して一通りの知識を有してほしい
- 3: 社内での研修やOJT等がなくても、すぐに即戦力として従事してほしい
- 無回答

(6) 特定技能 1 号受入れに関わる取組等

① 特定技能 1 号受入れ満足度

製造 3 分野での特定技能 1 号の満足度は、「とても満足」(27.7%)、「満足」(60.8%) となっており、全体では 88.5%が満足と回答している。

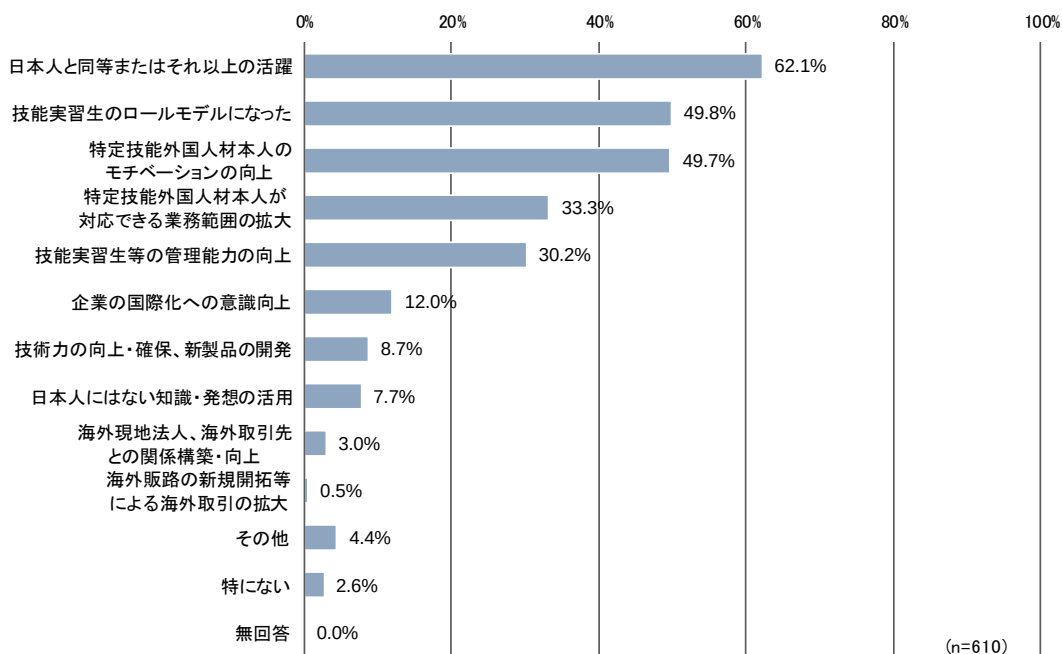
図表 VIII-15 特定技能 1 号 受入れの満足度



② 特定技能 1 号の受入れにより得られている効果

特定技能 1 号の受入れによる効果について、「日本人と同等またはそれ以上の活躍」が 62.1%と最も高く、次いで、「技能実習生のロールモデルとなった」が 49.8%となっている。

図表 VIII-16 特定技能 1 号の受入れにより得られている効果



③ 同じ業務を行う日本人労働者との比較（作業量）

各在留資格の外国人と同じ業務を行う日本人労働者の作業量を「100」とした場合、
特定技能1号は、平均値が「87.6」、中央値が「90」となっており、技能実習2号、技能実習3号よりも高い数値となっている。

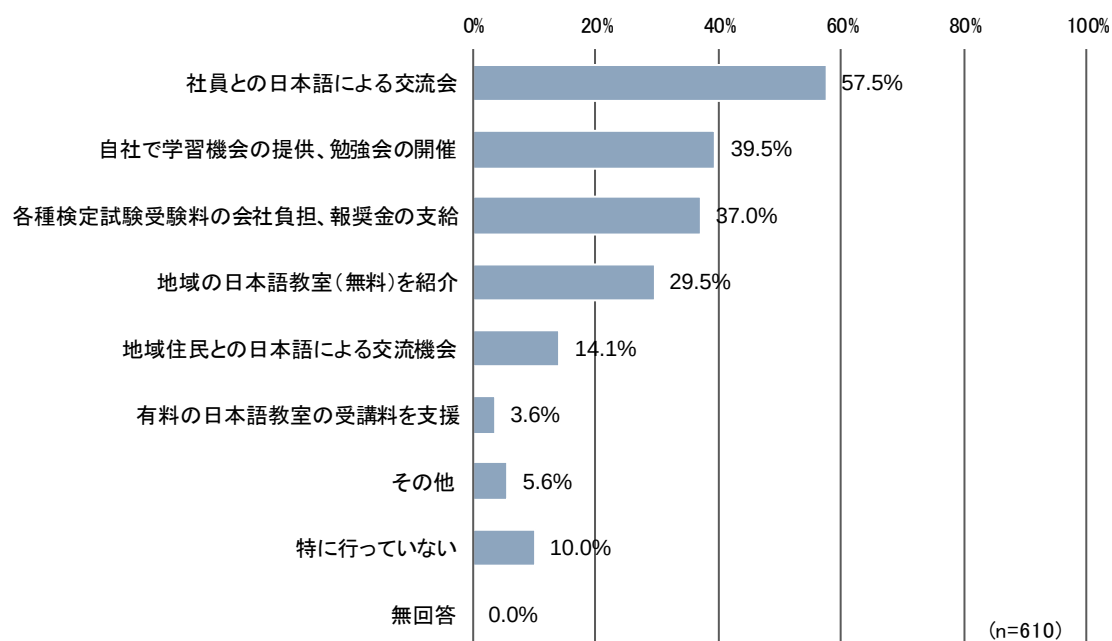
図表 VIII-17 各在留資格の外国人と同じ業務を行う日本人労働者の作業量を
100としたときの当該外国人労働者の生産性

	特定技能1号 (n=610)	技能実習2号 (n=493)	技能実習3号 (n=199)	(日本人)
最大値	200	120	200	100
最小値	1	0	0	100
平均値	87.6	75.7	82.7	100
中央値	90	80	90	100

④ 受入れ・定着の取組：日本語学習支援

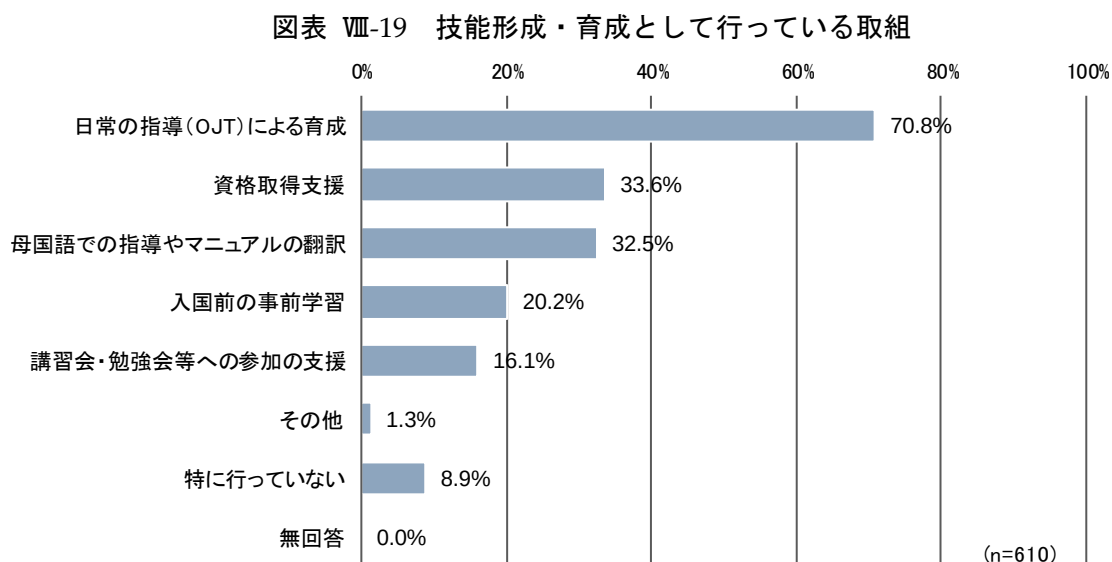
日本語学習支援として行っている取組は、「社員との日本語による交流会」が最も高く、57.5%となっている。次いで、「自社で学習機会の提供、勉強会開催」(39.5%)、「各種検定試験受験料の会社負担、報奨金の支給」(37.0%)となっている。

図表 VIII-18 日本語学習支援として行っている取組



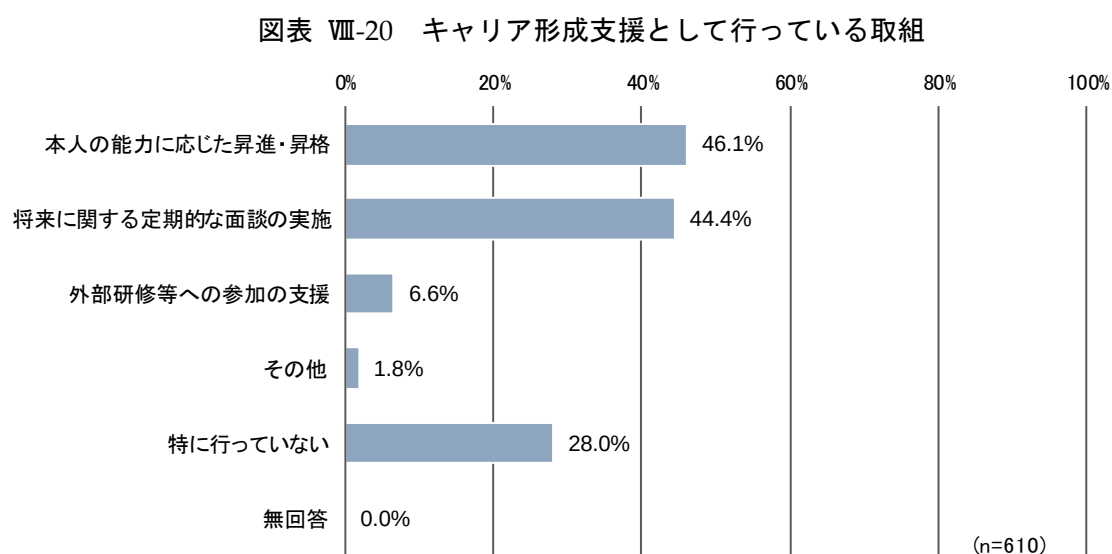
⑤ 受入れ・定着の取組：技能形成・育成

技能形成・育成として行っている取組は、「日常の指導（OJT）による育成」が最も高く、70.8%となっている。次いで、「資格取得支援」（33.6%）、「母国語での指導やマニュアルの翻訳」（32.5%）となっている。



⑥ 受入れ・定着の取組：キャリア形成支援

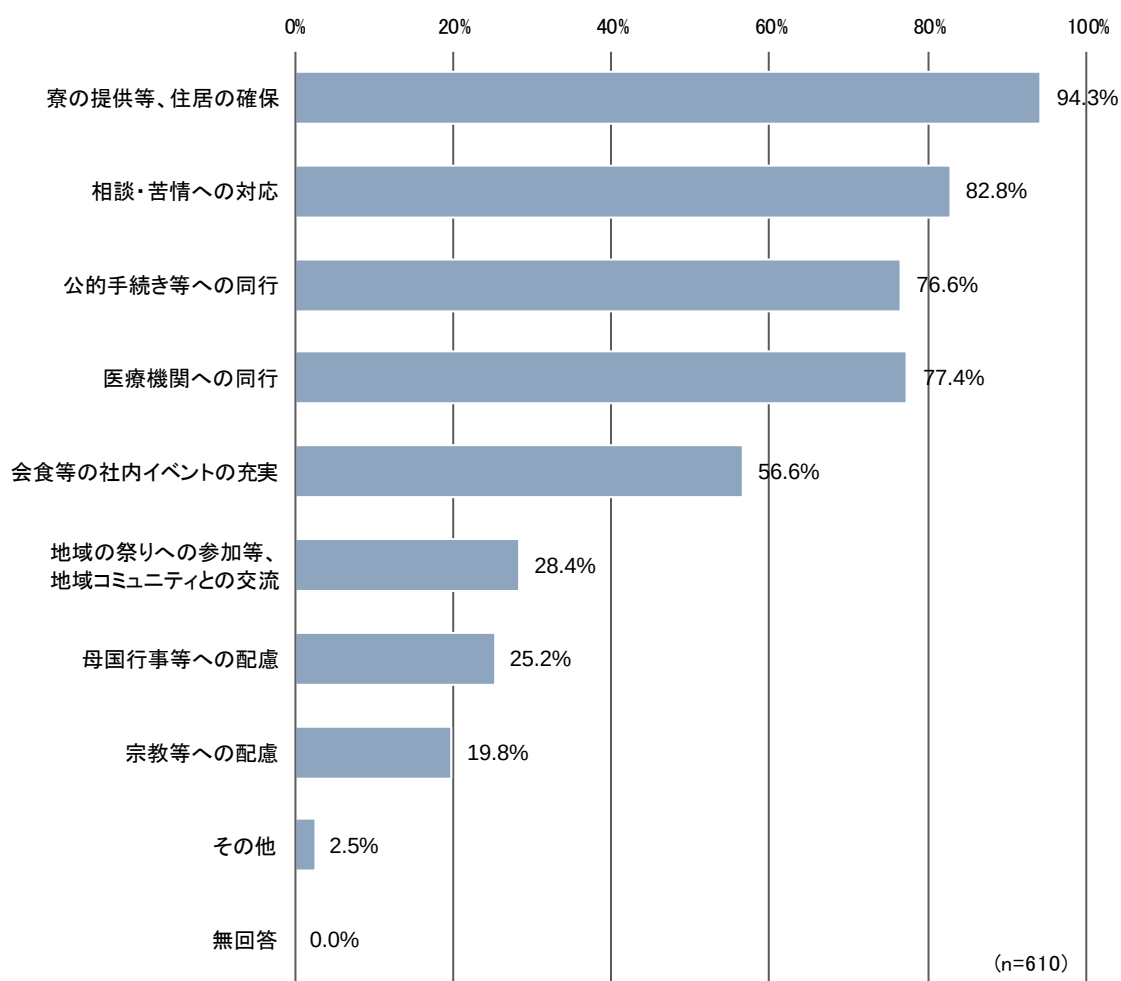
キャリア形成支援として行っている取組は、「本人の能力に応じた昇進・昇格」が最も高く、46.1%となっている。次いで、「将来に関する定期的な面談の実施」（44.4%）となっている。



⑦ 受入れ・定着の取組：生活支援

生活支援として行っている取組は、「寮の提供等、住居の確保」が最も高く、94.3%となっている。次いで、「相談・苦情への対応」(82.8%)、「公的手続き等への同行」(76.6%)、「医療機関への同行」(77.4%)、「会食等の社内イベントの充実」(56.6%)となっている。

図表 VIII-21 生活支援として行っている取組

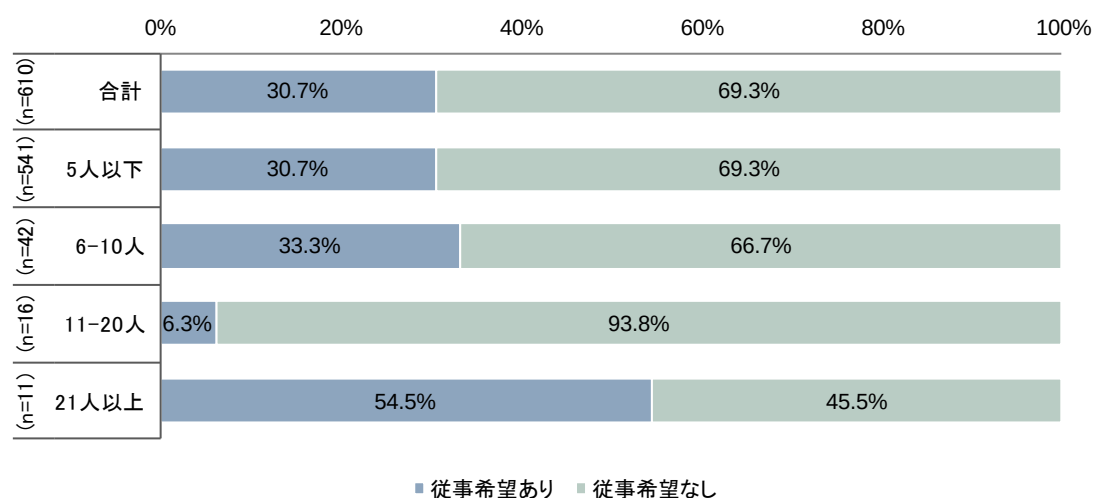


(7) 複数の業務区分への従事について

① 複数の業区分への従事の希望：機関数での集計

製造 3 分野の特定技能外国人材において、複数業務区分に従事させたい意向の有無について尋ねたところ、全体では「従事希望あり」が 30.7%、「従事希望なし」が 69.3%となっている。受入れ人数規模別にみると、21 人以上を受け入れている大規模な機関では、半数を超える 54.5%が「従事希望あり」という割合となっている。

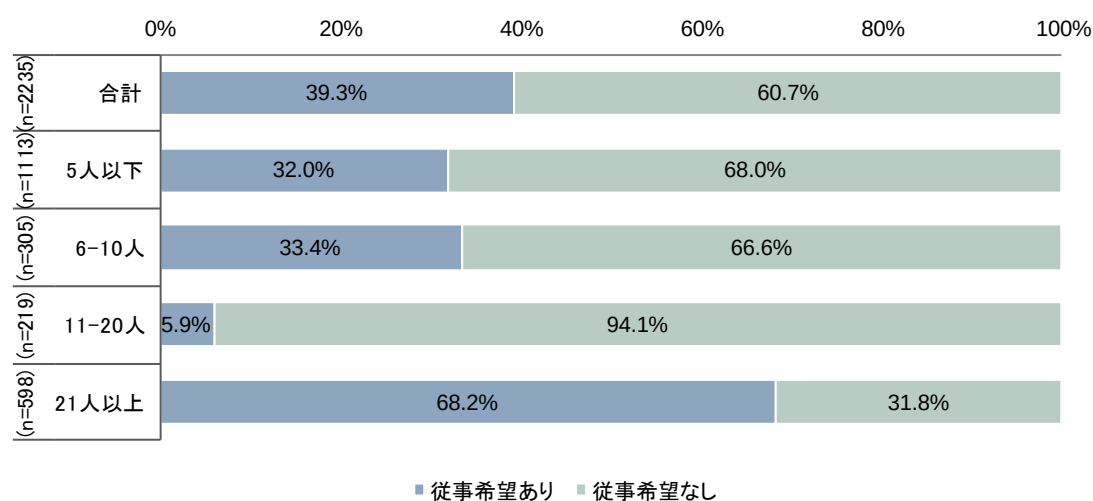
図表 VIII-22 複数業務区分への従事意向（受入れ機関基準）



② 複数の業区分への従事の希望：受入れ人数での集計

なお、区分ごと、「従事希望あり」と回答した機関において、実際に働いている特定技能外国人数は以下の通りとなっている。

図表 VIII-23 複数業務区分への従事意向（受入れ人数基準）



③ 現在の業務区分と併せて従事したい業務区分の関係

以下では、現在従事している業務区分ごとに、併せて従事したい業務区分について、1) 受入れ機関基準、2) 受入れ人数基準、それぞれを一覧でまとめている。

なお、鋳造、機械加工、金属プレス加工、工場板金、電子機器組立て、プラスチック成形、塗装、溶接以外は、1 桁台の受入れ機関数、である。

図表 VIII-24 現在の業務区分と併せて従事したい業務区分の関係（受入れ機関基準）

			併せて従事したい業務区分																					
現在従事している業務区分	機関数	人数	鋳造	鍛造	ダイカスト	機械加工	金属プレス加工	鉄工	工場板金	めっき	アルミニウム陽極酸化処理	仕上げ	機械検査	機械保全	電子機器組立て	電気機器組立て	プリント配線板製造	プラスチック成形	塗装	溶接	工業包装	特になし		
	鋳造	n=11	26		0.0%	0.0%	27.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	36.4%	9.1%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	27.3%	9.1%	9.1%	
	鍛造	n=5	15	20.0%		0.0%	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	
	ダイカスト	n=3	14	0.0%	0.0%		66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	機械加工	n=32	86	0.0%	3.1%	0.0%		12.5%	6.3%	0.0%	6.3%	0.0%	15.6%	21.9%	18.8%	0.0%	6.3%	0.0%	6.3%	3.1%	25.0%	3.1%	25.0%	
	金属プレス加工	n=38	526	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%		18.4%	23.7%	0.0%	0.0%	21.1%	13.2%	2.6%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	13.2%	44.7%	76.3%	26.3%	5.3%
	鉄工	n=3	5	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%		33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	
	工場板金	n=11	22	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	27.3%	0.0%		0.0%	0.0%	36.4%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	90.9%	0.0%	0.0%	
	めっき	n=1	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	アルミニウム陽極酸化処理	n=0	0																					
	仕上げ	n=3	5	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	
	機械検査	n=4	9	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	
	機械保全	n=1	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	電子機器組立て	n=10	49	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	40.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	40.0%	50.0%	20.0%		30.0%	10.0%	60.0%	40.0%	40.0%	50.0%	0.0%	
	電気機器組立て	n=3	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	
	プリント配線板製造	n=0	0																					
	プラスチック成形	n=11	32	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	36.4%	27.3%	0.0%	18.2%	0.0%		0.0%	0.0%	18.2%	27.3%	
	塗装	n=20	444	5.0%	5.0%	5.0%	45.0%	45.0%	30.0%	10.0%	10.0%	5.0%	10.0%	0.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		50.0%	10.0%	15.0%	
	溶接	n=63	547	1.6%	1.6%	0.0%	39.7%	27.0%	28.6%	28.6%	1.6%	0.0%	9.5%	1.6%	6.3%	3.2%	3.2%	0.0%	1.6%	31.7%		6.3%	6.3%	
工業包装	n=1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			100.0%		

図表 VIII-25 現在の業務区分と併せて従事したい業務区分の関係（受入れ人数基準）

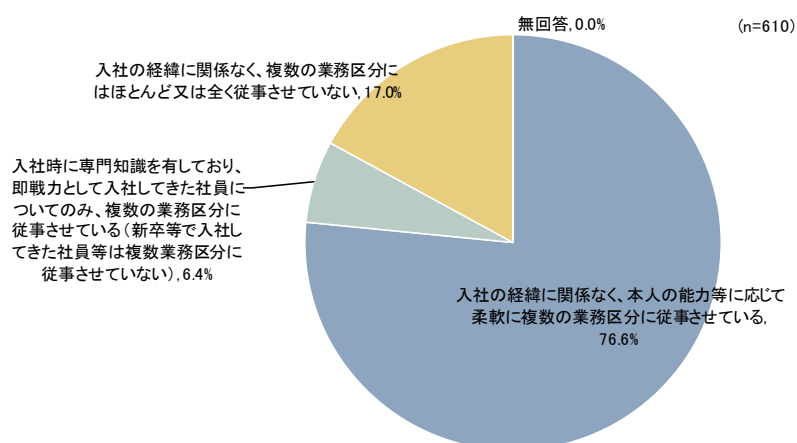
			併せて従事したい業務区分																				
	機関数	延人数 (人)	鋳造	鍛造	ダイカスト	機械加工	金属プレス加工	鉄工	工場板金	めっき	アルミニウム陽極酸化処理	仕上げ	機械検査	機械保全	電子機器組立て	電気機器組立て	プリント配線板製造	プラスチック成形	塗装	溶接	工業包装	特になし	
現在 従事 している 業務 区分	鋳造	n=11	34		0.0%	0.0%	17.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.5%	2.9%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.7%	20.6%	2.9%	5.9%	
	鍛造	n=5	26	7.7%		0.0%	42.3%	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.9%	15.4%	0.0%	0.0%	
	ダイカスト	n=3	22	0.0%	0.0%		45.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	4.5%	22.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	機械加工	n=32	112	0.0%	2.7%	0.0%		7.1%	4.5%	0.0%	2.7%	14.3%	11.6%	8.0%	0.0%	4.5%	0.0%	8.9%	1.8%	21.4%	3.6%	8.9%	
	金属プレス加工	n=38	401	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%		9.2%	5.0%	0.0%	4.7%	4.0%	2.5%	3.2%	0.0%	0.0%	3.7%	15.0%	26.4%	6.2%	3.2%	
	鉄工	n=3	12	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	25.0%		16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	
	工場板金	n=11	37	0.0%	0.0%	0.0%	10.8%	16.2%	0.0%		0.0%	16.2%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%	48.6%	0.0%	0.0%	
	めっき	n=1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	アルミニウム陽極酸化処理	n=0	0																				
	仕上げ	n=3	6	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%
	機械検査	n=4	9	0.0%	0.0%	0.0%	55.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%
	機械保全	n=1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	電子機器組立て	n=10	151	0.0%	0.0%	0.0%	9.9%	9.3%	0.0%	9.3%	0.0%	9.3%	11.3%	2.0%		2.6%	0.7%	15.9%	9.3%	9.3%	11.3%	0.0%	
	電気機器組立て	n=3	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%
	プリント配線板製造	n=0	0																				
	プラスチック成形	n=11	62	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.1%	27.4%	24.2%	0.0%	4.8%	0.0%		0.0%	0.0%	16.1%	9.7%
	塗装	n=20	647	0.2%	0.2%	0.9%	23.6%	20.6%	23.2%	0.8%	1.4%	0.5%	1.1%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		24.4%	1.4%	0.9%
	溶接	n=63	1,111	0.3%	0.2%	0.0%	23.2%	20.2%	22.1%	2.9%	0.1%	0.0%	1.3%	0.8%	0.5%	1.3%	1.1%	0.0%	0.5%	23.9%		1.1%	0.7%
	工業包装	n=1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		100.0%

④ 複数業務区分への従事の方針

1) 日本人従業員について

日本人従業員について、入社時には専門外だった業務区分や従事していなかった業務区分についても、研修や OJT 等を経て、複数従事させることをしているかを尋ねたところ、「入社の経緯に関係なく、本人の能力等に応じて柔軟に複数の業務区分に従事させている」が最も高く、76.6%となっている。

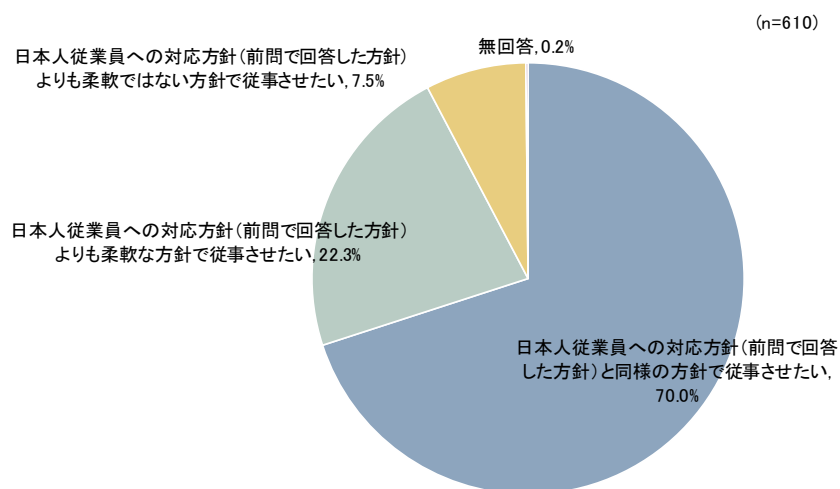
図表 VIII-26 複数業務区分への従事の方針：日本人従業員について



2) 複数業務区分への従事の方針：特定技能外国人材について

特定技能外国人材について、上記の設問同様、複数の業務に従事させることについての方針を尋ねたところ、「日本人従業員への対応方針と同様の方針で従事させたい」が最も高く、70.0%となっている。

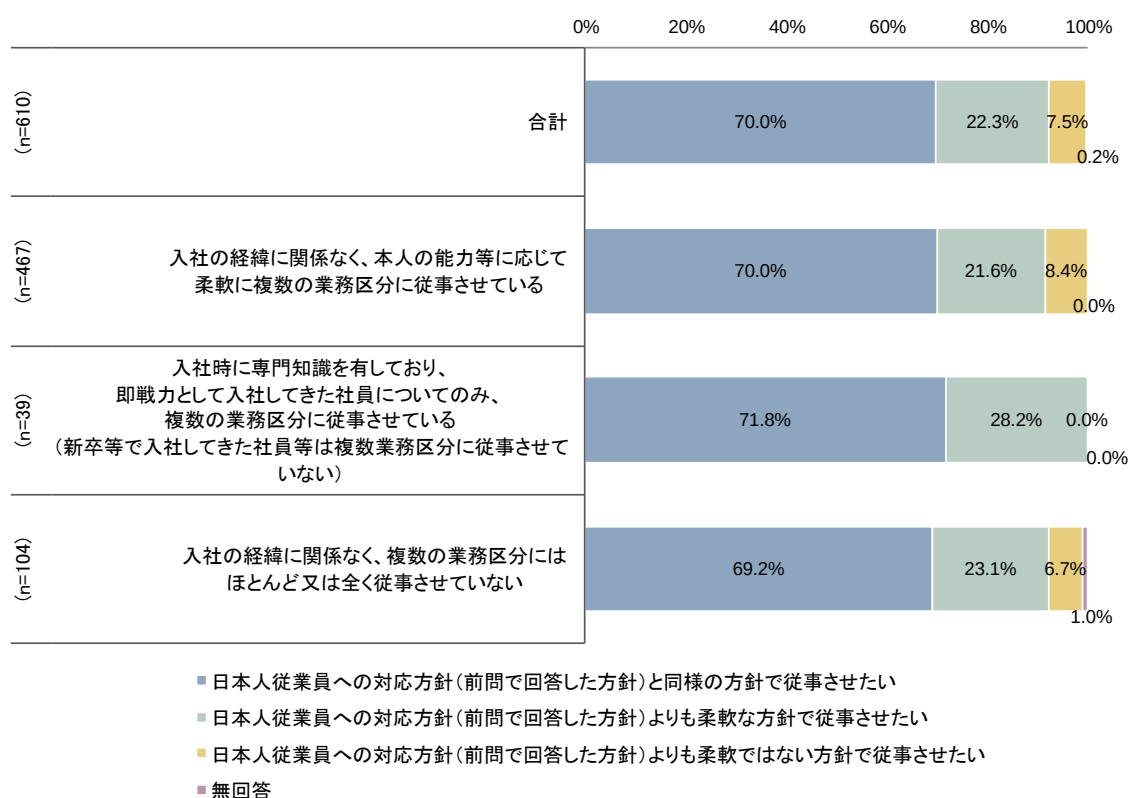
図表 VIII-27 複数業務区分への従事の方針：特定技能外国人材について



3) 日本人従業員向けと特定技能外国人材向けの方針の関係

前問・前々問の回答結果をクロス集計したところ、日本人従業員には、「柔軟に複数の業務区分に従事させている」と回答した機関のうち、70.0%は、特定技能外国人材にも同様の方針で従事させたいと考えている。

図表 VIII-28 複数業務区分への従事の方針：
日本人従業員向けと特定技能外国人材向けの方針の関係

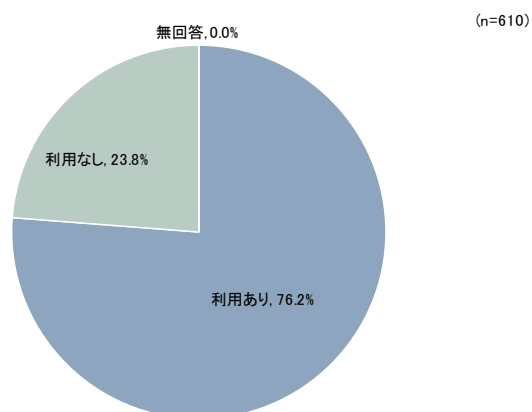


(8) 登録支援機関について

① 利用状況

登録支援機関の利用状況は、「利用あり」が76.2%、「利用なし」が23.8%となっている。

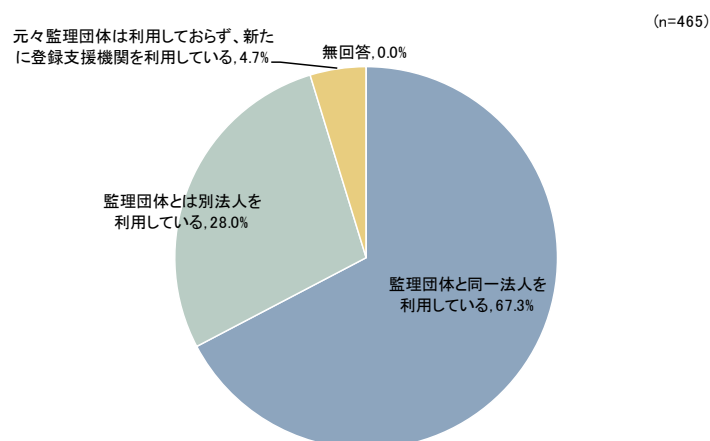
図表 VIII-29 登録支援機関の利用有無



② 監理団体との関係

外国人技能実習制度の監理団体との関係は、「監理団体と同一法人を利用している」が最も高く67.3%となっている。次いで、「監理団体とは別法人を利用している」は28.0%となっている。

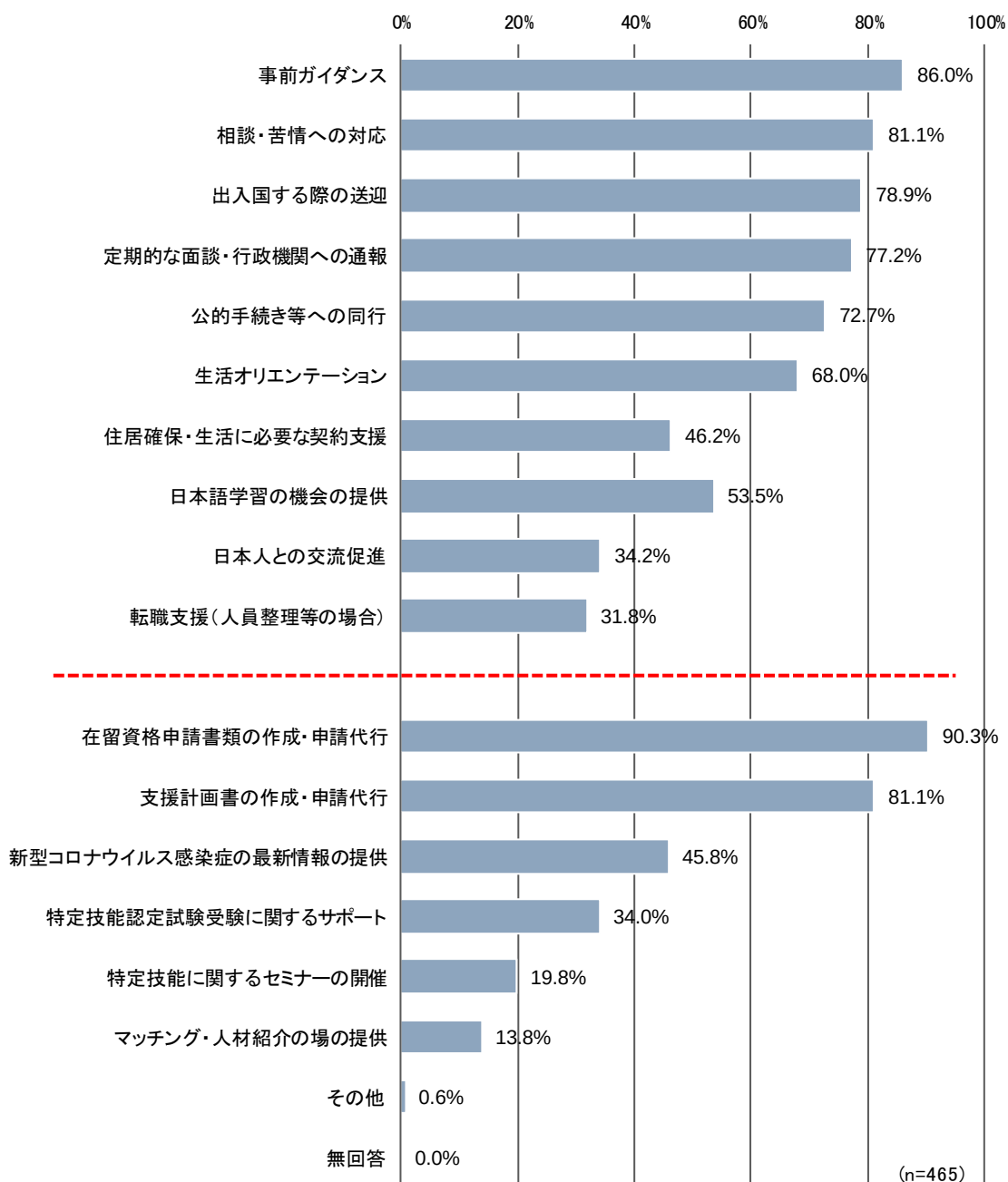
図表 VIII-30 登録支援機関と監理団体との関係



③ 登録支援機関への委託事項

登録支援機関への委託事項について、いわゆる義務的支援項目では、「事前ガイダンス」(86.0%)が最も高くなっている。全体では、義務的支援項目外であるが、「在留資格申請書類の作成・申請代行」が90.3%と最も高くなっている。

図表 Ⅷ-31 登録支援機関への委託事項



(注) 赤線を境に上の10項目が、1号特定技能外国人に対する支援計画において実施が必須とされる項目。下の10項目がその他の項目。

④ 登録支援機関の利用料

登録支援機関の利用料（1人受入れあたり）は、受入れ時には、平均値で約12.6万円、中央値で8万円となっている。管理等で月々に支払うのは、平均値・中央値ともに、2.5万円程度となっている。

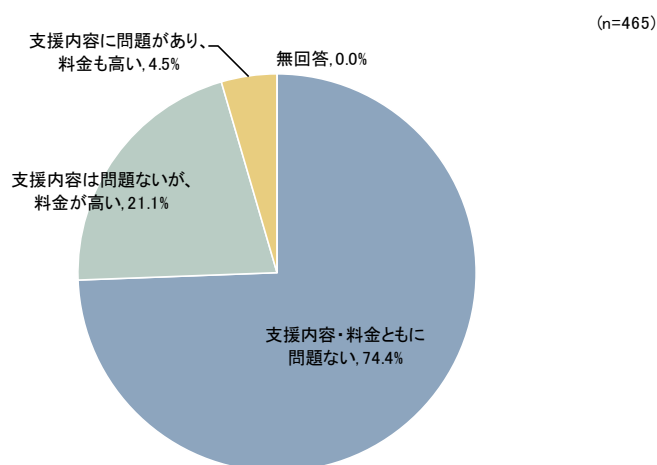
図表 VIII-32 登録支援機関の利用料（1人受入れあたり）

	受入れ時 (n=465)	月々の管理費等 (n=465)
最大値（円）	3,000,000	240,000
最小値（円）	0	0
平均値（円）	126,659	25,351
中央値（円）	80,000	25,000

⑤ 登録支援機関の評価

登録支援機関の評価は、「支援内容・料金ともに問題ない」が最も高く、74.4%となっている。

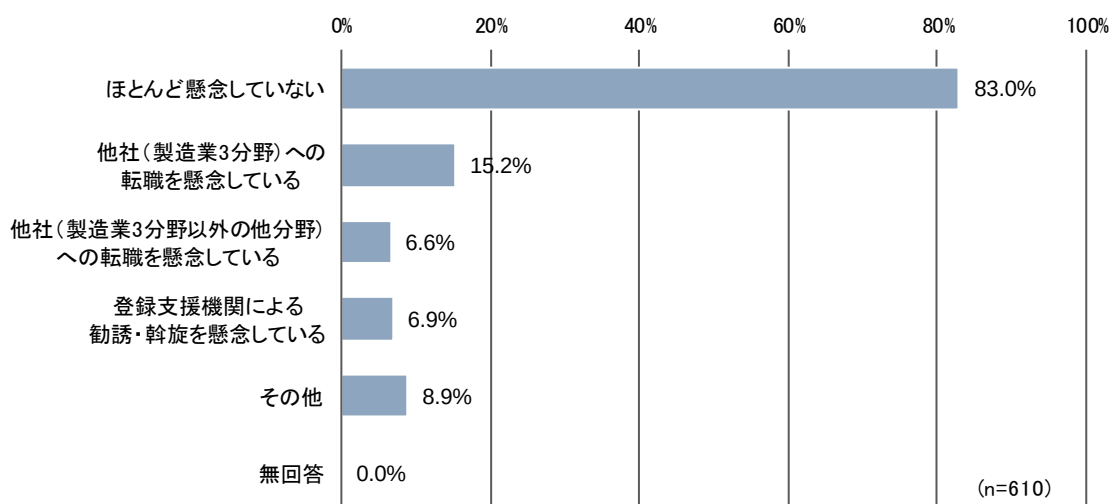
図表 VIII-33 登録支援機関の評価



(9) 転職に関する懸念

転職に関する懸念について、「ほとんど懸念していない」が最も高く 83.0%となっている。次いで、「他社（製造3分野）への転職を懸念している」が 15.2%となっている。

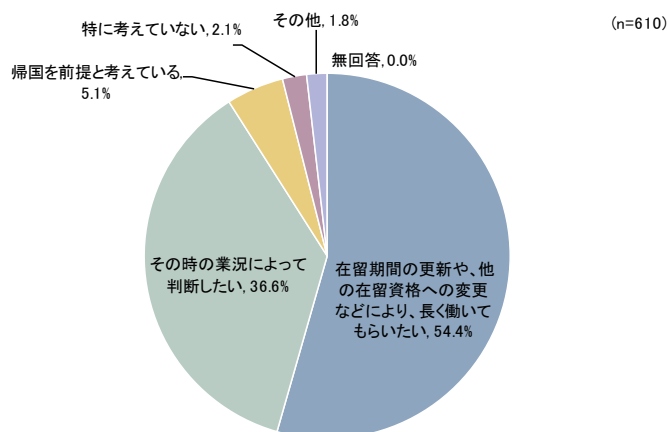
図表 VIII-34 転職に関する懸念



(10) 特定技能外国人材の在留期間満了後の受入れ機関としての希望

特定技能外国人材の在留期間満了後の受入れ機関としての希望は、「在留期間の更新や、他の在留資格への変更などにより、長く働いてもらいたい」が最も高く 54.4%となっている。次いで、「そのときの業況によって判断したい」（36.6%）となっている。

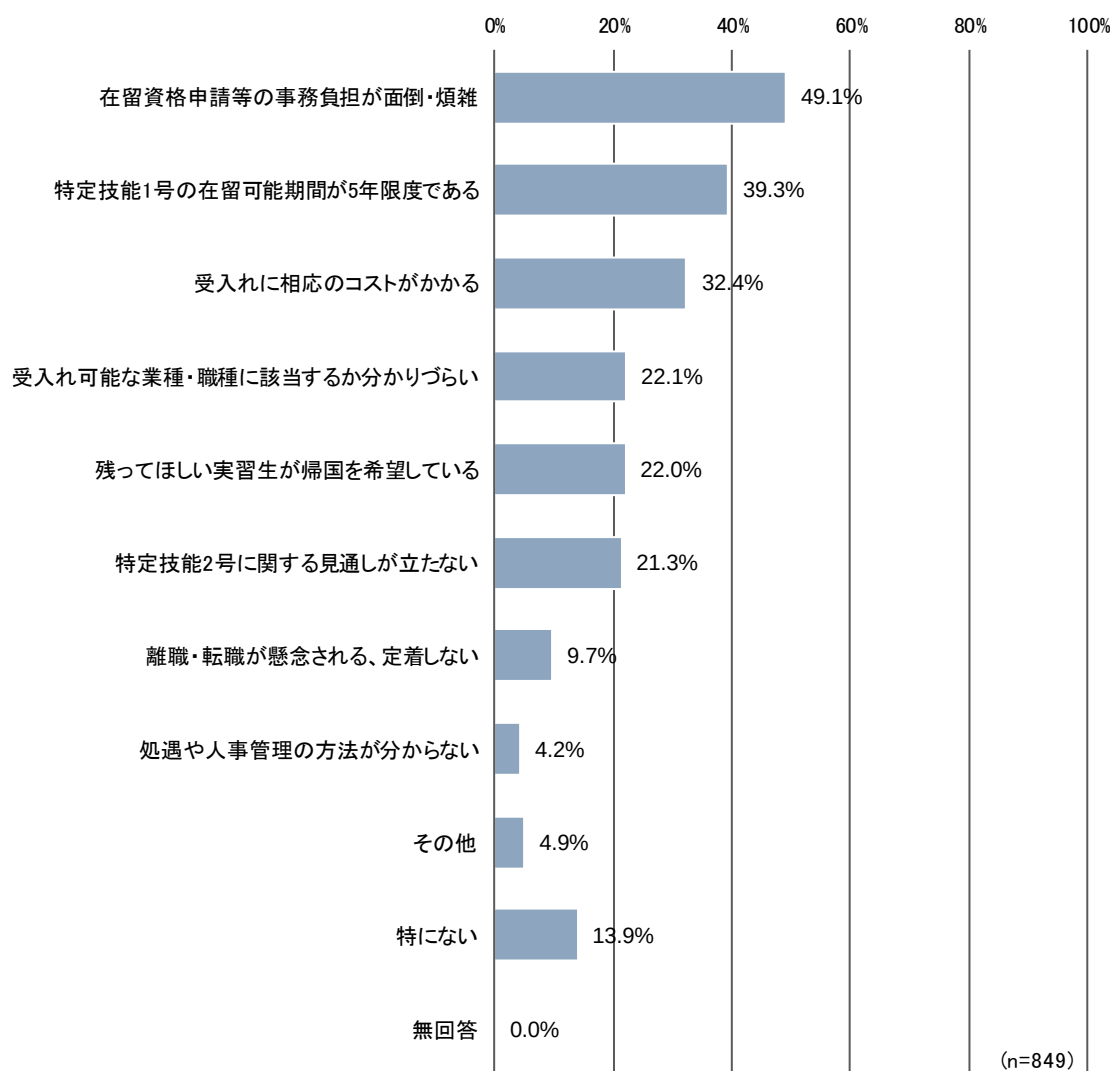
図表 VIII-35 特定技能外国人材の在留期間満了後の受入れ機関としての希望



(11) 特定技能外国人材の受入れに関わる課題

特定技能外国人材の受入れに関わる課題は、「在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑」が最も高く 49.1%となっている。次いで、「特定技能1号の在留可能期間が5年限度である」(39.3%)、「受入れに相応のコストがかかる」(32.4%)となっている。

図表 VIII36 特定技能外国人材の受入れに関わる課題



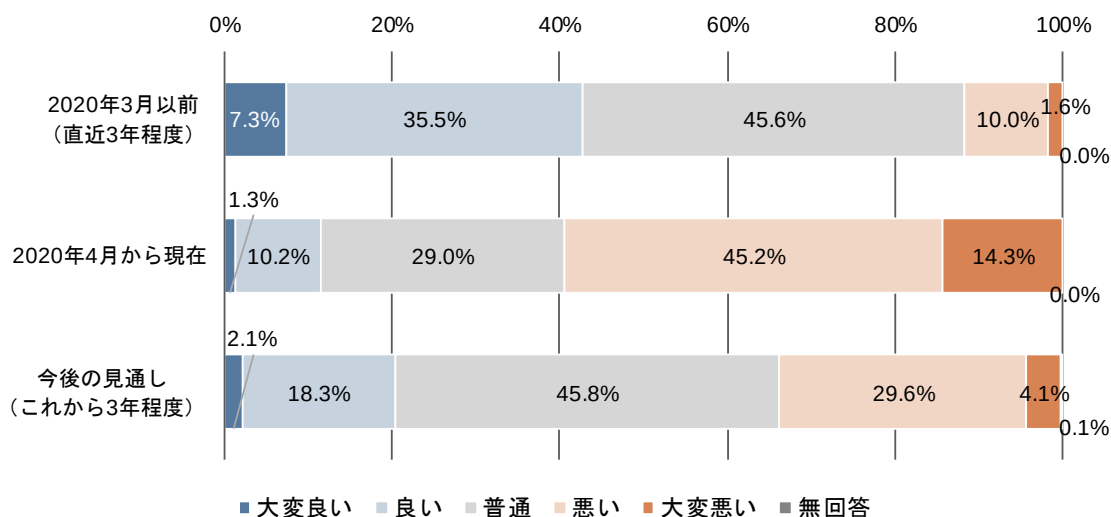
(12) 企業活動全般について

① 業況感

業況感について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2020年3月以前（直近3年程度）、2020年4月から現在、今後の見通し（これから3年程度）に分けて尋ねた。

2020年3月以前までは、業況感として「大変良い」（7.3%）、「良い」（35.5%）を足すと、42.8%に達してしたが、2020年4月から現在は、「悪い」（45.2%）＋「大変悪い」（14.3%）が59.5%と状況が逆転している。今後の見通しは、大幅な回復とは考えている割合は少なく、「大変良い」（2.1%）＋「良い」（18.3%）を足して20.4%にとどまっている。

図表 VIII-37 業況感



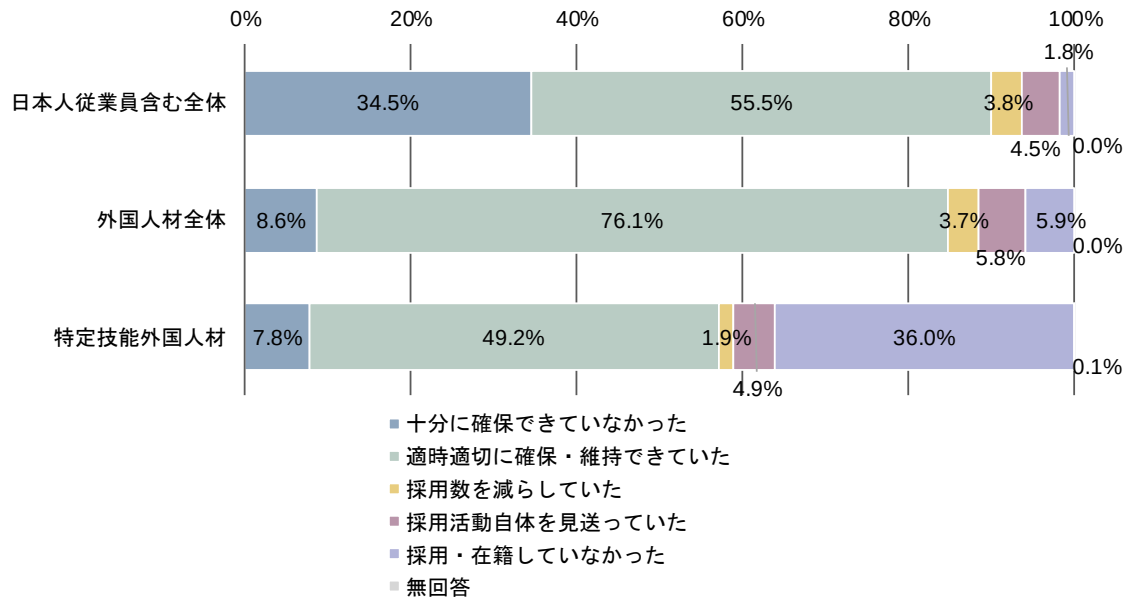
② 採用状況

1) 2020年3月まで

人材の採用状況について、日本人従業員含む全体、外国人材全体、特定技能外国人材のそれぞれについて尋ねた。

2020年3月までは、「適時適切に確保・維持できていた」が日本人従業員含む全体で55.5%、外国人材全体では76.1%と最も高い割合となっていた。また、「十分に確保できていなかった」が全体で34.5%となっている。

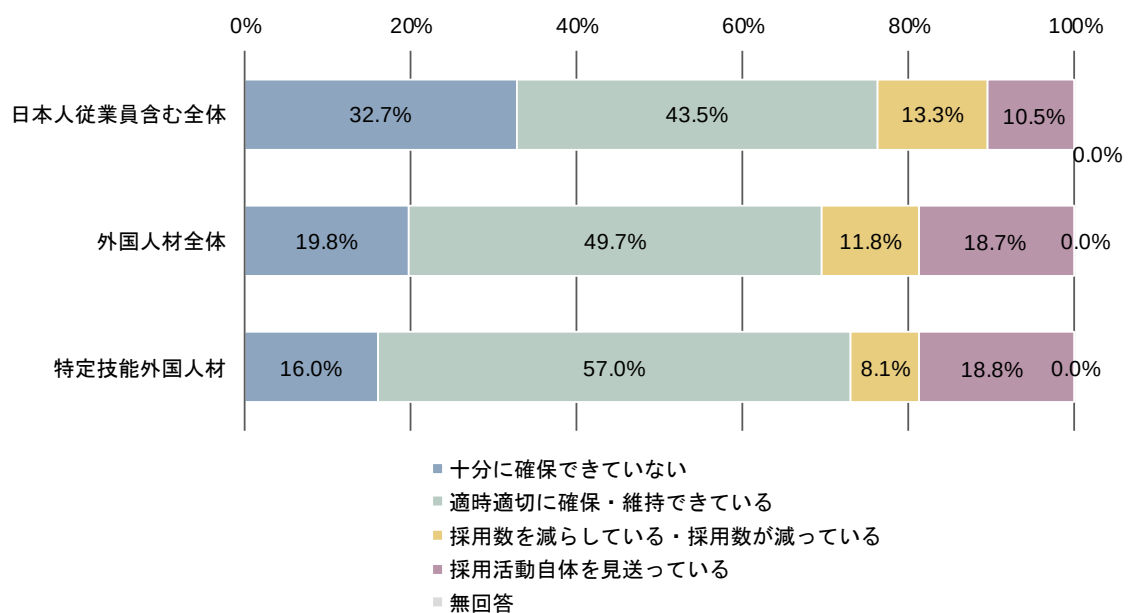
図表 VIII-38 採用状況（2020 年 3 月まで）



2) 2020 年 4 月から現在まで

2020 年 4 月から現在までは、「適時適切に確保・維持できていた」の割合が減少し、日本人従業員含む全体で 43.5%、外国人材全体では 49.7%となっている。「十分に確保できていなかった」が全体で 32.7%となっており、2020 年 3 月以前に比べても大きな減少はみられない。「採用数を減らしている・採用数が減っている」（全体で 13.3%）、「採用活動自体を見送っている」（全体で 10.5%）の割合が高まっている。

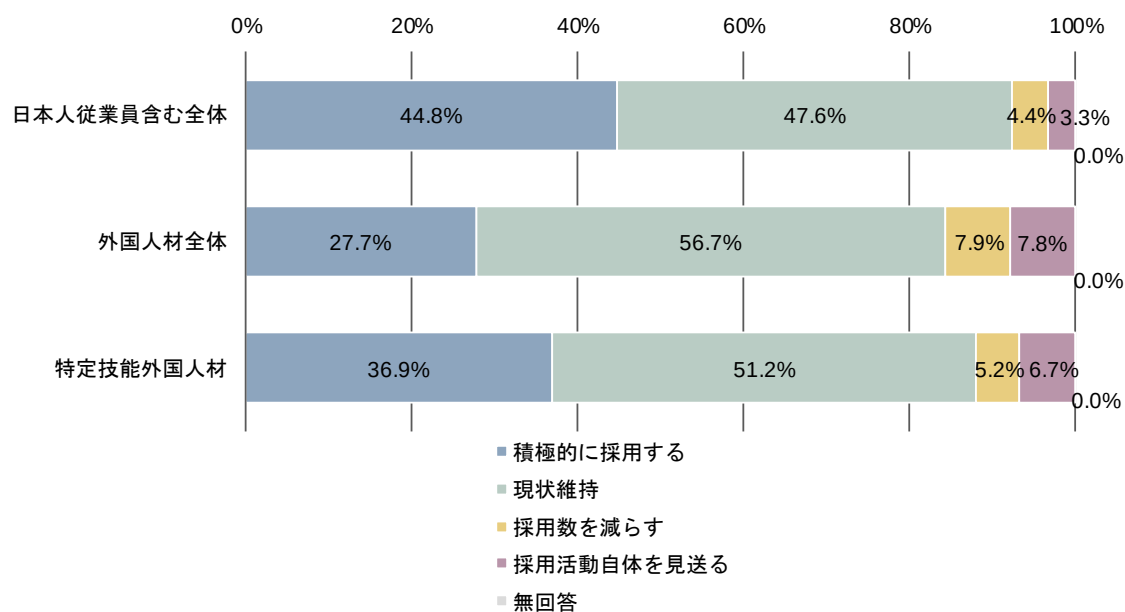
図表 VIII-39 採用状況（2020 年 4 月から現在まで）



3) 今後の見通し（これから3年程度）

今後の見通しについて、「積極的に採用する」の割合が、日本人従業員含む全体で44.8%、外国人材全体で27.7%、特定技能外国人材で36.9%となっている。「現状維持」も含めると、採用意向は、新型コロナウイルス感染症下であっても減少しておらず、全体で92.3%となっている。

図表 VIII-40 採用状況（今後の見通し）

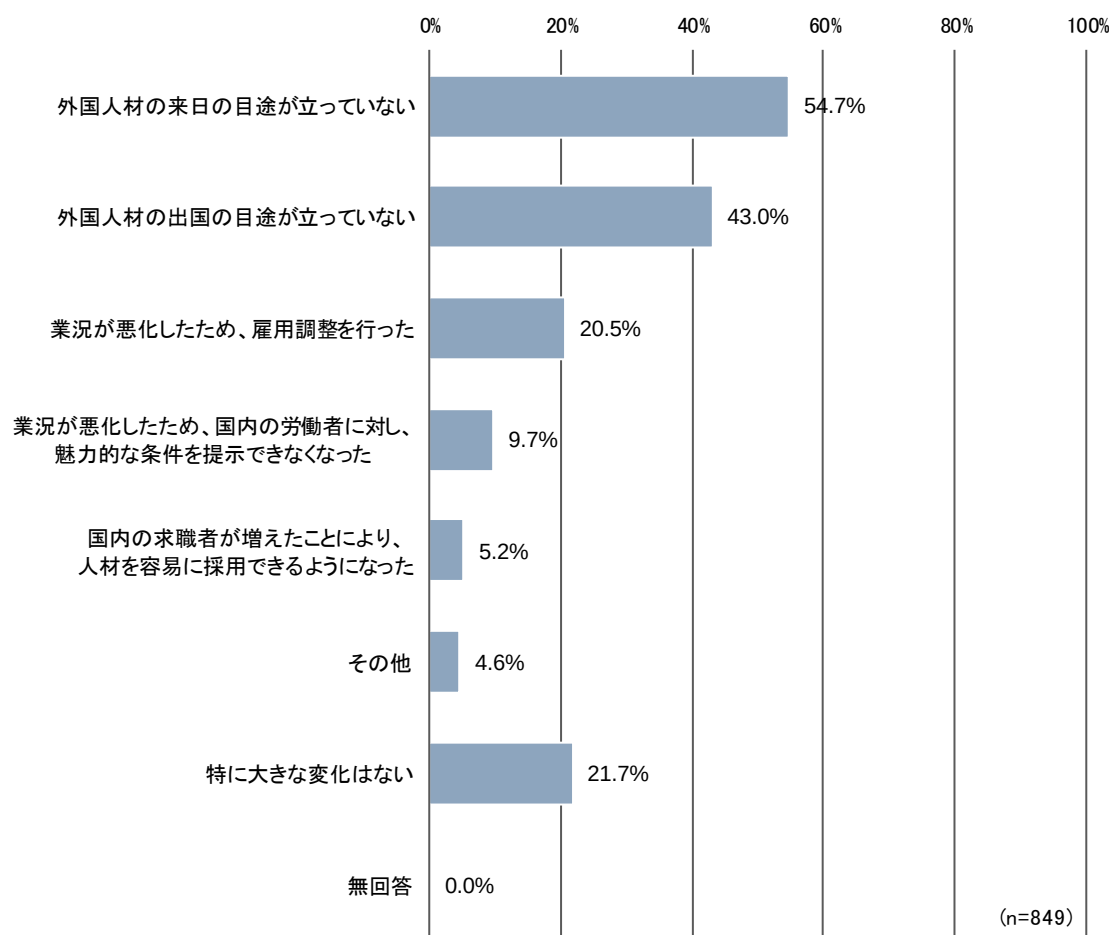


③ 新型コロナウイルス感染症について

1) 新型コロナウイルス感染症の影響による変化

新型コロナウイルス感染症の影響による変化について、「外国人材の来日の目途が立っていない」が最も高く 54.7%となっている。次いで、「外国人材の出国の目途が立っていない」(43.0%)、「業況が悪化したため、雇用調整を行った」(20.5%)となっている。

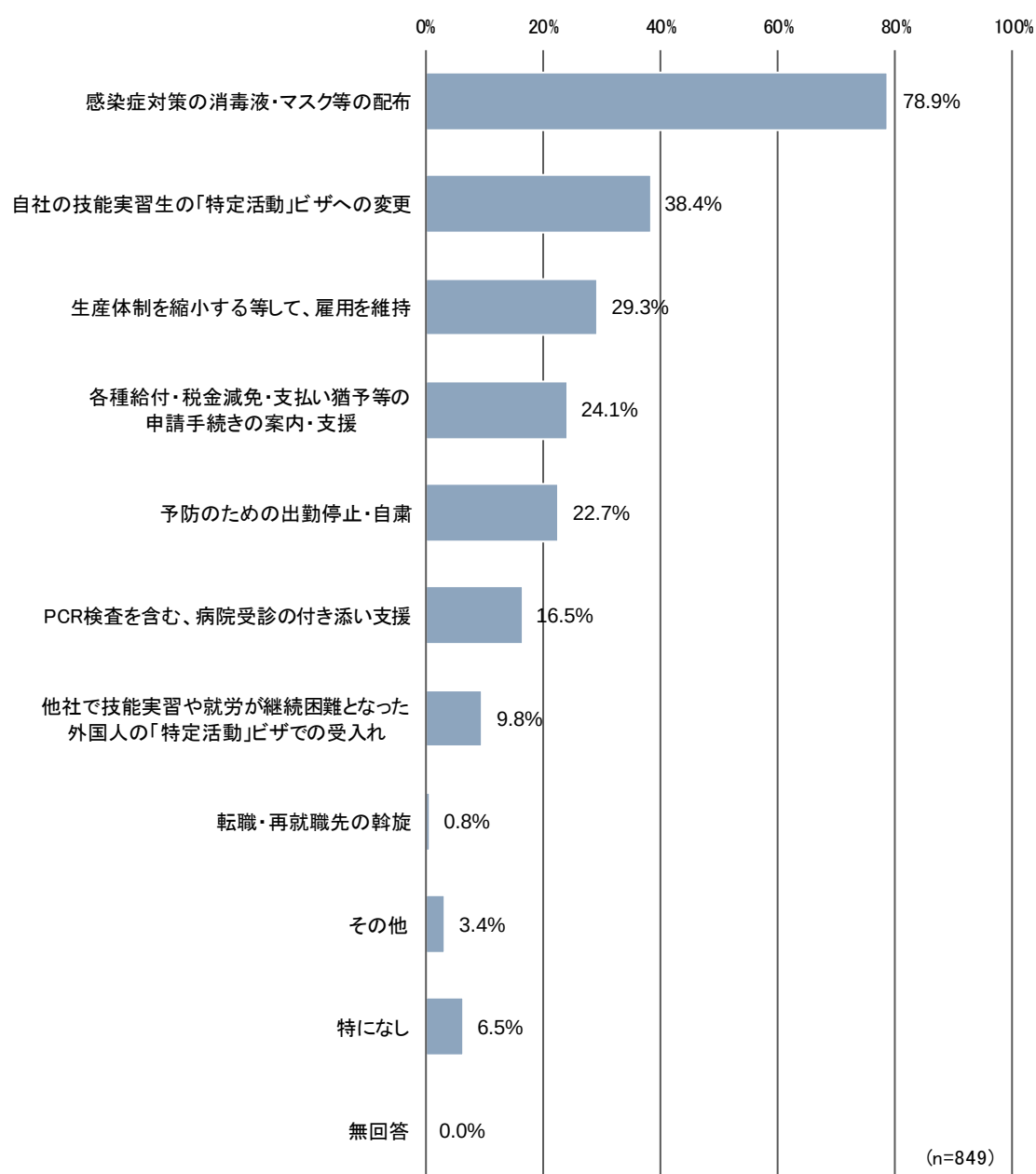
図表 VIII-41 新型コロナウイルス感染症の影響による変化



2) 外国人材に行った支援

新型コロナウイルス感染症の影響に対して、外国人材に行った支援について、「感染症対策の消毒液・マスク等の配付」が最も高く 78.9%となっている。次いで、「自社の技能実習生の「特定活動」ビザへの変更」(38.4%)、「生産体制を縮小する等して、雇用を維持」(29.3%)となっている。

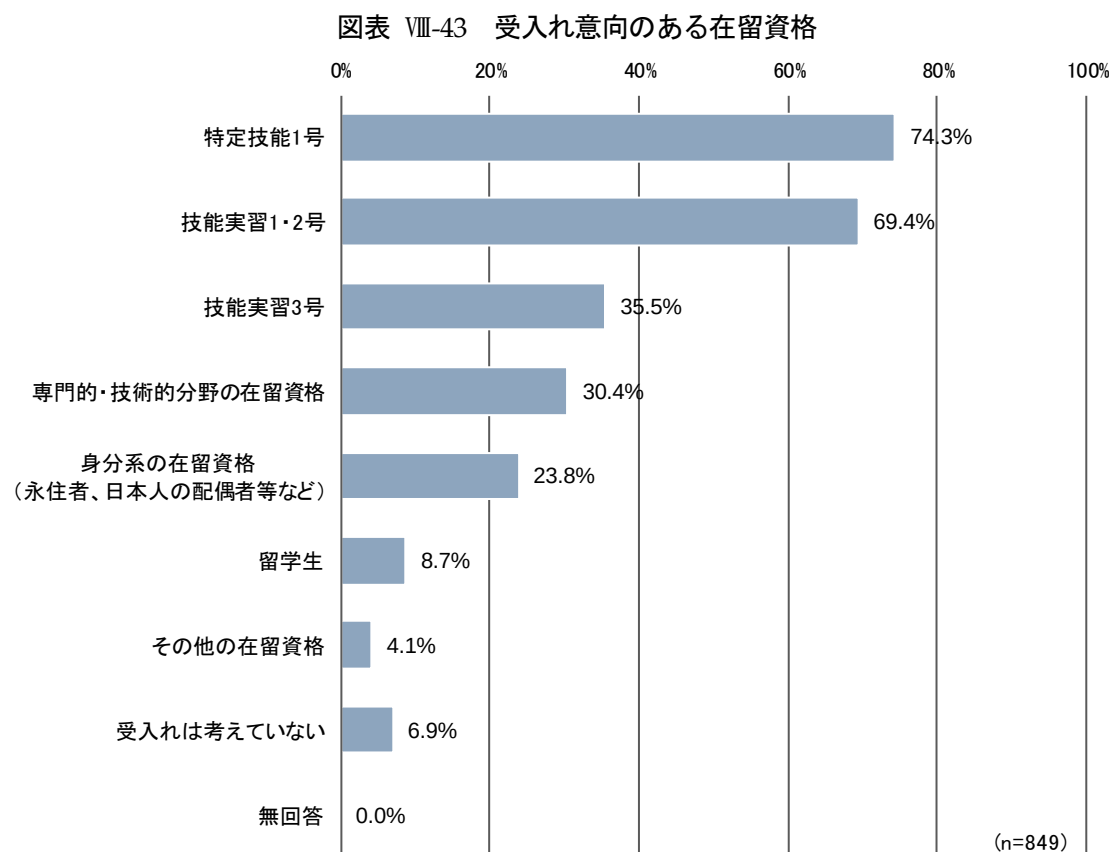
図表 VIII-42 新型コロナウイルス感染症の影響に対して外国人材に行った支援



(13) 今後の受入れ意向

① 受入れ意向のある在留資格

受入れ意向のある在留資格は、「特定技能 1 号」が最も高く、74.3%となっている。次いで、「技能実習 1・2 号」(69.4%)、「技能実習 3 号」(35.5%) となっている。



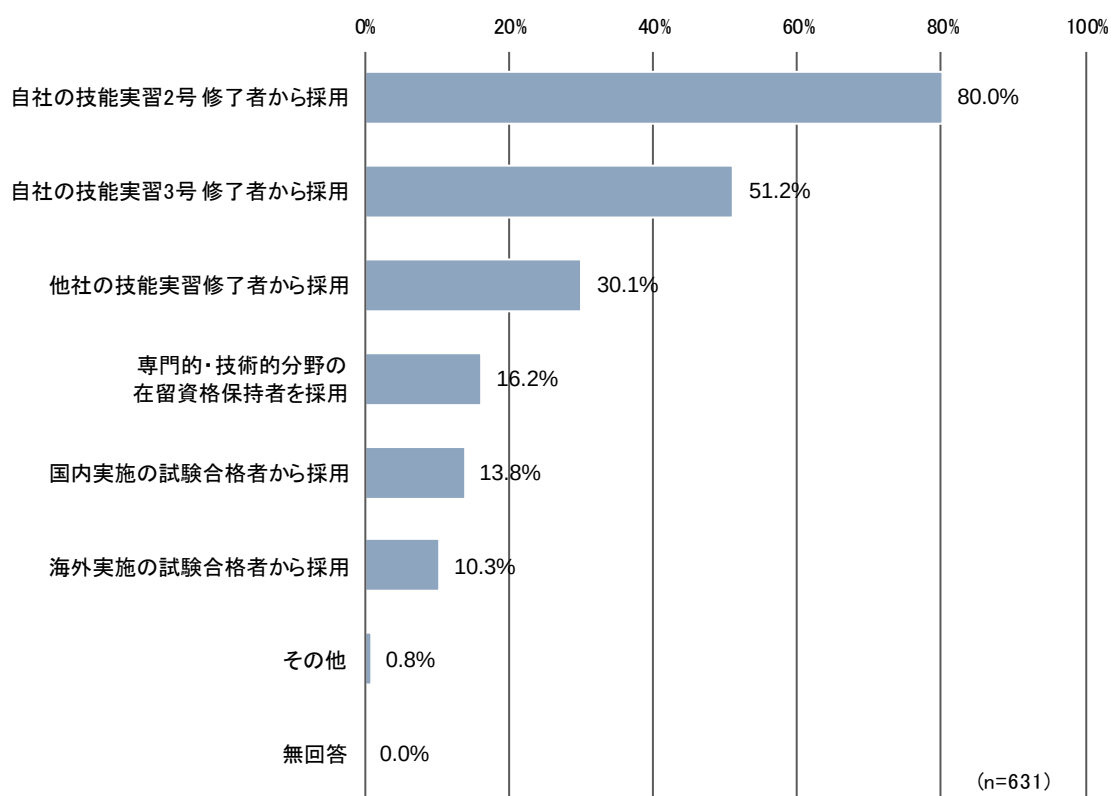
(注)「専門的・技術的分野の在留資格」は、「特定技能 1 号除く、技術・人文知識・国際業務など」として調査実施

② 特定技能 1 号の受入れルート

特定技能 1 号の受入れ意向ありと回答した受入れ機関に対して、特定技能 1 号の受入れルートを尋ねたところ、「自社の技能実習 2 号修了者から採用」が最も高く、80.0%となっている。次いで、「自社の技能実習 3 号修了者から採用」(51.2%)、「他社の技能実習修了者から採用」(30.1%)、「専門的・技術的分野の在留資格保持者を採用」(16.2%)となっており、いずれも日本において在留・就労経験のある層へのニーズが高くなっている。

試験合格者については、「国内実施の試験合格者から採用」(13.8%)、「海外実施の試験合格者から採用」(10.3%)となっている。

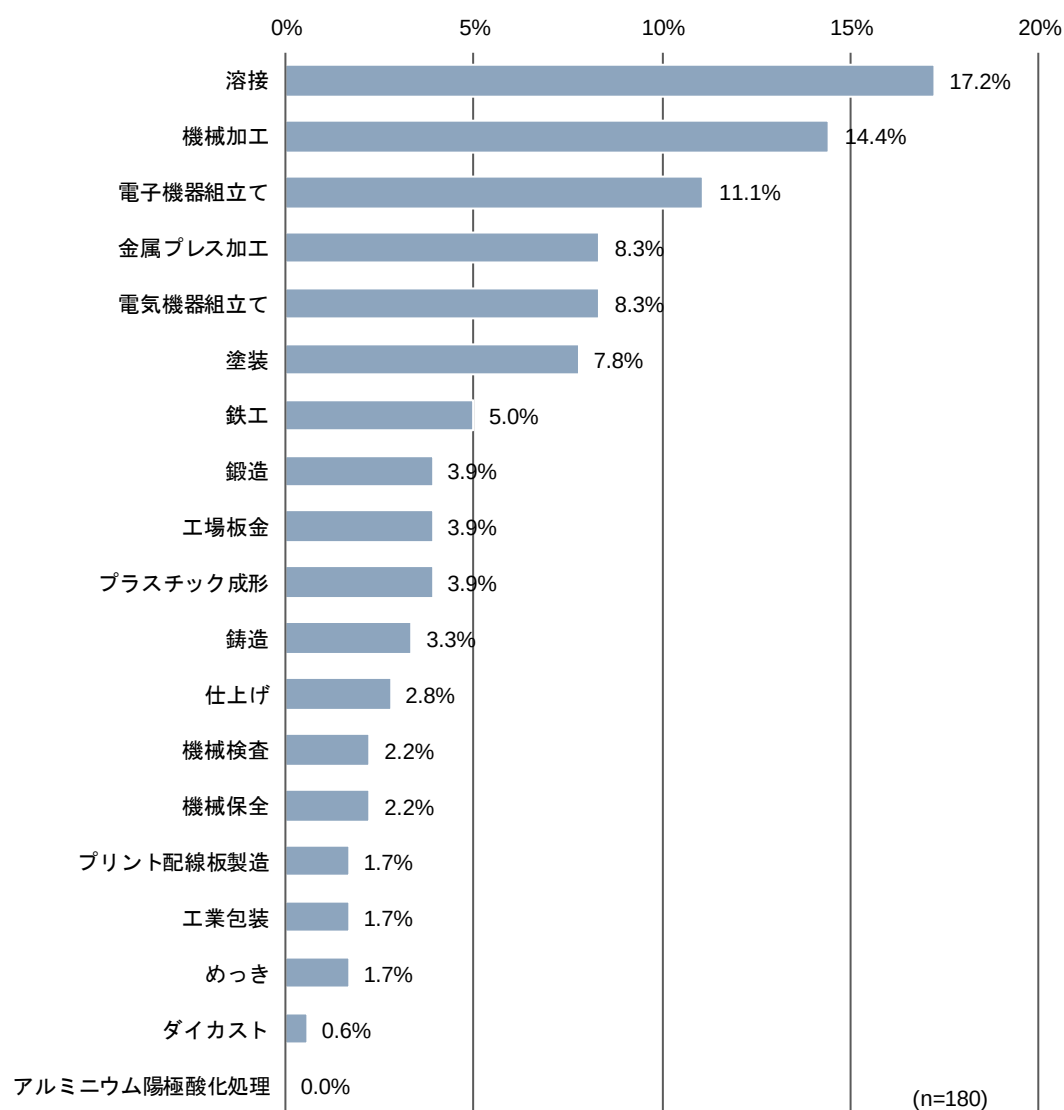
図表 VIII-44 特定技能 1 号の受入れ希望のルート



③ 実施を希望する試験区分

特定技能1号の受入れルートとして、国内・海外いずれからの試験合格者からの採用を考えていると回答した人に対して、試験の実施を希望する区分について尋ねた。「溶接」が最も高く17.2%となっている。次いで「機械加工」(14.4%)、「電子機器組立て」(11.1%)となっている。

図表 VIII-45 実施を希望する試験区分



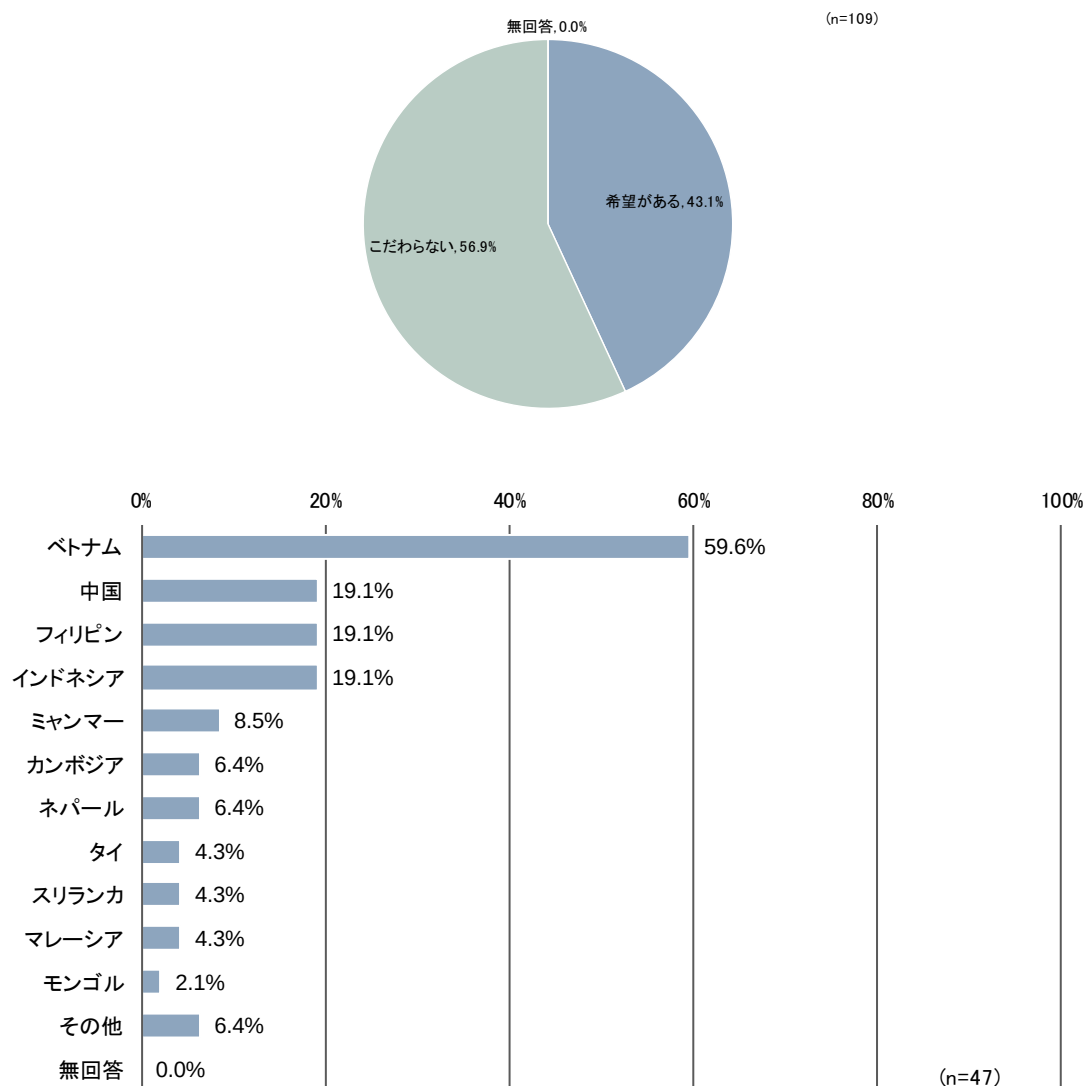
(注) 最大3つまで回答しているものを足し上げて集計している。

④ 試験実施を希望する国の有無

特定技能1号の受入れルートとして、国内・海外いずれからの試験合格者からの採用を考えていると回答した人に対して、試験の実施を希望する国について尋ねたところ、「希望がある」が43.1%、「こだわらない」が56.9%となっている。

具体的な国は、ベトナムが最も高く、59.6%となっている。

図表 VIII-46 試験実施を希望する国の有無、具体的な国名



(注) その他は、「韓国」

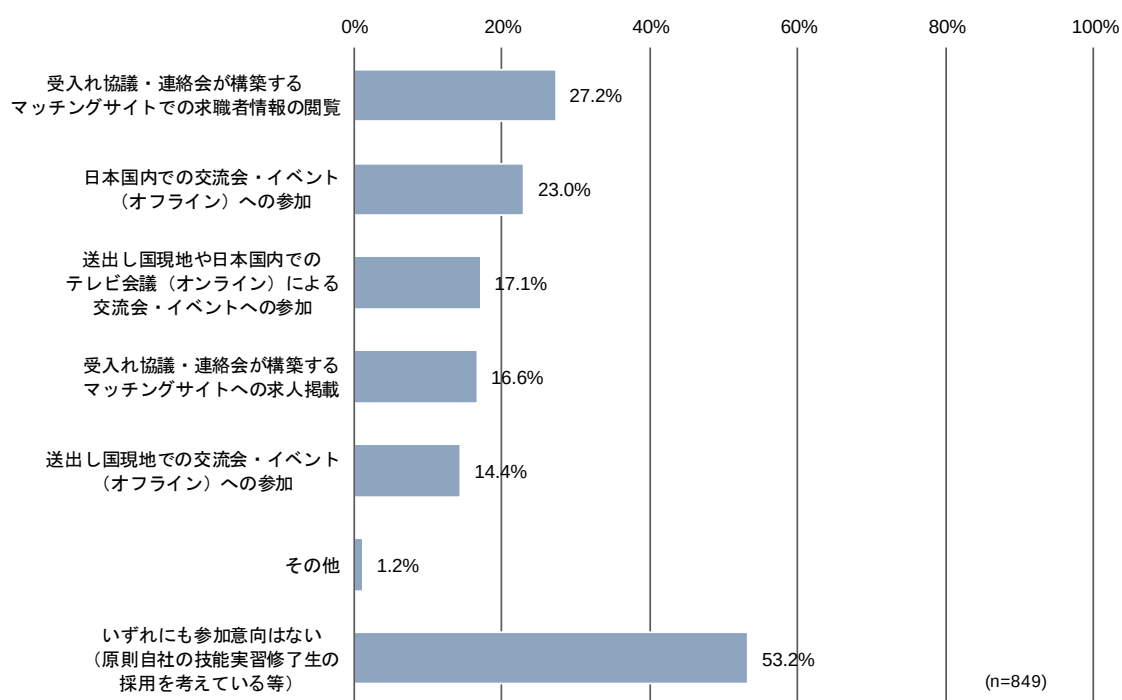
(14) 経済産業省の取組について

① マッチング事業参画可能形態

今後、特定技能1号のマッチング事業に関わり、参画可能な形態を尋ねた。割合として、「いずれにも参加意向はない（原則自社の技能実習修了生の採用を考えている等）」が53.2%で最も高くなっている。

何らかの参加意向があるという回答結果をみると、「受入れ協議・連絡会が構築するマッチングサイトでの求職者情報の閲覧」（27.2%）、「日本国内での交流会・イベント（オフライン）への参加」（23.0%）、「送出国現地や日本国内でのテレビ会議（オンライン）による交流会・イベントへの参加」（17.1%）の順になっている。

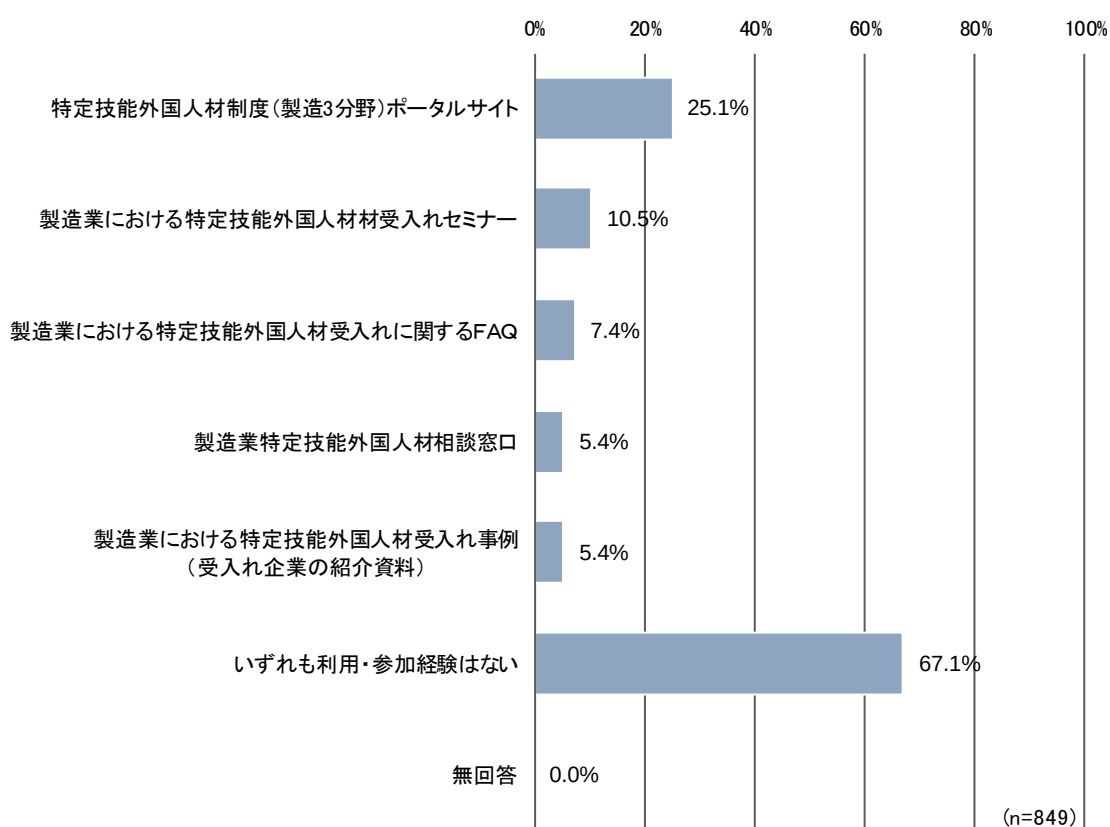
図表 VIII-47 マッチング事業参画可能形態



② 経済産業省の取組の利用・参加経験

経済産業省の取組の利用・参加経験について、何らかの利用・参加経験があるという回答結果をみると「特定技能外国人材制度（製造3分野）ポータルサイト」が最も高く、25.1%となっている。次いで、「製造業における特定技能外国人材受入れセミナー」（10.5%）、「製造業における特定技能外国人材受入れに関するFAQ」（7.4%）となっている。

図表 VIII-48 経済産業省の取組の利用・参加経験



以下、自由記述（明らかな誤字のみ修正のうえ主な意見を掲載）

■ポータルサイトの利用について

- ・ 必要な情報を簡単に入手できるので便利で満足している。
- ・ とても分かりやすく、見やすく利用しやすい。
- ・ 制度について大変勉強になった。
- ・ ポータルサイトの内容をもう少し充実させてほしい。
- ・ ログインするのに毎回「ワンタイム URL にアクセス」というプロセスが手間。
- ・ どこにどのような情報があるのかわかりづらい。

■相談窓口の利用について

- ・ 相談窓口の対応が親切、丁寧で素晴らしかった。

- ・ 丁寧に指導してもらい大変助かった。
- ・ 企業目線で話をしていたととてもわかりやすかった。
- ・ 窓口対応は素晴らしいが、なかなか電話が繋がらない。
- ・ 経産省と相談窓口で対応方針が共有されていないのではないか。本庁へ問い合わせたところ相談窓口を紹介されたが、相談窓口では内容的に判断は本庁に確認したほうがよいと言われた。一貫性をもって対応してほしい。

■セミナー参加について

- ・ わからないこと、変更になったところなどを知ることができて大変勉強になった。
- ・ 受入企業の事例など大変参考になった。
- ・ セミナーに参加したことで制度の内容など理解を深められることができてよかった。
- ・ リモートセミナーだったがわかりやすかった。
- ・ 個別の質問に対応してもらいにくい雰囲気があり、不明な内容がそのままになった。
- ・ 何度かセミナーに参加しないと制度そのものがわかりづらい。

■FAQ や事例紹介の利用について

- ・ とてもよく理解できた。
- ・ 他社の取り組み事例を知るとは大変刺激になり、ためになる。
- ・ 事例紹介は経験のない弊社にとって大変助かった。今後も活用したい。
- ・ 自分が知りたい内容に行き着くまでに色々なページを閲覧して大変だった。もっと簡単に目的ページに行くようにしてほしい。
- ・ もう少し要点をしばって明記してもらえるといい。

③ 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会、及び、経済産業省に期待すること

■制度変更について

- ・ 製造3分野の受入れ分野の見直し、業務区分拡大を検討してもらいたい。
- ・ 在留期間5年の見直しを行い長期雇用できるように在留期間の緩和を望む。
- ・ 優良な特定技能1号修了者には永住権を認めてもらいたい。
- ・ 特定技能2号を採用したい、特定技能2号へ移行する分野の幅を増やしてもらいたい。
- ・ 家族帯同ができるようになるとよい。
- ・ 転職の手続き審査期間に就労できないことは問題なので認めるべき。

■手続きについて

- ・ 事務作業の負担軽減のため、提出書類の簡素化と申請手続や報告の簡略化を希望する。
- ・ 協議・連絡会への入会、ビザ更新など手続きに時間がかかりすぎる。
- ・ 技能実習から特定技能への移行に関する手続きが煩雑である。

- ・ 国によって手続きが異なるので共通化されることを望む。
- ・ 申請をオンライン化してほしい。

■費用について

- ・ 導入費用、管理コストがかかりすぎる。
- ・ 日本語教育への経費的な支援をしてもらいたい。
- ・ 現在会費徴収はないが今後も無料もしくは低価格にしてもらいたい。
- ・ 監理団体の管理費用の適正化を望む。

■情報提供について

- ・ 引き続きいろいろな情報提供やアドバイスを発信してもらいたい。
- ・ 人材についての実績や動向などの情報を提供するセミナーやサイト、人材マッチング支援情報、送出し国の分野別求人人数情報の提供などがあるとよい。
- ・ わかりやすい情報提供をお願いしたい。
- ・ 制度変更や詳細な最新情報などタイムリーな内容をメールで迅速に周知していただきたい。
- ・ 特定技能外国人の考え方などの分析データのようなものがあると便利。
- ・ 受入後に定期的に使用できる教育教材になるような情報を提供してもらえると助かる。

■評価試験について

- ・ 試験実施回数の増加を希望する。
- ・ 評価試験の簡素化をお願いしたい。
- ・ 試験内容に関する情報をわかりやすく公開してほしい。
- ・ 試験内容のサンプルや過去問、学習テキストなどを充実させてもらいたい。

■相談窓口・ポータルサイトについて

- ・ 問合せにいつも親切に対応していただき感謝している。
- ・ 外国人材受入れ協議・連絡会直通の電話相談窓口の設置など相談窓口の充実を希望。
- ・ ポータルサイトを利用したことがないので今後活用していきたい。
- ・ ページ内容がわかりづらい。
- ・ マイページへのログインが面倒なので簡素化してほしい。

■アンケートについて

- ・ アンケート内容が長すぎる、わかりづらいので簡素化してほしい。
- ・ 回答、再ログインに時間がかかりすぎて業務に支障をきたす。
- ・ アンケート内容、質問事項をあらかじめ教えてほしい。

- ・ 社名、所在地など入力が手間であるので基本情報をアンケート画面に反映できないか。
- ・ コピペができない、自由記述欄に字数制限があるなど不便なので仕様変更してほしい。
- ・ 問合せ先が話し中のことが多く、受付時間も短いので困った。

■新型コロナウイルス感染症について

- ・ 新型コロナウイルス感染症により入国のめどが立たないので速やかに対応していただきたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への注意喚起をもっと行ってもらいたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症で帰国困難になった実習生や特定技能外国人と企業とのマッチングイベントを分野別に各都市で開催してほしい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による特定技能の副業を認めてもらいたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により特定活動で在留延長していたが他分野への資格取得など水面下で行われ突然退職していくことが多発しており、特定活動の名のもと特例が横行しているのは問題だ。

■その他

- ・ 外国人専用の求職マッチングサイトがあれば便利。
- ・ 特定技能外国人材がもっと普及して行けるような柔軟な取り組みを期待。
- ・ 人材不足の日本において外国人材は不可欠であり、偏見や劣悪企業・組合の撲滅に力を入れてほしい。
- ・ 外国人材との接し方ノウハウなどがわかる教材、外国人材の集団講習会の開催、安全面の支援など受入れ後にフォローする体制の充実を希望。
- ・ 国の今後のビジョンが見えてこない、もっと危機感をもって対応していただきたい。

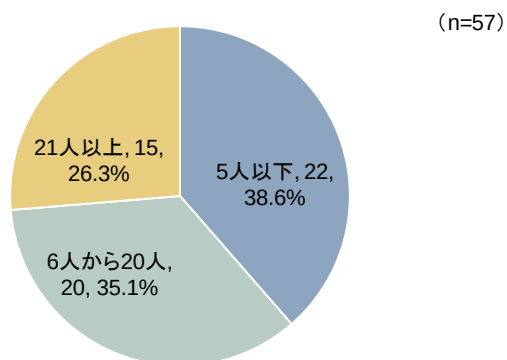
3. 関係機関向け 調査結果

(1) 団体について

① 団体従業員数

団体従業員数は、「5人以下」が38.6%、次いで「6人から20人」が35.1%となっている。

図表 VIII-49 団体従業員数



団体従業員数の最大値は「24,625人」、最小値は「1人」、平均値は「868人」、中央値は「9人」となっている。

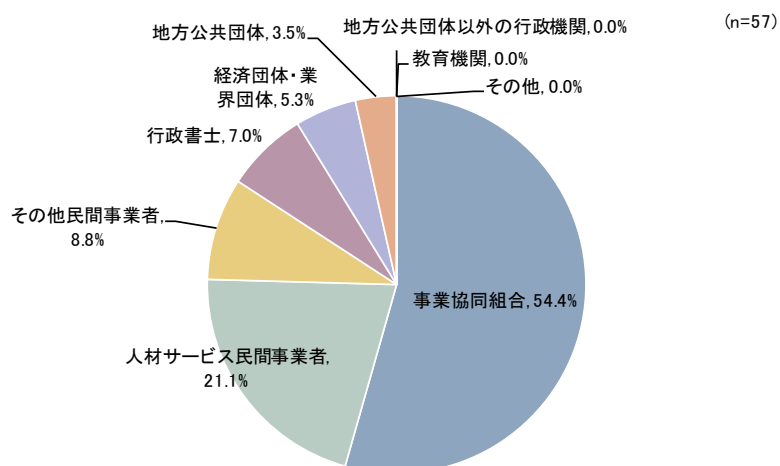
図表 VIII-50 団体従業員数（最大値、最小値、平均値、中央値）

最大値	24,625 人
最小値	1 人
平均値	868 人
中央値	9 人

② 団体属性

団体属性は、「事業協同組合」が 54.4%、「人材サービス民間事業」が、21.1%となっている。

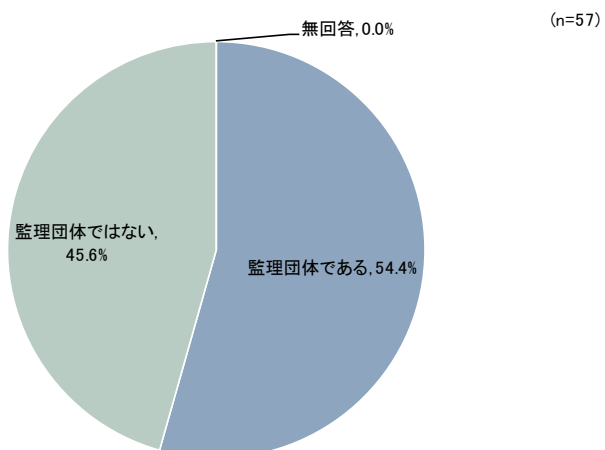
図表 VIII-51 団体属性



③ 監理団体か否か

監理団体か否かは、「監理団体である」が 54.4%、「監理団体ではない」が、45.6%となっている。

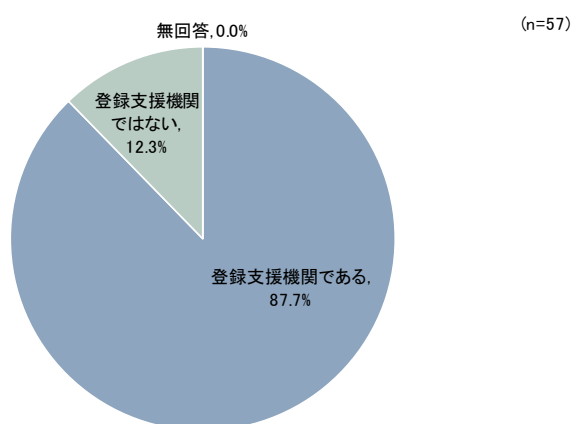
図表 VIII-52 監理団体か否か



④ 登録支援機関か否か

登録支援機関か否かは、「登録支援機関である」が 87.7%、「登録支援機関ではない」が、12.3%となっている。

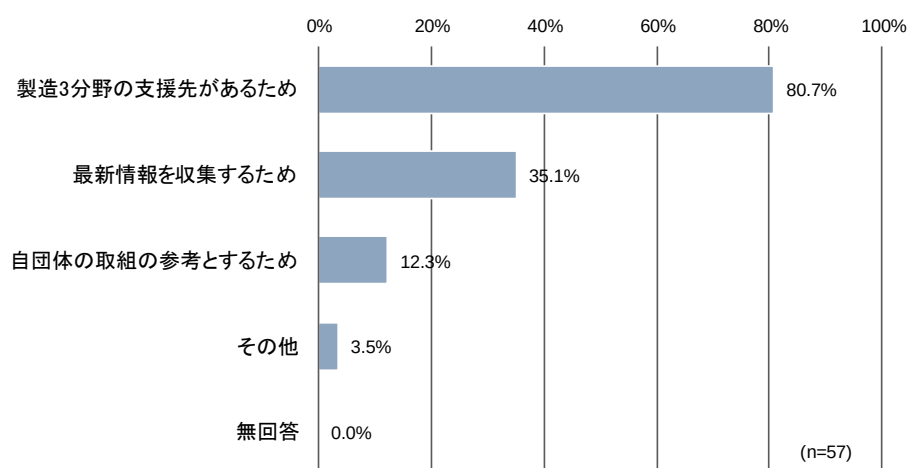
図表Ⅷ-53 登録支援機関か否か



⑤ 入会目的

入会目的は、「製造3分野の支援先があるため」が 80.7%、「最新情報を収集するため」が、35.1%となっている。

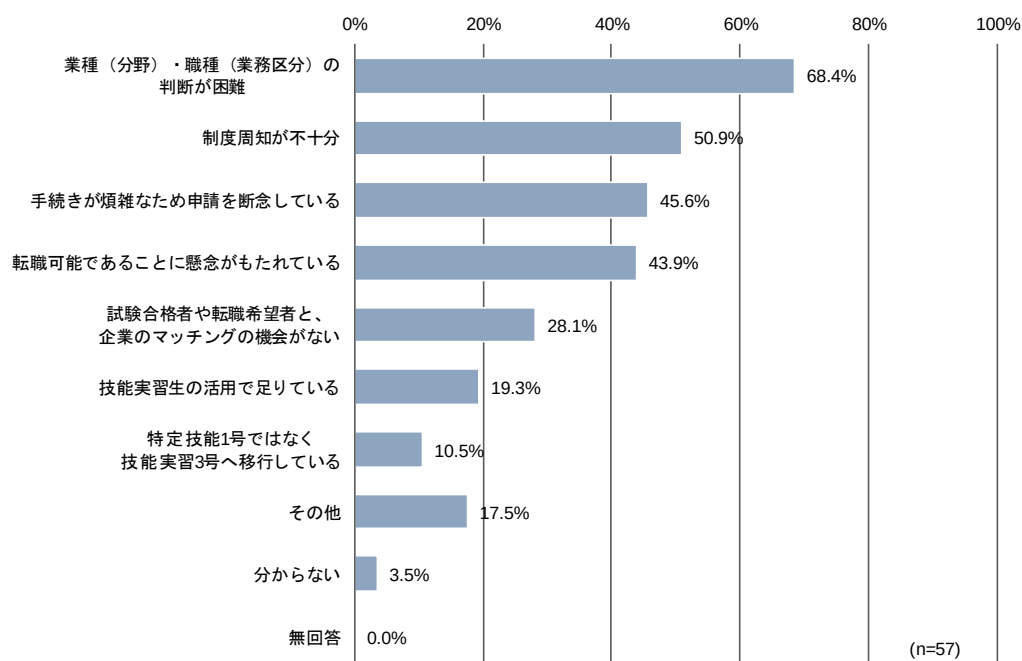
図表Ⅷ-54 入会目的



⑥ 把握している製造3分野の課題やニーズ

把握している製造3分野の課題やニーズは、「業種（分野）・職種（業務区分）の判断が困難」が68.4%、次いで「制度周知が不十分」が50.9%となっている。

図表 VIII-55 把握している製造3分野の課題やニーズ



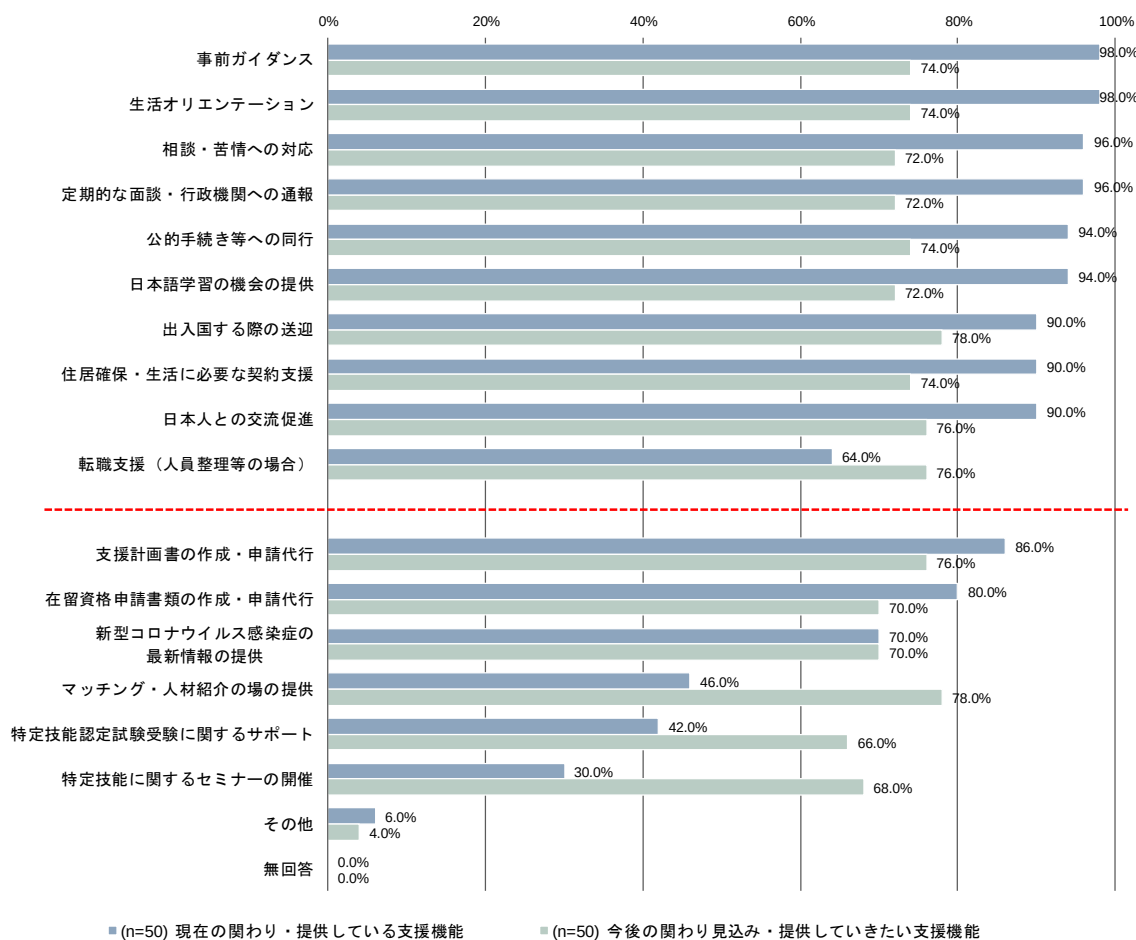
(2) 登録支援機関の活動内容について

① 現在の関わり・提供している支援機能

現在の関わり・提供している支援機能は、「事前ガイダンス」「生活オリエンテーション」がともに 98.0%となっている。

今後の関わり見込み・提供していきたい支援機能は、「出入国する際の送迎」「マッチング・人材紹介の場の提供」がともに 78.0%となっている。

図表 VIII-56 現在の関わり・提供している支援機能

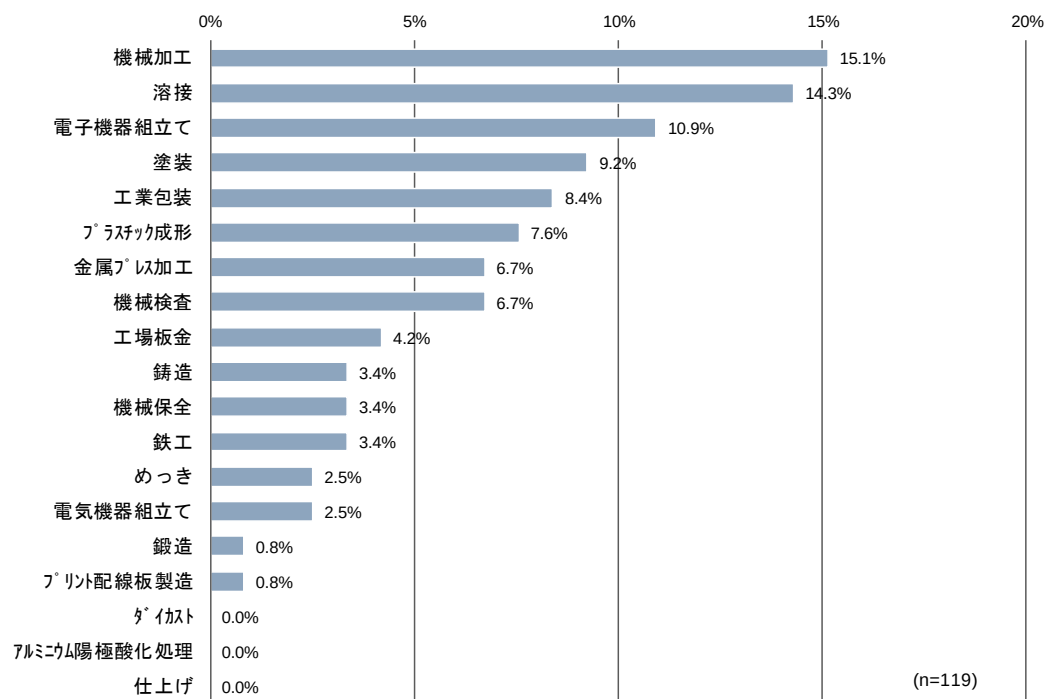


（注）赤線を境に上の 10 項目が、1 号特定技能外国人に対する支援計画において実施が必須とされる項目。下の 10 項目がその他の項目。

② 試験実施を希望する業務区分

試験実施を希望する業務区分は、「機械加工」が15.1%、「溶接」が14.3%となっている。

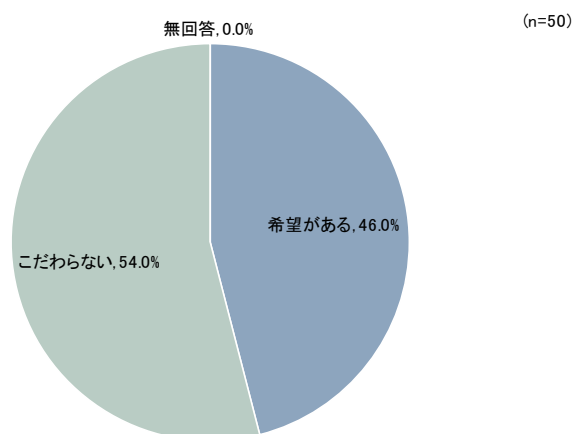
図表 VIII-57 試験実施を希望する業務区分



③ 試験実施を希望する国の有無

試験実施を希望する国の有無は、「希望がある」が 46.0%、「こだわらない」が 54.0%となっている。

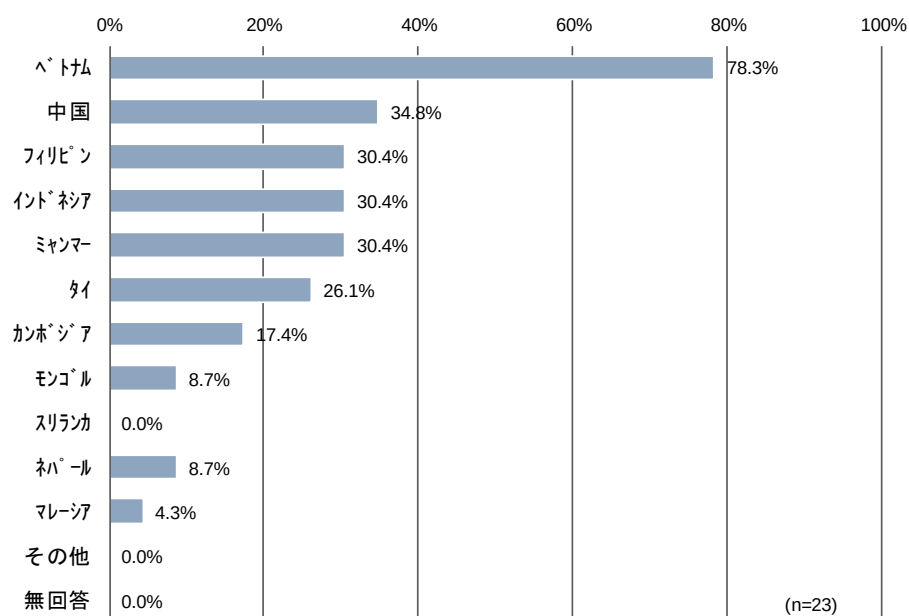
図表 VIII-58 試験実施を希望する国の有無



④ 試験実施を希望する具体的な国名

試験実施を希望する具体的な国名は、「ベトナム」が 78.3%、「中国」が 34.8%となっている。

図表 VIII-59 試験実施を希望する具体的な国名



⑤ 海外試験実施希望国を選んだ理由

■受入れ実績があるため

- ・ 現在在籍している実習生の国籍であるため（送出し機関の提携先国であるため）。
- ・ ベトナム国からの受入れしかしていないため。
- ・ 現在主に支援している企業の雇用する従業員がいるため。
- ・ 受検する候補者としての技能実習生がたくさんいるので。
- ・ 既に関わりのある国のため。
- ・ 関連団体が上記の技能実習生を受け入れているため。
- ・ 中国とベトナム実習生を受け入れた経験があるため。
- ・ 技能実習生の受入れをしているから。昔の実習生は、現在で言う技能実習 2 号の時の試験を受験していない子が多いから。

■希望者が多いため

- ・ まだまだ特定技能の対象業務区分に該当していない技能実習業務区分の修了者も多く、特定技能への希望者も多いため。
- ・ 技能実習帰国者で、他業務区分への希望がある。
- ・ 送出し機関を含め、自国における特定技能希望者が多いため。
- ・ 希望者が多いため。フィリピンに関しては POEA の縛りが強く、企業側も躊躇することが多く、同じ日本の制度にも関わらず不利感が高い。
- ・ 現地からの要望による。

■国籍を限定しているため

- ・ 受入れ国を上記 2 か国に限定しているため。
- ・ タイ人のみを支援しているため。

■需要があるため

- ・ 適切な人材が多い。
- ・ 人材の需要があるため。
- ・ ベトナムが特定技能に関しては、最大の送出し国であるため。

■その他

- ・ 送出し機関が不要で、本来の直接雇用が可能なため。
- ・ 弊社にベトナム人通訳が在籍しており、積極的に受け入れていきたいと思っているため。
（すでに上記の国に滞在している方から要望は多数あり）

⑥ 国内で試験開催を希望する都市とその理由

■具体的な都市・地域

- ・ 愛知県・名古屋市（7件）
- ・ 広島県・広島市（3件）
- ・ 大阪（3件）
- ・ 岡山県、岡山市（2件）
- ・ 東京（2件）
- ・ 秋田・新潟・長野・岐阜・静岡・宮崎・熊本・大分（それぞれ1件）
- ・ 神戸・大宮・横浜・仙台・宇都宮・金沢（それぞれ1件）

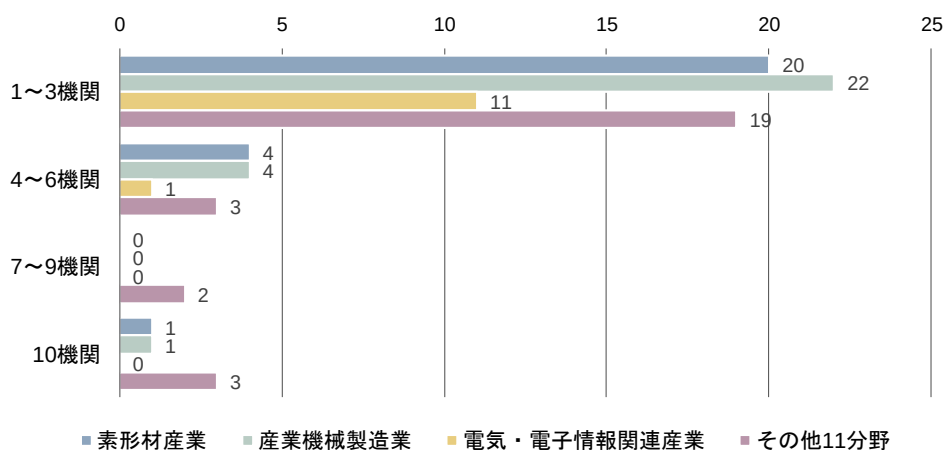
■理由

- ・ 地方での実施を希望。
- ・ 大都市圏だけでなく、地方都市においても6か月に1度など一定の回数は実施いただきたい。
- ・ 公共交通機関による新型コロナウイルス感染リスクを抑えたい。

⑦ 製造 3 分野における支援企業数

製造 3 分野における支援企業数は、1～3 機関が、それぞれの分野 11～22 企業、4～6 機関が 1～4 企業となっている。

図表 VIII-60 製造 3 分野における支援企業数



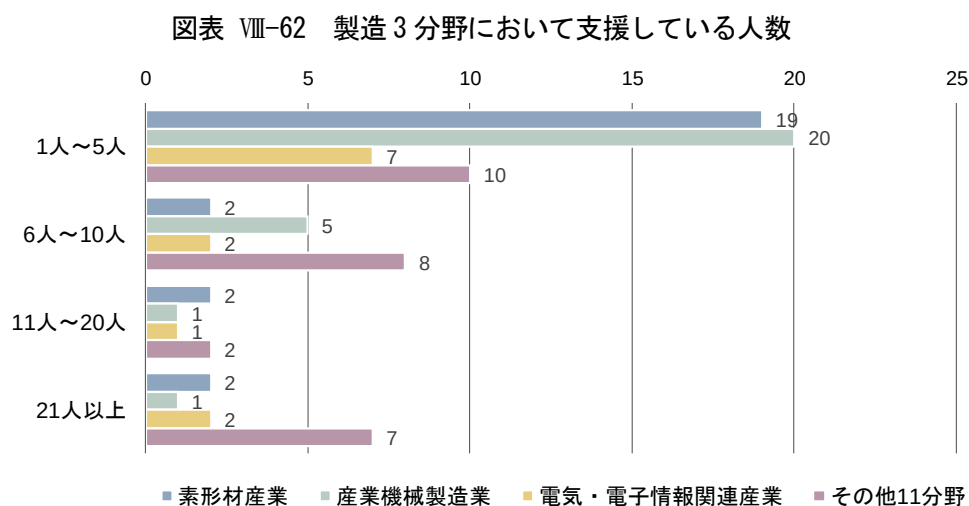
製造 3 分野における支援企業数の最大値は、「素形材産業」が 36 件、「産業機械製造業」が 21 件、「電気・電子情報関連産業」が 6 件となっている。

図表 VIII-61 製造 3 分野における支援企業数（最大値、最小値、平均値、中央値）

	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報 関連産業	その他 11 分野
最大値	36	21	6	20
最小値	0	0	0	0
平均値	2	1	0	2
中央値	1	1	0	1

⑧ 製造 3 分野において支援している人数

製造 3 分野において支援している人数は、「1～5 人」が産業機械製造業で 20 件、素形材産業で 19 件となっている。



製造 3 分野において支援している人数は、素形材産業の最大値が 111 人、産業機械製造業が 35 人、電気・電子情報関連産業が 36 人となっている。

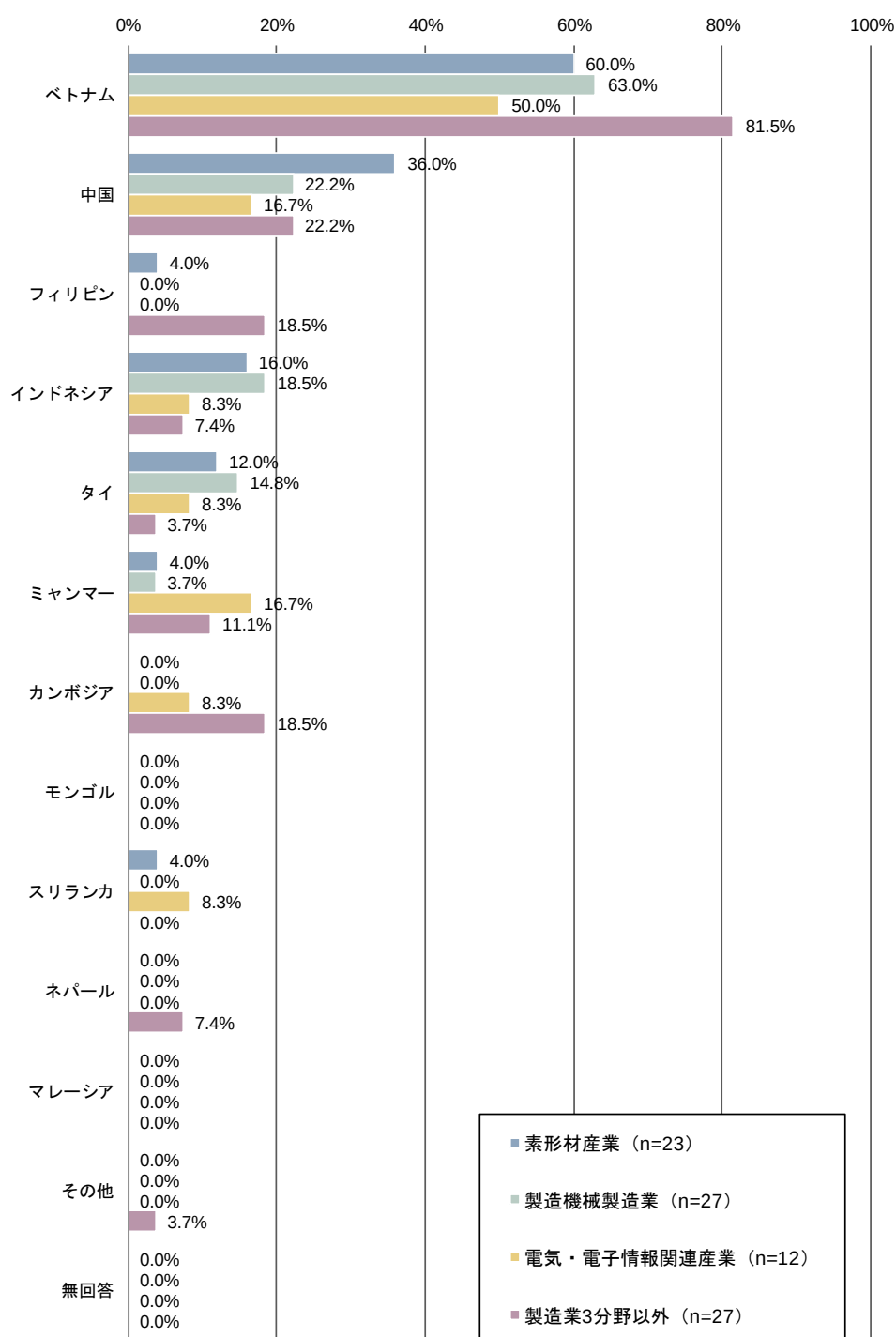
図表 VIII-63 製造 3 分野において支援している人数（最大値、最小値、平均値、中央値）

	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報 関連産業	その他 11 分野
最大値	111	35	36	86
最小値	1	1	1	1
平均値	11	5	8	16
中央値	3	2	3.5	7

⑨ 支援中の特定技能外国人の国籍

支援中の特定技能外国人の国籍は、それぞれの分野で、「ベトナム」が 50.0%～81.5%、「中国」が 16.7%～36.0%となっている。

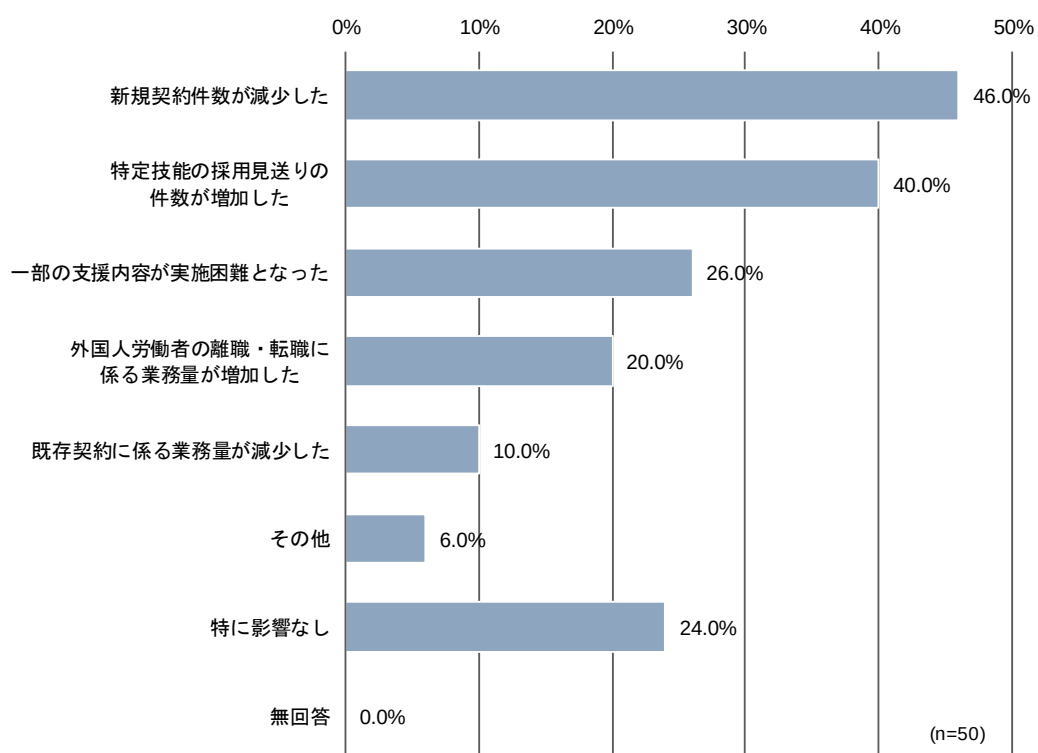
図表 VIII-64 支援中の特定技能外国人の国籍



⑩ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は、「新規契約件数が減少した」が 46.0%、「特定技能の採用見送りの件数が増加した」が 40.0%となっている。

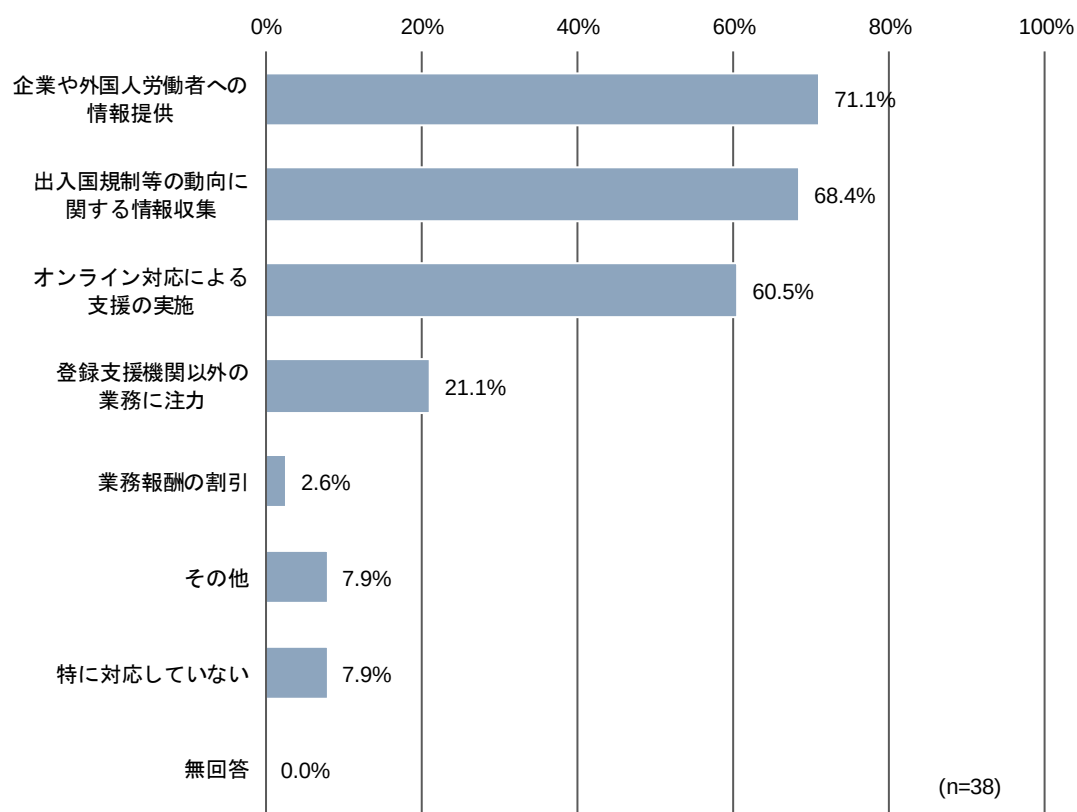
図表 VIII-65 新型コロナウイルス感染症の影響



⑪ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応は、「企業や外国人労働者への情報提供」が 71.1%、「出入国規制等の動向に関する情報収集」が 68.4%となっている。

図表 VIII-66 新型コロナウイルス感染症への対応

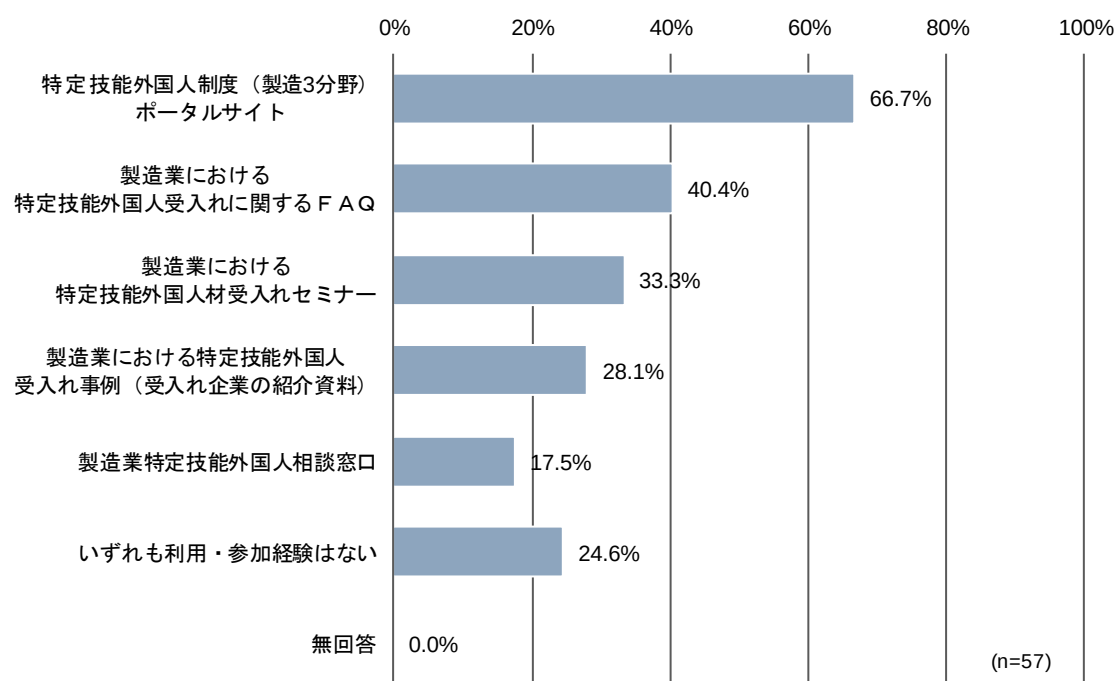


(3) その他

① 経済産業省の取組の利用・参加経験

経済産業省の取組の利用・参加経験は、「特定技能外国人制度（製造3分野）ポータルサイト」が66.7%、「製造業における特定技能外国人受入れに関するFAQ」が40.4%となっている。

図表 VIII-67 経済産業省の取組の利用・参加経験



② 経済産業省の取組を利用・参加した感想（明らかな誤字のみ修正のうえ主な意見を掲載）

■参考になった

- ・ 経済産業省から協議・連絡会の案内等をいただいた際にポータルサイトを閲覧しておりますが、見るたびに情報が増え、また、当初に比べて見やすくなったと感じます。
- ・ 支援の実務遂行に大変助かりました。
- ・ 参考になった。
- ・ 内容理解に役立った。
- ・ 親切丁寧な回答を頂いた。感謝しています。
- ・ セミナーは分かりやすく良かったです。対象業務区分該当有無が、もう少し分かりやすいと良いです。
- ・ 大変参考になりました。
- ・ セミナーを通じて特定技能の進捗状況や知識が増えとても有益です。また、受入れ企業の紹介資料では、従業員数により受入れにおける考え方の相違がみられる等実用に特化した情報が得られ貴重です。ありがとうございます。
- ・ 相談窓口のご対応がすごく丁寧でした。今後もいろいろ教えていただきたいと思います。FAQ はわかりやすく、特定技能の受入れの準備に役立ちました。今後も情報の更新に期待しております。
- ・ おもに、資料の閲覧（概要資料・FAQ）で利用させて頂いております。機会があればセミナーにも参加してみたいと考えております。

■分かりにくい・もっと情報がほしい

- ・ 行政組織が複数にわたることからか、取組みの方向感が十分伝わってこない感じがします。
- ・ 今後も掲載情報のさらなる充実をお願いします。
- ・ 経産省さんは他分野省庁に比べて積極的な取組をされていると思います。ただ、制度が複雑でやはりその情報発信が課題と考えます。特に受入れ可否の日本標準産業分類の判断は、事業者様にとってハードルが高く、より分かりやすい見せ方が必要と思います。
- ・ 受入れ対象分野をとして現3分野を選択した理由が不明である。現3分野以外にも対象となる分野があるのではないかと思います。
- ・ もう少し実用にむけての取り組みについて教えて頂きたい。
- ・ セミナーでは時間的に細かいことまで説明できないと思いますが、申請に関する情報以外、管理帳簿に関する事例など紹介していただければ助かります。
- ・ 相談窓口に連絡しても、回答を得られない場合が多い。
- ・ 特定技能外国人材を受け入れたり、受入れが終了した時などに、報告書が必要かどうか知りたかったが、そういった情報が見つからなかった。ワントタイム URL がとても煩雑。何度も同じ画面を遷移しなければならないのが面倒でした。
- ・ 特定技能についての情報があいまいなところがあり、企業側への説明がなかなかできない。

- ・ 製造3分野に当てはまるかどうか分かりにくい。分野や業務区分の広がりについて展望があれば随時知らせてほしい。

■ウェブサイトについて

- ・ ログイン方法が面倒。
- ・ サイト内を解り易くしてほしい。

■事業者側の認知が必要

- ・ 「特定技能」においてある程度の知識があればよいが、技能実習の受入れ経験がない、外国人雇用も経験がない企業にとっては知識がないため、「特定技能」の内容を理解できない。複雑すぎて断念する企業もある。産業分野の適合の有無が企業では判断できない。
- ・ 制度周知や相談窓口についても企業側のニーズが高いと思うが、企業側が認知していないケースが多い。

■その他

- ・ 受入れ可能な業務区分が増えないと活用できない。
- ・ 申請書類が複雑という印象を持った。外国での試験実施が未決定という状況に驚きました。

③ 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会、及び、経済産業省に期待すること

■制度の分かりやすい説明

- ・ 各種制度について、分かりやすい資料等のご提供を今後もよろしくお願いいたします。
- ・ 分野の区分を分かりやすくしてほしいです。
- ・ 電話での問い合わせが出来ないのが不便。

■手続きの簡素化

- ・ 手続きが煩雑である。
- ・ 受入れ後の、四半期ごとの定期届出の簡素化を期待致します。そこに手間を取られると、受入れに躊躇致します。
- ・ 特定技能の業務計画書作成方法を知りたいです。
- ・ 制度手続きの簡易化、申請の手続きでも多いですけど、更新でも必要書類が多すぎると思っています。

■制度の拡大

- ・ 拡大していくための中心軸として率いていただくことを期待しています。
- ・ メールでの情報発信も強化していただけると幸いです。
- ・ あらたに受入れ対象分野として指定を受けることを希望する団体に対する情報提供（要

件、手続き等)、指導、などもお願いしたい。

- ・ 人材不足に悩んでいる中小企業を支援するため、制度の適用分野・産業の拡大について、もっと幅広くご検討いただけますと幸いです
- ・ 日本人の労働人口が高齢化で減っていく事に対する取り組みとしては、現状外国人労働者に頼らざるを得ない状況にある為、特定技能で働く外国人が一人でも多く増えるように取り組んでいきたいと思っています。
- ・ さらなる制度周知とともに、協議会として JP-MIRAI などの団体にも参加して情報収集をしていただきたい。

■受入れ業務区分を増やしてほしい

- ・ 受入れ可能な業務区分が増えないと活用できない。すでに N4 以上の優秀な人材は食品関係に転職してしまった。怪しい職業紹介者から元実習生の身分照会が来るので、来ないように対策をしてほしい。
- ・ 技能実習終了者は、産業分類等は問わず、全員が特定活動に移行できるように、対応してほしい。企業様や実習生が、特定技能を希望しているが、分類などが該当せず、断念せざる負えないケースなどが目立つ。
- ・ 技能実習を行っている企業が特定技能の業務区分に当てはまらない案件が多いため、技能実習から全ての作業で特定技能へスライドできるようになればと願います。
- ・ より広い分野、業務区分での受け入れの検討を望みます。
- ・ 素材・産業機械・電子電機の出身の技能実習生が製造分野を増やしてほしい。
- ・ 特定技能受入れ業務区分を拡大してほしい。技能実習制度の受入れ業務区分と特定技能の受入れ業務区分に統一性がないため統一してほしい。
- ・ 実習生の分野との整合が難しい。
- ・ プラスチック業界、印刷業界からの、特定技能外国人受け入れ要望が多くありますので、対象業務区分拡大希望いたします。また、定期報告が大変だという声を多く聞きますので、簡素化希望いたします。アンケートの Q.18・19 が見当たりませんでした。
- ・ 産業分類の見直しを至急お願いします。現場のことを理解していない方々が、判断したとしか思えない、現場に全く即していない内容です。企業や特定技能を希望する人たちの妨げとなっていることを理解して、速やかに改善してほしい。

■協議会加入について

- ・ 申請の流れを見直して、質問に対し明確な回答を出すこと、審査日程の圧縮を何卒お願いしたい。新型コロナウイルス感染症の時期で帰国もできず、協議会の加入ができない事で就労もできず、外国人本人も企業も大変困っています。また、情報周知が不足していると考えます。
- ・ 協議会申請してから結果の発表までの時間が長すぎる。できれば申請後 1 か月程で結果を

公表して欲しい。

- ・ 製造業受入機関として認定する条件が厳しすぎて、受け入れを断念する会社がある。
- ・ 協議会へ加入できるかどうかの判断の時間がかかりすぎではないでしょうか。その業務区分で製品を製造していることが確認するだけでそんなに時間がかかるのでしょうか。そして、そこまで厳格にやらなければならない理由もよくわかりません。業務区分がもし違ったからといって、この制度における不利益はどこにあるのでしょうか。今後申請には協議会への加入が必須となりますので、その柔軟な対応をよろしくお願いいたしますと思います。
- ・ 協議会入会申請が簡単になるといいです。
- ・ 製造業分野に限っては、協議・連絡会への加入要件や手続きが難しく、企業様が加入手続きを億劫がり、3号技能実習への移行に方針転換する事が多いように思われる。
- ・ 所属機関から協議・連絡会への入会手続きを簡略してもらいたいです。
- ・ 現在も協議会に加入するための書類を提出したまま、2か月半くらい何も連絡がない。送った書類で良かったのか、修正しなければならないのか、参加させてもらえないのか、状況が判らない。一覧表に載ったら加入できたということです、というのではなく、せめて掲載されたらそのような連絡メール、ダメならダメでどの書類を修正すれば良いのか、連絡メールまたは電話連絡が欲しい。インドネシアで、造船船舶用分野を希望している子が、訳も分からず製造分野の溶接試験を受けていた。合格したから日本に行けるかと、合格した後に関心があったが、それだと造船の会社に入れないことを説明したが、意味が解らないようだった。確認せずに受験した子にも問題があるかもしれないが、本当に説明するのに苦労するし、分野ごとの線引きって必要なのかな？と思う。
- ・ 協議会への加入審査およびその結果（名簿更新）の頻度がかなり遅いと思いますので改善を要望します。
- ・ 協議会・連絡会に所属機関が加入するための簡単な説明があると有り難い。現状PCに慣れている企業は良いが、高齢化でPCを扱うことも困難な企業も多いのが現実。人材不足で困ってはいるが現実内容が複雑で踏み切れないとの問い合わせも多い。

■試験について

- ・ 諸外国での試験実施を迅速に決定していただきたい。

4. 小括・得られた示唆

受入れ機関の回答状況をみると、新型コロナウイルス感染症の影響が少なからずみられた。具体的には、外国人労働者の受入れ状況について、昨年度 8 割弱の在籍状況であった技能実習 1 号が、今年度調査では 34.0%まで半減しており、新規入国が制限された影響がみられた。また、業況感についても、2020 年 3 月以前までは、「大変良い」と「良い」を合わせて 42.8%に達していたが、2020 年 4 月から現在は、「悪い」（45.2%）＋「大変悪い」（14.3%）が 59.5%と状況が逆転していた。

一方で、受入れ機関において、引き続き採用意向は一定数持たれていることも分かる。採用について今後の見通しを尋ねた結果をみると、「積極的に採用する」の割合が、日本人従業員含む全体で 44.8%、外国人材全体で 27.7%、特定技能外国人材で 36.9%となっている。「現状維持」も含めると、採用意向は、新型コロナウイルス感染症下であっても大きくは減少しておらず、全体で 92.3%となっていた。今後の外国人材の受入れとして、各在留資格中、最も採用意向が高かったのは特定技能 1 号であり、今後更なる制度の活用が期待される。

受入れ希望ルートを見ると、技能実習 2 号、3 号修了者の人気が高く、試験合格者の受入れを検討している機関は現時点では限られている。新型コロナウイルス感染症の影響によって、新規入国が大きく減少していることから、数年後には、特定技能へ移行する予備軍が大きく減少することとなり、今後、試験ルートでの受入れは非常に重要になる。国内海外における積極的な試験の開催及び合格者とのマッチングの促進を通じて、試験ルートでの受入れも選択肢の 1 つとして確立していくことが求められているといえる。

第 IX 章 受入れ機関等へのヒアリング調査

1. 調査実施概要

(1) 趣旨

製造 3 分野において、特定技能外国人を受け入れ始めた受入れ機関（企業）を対象に、特定技能外国人の受入れを進めていく際の障壁や、受入れ機関・登録支援機関・地域内の関係機関・部署の連携のポイント・課題等を把握するためヒアリング調査を実施した。

(2) 調査対象・件数

製造 3 分野において、特定技能外国人を受け入れ始めた受入れ機関のうち、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会構成員となり、1 号特定技能外国人の受入れが確認された企業もしくは受入れに向けて具体的な準備を進めている企業を対象に、訪問または、オンラインにてヒアリングを行った。

訪問先は以下の一覧の通りである。

図表 IX-1 ヒアリング調査対象企業

訪問日		事業者名 (匿名)	立地 都道府県	受入れ状況（訪問時点）	受入れ分野 (訪問時点)
1	7/7(火)	株式会社A	三重県	特定技能 11 名(タイ) 技能実習生 23 名(タイ) 高度人材 2 名(タイ・中国)	電気・電子情報 関連産業
2	7/9(木)	株式会社B	長野県	特定技能 2 名(インドネシア) 技能実習生 11 名(インドネシア)	産業機械製造業
3	7/9(木)	株式会社C	広島県	特定技能3名(ベトナム) 技能実習生、一部外国人建設就労者 32 名 (ベトナム)	産業機械製造業
4	7/16(木)	D株式会社	愛知県	特定技能 2 名(インドネシア) 技能実習生 50 名(タイ・フィリピン・インドネシ ア・中国・ベトナム)	素形材産業
5	7/22(水)	E株式会社	大阪府	特定技能 50 名(インドネシア・ベトナム) 技能実習生 73 名(インドネシア・ベトナム)	産業機械製造業
6	8/19(水)	株式会社F	栃木県	特定技能 10 名(ベトナム) 技能実習生 41 名(ベトナム)	素形材産業
7	11/13(金)	株式会社G	大阪府	特定技能 2 名(ベトナム) 技能実習生 3 名(ベトナム)	素形材産業

				特定技能2名(ベトナム)	
8	11/24(火)	H株式会社	東京都	技能実習生40名(ベトナム)、高度人材3名(ベトナム・ネパール)、パート職員4名(フィリピン)	産業機械製造業
9	11/25(水)	株式会社I	石川県	特定技能2名(ベトナム) 技能実習生12名、特定活動3名、高度人材7名(ベトナム)	電気・電子情報 関連産業
10	11/25(水)	J株式会社	鳥取県	特定技能5名(ミャンマー) 技能実習生12名(ミャンマー)	電気・電子情報 関連産業
11	11/25(水)	K株式会社	岡山県	特定技能1名(ベトナム)	素形材産業・ 産業機械製造業
12	11/26(木)	L株式会社	茨城県	特定技能2名(中国) 技能実習生3名(中国)	素形材産業・ 産業機械製造業 (申請中)
13	12/11(金)	M株式会社	岐阜県	特定技能1名(ベトナム) 技能実習生16名、特定活動1名(ベトナム)	産業機械製造業
14	1/19(水)	株式会社N	静岡県	特定技能1名(ベトナム) 技能実習生2名、高度人材1名(ベトナム) アルバイト7名(インドネシア・ベトナム・カンボジア)	素形材産業
15	1/27(木)	O株式会社	愛知県	特定技能2名(ベトナム) 技能実習生6名(中国)	電気・電子情報 関連産業
16	2/10(木)	P株式会社	長崎県	特定技能5名(ベトナム) 技能実習生34名、高度人材4名(ベトナム)	産業機械製造業

2. 調査結果

以下では、16件のヒアリング調査結果について、主な観点ごとに整理している。

(1) 外国人労働者及び受入れ企業との関わり

① 外国人労働者の受入れの目的・理由

1) 人材不足

- ・ 4年前に技能実習生の受け入れを始めた。当初は関連会社をインドネシアに置いており、現地採用も検討していたが、国内での人材が不足していたため、一旦国内で技能実習生として受け入れ、関連会社に戻ってもらうことを想定していた。しかし、状況が変わったこと、特定技能の制度新設などが重なったことから、引き続き日本で就労し、技術を磨いてもらうことになった。(株式会社B)
- ・ 新卒採用は非常に厳しくなっており、新卒・中途採用だけで従業員をまかなうことは難しく、外国人材に頼らざるを得ない。(株式会社C)

- ・ 20 年ほど前に技能実習生の受入れを開始。日本人の賃金水準が上昇し続けており、また、近年は入れ替わりも激しくなっているため、労働力確保のため外国人を雇用せざるを得ない状況にある。今後も人材不足対策として、日本人と特定技能外国人の採用を並行して進める予定である。(E 株式会社)
- ・ 若い労働力を必要としている。(株式会社G)
- ・ 日本人の高卒を採用していたが NC 旋盤の作業はきつく続かないため、2014 年に技能実習生を受け入れ始めた。技能実習 2 期生の帰国 1 年後に、2 人のうちの 1 人から、再び日本で働きたいという希望が組合に寄せられ、受入れの打診を受けた。当社としても、お互いに人となりがよく分かっているので、本人が希望するならと考え、特定技能として受け入れた。(K 株式会社)
- ・ 受入れ目的は、人材不足の解消。本社の営業職は新卒採用をしていて人も確保できるが、工場となると厳しい。中途採用を継続的に募集しているが、応募は少なく補える状況ではない。技能実習について、当初は親会社が受け入れ、そこからの派遣であった。その後、採用から全て当社で受けることになった。(M 株式会社)
- ・ 技能実習生は 16 年前より中国からのみ受け入れている。人手不足であること、企業として海外に技能移転していく必要があることから、技能実習を開始した。特定技能（ベトナム人）2 名は昨年の 11 月から受け入れ始めた。コロナ渦なので、海外から技能実習で来てもらうのは難しいと考えていたが、監理団体兼登録支援機関から、同業他社で技能実習を修了し、新型コロナウイルス感染症で帰国できない人がいると紹介され、受け入れることにした。(O 株式会社)
- ・ 2006 年から技能実習生の受入れを開始し、現在いる特定技能外国人は、全員が技能実習修了者である。特定技能への移行は、溶接に従事しようという日本人が減少していることが、理由の一つである。同社では通年採用を実施しており、中途採用にも積極的だが、なかなか応募がない。そのような中、技能実習修了者も引き続き就労を希望したため、特定技能に移行することにした。(P 株式会社)

2) 人材不足プラスアルファの期待（熱心さ・能力の高さ等）

- ・ 現在の日本人労働者（特に若手）は質（ハングリーさや我慢強さ）が低下しており、中小製造業は敬遠する傾向にある一方でベトナム人は、得る賃金分の仕事への責任感が強い。技術の吸収意欲も高く、特定技能まで見据えれば長い勤続年数となる。家族を母国に残して来日している者もあり、そうした人材は仕事への取組も熱心である。日本人従業員を募集しても応募がなく人材不足の状態にある中、ベトナム人実習生の勤勉さがうまくはまったといえる。(H 株式会社)
- ・ 人手不足がきっかけで、2014 年から毎年 4 名技能実習生を受け入れている。当初は労働力確保が目的だったが、非常に真面目に仕事に取り組んでくれるため、日本語をしっかりと勉強してまた戻ってきてほしいと考えていたところ、特定技能の制度ができたので技能実習

修了者から2名を移行した。労働力人口の減少が見込まれる中、中小企業が生き残るには海外に目を向けるしかなく、選択肢としては、中国、タイ、インドネシアなどもあったが、実習生を見ているとやはりベトナム人がよいということになった。ベトナム人は日本人よりも手先が器用である。(株式会社I)

- ・ 20年以上前から技能実習生の受入れを始めており、最初は中国、その後ミャンマーに絞っている。受入れのきっかけは、今後電気業界も人手不足になるのではとの問題意識からである。当初は、「日本人の雇用でも大変なのに、外国人なんて」という批判的な意見も多かったが、いざ技能実習生に来てもらうと、とても手が早く優秀だった。また、お金を稼ぎたいというはっきりした目的で来ており、熱心に働いてくれる。(J株式会社)
- ・ 弊社設立の2010年以来、監理団体から受入れを継続している。特定技能については、監理団体とつながりのある現地の送出し機関から登録支援機関を紹介いただいた。特定技能1号の受入れ目的は、第1に監理団体や送出し機関との関係継続、第2に能力の高さから、会社の人手不足を補填できるものとして重要である。(L株式会社)
- ・ 技能実習生は、人手不足を補うという目的で受け入れている。「専門的・技術的分野の在留資格(現在6名)」については、エンジニアとしての採用のみだけでなく、技能実習を円滑に受け入れる際の通訳への期待も高く、実際に活躍してもらっている。(株式会社F)
- ・ 高度人材(技人国)は、日本人のエンジニアが入ってこない関係から、受入れを開始した。現地の大学生を面接して採用している。大学卒業ということもあり、日本人の大卒程度の処遇と合わせている。(株式会社F)

3) 海外拠点との親和性

- ・ 県内の労働者不足により、技能実習生は14年ほど前から受け入れている。当初はワイヤーハーネスの製造業界として関係が深く、進出も視野に入れて中国から受け入れていたが、タイ法人を立ち上げるため、2015年よりタイからの受入れに切り替えた。(株式会社A)
- ・ 社長が、30年前から中国人交換留学生をホームステイさせていた縁で、中国に現地法人を設立し、工場を作った。20年ほど中国人の技能実習生を受け入れていたが、ベトナムに現地法人を設立したこともあり、10年前からはベトナム人の技能実習生を受け入れている。(株式会社C)
- ・ 2011年ごろより技能実習生受入れを実施。自社の海外拠点がある国から人材を受け入れ、将来の現地幹部候補者を育成するためである。技能実習生の大半は、自社の海外拠点で働いていた人材であり、ある程度当社に慣れている者である。(D株式会社)
- ・ 直近1~2年で、中国現地法人でいずれ活躍する人材を育成しようという方針になったため、中国人技能実習生(鍛造)を10人程度増やしている。(D株式会社)
- ・ 2004年に中国から技能実習生を受け入れていたが、2011年の震災を機に実習生のほとんどが帰国を希望したため徐々にベトナムの受入れを始め、現在は完全にベトナムからのみ受け入れている。(株式会社F)

- ・ ベトナム現法を持っており、2017 年から現法のベトナム人を受け入れている。日本とベトナム双方の業務の理解をしてもらうことが目的である。現地で採用したベトナム人を、日本で育てて、幹部候補にできればと思っている。(株式会社N)
- ・ 一部資本を入れ技術提携している企業が中国にあり、その関係で中国人を受け入れた。タイにも当社の法人があり、中国の技能実習生だけでなく、タイの技能実習生も受け入れようと考えていたが、現在の状況では、受入れは難しいと思っている。(O株式会社)
- ・ 技能実習生受入の背景には、中国・韓国とのコスト競争がある。製作におけるコスト削減をしつづけて、人件費を削減せざるを得なくなり、海外（中・韓・ベトナム）での製作を視野に入れることになったが、中国は様々な面でリスクが高いこと、また韓国とは日韓関係不良のため、ベトナムに目を向けた。実習修了後、引き続き現地法人で仕事をしてもらうことを想定して、技能実習生をベトナムから受け入れることにした。2010 年に現地法人を設立、2011 年 9 月に操業を開始したが、帰国後に現地法人に就職した人はまだいない。帰国後も同じ仕事を続けようとする人がなかなかいない。(P株式会社)

4) 通訳・外国人労働者とのクッション的役割

- ・ 高度人材を受け入れた理由は、通訳目的である。技能実習生を受け入れる中で、文化や制度の違いなど、気を付けることを学びたかった。(株式会社A)

②1 号特定技能外国人受入れ状況（受入れ人数、採用ルート、分野、従事する業務区分、国籍、日本語能力など）

- ・ 特定技能外国人は、技能実習生からの移行で、現在 11 名。技能実習の 3 年間で指導できることは限られているため、引き続き指導し、リーダーなどにキャリアアップしてもらうことを目的として、特定技能を受け入れている。(株式会社A)
- ・ 当社独自で生活態度や日本語能力、業務内容などの観点から採点表を作っており、130 点満点の評価をしている。結果は開示し、帰国するタイミングで、特定技能への移行希望を聞いて、移行希望者のうち、点数が高い順に選定している。ほとんどの実習生が移行を希望している(株式会社A)
- ・ 現在、特定技能 1 号として就労している外国人労働者は、4 年前に技能実習生として着任し、3 年の期間を満了し、昨年から特定技能に移行。光学関係の部品加工をしている。一旦在留資格を「特定活動」に切り替え、再度申請をし直して、特定技能 1 号の在留資格を取得した。今年中に 3 年の期間を満了する技能実習生がいるので、本人との面談のうえ、引き続き特定技能 1 号として雇用する可能性もある。(株式会社B)
- ・ 最初に技能実習生として受け入れたのは 3 人で、うち 2 名が特定技能 1 号に移行した。帰国した人は、母国で事業を立ち上げたいということだったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあってか、起業は実現できていないと聞く。技能実習後に帰国しても、採用に至らないケースが多いようだ。(株式会社B)

- ・ 現在在籍の特定技能3名は、素形材産業の溶接に該当。ベトナム現地法人工場での勤務や技能実習生として弊社での勤務経験がある者のなかで、向上心があり、日本で働きたいという人物を採用している。(株式会社C)
- ・ 在籍している特定技能2名は、素形材産業2名(鍛造のプレス)を行っている。インドネシアに帰国していたがもう一度同社で働きたいと手が挙がり、受け入れた。10月に技能実習2号を満了するインドネシア人2名も、移行準備を行っている。(D株式会社)
- ・ 技能実習2号からの移行者は自社の技能実習卒業者が多く、50名中45名を占める。また、再入国者のうちインドネシア出身者は、技能実習終了後、自社インドネシア現地法人(2019年6月稼働)で正社員として働いていた人が多い。その他の5名は、他社の技能実習卒業者である。(E株式会社)
- ・ 特定技能移行については、実習終了時にアンケートを実施し、業況や全社の採用計画を考慮しながら、人材を選抜している。また、再入国者の採用に当たっては、送出し機関を通じて、インドネシア現地法人での採用説明会の案内を行い、就業希望者に対して現地法人で面接選考を実施している。採用に向けた書類作成、面接による選考から、実際に着任するまで約4か月を要する。(E株式会社)
- ・ 10名の特定技能はすべて男性で、技能実習生からの移行である(3号、2号から5名ずつ)。育成した技能実習生に引き続き技能を伸ばしつつ活躍してほしいという目的で入れている。特定技能への移行対象は、生活や就労の経験値、現場とのコミュニケーションができ、業務理解ができているかを見て判断している。(株式会社F)
- ・ 移行の申請は、最初の1名の許可は2019年7月に下りたが、ベトナム側で送り出す体制がとれておらず、なかなかビザが取れず、最終的に昨年の10月に来日した。(株式会社F)
- ・ 特定技能外国人(本社で技能実習2号を修了した者)2名は全員ベトナム人である。プレス業務をしている(素形材産業 金属プレス加工)。本社の第二工場が令和元年12月に独立して法人化し、ベトナム人も全て本社から異動したが、3年経過している実習生は「別会社」になり3号に移行できなかったため、特定技能に移行(令和2年8月)。日本語能力は基本的に不足している。特定技能で雇用する場合、N4が求められることは伝えているが、うち1名はN4を取っていない。取らない場合は次の更新(1年更新)をしないということにしている。(株式会社G)
- ・ 特定技能の受入れは現在ベトナム人2名で、技能実習3号からの移行。産業機械製造業にて金属加工業務に従事している(今後は出荷梱包業務も視野)。N3以上の日本語能力である。また、手続き中が3名、手続き予定(来年3月に技能実習3号修了予定)が1名という状況である。(H株式会社)
- ・ 特定技能1号は2名のベトナム人で当社の技能実習修了者である。一人は日本語検定N2を取得している。電気・電子情報関連産業分野で受け入れている。現時点ではリーダー的役割を付けているわけではないが将来的にはそのような働き方を求めている。(株式会社I)

- ・ 特定技能外国人は現在 5 名。3 名は技能実習 2 号からスライドして移行した者、残り 2 名は技能実習が修了して帰国したのち、2 年後に特定技能として改めて雇用した者。宗教や言語対応の点から、送出国はミャンマーに絞っている。県内で特定技能 1 号を受け入れたのは当社が初めてと聞いている。(J 株式会社)
- ・ これまで受け入れた外国人の全員がベトナム人。組合の担当者に、素直な人が多いと勧められた。全員が真面目に仕事をしてくれるので、ベトナム人には良い印象を持っている。特定技能外国人は当社での技能実習生修了者を採用。受入れ分野は、素形材産業と産業機械製造業の両方で NC 旋盤による金属の研削加工に従事している。日本語は、日常会話を概ね理解しているレベルである。日本語検定を受けているかどうかは不明。(K 株式会社)
- ・ 特定技能 1 号は、元技能実習生からの受入れで、現在中国山東省出身の 2 名が就業している(1 名は資格変更で継続、1 名は一時帰国の後再入国)。業務区分は溶接で、特定技能の業務としては製品の仕上げ、運搬、そのほか技能実習 2 号の教育(仕事の指導、生活上の面倒、日本語指導)を行っている。日本語は業務と通じてほしい会話ができるレベルである。(L 株式会社)
- ・ 特定技能 1 名は、技能実習 2 号からの移行である。本当は技能実習 3 号まで行って切り替えたかったが、本人があと 5 年程度で帰国したいという希望があったためそうした。相当の技量がある人材なので、会社としては長く残ってほしかった。ベトナム国籍。エンジニア部門の作業機械を担っている。特定技能へのルートとして、原則は、当社で働いている人の移行のみと決めている。5 月に技能実習 3 号の溶接 2 名は特定技能へ転換する予定。(M 株式会社)
- ・ 特定技能外国人は、現在 1 名を受け入れている。2017 年にベトナムより技能実生として受入れ 3 年を修了した者である。本人も日本滞在を希望し、当社も帰国させるのはもったいないと思っていたタイミングで特定技能制度が始まったので、技能実習から特定技能に切り替えた。素形材産業での受入れで機械のオペレーター業務を行っている。日本語レベルは N3。(株式会社 N)
- ・ 特定技能外国人は 5 名(全員ベトナム人)。産業機械製造業での受入れで 4 人が溶接、1 人が機械加工に従事している。現在いる特定技能外国人は、全員が技能実習修了者である(5 人のうち、同社での技能実習修了者が 3 人、協力会社での修了生が 2 人)。特定技能外国人は、技能実習修了者であるため、簡単な会話は問題なくでき、仕事上のコミュニケーションには支障がない。(P 株式会社)
- ・ 特定技能 2 名(ベトナム人)は電気・電子情報関連産業分野で受け入れており、電子部品の加工に携わっている。同業他社で技能実習を終了したが新型コロナウイルス感染症で帰国できないとのことで監理団体より紹介されて採用した。日本語能力は N3。(O 株式会社)
- ・ 特定技能の雇用契約等は、1 年更新となっている。帰国希望の理由は、本人の年齢が 30 歳前後で、子どももおり、親も高齢になって介護が必要(タイの平均寿命が 50 代)になったりして帰国する場合が多かった。(株式会社 A)

③ 外国人労働者の受入れや定着を進めるにあたっての工夫と苦労

1) 日常生活に対するフォロー

- ・ 食べ物を含め、生活習慣に慣れてもらうように指導をしている。寮での夜の規定について細かく設定した。また、ビジネス慣習面での工夫として、タイ人は温和で穏やかであるが、人前で怒られるのを嫌がるので、指導するときは別室にするなど配慮している。(株式会社A)
- ・ 交通やゴミ出しルールをはじめとする日本の風習や文化は、説明してもなかなか理解されない。また、地震を経験していない実習生も多いため、災害対応の説明をするのも大変であった。(株式会社B)
- ・ ごみの出し方や自転車の乗り方が悪い、仲間で集まって騒いでいるなど近所からの苦情が来る(家主や管理会社へ)。都度会社から地域社会のルールを指導、注意している。内容は、ベトナム人の中で申し送りされているようだ。日本人社員2名で生活面のサポートをしている。(株式会社I)
- ・ 技能実習生、特定技能とも全員女性ということもあり、日本で安全に暮らせるように注意している。生活面は、総務課の女性がサポートしている。また、監理団体の担当者が現地語を話せるので、フォローしてくれている。(O株式会社)
- ・ 特定技能の方には先輩として実習生の業務やコミュニケーションのフォローをしてもらいたい、交代制シフトのためなかなか同勤務時間で働くことができない。ただ、特定技能の存在は、インドネシア人技能実習生にとって、ロールモデルとなっている。(D株式会社)
- ・ 文化の相違があっても規律を守らせることは必要(その押し引きの加減はホスピタリティ精神を伴わないと正しく理解されない)。厳し過ぎても甘過ぎても、実習生の中に閉じたコミュニティを構成させる原因になってしまう。(H株式会社)
- ・ ベトナム人の横のつながりが多く、周りにいろんな人がいる。「良い人」なら良いのだが、問題のある人もいる。他社の外国人が警察に捕まるケースも出てきているので、自分の住居には外の人を入れるなどといった生活指導をしている。盗難や、万引きなどが想定されるが、刑事事件を起こすと強制送還になると伝えている。友達付き合いの中でつつい、というケースもありうるので注意している。(株式会社G)

2) 住居の確保

- ・ 住居は全員同じアパートであり、男性と女性は地域を分けている。家賃も自分たちで払っている。寮の整備までは考えていない。(株式会社I)
- ・ 現在、男性2名、女性3名いるが、もともと受け入れていたのは女性だけだったので、男性の受入れにあたり、新しく男子寮も用意した。(J株式会社)
- ・ 特定技能外国人が生活面で困るようなことはあまりなかった。本人も、日本のルールや習

慣に合わせた生活ができる人なので、特に問題はない。住まいは民間のアパートである。家賃については、技能実習のときは会社が半分補助、特定技能になってからはすべて本人負担である。(株式会社N)

- ・ 技能実習生用の社宅を持っており、1人1部屋使うことができることで住まいの環境を快適にし、仕事へ行きやすく、転職につながらないようにしている。(O株式会社)
- ・ 特定技能外国人は、住居を自身で探すことになっているが、なかなか決まらなかったため、会社所有のアパートに住んでもらうことにした。家賃は自己負担で、光熱費込で月 35,000 円である。(P株式会社)

3) 宗教への対応・配慮

- ・ ムスリム関連の対応としては、ラマダンの時期、特に今年は新型コロナウイルス感染症もあり、食事が不規則になることで体調を崩し、免疫力が低下することが懸念されたため、断食は避けるようにという指導を、当社と監理団体の両方から事前に伝えた。また、お昼時のお祈りについては、食堂ではなく寮の部屋でしてもらうようお願いしている。(株式会社B)
- ・ インドネシアの宗教への配慮に関しては、鍛造作業中は業務時間であり、礼拝はできないことを、技能実習生の頃から事前に説明し、理解と同意を得ている。(D株式会社)

4) 地域住民での生活における課題・配慮

- ・ 生活面では、人にもよるが、長期休暇等に、他社で働く人も含めてベトナム人同士でアパートに集まって騒ぐため、不動産会社から注意をするよう連絡が入ることがあった。外国にいる心細さもあるので、やむを得ないと思う。(K株式会社)
- ・ ベトナム人が集まって生活しているため、ベトナムの習慣が出やすく、大声で飲み会やカラオケをして近隣住民が警察に通報するということがあった。そのため、ベトナム人の生活全般の支援を担当している協力会社社員が、地域ともコミュニケーションを取り、地域での生活に問題が出ないよう気を配っている。(P株式会社)
- ・ 前々任の市長が多文化共生の政策を強く推進し、他の自治体に比べても、早い時期から外国人との共生を図っている。市内住民も空き家の増加が治安の悪化につながるのではないかと懸念していたため、外国人労働者の寮として生活することで、家に明かりがとまり、人の姿を目にすることが増えるのを、歓迎している。(株式会社C)

5) 日本語の習得に対する支援・工夫

- ・ 日本語の習得については、地元の NPO が日本語の勉強会を毎日曜日に行っているのも、18 人のうち、5~10 人が出席している。また、寮で PC を使って日本語を自習している熱心な実習生もいる。介護業界は、日本語習得に力を入れているので、JITCO の介護サイトの日本語試験を活用しているようだ。(株式会社C)

- ・ 社内での日本語指導時には、現場の鍛造管理者・指導者も時々交えるようにしている。会話ベースで、プライベートと現場の双方で使える表現を中心に教えている。(D株式会社)
- ・ 技能実習生は、毎週 1、2 回、社内で日本語勉強会を実施している。勉強会中の通訳も高度人材にお願いしているため、教えあいができている。また、インセンティブとして、賞与を設定。N3 合格者は半期で 30,000 円、N2 合格者は半期 60,000 円で支給している。合格後は継続的に支給する。賞与対象は特定技能も含まれる。高度人材については、N1 合格時に特別ボーナスを支給している。(株式会社F)
- ・ 週 1 回、タイ人の高度人材に日本語教室を開いてもらったり、日本語能力検定試験の受験費用を負担するなどフォローしている。(株式会社A)
- ・ 会社で設立した安全に関する講座を外部向けにも開講し、技能実習生も参加させている。また、独自にベトナム語に翻訳した作業マニュアルも作成している。(株式会社F)
- ・ 工場現場では、ありとあらゆる作業に関わる資料等にベトナム語を並記している。また、日本語能力を高めたいという実習生に対して、毎日昼休みに日本人社員がマンツーマンで日本語能力試験の勉強を教えている。職務内容の指導も日本人社員が相手の水準を加味しながら日本語で指導している。日本語能力試験合格手当として、N3 合格者に毎月 2,000～3,000 円を支給している。(H株式会社)
- ・ 技能実習生は、監理団体から日本語の通信教育を義務的に受講させられているが、特定技能 1 号は、自分で近くの日本語学校を探してきて通っている。インターネットも活用している。ほしい教材があれば会社が購入すると伝えているが、今のところは大丈夫と言われている。(株式会社I)
- ・ マニュアル（作業指示書）はミャンマー語にして写真を多く取り入れて渡している。日本語の習得のスピードについては、個人差があり習得度合いはまちまちである。週 1 回意欲のある人は、地域の日本語教室に通っているが、休みの自由時間を割いてまで会社で強制はできないと思っている。採用する際に、お金目的だけでなく、日本語を覚えてほしい、という風に伝えているが自分のために投資する子は少ない。(J株式会社)
- ・ 最初は言葉がなかなか通じず、特に細かいニュアンスが伝わらずに思うように動いてもらえないことがあったが、仕事に慣れる中で解消した。日本語学習は、会社では特に用意はしておらず、技能実習生時代には、自ら国際交流センターの無料講座に通っていたが、現在は日常会話もある程度できるため、通っていないと思う。(K株式会社)
- ・ 最初は、社内で従業員が日本語教育をマンツーマンで行っていた。また、ボランティアの日本語教室へ行っていたが、ベトナム人の先輩がいることや語学習得の熱心がなくなっていることから最近には行っていない。日本語教室は、交通費がかかるので嫌がる人もいたが、N2 取得や作文コンクールで入賞した人もいる。また日本語能力が 2 年経っても N3 レベルにも上がれない人もいて、社内のコミュニケーションは同僚（ベトナム人）の通訳に頼っている。ベトナム人の仕事の熱心さは変わらないが、言語や文化への興味、追及心は年々、下がっているかもしれない。送出し機関、監理団体や企業での教育も大事だが、

本人の気持ちが一番大事である。(M株式会社)

- ・ 日本語能力があまり高くなかったので、仕事終わりや土日に時間があるときに、地域の日本語教室に通わせた。会社では日本語で指導していたが、本人たちは分かっているかを見極めるのが難しかった。現在、外国人正社員の日本語能力は、N3が3人、N2が1人である。特定技能はN3を持っている。(株式会社N)
- ・ 特定技能2名は日本の滞在期間が長いので、だいたい日本語は分かっているようである。ベトナム人なので読み書きは苦手だと思うが、業務上の日本語は問題ない。(O株式会社)
- ・ 技能実習生も含めて、難しいことは、技人国の外国人が通訳をしてくれたり、先輩技能実習生からベトナム語で教えてもらったりしているため、日本語学校にも通っていない。(P株式会社)
- ・ 日本語に苦労している。言ったことが伝わっていなかったり数字の読み間違いなどがある。そのため、日本語能力向上を目指して日本語講習を実施している。週末にやったり、課題をだしたりなどして行っているが、新型コロナウイルス感染症での緊急事態宣言時は仕事が少ないため業務中にも実施していた。(株式会社G)
- ・ ボランティアの日本語学校の受講を勧めたこともあるが、長続きせず、地域交流に対して消極的である。日本語能力が壁になり、日常生活を送る上での基本的なことも会社に頼ってしまう人が多い。(E株式会社)
- ・ 現在は各人の日本語能力に大きな差が生じており、課題となっている。受入れ人数が増加するとさらに差が広がることを懸念。インドネシア出身者が大多数を占めているため、日本語能力がなくても業務上・生活上の支障が少なく、能力向上のモチベーションが湧きづらい。現在の外国人の比率は18%ほどであり、3割が限界と思う。管理職以外すべて外国人となってしまうと、意思の疎通ができなくなる。(E株式会社)
- ・ 行政組織の支援はあっても場所が遠く参加しづらい。地域での日本語教室もやっているが、日程などの制約があり、参加ができていない状況である。(株式会社F)

6) 丁寧なコミュニケーション

- ・ 技能実習生に対しても基本的に就業規則を同様に適用し、均等・均衡待遇を徹底している。特に労務管理は厳密に行う必要があり、日本人と同様の処遇であることや会社から気を遣ってもらっているということを実感させることが重要である。(H株式会社)
- ・ 工夫は特にないが、丁寧にコミュニケーションを取っている。重要事項のコミュニケーションについては組合(監理団体)がついているので、組合の通訳を入れて伝えるようにしている。(株式会社G)
- ・ ベトナム人の国民性もあるが、会社で気を遣い我慢してしまう。技人国のベトナム人社員(係長)等を通じて、生の声をキャッチするようにしている。(H株式会社)
- ・ 日本に来てから、本人ならではのストレスが多くかかるので、例えば、仕事のルール、作

業が雑になるなどのサインは見逃さないようにしている。周りの社員が気を配り、情報共有をしている。(L株式会社)

- ・ 外国人だけのミーティング（中国語、もしくは通訳が入って日本語）を実施し、生活・業務上の課題を共有している。また、スマートフォンを所持しているので、SNS で繋がっている。困ったことは共有したり、休日の過ごし方を報告してもらっている。(L株式会社)

④ 生活支援上の工夫、地域の関連団体との連携（日本人との交流促進が実施義務）

1) 生活支援

- ・ 受入れ当初は、入国時の支援として買い物への同行支援等もした。現在は、先輩とともに買い物に行ったりしている。(株式会社A)
- ・ 寮は一軒家を5軒用意している。空き家を借り上げてリノベーションしたり、新しく建てたりしている。夜10時以降騒ぐのは禁止している。(株式会社A)
- ・ 災害時避難場所として地区の公会所を案内している。(株式会社B)
- ・ 特定技能の生活支援については、特に必要がない。3年間働いていた技能実習生であるため、会社・地域・日本の生活や文化に慣れている。(D株式会社)
- ・ 寮でのゴミ出しに関する苦情、共有スペースの清掃など、生活上の課題も多い。その都度指摘しているが改善は見られず、制度として何らかのペナルティを設ける必要があると考えている。(E株式会社)
- ・ 身の周りのこと（ソフト面）は先輩実習生が教えるが、住環境等（ハード面）は使用者側が過不足なく整えなければならない。住まいは2〜3人での共同生活にしており、技能実習生も特定技能も同じである。部屋のグレードが上がる等もない。(H株式会社)
- ・ 寮費は光熱費込みで7,000円と安い。特定技能は給料が異なるので、借り上げの賃貸アパートに住んでいる。生活支援として、職場の上司が病院への通院や月末の買い物の付き添いをしている。(M株式会社)
- ・ 社宅には子会社にいる技能実習生6人も住んでいる。社宅には規則があり、大家さんも非常に面倒見がよい方なので、ゴミ出しや騒音などのトラブルもない。特定技能の2名も、本人たちの希望により、同じ社宅に住んでいる。技能実習生が先輩となり、特定技能の2名にいろいろ教えてくれており、非常に仲良くしている。(O株式会社)

2) 社内交流

- ・ 社内交流として、年に1〜2回、会社の旅行・BBQなどを実施している。(株式会社A)
- ・ 社内では「親睦会」という互助会的な組織があり、毎年バスハイク等を開催している。また、日本語勉強会の先生が企画するブドウ狩りやボウリング大会などのイベントにも参加している。(株式会社B)
- ・ 社内で毎年1回、従業員やその家族等も参加するお祭りがあり、技能実習生がセパタクローを地域の子どもたちに教えたり、自国の歌を披露したりして交流が生まれている。(D

株式会社)

- ・ 日本人社員との交流は、忘年会などのイベントや、社員の親睦団体が主催するイベントに積極的に参加してもらっている。(株式会社I)
- ・ 社内では、懇親会や旅行などをしていたが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響でできていない。(K株式会社)
- ・ 年末にパーティーをして、社内の日本人との交流をはかっている。(O株式会社)
- ・ 年に1回、同社及び協力会社の従業員と家族が集まるイベントを開催しており、ベトナム人も参加している。自分たちで作るベトナム料理をが参加者に好評である。(P株式会社)

3) 自治体・地域との交流

- ・ 市の国際交流協会のお祭りに会社ブースを出している。民族衣装を着て踊ったり、民族料理を提供したりしている。また、10年以上毎年地域の盆踊りに練習から参加している。会社からは浴衣を外国人労働者分用意しており、大変喜ばれている。過疎化が進んでいる地域なので、若い外国人の参加は歓迎されている。地域の清掃活動等にも参加し、野菜をもらったりするなど、良好な関係が築けていると思う。(株式会社A)
- ・ 地域での祭りは積極的に参加している。また、地域の周辺企業とは、実習生・特定技能の本人たちの間でやり取りがある。(株式会社F)
- ・ 地元自治体は、多文化共生の政策を推進しているので、外国人労働者にとっても居心地が良いと思う。地元のお祭りにも積極的に参加してもらっている。(株式会社C)
- ・ 自治会や個別の農家からの要請に応じて、草刈りを手伝っているケースもある。トラブル回避のため金銭の授受は禁止とし、仕事が終わったら、弁当を出してもらってビールを飲む、といったささやかな交流を楽しんでもらっている。(株式会社C)
- ・ 市の国際交流協会主催のお祭りへ参加し、母国の名産品についてプレゼンテーションすることで、日本人市民との交流を深めている。(D株式会社)
- ・ 市から地域交流のオファーが来ることはない。当社以外の外国人労働者も、地域交流に参加しているようには見えない。祭りなどの伝統文化が強固に根付いているため、外国人が入り込むのは難しいのかもしれない。(E株式会社)
- ・ 自治体の国際交流祭等には積極的に参加してもらうようにしている。(H株式会社)
- ・ 地域との交流はなかなか難しいが、近所の人には必ず挨拶をするように伝えており、きちんと対応してくれている。今のところ特にトラブルはない。(株式会社I)
- ・ 町内会には加入していると思うが、1人暮らしということもあり、地域との直接的な交流はそれほどできていないと思う。(K株式会社)
- ・ 登録支援機関の日本語学校で、中国人同士の交流機会を作ってもらっている。また、商工会のお祭りに参加している。しかし、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、イベントができていないので、会社の中でBBQをやるなど、息抜きの機会を作っている。(L株式会社)

- ・ 日本人との交流は、お祭りへの参加くらい。ベトナム人が増えていて多くのコミュニティがあるので、日本人との交流に関心を示さなくなっている。今年から町民運動会への参加を計画していたが、新型コロナウイルス感染症でとん挫した。地域に国際交流団体がなく、行政の国際課との連携も特にならない。地域に溶け込むような周囲との交流は自然だが、そこまでは至らない。田舎なので外国人に厳しい人もいるし、避けるようなところもある。(M株式会社)
- ・ 休みの時に地域コミュニティでできた外国人の友達や、日本語の先生との交流はしていると聞いている。自治会等の地域住民との交流の状況は把握していない。(株式会社N)
- ・ 地域の日本語教室に通って、積極的に交流してもらっている。地域のボランティアに参加しているということまでは聞いていない。監理団体が意見を聞きながら、休みがあるタイミングを見て、花火大会に連れて行ったり、小旅行に連れて行ったりしてくれている。(O株式会社)
- ・ 同一監理団体の他企業に勤める技能実習生間での交流がある。業務上の取引企業でもあるため、仕事上の話もできるし、相互に遊びに行くことも頻繁にある。(株式会社B)
- ・ アパートの町内会費は支払っているが、もともと町内での催し物があまりなく、地域住民との積極的な交流には至っていないようである。(P株式会社)

⑤ 支給する賃金決定の基準（技能・日本語能力の見える化へのニーズ有無）

- ・ 技能実習生は最低賃金に近いが、特定技能は、技能実習生よりも高く、勤続年数や業務内容が同程度の日本人と同じ給料で設定している。(株式会社A)
- ・ 当社独自で行っている130点満点の評価を半年に1回実施。総務・経理、指導員、業務の視点で採点を行っている。業務内容の評価は日本人も外国人も同じ内容で実施している。(株式会社A)
- ・ 同一労働同一賃金に沿った形をとっており、特定技能1号については、それまでの技術の蓄積を加味し、社内の賃金テーブルに則って決めている。年末に社長の判断で功労賞（金一封）を出しており、その中に技能実習生が入る頻度が高い。(株式会社B)
- ・ 賃金水準は、技能実習生で、高卒社員並みの175,000円/月。特定技能で7年目となる社員の場合は、205,000円/月。社内規程では、特定技能の場合は大卒者の基準での賃金となっているため、日本人より高い。ただし、日本語能力が低いとその分は下げている。(株式会社C)
- ・ 賃金については、本人の職務内容と責任の度合いを考慮している。同等レベルの日本人社員と比較するとともに、高卒入社者の賃金テーブルを参考にしている。賞与も支給するようにした。(D株式会社)
- ・ 特定技能外国人の賃金体系は日本人の期間契約社員と同じものになっている。技能実習生の時給は967円（最低賃金）、特定技能はその120%ほどである。今後、人事評価の基準として、日本語検定を活用することを検討している。以前、技能実習生を対象に日本語検定

合格者への手当てを設けていたが、積極的な受検はみられなかった。合格できない場合にはペナルティを設ける方が効果的かもしれない。(E株式会社)

- ・ 技能検定は業務区分によって試験の内容が異なるため、特定技能外国人の能力に関する統一的な基準としては、日本語検定の方がより適していると考えている。(E株式会社)
- ・ 技能実習経験もあるため、年齢、在籍年数を用いて判断している。入社5年目の人材は5年目の処遇。ただし、技能実習3号からと2号からの移行者は、在籍年数の違いを反映し、基本給を変えている。(株式会社F)
- ・ 高度人材の給与は、最終学歴の違いにより処遇に差をつけており、特定技能よりも少し高く設定している。(株式会社F)
- ・ 技能実習生の場合、最低賃金を基準にしているが、特定技能に関しては当社で求人採用をする最低基準からスタートしている。寮費は引いているが、共同で住まわせており、会社で一人当たり2,000~3,000円の家賃も負担している。組合(監理団体、登録支援機関)への支払いも考えると、1人当たり24~250,000円支払っていることになる。(株式会社G)
- ・ 特定技能外国人は日本人正社員と完全に同等に扱う必要があるため、基本給水準は、年齢や職務内容が類似している社員と同等に設定しているが、中小企業で実習生から特定技能への移行にあたっては、総支給額への反映が困難だと考えている。実習生は家賃負担を軽くしている、技能実習3号と日本人社員の基本給差は少ない、特定技能の賃金水準が日本人同等ということは本人負担面も同等、という理由があるから。特に技能実習からの継続の場合、家賃の高い場所では、収入面が技能実習生とあまり変わらないとすると本人としては不満を抱くと考えられる。(H株式会社)
- ・ 技能実習生は時給であったが他社に先駆けて月給に変更した。変更にあたっては、社労士の支援も受けながら、技能実習生用の賃金体制を整備し、査定によりボーナスも支給している。特定技能は日本人の社員と同じ賃金テーブルで処遇している。評価基準には日本語能力は含めておらず、制御盤組立ての基礎的な作業能力の計測結果に基づいて評価している。(株式会社I)
- ・ 当初、時給800円の技能実習に対して、特定技能は時給800円+手当20,000円という設定にしていた。しかし、入管庁から「これでは給与が変わっていない」と指摘を受けた。入管庁には、説明して納得してもらえたが、今後も指摘されると面倒なので、当該手当分を時給換算して組み込む形にした。(J株式会社)
- ・ 仕事の内容で決めており、日本人社員との差は付けていないため、日本人社員と同様、昇給もある。事前に組合と相談してそのように決め、本人の了解も得ている。(K株式会社)
- ・ 技能実習は賃金固定。最低賃金から1年ごとに付加していく。残業代は別途支払っている。特定技能は勤続年数5年社員の処遇に相当。登録支援機関との合意をとった。技能レベル的に、勤続年数5年に相当するというのが判断基準。(L株式会社)
- ・ 特定技能は技術力を鑑み、勤続年数や業務内容が同程度の日本人と同じ給料で設定している。技能実習生は技術に関係なく皆同じで経験年数によって昇給する。来日1年目は最低

賃金程度。現状の特定技能については特別で、エンジニアに近い技量で来日したため、技能実習生でありながら、最初から他の人と賃金設定に違いを付けていた。(M株式会社)

- ・ 日本人と同等の処遇にすることをかなり厳しく指導されるので、賃金体系は技能のレベルに基づき、日本人と全く同じにしている。日本人で同程度の技能を持つ人と比較すると、日本語能力の点で若干の差が付く程度である。(株式会社N)
- ・ 特定技能の2名は、今年受入れ始めたばかりで基準に悩んだ。同業他社で同じような仕事をしていたが、当社で働いていたわけではなく、実際のレベルが分からなかったため、採用時の賃金は新卒(高卒)の初任給と同じにした。今後は能力に応じた昇給・賞与を考えている。独自の賃金の考え方はあるが、外部の社労士をいれて、賃金体系を変えていく予定。(O株式会社)
- ・ 賃金は、他社における外国人の賃金も調査して設定したが、概ね日本人正社員と同額である。(P株式会社)

⑥ 特定技能外国人材のキャリアパス(技能・業績に応じた昇給等はあるか)

- ・ 実際に成果を上げてくれるのであれば、評価し昇給することはある。作業長は(総額で)28~290,000円程度の給料は出している(残業代を入れると300,000円超)。ボーナスは出せていないが、「寸志」で差をつけている。皆で見せ合いをするので、作業長をやっている人は評価して差をつけ、その理由を説明するようにしている。(株式会社G)
- ・ 日本語技能が職務遂行や実習生への指導に問題ない水準で、職務技能も相当と認められれば、昇格の対象としている。主任・係長への道は国籍問わず開いている。ただし、技能実習3号の主任・係長はなく、あくまで昇格対象は特定技能1号以上である。(H株式会社)
- ・ 技能・業績に応じた昇給もある。(株式会社I)
- ・ 特定技能と日本人で同じ評価基準を作らなければいけないと思っている。ただ、日本人も時給換算するのかというと、それは難しい。職位と職能でわけた給与体系を作っているところである。(J株式会社)
- ・ 管理職への昇格はまだ難しいと思われる。業務内容は大きくは変わらず、1年ごとに昇給していくイメージである。これは、日本人社員と同等である。(L株式会社)。
- ・ 今後特定技能に移行する人については、技能実習3号より特定技能の賃金を上に設定する予定。日本語能力に応じた給与設定や昇給はしていない。モチベーションアップにいいと思うので今後導入してみたい。特定技能者に対する評価についても現状はしていないが、今後支給しているボーナス等で差をつけてもいいかもしれない。(M株式会社)
- ・ 日本人と同等である(株式会社N)
- ・ キャリアパスは日本人と同じ考え方である。社内資格があり、その資格を持って仕事をしてもらうなどを考えている。(O株式会社)
- ・ 昇給・賞与も日本人正社員と同じ基準で評価して支給している。昇給は年1回である。(P株式会社)

⑦ 転職への危惧

- ・ 技能実習生らは、SNS で情報共有をしており、新型コロナウイルス感染症における休業補償等について情報収集していた。転職については、探している様子もないし、意向も聞かない。電気電子系は非常に業界が狭く、転職は難しいと思う。(株式会社A)
- ・ 転職した人はいないが、他社の給料がよいので相談を受けたことはある。特定技能1号の場合、生活費は実費になるため、寮がなければ居住費もかかり、給料が上がっても出費が増えることもある、と説明した。(株式会社B)
- ・ 転職に関しては、全く懸念していない。同業の鉄工所では、特定技能の受入れ業務区分に該当する仕事を提供できるケースはほとんどない。また、彼らのパスポートには、現在の勤務先が記載してあるため、書き換え手続きの難しさを考えると、転職先ですぐに勤務開始するといったことは事実上無理だと考えている。(株式会社C)
- ・ 同郷者のネットワークは強いため、より好条件の職場に関して情報共有されると、他社への転職も発生しうと思う。ベトナムや中国に比べ、インドネシアから受入れを行っている企業は少なく、今のところ転職の事例は出ていないが、今後は分からない。(E株式会社)
- ・ 転職をするにもコストもかかる上、鑄造の企業の範疇で別企業への転職となると、一から経験を積みなければならず難易度が高いため、難しいと思われる。むしろ、特定技能よりもエンジニアの方が転職リスクとしては高い。(株式会社F)
- ・ 当社に就職すると、長期ビザを取ることができる。ビザ取得費用(行政書士費用)は会社が負担しているが、離職する場合は全額本人請求にすることにしている。また、入管にも当社に勤めるということで申請しているので、転職した場合、長期ビザをとれないかもしれないということを伝えている。(株式会社G)
- ・ 転職の可能性はゼロではないが、問題のない処遇をしており、危機感はない。そもそも、技人国資格者とは日本語能力・技能・学歴が異なる特定技能外国人がリスクを背負ってでも転職するとなれば、それは受入れ企業側に労働関係法令に何らかの違反があつて、日本人従業員でも不満を抱くような状況であることは間違いない。また、自由に転職できるほど手続きに慣れていなく、よほど悪質な待遇でない限り、自ら実行する外国人は少ないはず。(H株式会社)
- ・ 転職が可能であることは特定技能のデメリットと言え、就労希望が都市部に集中する恐れもあるが、当社に限って言えば、現状は技能実習生からの移行であり、転職する可能性は小さいと考えている。また、当社は軽工業であり、危険な作業はなく、静かでエアコンが効いた場所で黙々と部品付けや配線をする仕事なので、他社の技能実習生と比較すると労働環境がよいと聞いている。(株式会社I)
- ・ 他の企業への転職はあまり心配していない。顔が見える関係ができていたので、他に転職することは考えにくい。また、製造業は予め就業日が分かっているため時間が規則的で働きや

すいと思う。ただ、Facebook などの情報を鵜呑みにする傾向があり、その点は気を付ける必要がある。(J 株式会社)

- ・ 現状、転職意向は聞いていないが、決定権が本人にあることは組合を通じて伝えている。(K 株式会社)
- ・ 同じ分野への転職はできるが、会社オリジナルの言葉や所作で覚えなければいけないことがたくさんある。そのため、転職への危機感はない。(L 株式会社)
- ・ 一生懸命育てたので転職はないと思いたいが、給与面などで考えないわけではないだろう。その際は給与を上げて引き留めることも考える。反対に、他社にいた特定技能の人材は、即戦力になるのであれば採用を考えるかもしれない。技術や技能、人柄次第である。(M 株式会社)
- ・ 今のところ本人は満足して働いている。特定技能は転職可能ということなので、もし本人が転職したいということであれば、探すのを手伝うしかない。(株式会社N)
- ・ 登録支援機関の担当者も入れて、定期的に面談し、会社への不平不満を事前にキャッチして、転職につながらないようにしている。(O 株式会社)
- ・ 特定技能外国人からは、今のところ転職の希望は聞いていないが、希望があれば止められないと考えている。(P 株式会社)

⑧ 今後の受入れ意向（対象国、試験ルートでの採用可能性等）

- ・ 試験ルートでの採用は考えていない。3 年間の技能実習を修了し、日本語能力、業務能力を見てから、受け入れる方がスムーズだと考えている。(株式会社A)
- ・ インドネシアは親日家も多く、現在就労している人たちは、非常に穏やかで仕事も速い。今後も受け入れていく予定。並行してベトナムからの技術者受入れも検討し、現地とのリモート面接も実施した。(株式会社B)
- ・ 今後の特定技能採用にも、技能実習生からの切り替えを考えている。試験ルートでの採用は、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響もあり不透明だという印象を持っており、現時点では考えてない。また、企業単独型で受け入れている技能実習生は、もともと現地法人に入社し、働いていた者であるため、特定技能に切り替わったとしても、試験ルートでの採用より、転職リスクは低いように感じている。(D 株式会社)
- ・ 試験ルートでの採用は考えていない。日本のルールや文化にある程度慣れているため、今後も自社の技能実習卒業者を中心にしたい。一方、他社出身の特定技能外国人のレベルが高かったこともあり、採用の際の選択肢として今後も検討したい。現場でも、即戦力を確保したいという意向が強く、日本人の新卒者よりも、業務経験のある特定技能外国人の採用を望む声もある。技能実習 3 号のレベルまでは求めておらず、コミュニケーションに支障なく業務に従事できる人材を求めている。(E 株式会社)
- ・ 試験合格者については、技能検定随時 3 級試験の中身が、同じ鋳造といえども実際の業務と乖離がある。例えば弊社は中子作業をバーナーで行っているが、試験では CO2 のガス

で行っているといったように、厳密に見ると作業内容にズレがある。せめて、ズレを埋めるものがあれば受け入れやすいと考えている。他社での技能実習修了者でも、同様に受け入れる意向は低い。(株式会社F)

- ・ 対象国が今後どうなるかは分からない(現在はベトナムを志向)。これまでは残ってほしい実習生に残ってもらえなかったので、今後は良い技能実習生がいれば特定技能に切り替えていく予定。実習生だけで回転させるよりは慣れた人に長く働いて貰った方が良い。実習生から居た人は特定技能になってもここにいる可能性が高い(転職の心配は少ない)。待遇の改善も考えている。2号(3年)が修了したときに3号(2年)に行くのか、特定技能に行くのかでいうと、まずは3号まではいく(5年までは行く)方針で組合(監理団体)とも話している。(株式会社G)
- ・ 基本的には当社で技能実習を5年間修了した人のなかから、本人と会社側の意向が合致したときのみ特定技能への移行を行っていく方向である。技能実習3号から特定技能への変更には日本語レベルN3以上であり、コミュニケーションが図れること、こちらの指示が理解できることを求める。ただし、他社で技能実習をしていた人に対しては、もし希望があれば、面談はすると思う。(H株式会社)
- ・ 技能実習生は、帰国の7か月前に特定技能1号としての残留意向を確認し、本人が希望すれば、在留資格変更の準備に入る。希望者は全員特定技能に移行することとしている。試験ルートでの採用は考えていない。基本的には、技術レベルも人柄も分かっている、当社での技能実習修了者から採用したい。(株式会社I)
- ・ 現状では、当社の技能実習生経験者しか受け入れていないが、ミャンマー人であればノウハウがあるので、受け入れることができる。国内試験合格者や海外試験合格者の受入れも考えている。また、新型コロナウイルス感染症で帰国できない人がいれば、当社で受け入れたいと思うので、そのような話ができれば教えてほしい。(J株式会社)
- ・ 制度上の問題がなく、実習生本人の希望があれば、今受け入れている特定技能外国人に引き続き当社で働いてもらいたいと思っているが、追加的な受入れは、現状では検討していない。(K株式会社)
- ・ 採用が進まない場合は、試験ルートでの採用も今後はあり得るかもしれない。また、当社では定年後再雇用をしているが、その人たちもずっと働けるわけではないため、今後、試験ルートによる採用も選択肢の一つになる可能性はある。(K株式会社)
- ・ 会社の中でまだ人員に不足があるため今後も継続して受け入れていく意向は高い。現在中国人を受け入れているが、他の国だと考え方や価値観の差が大きく、幅広く入れることは考えていない。(L株式会社)
- ・ 試験ルートについては考えていない。技能実習1号時点は覚えることばかりであり、少なくとも1年間はしっかりと指導しなければならない。そう考えると、最初から特定技能として受け入れるよりも、技能実習の方がしっかりと教育ができる。(L株式会社)
- ・ 試験合格者は、技量がある人なら期待したい。会社の技能実習生の採用が下火になるかも

しれない。試験合格で来日した人がいる企業があれば、どんな様子か見てみたい。試験合格者については、少し様子見である。(M株式会社)

- ・ 旋盤加工は、人材を確保したいが技能実習からの移行の希望が無いため人材不足が続くのであれば、同業他社での技能実習からの移行者の受入れも考えるかもしれない。以前、他社で働いていた技能実習生を引き取った経験はある。(M株式会社)
- ・ 今後、特定技能、技能実習生の雇用は、あまり考えていない。特に特定技能は、報告が多く事務が煩雑になることから、トータルで見ると日本人を雇用するよりもコストがかかる。手間をかけて雇用するほどのメリットも感じられないため、外国人の直接雇用や、ベトナムからの社内転勤を考えていきたい。(株式会社N)
- ・ 同業他社で技能実習修了したベトナム人3名程を探してもらっている。また、帰国した元技能実習生(中国人)で特定技能として働きたいという人を受け入れようと考えている。業態も変わりつつあり、技能実習が従事する部分は減らしながら、特定技能が従事する仕事を増やしていく方向性で考えている。(O株式会社)
- ・ 試験ルートよりも技能実習を修了し、特定技能へ移行を希望する人の採用を考えている。その方が即戦力になるし、本人たちにとってもストレスなく、仕事が始められると考えている。(O株式会社)
- ・ 今後も、ベトナム人を中心に、特定技能外国人を積極的に受け入れたい。試験ルートは、どのような手順で試験合格者を受け入れるかが分からないこともあり、基本的な受入れルートは、同社または協力会社の技能実習修了者がメインになると考えている。(P株式会社)

⑨ 外国人材が複数の業務区分に従事することのニーズとその際の安全面の懸念等

- ・ 複数業務への従事へのニーズはある。可能になれば、繁閑に応じて人繰りがしやすくなるが、実際どこに配置するかは別問題で、本人の適性に応じて配置することになる。安全面についても、日本人社員をリーダーとしたOJTを経て従事させるため、懸念はない。(H株式会社)
- ・ 電気・電子以外の分野で特定技能を受け入れたいというニーズはない。(株式会社I)
- ・ 電子機器組立て以外の工程はないため必要ない(J株式会社)
- ・ 機械を扱うため、実際にミスを防ぐにはOJTが必要。試験はやること自体は必要。短期間では受からないので、長く業務に関わる中で技能実習の成果を確かめるための試験という位置づけである。(L株式会社)
- ・ 電子部品の中でも、複数業務があり、受注の関係で業務量が変わるので、外国人にも複数の業務を担ってもらうことが望ましい。特定技能制度においても複数区分を認めてもらえるとありがたい。安全面に配慮する必要はあるが、複数区分で働いてもらった方が、特定技能本人が帰国後に従事できる分野も広がる。(O株式会社)
- ・ 日本人と同様、外国人も多能工化できれば任せられる仕事も増え、重宝されると思われる。

制度上、柔軟に仕事ができるようになるなら、そのほうがありがたい。教育は、会社側の役割であると考えている。(P株式会社)

- ・ 業務区分については複雑なので、複数の業務区分に関わらせられるようにしてほしい。例えば、溶接の前工程の金属プレスの加工はかみ合ってできるようにすると良い。協議会に申請を何回か、部品の溶接での申請で入れた。申請がここまでの区分であれば受け入れられるというものも明確化してもらえると、新規で受け入れようとする人にも分かりやすいのではないか。(L株式会社)

⑩ 特定技能外国人制度（製造3分野）に関する情報の入手先（ポータルサイト・登録支援機関等）

- ・ 組合（監理団体、登録支援機関）から情報を得ている。(株式会社G)
- ・ 監理団体がさまざまな情報をくれる。(H株式会社)
- ・ 当社は登録支援機関でもあるため、情報は地方入管から入手することが最も多い。非常に親切であり、こまめに情報を提供してくれる。経済産業省のポータルサイトは見たことがない。(株式会社I)
- ・ METI ポータルサイトの随時確認と、不明な際には登録支援機関にも確認している。(L株式会社)
- ・ ポータルサイトを見て、分からないことがあれば、ネットで調べたり、経済産業省や入管に直接問い合わせたりしている。(P株式会社)
- ・ 登録支援機関からの情報と、ポータルサイトを見ている (O株式会社)
- ・ 入管庁のHP から特定技能外国人のHP に飛んでいくので、経産省のポータルサイトかどうか分からない。ポータルサイトには直接行かない。(株式会社N)
- ・ 忙しいためポータルサイトをわざわざ見に行く時間はない。メールで最新情報を教えてもらえるとありがたい。(J株式会社)

⑪ 受入れ申請手続き・制度全般に対する要望、見直しを求めたいこと

1) 受入れ申請手続きについて

- ・ 各種公的保険料の全ての領収書コピーを用意するなど、提出書類が大変多く負担が大きい。書類のフォーマットが整備されていないことも多かった。(株式会社C)
- ・ 申請書類が多く、複雑で難しい。例えば、四半期に一度提出する書類は、通帳の写し、振込書、貸金台帳、勤怠書類一式など。提出書類や内容等に重複感もあるし、報告内容の使途も把握できず、提出頻度も少なくても良いと思っている。(D株式会社)
- ・ 住民税などの書類提出を何度も求められ、その度に複数の関係局へ照会する必要がある。部局間で情報共有するなどして、手続きを簡略化してもらいたい。(E株式会社)
- ・ 申請から承認・受入れまでに要する期間が長い。申請から1か月ほどで受け入れることができるのが望ましい。(E株式会社)

- ・ 申請書類は、同じような内容や、登録支援機関の支援を受けていないのに一律で提出を求められたりする。「全く記入する内容がない」という書類も出さなければいけない。せめて技能実習から特定技能への資格変更の時は、より簡易にしてほしい。(株式会社F)
- ・ 当社は外国人労働力を多用しているため、監理団体への負担も比較的軽いですが、少人数で受け入れたい場合のコストは重い。受入れ協議・連絡会への加入や揃える書類等の煩雑さを考えると、企業が自力で手続きすることもハードルが高く、人手不足でノウハウのない中小企業のため分かりやすく手続方法について発信することが必要。(H株式会社)
- ・ 特定技能は増やしていきたいと思っているが、手間と費用がかかる。3 か月おきの報告書の作成などとても細かい。最初の年はやむを得ないとしても、その後は、年1回などにしてもらいたい。(J株式会社)
- ・ 受入れ支援は登録支援機関にお願いしている。手続きはなれているため、特に課題は感じない。(L株式会社)
- ・ 特定技能は申請について手間が多く、中小企業にとってはストレスとなる。技能実習生は可能なのに、特定技能は不可というのはやめてほしい。(M株式会社)

2) 制度全般についての要望

- ・ 特定技能の申請や受入れ支援等は、新規入国者の対象が前提で、技能実習からの移行者においては8時間のオリエンテーションなどは不要である。実態と合わない部分も多い。(株式会社A)
- ・ 技能実習生のみで数年ごとに雇用人数の調整をしやすいというよりも、人手不足に起因して良い人材に長く働いてほしいと考えていることから、在留期間の制限はなくなってほしいと考えている。(株式会社A)
- ・ 特定技能の外国人が転職を希望する時や、新型コロナウイルス感染症の影響で賃金が支払えなくなった場合に、人材をスピーディにマッチングする仕組みがあれば、企業として早急に外国人材を確保したい時など、非常にありがたい。(株式会社B)
- ・ 居住スペースについて、技能実習生は4.5 m²、特定技能の場合は7.0 m²と定められており、技能実習生は6畳1間を2人でシェアするが、特定技能では1人で一室に住むことになり、家賃が倍になってしまう。ベトナムからの技能実習生は、ほとんどが農業従事者の家庭出身で1部屋に4、5人の家族が寝るのが普通である。彼らは、家賃負担を軽くし少しでも多く本国に仕送りしたいと思っているし、企業側としても、寮として確保する部屋の数が増えるため、コストの問題も大きくなっていく。(株式会社C)
- ・ 特定技能受入れ業務区分を、拡大して欲しい。設備・機械保全系や溶接等単体としてのニーズが高いと思っている。(D株式会社)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で特定技能の入国が延期になっている。日本人の採用計画も立てづらい状況にあるため、今後の入国可能時期を明らかにしてもらいたい。(E株式会社)

- ・ 情報提供に関して、国別の分かりやすい定期的な発信をしてもらいたい。(H株式会社)
- ・ 技能実習や特定技能は1年更新だが、1年はすぐに過ぎてしまうため、もう少し長くできないか。全体で5年なら、1回目の更新は1年、残りの期間は2年ごとにするなど。また当社は、経費削減のため行政書士を使わず、手引きを参考にしながら自前で手続きを行っているが、今後毎年採用していくと、更新手続の必要な人数がどんどん増えていき、その作業負担は大きい。(株式会社I)
- ・ クォーター報告は本来不要で、勤務実態と給料に関する書類審査程度でよいのではないか。中小企業にそれを課すと、自社での対応は難しく、一方で登録支援機関に委託すると委託料がかかるので、大変だと思う。そのような意味では、霞が関と地方の中小企業の考えにはギャップがあるのではないか。経済産業省には、一度現場を見に来てほしい。(株式会社I)
- ・ インドネシアとは二国間協定を結んでいないため、本人から所得税を徴収することになってしまう。協定締結すれば、本人の所得も、母国への送金額も増やせるだろう。(株式会社B)
- ・ ミャンマー政府の法律で、技能実習生を特定技能として雇用する場合は、1回帰国させてから、送出し機関を通して受け入れることになっている。個人対企業となると国が責任を取れないので、送出し機関を通すようにということである。日本国内では、技能実習から特定技能へスライドできることになっているが、帰国後に外国人本人がペナルティを受けることになるとかわいそうである。ミャンマー政府と入管庁側で調整してもらいたい。(J株式会社)
- ・ 近い分野からでも人材を採用できるよう、半年企業で働いてみて、半年後に試験を受験できるような仕組みがあってもいいと思う。(J株式会社)
- ・ 小企業が恩恵を受ける制度であるべき。下支えの原動力になってほしい。(M株式会社)
- ・ 制度がより使いやすくなるとよい。例えば、技能実習修了生が特定技能に移行する前には一度帰国しなければならないが、帰国不要になればありがたい。(P株式会社)

3) その他の要望

- ・ 法務省・入管庁に意見をいう窓口がない。企業の声をもっと聞いてほしい。また、受入れについて、企業が相談できる先がない。違反時の事例なども情報として掲載してもらえるとよい。(J株式会社)
- ・ 入管庁マッチング事業のイベントに参加予定であるが、案内が来ているだけでどういう人が応募されているのかが分からない。履歴書くらいは前もって情報がほしい。(J株式会社)
- ・ 技能実習生と特定技能外国人が、地域内で還流するような仕組みがあるとよい。当社をモデルに特区のようにしてもらえたらありがたい。(J株式会社)
- ・ セミナーの内容がとても役に立った。受入れ企業の定着・工夫が様々なパターンで紹介い

ただけると、ありがたい。こうした機会がもっとあると嬉しい。(L株式会社)

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

※ 出入国規制等、状況が日々変化していることを受けて、本項はいつ時点で聴取した内容か、ヒアリング実施日を掲載している（一覧は、本節冒頭に掲載）。

① 稼働への影響と休業補償・雇用調整

- ・ 取引先の工場が止まってしまったため、一時期は売上が5～6割減まで落ち込んでいたが、7月からは通常通りに営業している。4～6月は技能実習生等も休業補償対象としていた。(株式会社A、2020/7/7 実施)
- ・ 操業を止めず、ずっと稼働していたため、仕事量の減少による実習生の休みはほとんどない。当社のような中小企業は、大手の動きが止まっても、遅れて影響が出るケースが多い。今後どの程度需要が戻るか、またどのタイミングで戻るのが読めないところもある。(株式会社B、2020/7/9 実施)
- ・ 7月の勤務日数は2日、8月も多くて2日か勤務なしになると見込まれている。今後回復していき、年度計画に徐々に近づいていくと思われる。(D株式会社、2020/7/16 実施)
- ・ 業績が悪化し、休業をさせるなど雇用調整をしていた。(株式会社F、2020/8/19 実施)
- ・ 特定技能は月収だが、実習生は時給なので、新型コロナウイルス感染症で仕事が減ると収入が減っていく。休業手当は出しているが、じり貧の生活になっている。(株式会社G、2020/11/13 実施)
- ・ 業務的には、人工呼吸機関係の顧客もあり、定時操業を続けられている。(H株式会社、2020/11/24 実施)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響は大きくはないが、少しずつは出てきている。製造部門にはあまり影響がないが、熱処理（鉄の表面処理）の部門では、春先頃から売上が減少している。取引先が生産を減らしているため、その影響で受注が減少している。(K株式会社、2020/11/25 実施)
- ・ 業況は厳しい。石材加工は建設業が関係しており、もともと、オリンピック開催で工事が止まる予定であったが、新型コロナウイルス感染症でさらに影響は広がっている。8月以降、急激に減り、9月、10月も一時帰休している。リーマンショック時よりも状況はひどい。ただ、土木関連は事業が止まっていないので、そこまで影響はなく、製作している土木関係の機材の需要は、一時期から戻りつつある。(M株式会社、2020/12/11 実施)
- ・ 休業していた期間（5月～8月）に雇用調整助成金を活用した。今後の活用は考えていない。(株式会社N、2021/1/19 実施)
- ・ 昨年の4～6月は休業し、この間雇用調整助成金を活用した。現時点の操業状態はやや忙しくなっており、今後使う予定はない。(O株式会社、2021/1/27 実施)
- ・ 雇用調整助成金は利用していない。(P株式会社、2021/2/10 実施)

② 在留資格に関する影響

- ・ 出国予定だった2名が日本に残っており、特定活動に在留資格変更の対応をして継続して働いてもらっている。大使館経由で、週1回ほど往来している便を予約している。現在は、入国できていない3名分を補完している状況となっている。(株式会社A、2020/7/7 実施)
- ・ 今年10月頃の入国を予定している技能実習生については遅れが出ている一方、帰国ができていない技能実習修了者がいるため、特定活動に移行して、そのまま就業してもらっている。(株式会社F、2020/8/19 実施)
- ・ 技能実習2号修了で、一時帰国ができず、現在特定活動で在留している者が3人いる。技能実習2号→3号への移行要件として、2号修了・3号移行後1年以内に1か月以上の帰国が求められるが、それができずにいる。(H株式会社、2020/11/24 実施)
- ・ 技能実習を修了して帰国できない人について、特定活動は当初1か月延長、次は3か月延長、今は6か月延長というような形でしか延長されなかった。最初から6か月延長にしてくれれば手続きが楽だった。帰国便がないことを証明しなければならないこと、1週間前からしか手続きできないことなどがあり、手続きがせわしなかった。(J株式会社、2020/11/25 実施)
- ・ 昨年まで受け入れていた技能実習は3年間で修了した後、1か月間特定活動で日本に滞在してから、帰国した(O株式会社、2021/1/27 実施)
- ・ ベトナム子会社からの研修で来日していたが、帰国できない人が17人いる。それぞれ時期が異なるが、最も早い人で5月に帰国予定であった。全員、在留資格を特定活動に切り替えた。技能実習生にも1人帰国できない人がいたが、本人がベトナム大使館に直接掛け合って飛行機の席を確保し、帰国できた(帰国までの期間は特定活動で在留していた)。(P株式会社、2021/2/10 実施)

③ 出入国制限に伴う影響

- ・ 受入れ予定だったが入国できていない技能実習生が1人いる。また、渡航制限直前に、母国へ一時帰国した技能実習生1名が、3~4か月程入国できていない。現場の仕事も円滑に回らなくなっている。(D株式会社、2020/7/16 実施)
- ・ 新規の実習生と一時帰国した特定技能外国人が今年5月に入国予定だったが、延期になっている。(E株式会社、2020/7/22 実施)
- ・ 実習が修了したら帰国すべきだが、入出国規制が始まってから修了した者はいないので、帰れない人はゼロだった。他で解雇されたり、帰国のための待機期間中(3か月)に面接に来た人は多くいた。募集もかけていないがツテを頼って面接を希望してきたが、受け入れなかった。(株式会社G、2020/11/13 実施)
- ・ 入国の目途も立ちにくく、ようやく9月に入国予定だった新規実習生が1名先日入国した。来年1月に2名新規で入国を予定している。(H株式会社、2020/11/24 実施)

- ・ 現在は技能実習生が4人、ベトナムで待機している。内定通知書は出しているが、本当に受け入れられるか心配していたため、リモートで面談も行った。入国規制は緩和されているが、渡航費が高いようだ。(株式会社I、2020/11/25 実施)
- ・ 11月からはミャンマーから日本への飛行機は週1便飛ぶようになったが、飛行機代が高いこと(通常の2倍)、2週間の隔離期間の宿泊費用がかかることから、新しい技能実習をまだ受け入れられていない状態である。2週間の隔離用の安全で安心して安く泊まれる宿泊施設を用意してもらえると非常にありがたい。(J株式会社、2020/11/25 実施)
- ・ 特定技能1号の1名が今月初めに再入国できた。3月に在留資格自体はもらっていたので、入国までにブランクがある。また技能実習2号のうち1名が来月帰国予定。帰国が困難であるので特定活動(6か月・就労可)に移行する見込み。(L株式会社、2020/11/26 実施)
- ・ 1月に2号で終了して帰国した人に再度来日を依頼したが新型コロナウイルス感染症で来日できず、さらに仕事もなくなったので採用自体がキャンセルになってしまった。帰国については、ベトナムへの帰国便はあるが航空券代が高い。そこまでして帰国したい人は少ない。ベトナムも感染者数が増えて入国を絞っているのも、安易には帰国できない状況である。(M株式会社、2020/12/11 実施)
- ・ 企業内転勤で来ているベトナム人をなんとか帰国させてあげたい。昨年の10月で3年の契約が終わったので、帰国できるようにチャーター機の申請をしたが、なかなか順番がまわってこず、まだ帰国できていない。ビジネスで来ているので、日本人と同じように通常の航空便で帰国させてほしい。(株式会社N、2021/1/19 実施)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で入国待機中の技能実習生が14人いる。当初予定では、2020年7月に8人、9月に6人が入国することになっていたが、今も入国時期の目途が立っていない。いつ飛行機の便があるのか、順番がいつまわってくるのかななどの情報がない。(P株式会社、2021/2/10 実施)

(3) 監理団体・登録支援機関、現地の送出し機関について

① 監理団体・登録支援機関の利用状況

- ・ 登録支援機関の設立経緯が非営利的な志向であることから、技能実習生の管理費、特定技能外国人への支援費は、かなり安価である。理事長等は会員企業の関係者でもあることから、組合がきちんと運営できる程度の費用でよいと考えている。(株式会社A)
- ・ 監理団体が登録支援機関でもあるため、両方を利用している。今後、手続きは行政書士に依頼し、その他の作業は自社で行うという形への移行を想定している。監理団体への支払い額は、大手の人材派遣会社で1人当たり20,000円と聞いたが、その2倍近くである。相場が明確ではないため、自社でできることは自社でしようというスタンスで検討している。ただ、人材確保の情報源のため、つながりを完全に断つことは考えていない。外国から直接特定技能1号の人材を呼び寄せるネットワークは当社にはないので、上手に使い分けていきたい。(株式会社B)

- ・ 監理団体を3つ利用している。登録支援機関への支払い費用は、一人あたり25,000円である。技能実習生の管理費は、34,000～64,000円である。一番高いところでは、技能実習生が母国で受け取る積立金も含まれている。(D株式会社)
- ・ 特定技能がスタートした時はまだ登録支援機関がなかったため、自社で申請を行ったが、その後、監理団体兼登録支援機関を利用している。一人当たり月15,000円で支援を受けているほか、更新時に別途費用を支払っている。大人数の特定技能外国人を雇用しているため一般的な相場よりも低い費用で契約している。費用を抑えられている理由として、申請等の手続きは社内に対応できているところも大きい。(E株式会社)
- ・ 入院時や現地の家族との連絡など通訳が必要な場面で、その都度支援を依頼している。寮の手配や日常生活上の相談・支援は自社で対応している。支援計画の作成も基本的には社内に対応しているが、一部依頼することがある。(E株式会社)
- ・ 現在は完全に自社で必要な支援を行っている。実習生から特定技能へ切り替える際、申請を自社で対応したかったため、その業務の調整(切り分け)が可能な監理団体に変更した。まず、懇意にしている企業から送出し機関を紹介してもらい、その送出し機関にアプローチして、監理団体を紹介してもらう形で関係を構築した。(株式会社F)
- ・ 組合(監理団体)への費用(管理費)は技能実習生で月50,000円、特定技能で登録支援機関への支払いは月40,000円。渡航費用は会社持ち(入国・帰国時のみ)、団体への協賛金を年1回支払っている(株式会社G)
- ・ 監理団体は2工場それぞれ別の団体を契約しており、基本的なことは委託している。管理費として、月あたり50,000円/人を支払っている。結構な人数がいるため、金額的には大きくなるが、規模のメリットが働き、日本人社員を雇うよりも安い。(H株式会社)
- ・ 技能実習生の監理団体(支援機関も同じ)は市内にあり、その支援を受けて技能実習1期生を受け入れた。組合ではなく、監理団体の親会社が20年以上前にベトナムに進出した上場企業で、ベトナムとのパイプが太い。特定技能1号の登録支援機関は自社である。技能実習の監理団体が登録支援機関に手を挙げていたが、なかなか認可が下りなかったため、昨年特定技能1号への移行時に、自社で登録支援機関になった。(株式会社I)
- ・ 技能実習生の監理団体は組合が行っている。当社は20年以上技能実習生を受け入れており、制度のことをよく分かっているため、登録支援機関は使っていない。ただし、手続きについては、行政書士に頼んでいる。行政書士は必要だと思うが、もう少し費用を下げてもらいたい。(J株式会社)
- ・ 協同組合に依頼しており、協議・連絡会への入会も含めて、手続関係の支援を受けている。利用料は月46,500円である。年間では600,000円になり、高卒採用コストとそれほど変わらないため、費用面でのメリットは大きくはないが、人手不足を解消するという面で、必要な費用であると考えている。日常生活に関する相談にも乗ってもらっており、通勤用のバイクを譲り受けた時も、保険加入の手続をサポートしてくれたりした。(K株式会社)
- ・ 監理団体については書類、面談等を、登録支援機関には書類、定期面談、日本語学校とし

ての交流会の手配等を依頼。5名受入れで1名につき30,000円／月額、技能実習分を監理団体、特定技能分を登録支援機関に支払っている。(L株式会社)

- ・ 以前依頼していた団体は規模が大きく小回りが利かなかったが、帰国した元実習生からの紹介で現在の団体へ変更してからは、場所が近いこともあり、きめ細かく、ベトナム人スタッフが素早く対応してくれる。特定技能の管理費は少し安く、2年目、3年目と年々下がっている。登録支援機関から売り込みの電話があるが管理費を聞くと現況よりも高い。最初は行政書士の手数料を支払っていたが、それ以外の支払いはない。1年目の技能実習生で30,000円、特定技能は20,000円～25,000円。(M株式会社)
- ・ 組合が6年前に中国人技能実習を受け入れ始め、当社も同じ会社から受入れを始めた。その後、組合が付き合っていた会社が閉鎖になり、現在は別会社から技能実習生を受け入れている。(株式会社N)
- ・ 登録支援機関は使っていない。登録支援機関を使うと、費用がかかり、日本人を雇用するよりも高くなってしまふ。自社で行える範囲で行っている。一部困ったときは司法書士に相談して、アドバイスをもらいながら行っている。(株式会社N)
- ・ 登録支援機関の利用料は1人22,000円(特定技能)である。(O株式会社)
- ・ 技能実習生に関しては、監理団体を利用しており、利用料は1人当たり月30,000円である。特定技能外国人に関しては、長年ベトナム人技能実習生を受け入れてきたノウハウがあるため、登録支援機関は利用しておらず、同社内に対応している。(P株式会社)

② 現地の送出し機関との関わり状況

- ・ 中国6機関、タイ1機関と契約している。タイの機関は、JITCOの推奨団体から探した。日本人スタッフ2名が常駐しており、管理スタッフも半数は日本語を話せる。現地でも日本語指導、タイ国内の地方の学校との連携もしっかりして、希望したスタッフも集めてくれるので、非常にありがたい。(株式会社A)
- ・ 中国については、年々人材の質が落ちていたり、1つの送出し機関では人材確保ができなかったりしたことから、複数機関とやり取りしている。(株式会社A)
- ・ 送出し機関の担当者は現地の人で、何度か当社を訪問してもらい、話をしている。どうしても通訳をお願いしたい時のために、連絡先も聞いている。(株式会社B)
- ・ 特定技能の場合は、現行の制度上は送出し機関は不要なので、自社で対応している。ベトナムの日本大使館で時間はかかったものの、受入れに関する対応をしてもらえ、出国許可をもらえた。一方で、ベトナムは国の機関であっても、手続きが不透明で所定の申請をしても時間がかかる。(株式会社C)
- ・ 現地の送出し機関とは、20年前の技能実習生受入れ時から、監理団体を通して関係が継続している。特定技能人材の採用の際に、監理団体を通して自社の技能実習卒業者のリストを送り、特定技能区分で採用可能か確認を依頼している。(E株式会社)
- ・ 現在の送出し機関への変更にあたり、懇意にしている企業から推薦してもらった。実際に

訪問して直接話をし、信頼できる機関であると評価したため、決定した。(株式会社F)

- ・ 現地の送出し機関は 2 つだが、現在は一方の送出し機関の卒業生を中心に採用しており、7 期生は全員そちらの出身である。その日本語学校には入学試験があり、師範学校や工科大学の卒業生が入学している。その中から働きたい人を選抜し、面接できる。当社からは毎年、社長か採用担当役員が面接のために訪問している。(株式会社I)
- ・ 監理団体としては、ミャンマー・インドネシア・ベトナム・中国を受け入れているが、当社が受け入れているのはミャンマーだけである (J 株式会社)
- ・ 送出し機関には、監理団体を通じて面接の段取りを付けてもらっている。(L 株式会社)
- ・ 送出し機関とは面接の時しか関わらない。採用のことは組合に任せている。(M 株式会社)
- ・ 送出し機関には、現地で候補者を募集、選抜してもらっている。(P 株式会社)

③ 登録支援機関、送出し機関の適正化に向けて（優良機関の見える化へのニーズ有無）

- ・ 現状の送出し機関・登録支援機関が優良であることから、優良機関に募集が集まりすぎて当社への貢献が減ってしまうことを懸念している。良い人材の確保のために、見える化は賛成だが、指標づくりは大変難しいと思う。(株式会社A)
- ・ 現在利用している機関は、実績も多くあるとは聞いているが、実際の位置づけは不明なため、チェックし適正化する仕組みがあればありがたい。また、新たな機関を探すという場合、付き合いのある関係機関等に相談するしかないため、一定の基準を満たした送出し機関が公表されていれば検討しやすい。(株式会社B)
- ・ 送出し機関によって支援内容には多少の差があると感じている。(D 株式会社)
- ・ 生活支援も含めてノウハウを有しているという点で、技能実習生の受入れ実績のある登録支援機関は比較的信頼できると考えている。最近では社労士事務所の登録支援機関もあると聞いているが、外国人雇用に関するノウハウは、社労士としての経験とは別の種類と考える。登録支援団体の外国人受入れ実績を確認できる仕組みがあると良いのではないかな。(E 株式会社)
- ・ 登録支援機関がたくさんあり名簿が公開されているが、どのような支援・サービスなのか、その費用はいくらかが見えづらい。団体・機関によって「管理費」のなかに含まれる内容も様々なため、このあたりが明示されていると見えるようになると、信頼して頼みやすい。(株式会社F)
- ・ しっかりしている監理団体・登録支援機関がどこなのか見える化のニーズはある。ユーザーである実習生本人の生声が反映される仕組みができるとよいのではないかな。(H 株式会社)
- ・ 優良機関の認証はあったほうがよい。ハローワークに求人を出すと、外国人斡旋の営業電話がかなりの数かかってくるが、きちんとした機関かどうか判断できない。(K 株式会社)
- ・ 監理団体が登録支援機関の申請を出したが、通らなかった。紹介していただいたし、透明性の高い監理団体なので、信頼している。登録支援機関として通る近い将来は、関係性を

考えないといけない。技能実習と特定技能は分けて受け入れ、監理団体、登録支援機関それぞれに対応できたほうが望ましい。(L株式会社)

- ・ 優良機関の見える化はあった方がいいとは思いますが、特定の登録支援機関と長くお付き合いをしているので、当社として必要はない。他の企業が外国人を雇用したいと思った時には必要だと考える。(O株式会社)
- ・ どの分野でどの国から何人受け入れたかなど、各登録支援機関の実績を検索できるような仕組みがあればよい。(P株式会社)

(4) その他

① 外国人材受入れの効果、今後の方針など

- ・ 海外で安くものづくりをする時代は終わり、日本で作らなければならない製品もでてきており、日本にも製造拠点が戻ってきている。日本でタイ人がたくさん働き、タイでも日本人がたくさん働ける、人材が還流しているような状況が理想だと考えている。(株式会社A)
- ・ 社長は、日本人もベトナム人も働く以上は同様に重要な存在であるといつも発言している。「当社で働いているベトナム人を大切にするように」と常々言っており、社内にもそうした意識が浸透している。(株式会社C)
- ・ 特定技能受入れの効果として、技能実習生の頃と比べると、管理工数が減ったことが挙げられる。(D株式会社)
- ・ 実習生や特定技能がいないと会社としてやっていけないということを打ち出しているし、社員も、日本人の新卒がなかなか採用できない中で外国人材に来てもらっているため、貴重な戦力として認識している。(株式会社F)
- ・ ベトナムに工場を設置したこともあり、日本での技能実習によってスキルアップして、帰国後に当社ベトナム法人に入って働いてくれると理想的であり、そうした意思があるかを確認している。またベトナム工場で働く人が、こちらで働くことも必要になるだろう。今後は幹部候補を受け入れていきたいと考えている。(株式会社I)
- ・ 以前、中国籍が急増した際、中国籍の人で過半を占めるようになると考え、留学生を採用して幹部として育てようと考えていたこともある。そのうちに、中国の経済事情がよくなり、日本に来なくなった。ベトナムについても急増しているが、同じようになるのも時間の問題である。また違う国を検討する時期が来ると考えている。(M株式会社)

② 外国人材受入れに関する意見

- ・ 特定技能は5年が上限のため、長期に亘って日本で働きたい場合、技能実習から開始したほうが2倍長く就労でき、そちらを選択していることが多いのではないかと。(H株式会社)
- ・ 外国人労働者のケアは慣れないと非常に負担が大きく、住居・会話能力・日本人社員の接し方すべて伴わないと難しい。仕事中に体調を崩せば、病院にも付き添わなければならない

い。キャッシュカードの暗証番号を忘れれば、ロック解除のために銀行に付き添わなければならない。新規で特定技能1号を受け入れる企業には、その総務的余力がないところが多く、現状、対応に慣れている技能実習生から特定技能へ移行する形が圧倒的に多いのではないと思われる。(H株式会社)

- ・ 外国人労働者に関する法の定めは、とにかく本音と建前の差が大きい。外国人労働者はもはや切り離して考えられない戦力となっており、現実を踏まえた配慮が不可欠になると思われる。(H株式会社)
- ・ 監理団体をもっと早く作れるように外国人技能実習機構に働きかけられるとよい。現状、2社以上ないと団体の仕組みの評価ができないから監理団体になれないと言われているが、機構が評価するのだから1社でよいのではと思う。また、技能実習受入れに関する手続きが長くかかるのももう少し早くしてもらいたい。(J株式会社)
- ・ 帰国した技能実習生をもう一度採用する際、技能実習修了証明書を本人に渡してしまっており、なくしていた場合、技能実習を修了していることをどのように証明するのだろうかという疑問に思っている。(J株式会社)
- ・ 外国人を雇用していると補助金があるのかとよく言われるが、そのようなものがあるわけではない。ただ、外国人の受入れを進めていこうと思うのであれば、もう少しメリットがあるとよいと思う。(J株式会社)

③ 試験に関する意見

- ・ 製造3分野について、技能試験と日本語能力に条件があるが、最低限このレベルでないと、労働力として期待される力を発揮できないため不当な処遇の温床になると思われる。(H株式会社)
- ・ 先日、他社企業からの依頼で帰国できない技能実習を当社で特定技能として受け入れるため試験を受験させたが、想定以上に難しいものだった。一緒に試験対策をしたが、試験問題もよく分からず対策が難しかった。現場の感覚に比べると、問題が古臭い印象もあった。専門の問題集があると試験対策をしやすい。(J株式会社)
- ・ 合格発表までに2〜3か月かかるといわれているが、受験者数も少ないので、1か月くらいで発表してほしい。試験の運営については、感染対策もできていたし、運営の人数もたくさんいて、スムーズに実施できていた印象を受けた。ただ、待合スペースが少なかったと思う。(J株式会社)
- ・ 特定技能の試験は本人が申し込んだが、振込がうまくいかず、代理人を通して振り込んだことで受験票が来なかったということがあった。試験事務局には柔軟に対応してもらえたが、申込や振込ができない人もいるということが分かった。(J株式会社)

3. 小括・得られた示唆

(1) 外国人労働者受入れの背景、特定技能外国人の受入れルート・今後の受入れ意向

人材不足を理由に外国人労働者の受入れを始めた企業が多く、背景には、製造業の現場における日本人の採用が新卒・中途を問わず難しくなっていることがある。

比較的早い時期に受入れを開始した企業では、外国人労働者の勤勉さや能力の高さを評価し、継続的に受入れを行っているケースも多い。また、海外拠点を持つ企業の場合は、将来的に現地で活躍する人材の育成を想定している。

特定技能外国人の受入れルートは、現状は自社での技能実習修了生からの移行がほとんどであり、それらの企業では、今後も、自社で経験を積み、技術レベルや人柄が把握できている、技能実習修了生からの移行による採用を希望している。一方で、まだ少数ではあるが、人材の確保が進まない場合に、試験ルートでの採用についても検討する意向がある企業もみられた。

ただし、試験ルートについては、採用の手順や合格者の技術レベルの不明確さのほか、試験内容と現場の実務で必要とされる技術の乖離、試験の難易度の高さ、合格発表までの期間の長さ、申込手続における柔軟な対応の必要性についての指摘があった。

(2) 特定技能外国人の賃金体系・キャリアパス・業務範囲

特定技能外国人の賃金体系やキャリアパスについては、基本的には日本人社員と同等としている企業がほとんどであり、中には、他社の賃金水準の調査や社会保険労務士への相談等を踏まえた検討を行った企業も見られた。また、いずれの企業も、転職希望がある場合は本人の意思を尊重するとしているが、現在のところ転職の意向を把握している企業はほとんどない。

多能工化や業務範囲の拡大を見据えた複数の業務区分への従事に対するニーズは、複数の企業から聞かれた。

(3) 外国人労働者の受入れ・定着を進めるにあたっての苦勞・工夫

外国人労働者が自国にいる時と同様に振る舞うことで、地域住民とのトラブルが発生するケースもあることから、受入れ当初は、ゴミ出しをはじめとする暮らしのマナー等の理解を促し、規律を守るよう指導することに苦勞した企業が比較的多い。そのような中、暮らしの安全にも配慮しながら、担当者を配置して困りごとにきめ細かく対応し、丁寧なコミュニケーションを心掛けて課題を早期に察知するよう配慮している企業もみられた。インドネシア人を受け入れている企業では、宗教面（イスラム教）での配慮も行われている。

特定技能外国人の場合、住居の確保は自ら行うことになっているが、寮や借り上げアパートに居住しているケースも比較的多い。その場合は、先輩外国人が後輩にアドバイスをするようなコミュニティが形成されている例もみられる。

日本語の習得については、企業内外の講座を受講していることも多いが、技能実習生から特定技能に移行した外国人の場合、一定期間日本で仕事をしているため、業務における日本語のコミュニケーションには困らないことも多い。また、滞在歴が長い外国人や高度人材が通訳を

したり、日本語を教えたりするケースもある。一方で、個々の日本語の習得状況のばらつきが課題になっている企業もある。

なお、社内イベント等による日本人社員との交流はほとんどの企業で実施されているが、祭りなどを通じた地域住民との交流の状況は、企業によって差異がある。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

自社、もしくは取引先の業況の悪化により業務量が減少し、一定期間の休業を余儀なくされた企業がみられ、雇用調整助成金を活用した企業も複数もみられた。

また、出入国制限により、新規入国の遅延や、帰国予定者の足止めが多数発生し、帰国困難になった外国人については、在留資格を特定活動に切り替えて滞在を延長するケースが多くみられた。

(5) 登録支援機関等の利用状況、適正化へのニーズ

外国人労働者の受入に慣れている企業は自社で手続等を行っているが、登録支援機関に手続を依頼している企業も比較的多い。しかし、登録支援機関を利用した場合には日本人の採用と同等のコストがかかるとの指摘もあり、コスト削減のために手続の内製化を検討している企業もある。

また、登録支援機関等を利用している企業の多くは、取引先等のつながりから信頼できる期間を選定しているが、各機関における受入れ実績を確認できる仕組みや、優良機関の認定等についてのニーズも一定程度存在することが把握された。

(6) 制度や手続等についての要望

技能実習修了生が特定技能に移行した企業がほとんどであることから、特定技能への移行時の一時帰国の免除や、オリエンテーション免除、在留資格更新頻度の見直しに関する要望などがあった。また、手続の煩雑さや、申請から承認までの期間の長さを課題として挙げる企業が多く、受入に慣れている企業は自社で各種手続に対応しているが、特に小規模な企業では登録支援機関に手続を依頼するコスト負担が大きいと、手続の簡素化に加えて、報告の頻度や内容の簡素化を求める声も比較的多く聞かれた。

関連して、企業の意見を聴取する仕組みや相談窓口、違反等の事例をはじめとする情報発信の必要性や、セミナー等の機会の有用性などの意見も挙げられた。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響で仕事がなくなった人材と、人手が必要な企業をマッチングする仕組みに対するニーズも聞かれた。

第 X 章 送出し候補国調査

1. 調査趣旨・目的

(1) 目的

今後、我が国への特定技能外国人の送出し国として潜在的な可能性の高い、アジア等の諸外国の状況を調査する。具体的には、製造 3 分野での特定技能外国人の試験実施国検討に資する内容について基礎的なデータを整理した。

(2) 調査対象国

技能実習生の出身国上位 5 か国 (95% を占める) に加え、近年技能実習生の増加が著しい国、特定技能 1 号受入れに関わる二国間取決め締結国、その他潜在的な送出しボリュームを有すると考えられる国を対象とした。

具体的には、令和元年度に試験実施済のインドネシア、及び、試験実施予定（新型コロナウイルス感染症のため中止）であったフィリピンに加え、5 か国（中国、タイ、ベトナム、カンボジア、ネパール）を検討対象とした。

(3) 調査方法

主に文献調査、国際機関（UN、ILO、ADB 等）の共通統計・文献、各国統計ページ・文献を参照した。

(4) 調査項目

以下の内容を収集・整理した。

- ・ 経済発展段階（一人あたり GDP）、及び国際労働移動の関係性
- ・ 製造業従事者の賃金
- ・ 人口動態、技能工及び関連職業の従事者数、地域割合
- ・ 失業率
- ・ 教育状況
- ・ 日本語教育の状況
- ・ 日系企業の進出状況
- ・ 特定技能評価試験の開催実績
- ・ 技能実習生の在籍状況
- ・ 送出し国側の潜在的な労働者の意識
- ・ 日本式ものづくりの取組事例

2. 調査結果

(1) 経済発展段階（一人あたり GDP）、及び国際労働移動の関係性

① アジア各国の一人あたり GDP

受入れ国と送出し国の経済水準のギャップに応じて送出し圧力が変わるが、10,000 ドルに、中国・タイが近づいている状況である。インドネシア、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ミャンマーは今後も送出し圧力が続くことが見込まれる。

図表 X-1 アジア各国の一人あたり GDP 順位（2018 年基準に降順で整理） 単位：US ドル

	2000年	2010年	2018年		2000年	2010年	2018年
1 マカオ	31,747	73,615	81,787	29 アルメニア	1,270	2,960	4,053
2 カタール	60,510	65,437	61,223	30 ヨルダン	3,548	4,583	4,043
3 シンガポール	34,760	47,977	58,692	31 インドネシア	1,868	2,720	3,733
4 香港	27,173	38,406	45,870	32 フィリピン	1,769	2,337	3,325
5 イスラエル	31,066	34,334	39,850	33 ブータン	1,159	2,301	3,264
6 UAE	60,756	32,559	39,177	34 パレスティナ	2,440	2,733	3,211
7 日本	30,744	32,503	35,667	35 ウズベキスタン	1,175	2,002	2,936
8 韓国	16,859	25,455	31,231	36 ラオス	923	1,584	2,477
9 ブルネイ	34,063	33,435	29,802	37 ベトナム	940	1,648	2,457
10 クウェート	29,955	32,040	27,855	38 チモール	1,102	3,040	2,294
11 キプロス	22,325	25,938	26,597	39 インド	773	1,270	1,965
12 バーレーン	23,214	20,956	21,840	40 バングラデシュ	641	970	1,494
13 サウジアラビア	17,691	18,568	20,025	41 パキスタン	1,021	1,223	1,480
14 オマーン	16,389	16,401	14,134	42 ミャンマー	303	871	1,398
15 トルコ	6,511	8,435	11,907	43 カンボジア	486	892	1,368
16 マレーシア	6,393	8,248	11,057	44 キルギス	715	971	1,198
17 カザフスタン	4,380	8,903	11,023	45 シリア	1,575	1,965	1,137
18 モルディブ	6,981	8,522	9,674	46 タジキスタン	434	780	1,059
19 中国	2,147	5,509	9,369	47 ネパール	475	623	860
20 レバノン	6,856	9,271	7,462	48 イエメン	1,747	2,061	710
21 トルクメニスタン	2,305	4,299	7,396	49 北朝鮮	611	647	616
22 タイ	3,518	5,164	6,471	50 アフガニスタン	257	543	605
23 イラン	3,953	5,450	5,385	10 米国	48,810	52,861	59,668
24 アゼルバイジャン	1,491	5,313	5,229	14 オーストラリア	42,108	48,975	53,822
25 イラク	4,008	4,052	4,706	18 英国	38,164	41,751	45,924
26 モンゴル	1,610	2,659	4,246	21 カナダ	38,023	40,961	44,523
27 スリランカ	1,919	2,950	4,235	23 ドイツ	34,773	38,143	42,995
28 ジョージア	1,464	2,864	4,226				

（出所）UN Stat. （Per Capita GDP at constant 2015 prices in US Dollars （all countries and regions））より作成

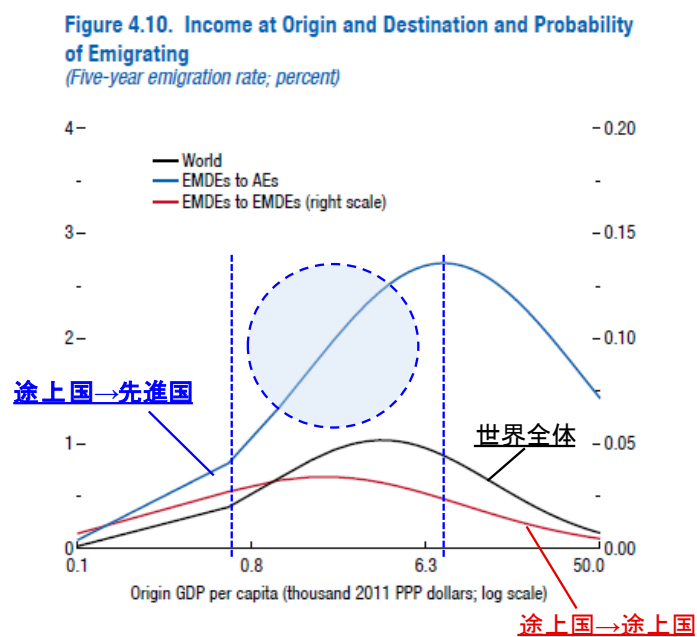
（注）表中にはない台湾は、2018 年時点で約 25,000US ドル（IMF 推計値）。

② 経済発展段階と国際労働力移動の関係

IMF（2020）によれば、1人あたり GDP が 2,000-7,000US\$ の国から先進国への国際労働力移動が活発化することが明らかにされている。

途上国→先進国への国際移動は、最貧国からではなく、一定程度の発展が進んだ国（一人あたり GDP が 2,000-7,000US\$）からの移動の方が活発化する。

図表 X-2 経済発展段階と国際労働力移動の関係



（出所）IMF, 2020, World Economic Outlook.に追記

(2) 製造業従事者の賃金

① 製造業従事者の賃金

分野別で、製造業従事者の取得可能な最新数値でみると、試験実施候補国のなかでは、インドネシアが最も低い 123US\$（2015 年）となっている。

賃金レベルは、経済発展段階とも連動し、中国、タイが抜けている。次いで、ベトナム、フィリピンが 200US\$ 台で続き、カンボジア・ネパールが 100US\$ 台となっている。

インドネシアは最新値が 2015 年となってしまうが、国全体の発展段階に比べると製造業従事者の賃金は低く抑えられている。

図表 X-3 製造業従事者の賃金（月収、US ドル、取得可能な最新数値をもとに降順）

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
中国			549.85	624.5	696.8	740.27	745.86		
タイ		283.22	331.53		418.43	311.59	395.45	412.04	442.04
ベトナム	124.91	149.68	174.79	186.65	205.53	241.11	257.03	241.49	257.52
フィリピン							244.67	238.19	241.58
カンボジア	83.88	89.99	105.79	114.26	144.69	161.42	183.72		
ネパール								166.86	
インドネシア			136.61	139.75	133.87	123.86			
ドイツ	4177.2	5404.8	5175.4	5470.3	4650.2	4852.2	4935.7	5129.6	5523
アメリカ	4416.6								
韓国	2399.4	2641.5	2713.1	2964.6	3338	3155.2	3113.5	3236	3499.1
イギリス	3663.6	3869.3	3898.6	3966.2		3941.7	3619.9	3490.5	
日本	3329.9	3622.5	3650.8	2970.4	2750.5	2427.2	2712.5	2625.6	2685.1

（出所）ILO Stat. （Mean nominal monthly earnings of employees by sex and economic activity – Harmonized series）より作成 ※ ドイツ以下の先進諸国比較は参考値

② 技能工及び関連職業の賃金

業務区分別で、技能工及び関連職業の従事者の取得可能な最新数値でみると、試験実施候補国のなかでは、インドネシアが最低、タイが最高となっている。

図表 X-4 Craft and related trades workers（技能工及び関連職業の従事者）の賃金

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
タイ		232.7	266.1		321.5	236.2	305.3	324.5	351.5	378
フィリピン	-	-	-	-	-	-	-	224.7	229.7	252.2
ベトナム	125.7	139.5	159	168.8	186.3	209.1	222.5	221.4	237.1	-
ネパール	-	-	-	-	-	-	-	205.3	-	-
カンボジア	88.41	93.83	128.9	122.1	148.2	165.2	184.5	-	-	-
インドネシア	-	-	-	-	-	-	-	144.8	-	152.4
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(出所) ILO Stat. (Mean nominal monthly earnings of employees by sex and occupation — Harmonized series)
より作成

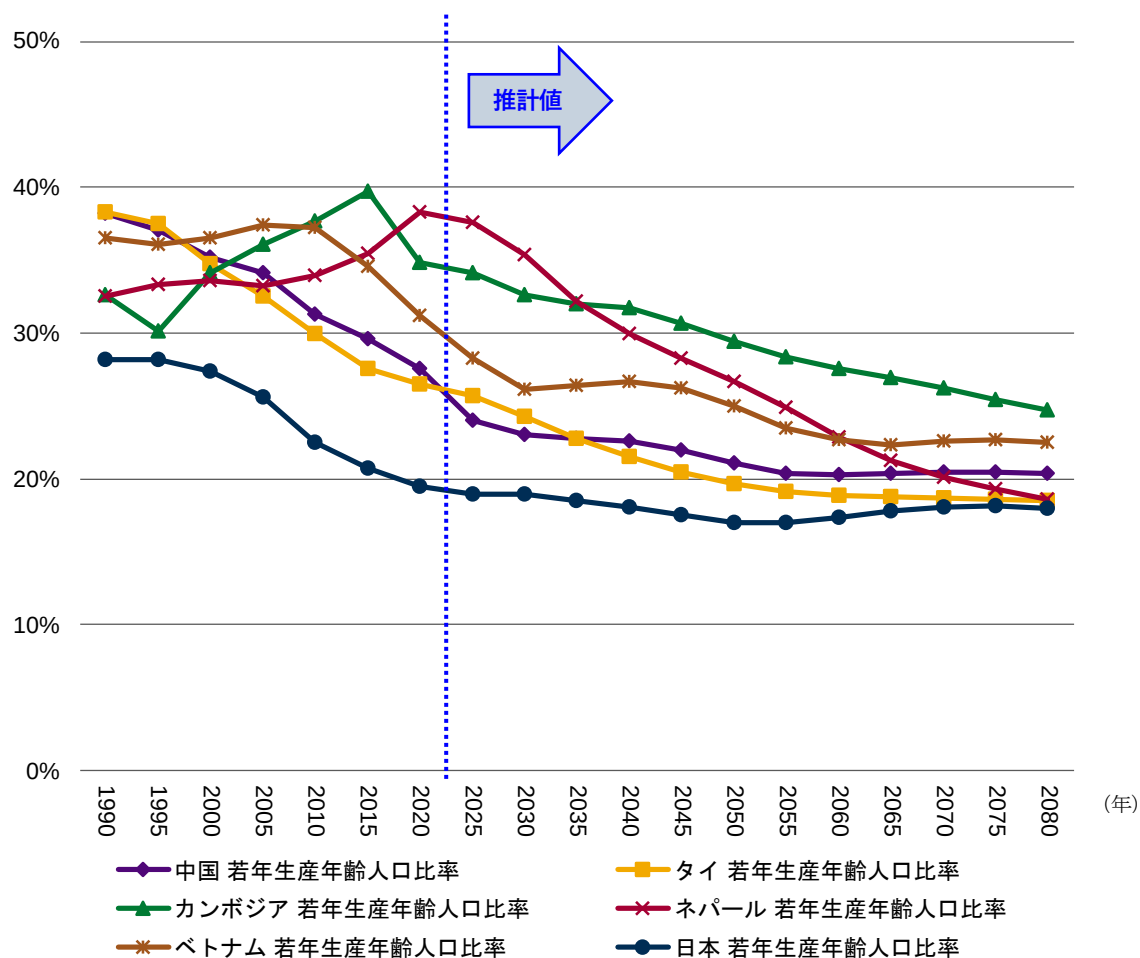
(3) 人口動態、技能工及び関連職業の従事者数、地域割合

① 人口動態

若年生産年齢比率は、中国・タイで10年後には25%以下まで低下する見込みの一方、カンボジア、ネパールは、今後20年程度は3割台を維持する。

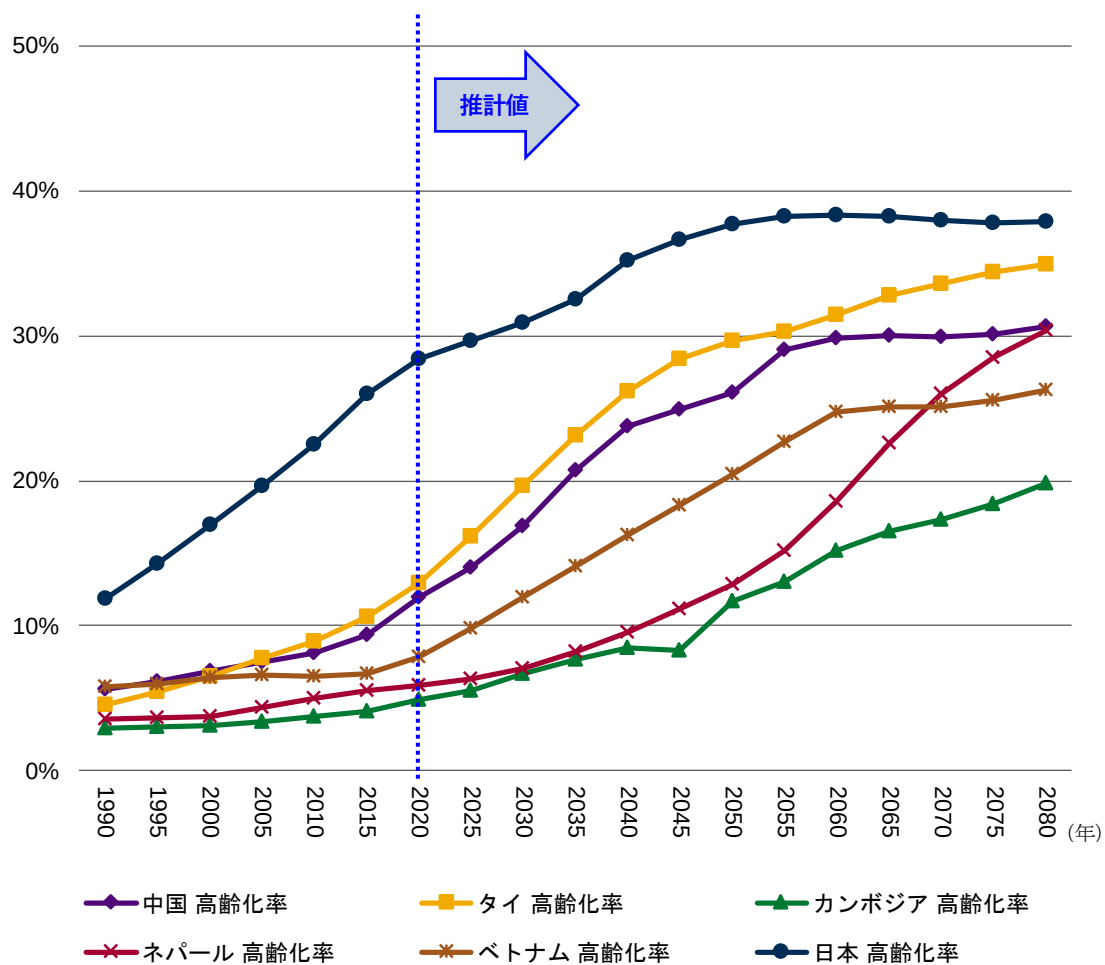
その反面、中国、タイ、ベトナムでは高齢化が進行し、2050年には中国では人口の3割、ベトナムでは人口の2割が65歳以上の社会になる。

図表 X-5 若年生産年齢人口比率



(資料) UN Stat. (World Population Prospect 2019) より作成
 ※若年生産年齢人口は15-34歳、高齢人口は65歳以上を対象に集計

図表 X-6 高齢化率



(資料) UN Stat. (World Population Prospect 2019) より作成
 ※若年生産年齢人口は15-34歳、高齢人口は65歳以上を対象に集計

② 技能工及び関連職業の従事者数と地域割合

技能工及び関連職業の従事者数について、人数の上では、中国が最多の1億700万人程度おり、次いでインドネシアが1,600万人程度いる。全労働者に占める技能工及び関連職業の従事者割合をみると、2020年時点で最も高いのは、カンボジアの27.3%となっている。

技能工及び関連職業の従事者の所在地域について、都市部／地方（非都市部）別に整理すると、中国、インドネシア、フィリピン、タイは50%前後以上となっている。一方で、カンボジア、ネパールは20%程度にとどまっている。

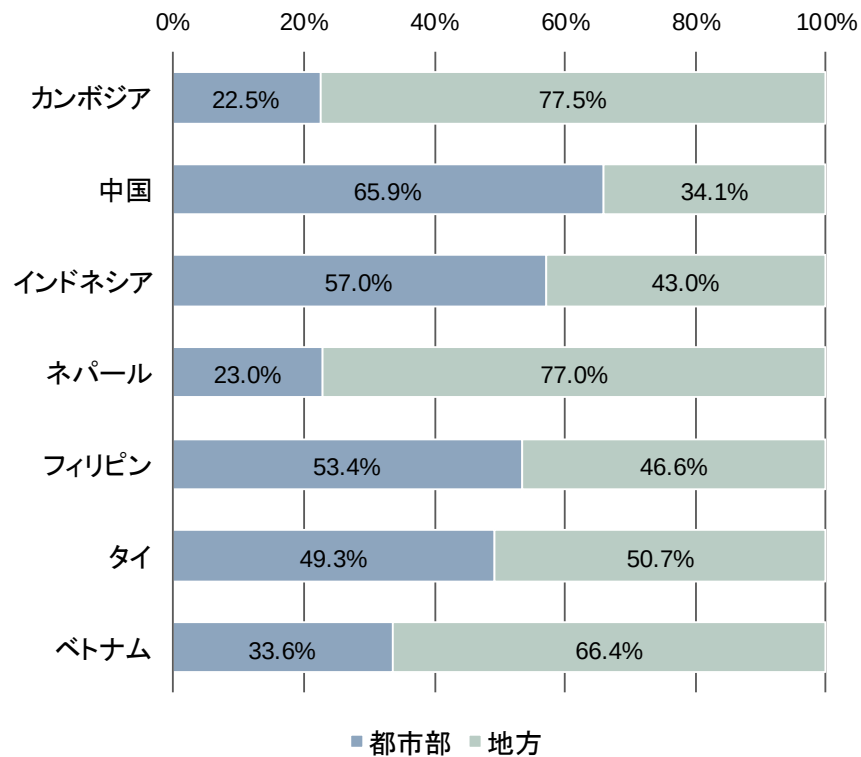
技能工及び関連職業従事者数が多い中国、インドネシア、タイは都市部に多く、一方、ベトナムは地方部が多い。

図表 X-7 技能工及び関連職業の従事者数（単位：千人）

	2015	2016	2017	2017	2018	2019	2020	2020年時点 全労働者に占める技能工 及び関連職業従事者割合
カンボジア	1810.2	1989.3	2143.5	2143.5	2289.9	2436.8	2582.9	27.3%
中国	113567.7	111909.3	111881.8	111881.8	110604.6	108952.7	107238.3	14.0%
インドネシア	13988.4	14201.9	14699.6	14699.6	15176.3	15545.5	15909.7	12.2%
ネパール	1347.2	1357.5	1462.8	1462.8	1542.1	1620.0	1690.8	9.9%
フィリピン	2804.9	3043.3	3156.0	3156.0	3193.3	3202.9	3204.1	7.2%
タイ	4554.6	4565.5	4343.6	4343.6	4354.3	4394.5	4432.2	11.4%
ベトナム	6572.6	7039.1	7294.0	7294.0	7506.2	7716.8	7935.3	14.0%

(出所) ILO Stat. (Employment by sex, rural/ urban areas and occupation ILO modelled estimates Nov.2019
-Annual) より作成

図表 X-8 技能工及び関連職業の従事者の所在地域



(出所) ILO Stat. (Employment by sex, rural/ urban areas and occupation ILO modelled estimates Nov.2019
-Annual) より作成

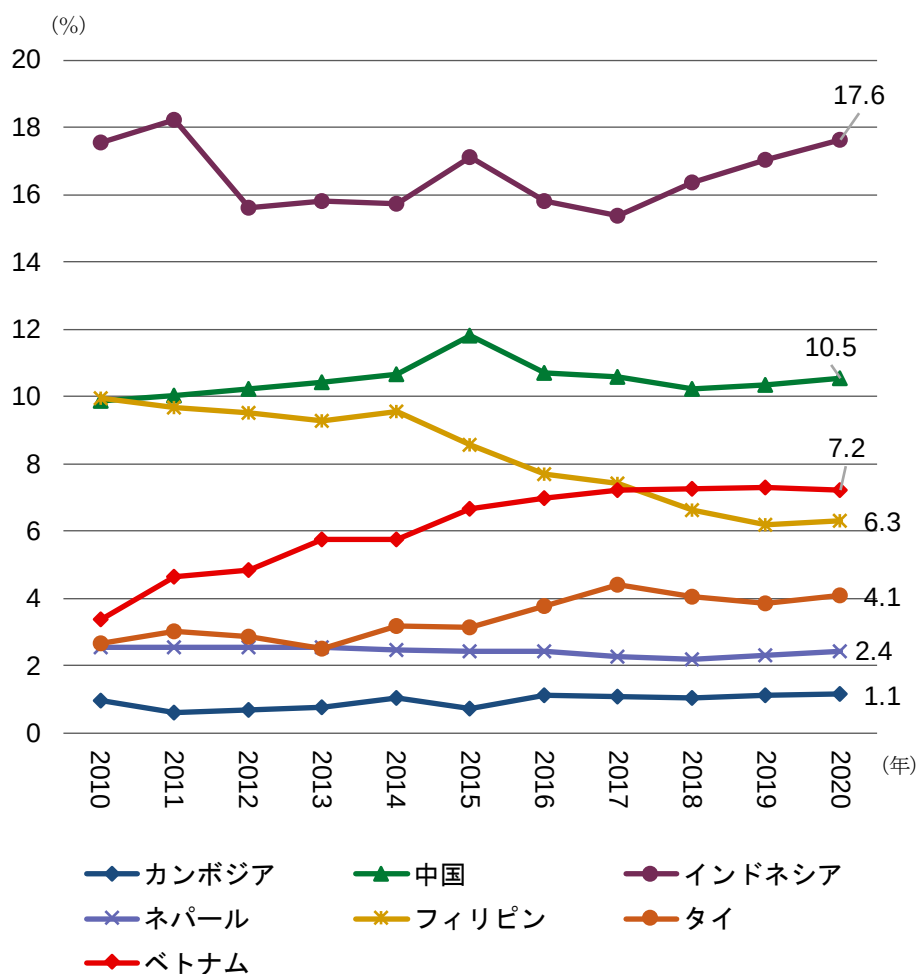
(4) 失業率

15-24 歳の失業率（全国）の推移をみると、特にインドネシア、中国では直近 10 年間は 10% 以上を超えている。ベトナムやタイでも増加傾向にある。

年齢・地域別の失業率（2020 年時点）で、各国とも、全年齢層に比べて若年層ほど、若年層の中でも都市部ほど、失業率が高い状況がある。

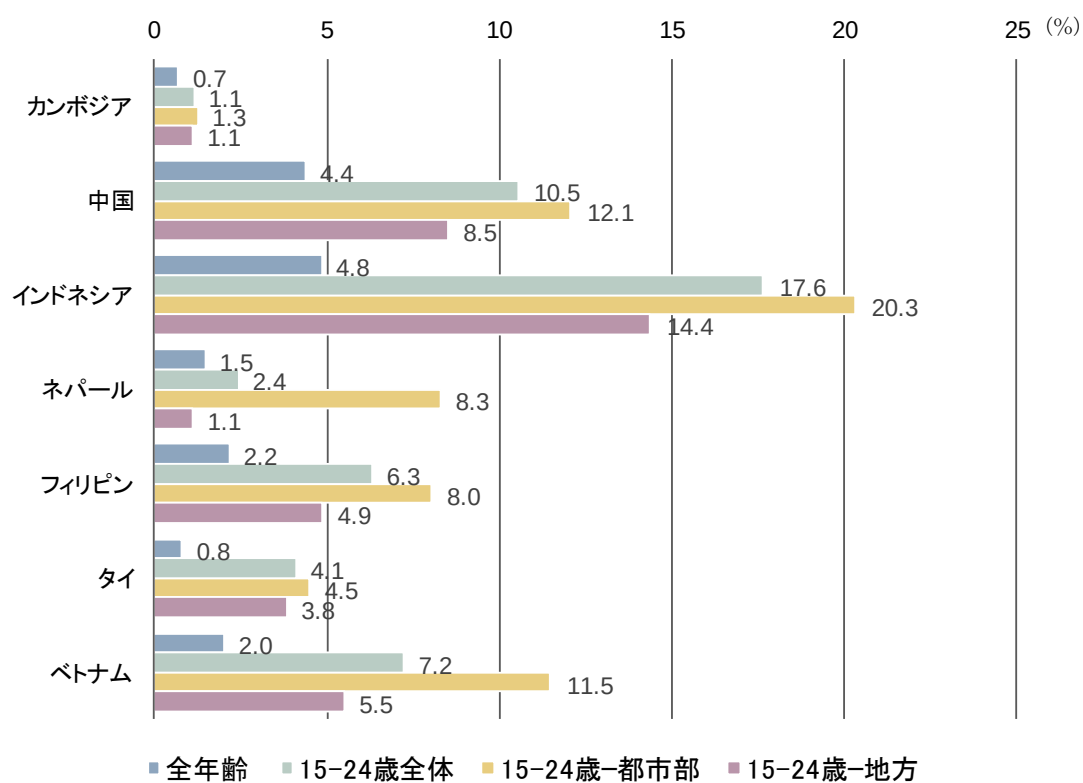
インドネシア、フィリピンを除くと、ベトナム、ネパールの都市部若年層失業率が高く、また、ベトナムは地方若年層でも失業率が 5% を超える。

図表 X-9 15-24 歳の失業率（全国） 推移



(出所) ILO Stat. (Unemployment rate by sex, age and rural / urban areas -- ILO modelled estimates, Nov. 2019)
より作成

図表 X-10 年齢・地域別の失業率（2020 年）



（出所）ILO Stat. (Unemployment rate by sex, age and rural / urban areas -- ILO modelled estimates, Nov. 2019)
より作成

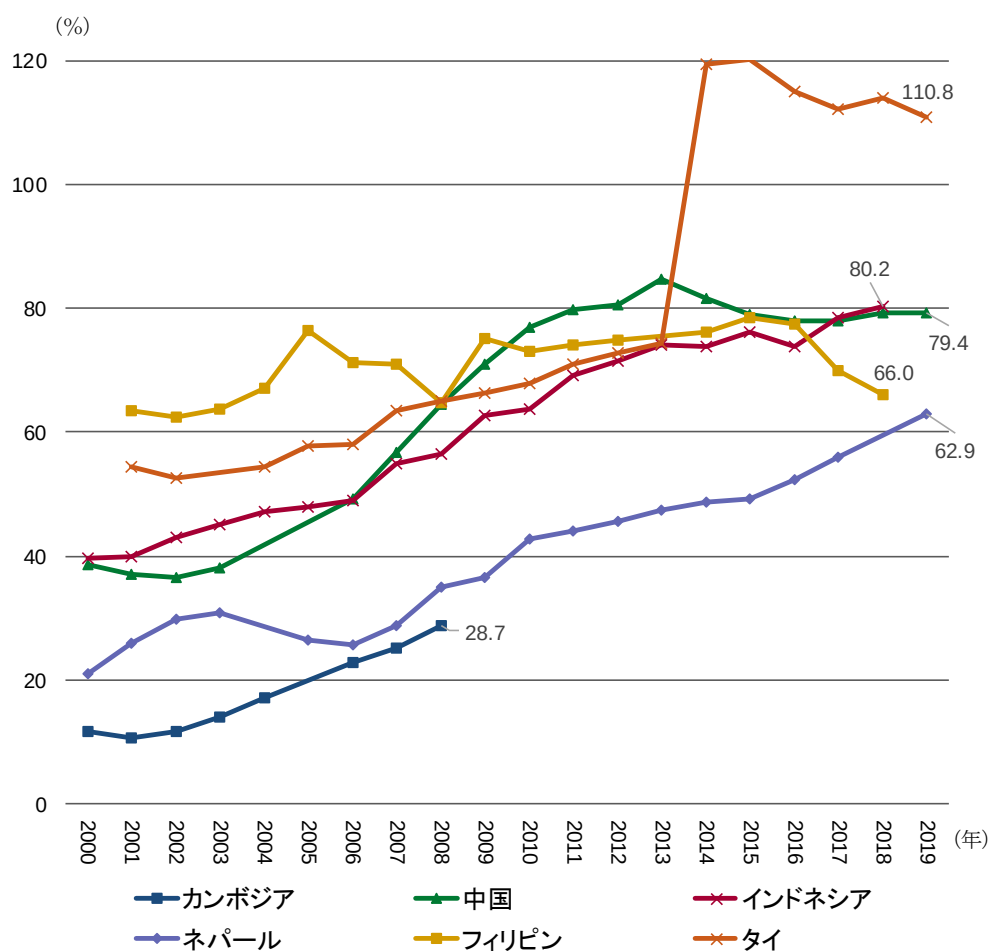
(5) 教育状況

① 後期中等教育進学率

後期中等教育進学率は、タイ、中国、インドネシア、では 80%前後以上にまで達している。
フィリピン、ネパールも最新値では 60%程度まで達している。

また、インドネシアは、後期中等教育進学率は中国と並ぶレベルまで高くなっている。

図表 X-11 後期中等教育進学率



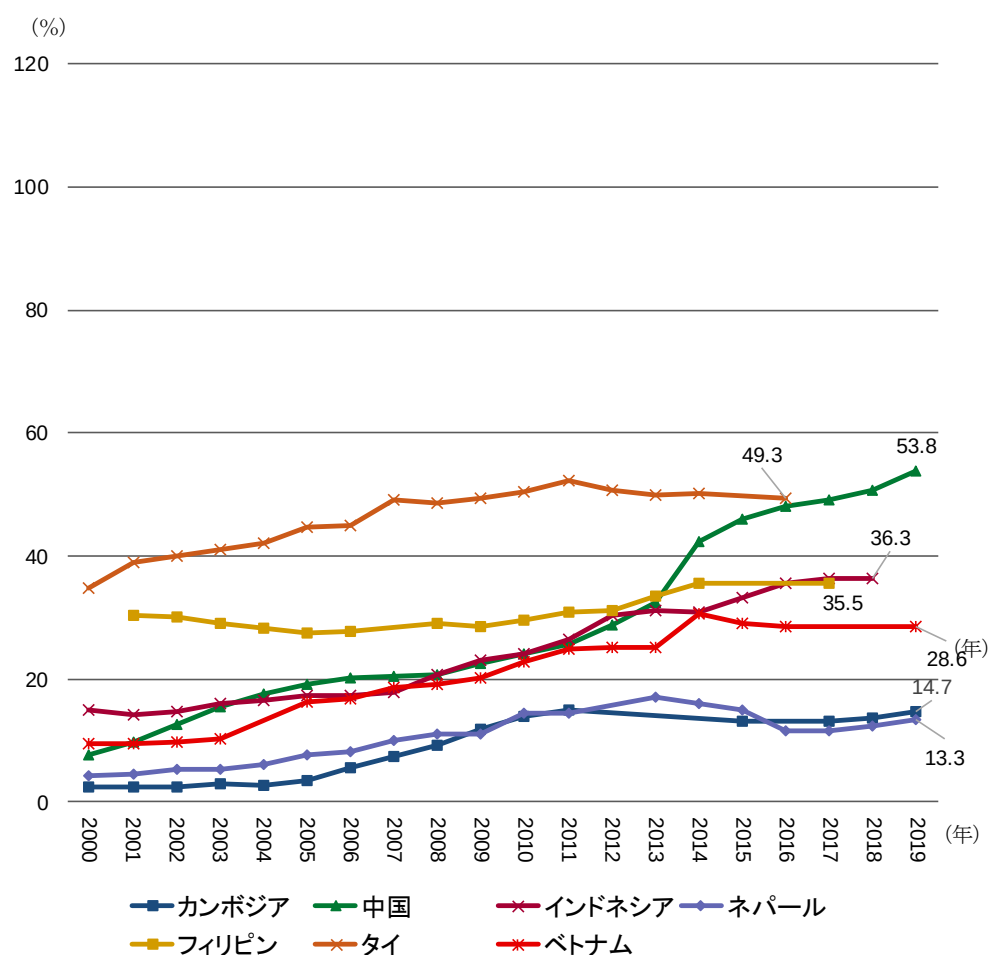
(出所) UNESCO Stat より作成 ベトナムはデータ欠損

※タイの 2014 年以降の数値はダウンロードデータのまま (集計方法の変化等が考えられる)

② 高等教育進学率

高等教育進学率は、中国が最も高い53.8%で、タイが次いで50%程度に達する。一方で、カンボジア、ネパールは15%未満にとどまっている。

図表 X-12 高等教育進学率



出所) ILO Stat. series) (Mean nominal monthly earnings of employees by sex and occupation -- Harmonized series) より作成

③ 後期中等教育後の教育進学者

UNESCO 統計にもとづき、後期中等教育後の教育機関（職業準備教育等）・高等教育機関への通学者数を整理すると、フィリピンで特に後期中等教育後教育通学者が 100 万人を超える（TESDA：技術教育・技能教育開発庁が運営する教育訓練機関への通学者と考えられる）。

図表 X-13 後期中等教育後の教育進学者数

国名	後期中等教育後 教育通学者数	数値年 (最新値)	高等教育 通学者数	数値年 (最新値)
カンボジア	27,841	2010	19,575	2019
中国	996,403	2019	20,098,956	2019
インドネシア	-	-	978,740	2018
ネパール	-	-	-	
フィリピン	1,059,818	2017	173,349	2017
タイ	-	-	345,866	2016
ベトナム	315,000	2016	449,558	2016

(出所) UNESCO Stat より作成

「後期中等教育後教育」は、中等教育と高等教育の境界をまたぐプログラム

④ 高等教育機関の修了率

高等教育機関の修了率は、ベトナムでは25.7%、技術・工学系専攻は19.9%となっている

図表 X-14 高等教育修了率

国名	全体	技術・工学系	数値年 (最新値)
カンボジア	7.7%	9.0%	2019
中国	-	-	-
インドネシア	23.9%	7.9%	2018
ネパール	-	-	-
フィリピン	18.4%	15.3%	2017
タイ	8.6%	19.0%	2016
ベトナム	25.7%	19.9%	2016

(出所) UNESCO Stat より作成

(6) 日本語教育の状況

① 海外現地における日本語教育の状況

日本語学習者数は、中国、インドネシアが多いが、過去調査との比較をした増加率をみると近年は減少している。一方、タイ、ベトナム、フィリピン、カンボジア、ネパールは増加が続いている。

数の上では、中国、インドネシアが多くなる。また、従来から日本留学の歴史がある国（韓国、オーストラリア、台湾等）において、日本語学習の機会も多くなっている。ただし、直近の増加率でみると、東南アジア・南アジア諸国での伸び率が高い。

図表 X-15 海外現地における日本語学習者数、日本語教育機関数、日本語教員数（2018 年時点の日本語学習者数で降順）

順位	国・地域	学習者数					教育機関数					教員数				
		2012年	2015年	2018年	増減率(%) (2012～2015)	増減率(%) (2012～2018)	2012年	2015年	2018年	増減率(%) (2012～2015)	増減率(%) (2012～2018)	2012年	2015年	2018年	増減率(%) (2012～2015)	増減率(%) (2012～2018)
1	中国	1,046,490	953,283	1,004,625	91.1%	96.0%	1,800	2,115	2,435	117.5%	135.3%	16,752	18,312	20,220	109.3%	120.7%
2	インドネシア	872,411	745,125	709,479	85.4%	81.3%	2,346	2,496	2,879	106.4%	122.7%	4,538	4,540	5,793	100.0%	127.7%
3	韓国	840,187	556,237	531,511	66.2%	63.3%	3,914	2,862	2,998	73.1%	76.6%	17,817	14,855	15,345	83.4%	86.1%
4	オーストラリア	296,672	357,348	405,175	120.5%	136.6%	1,401	1,643	1,764	117.3%	125.9%	2,685	2,800	3,135	104.3%	116.8%
5	タイ	129,616	173,817	184,962	134.1%	142.7%	465	606	659	130.3%	141.7%	1,387	1,911	2,047	137.8%	147.6%
6	ベトナム	46,762	64,863	174,521	138.7%	373.2%	180	219	818	121.7%	454.4%	1,528	1,795	7,030	117.5%	460.1%
7	台湾	233,417	220,045	170,159	94.3%	72.9%	774	851	846	109.9%	109.3%	3,544	3,877	4,106	109.4%	115.9%
8	アメリカ	155,939	170,998	166,905	109.7%	107.0%	1,449	1,462	1,446	100.9%	99.8%	4,270	3,894	4,021	91.2%	94.2%
9	フィリピン	32,418	50,038	51,530	154.4%	159.0%	177	209	315	118.1%	178.0%	556	721	1,289	129.7%	231.8%
10	マレーシア	33,077	33,224	39,247	100.4%	118.7%	196	176	212	89.8%	108.2%	509	430	485	84.5%	95.3%
11	インド	20,115	24,011	38,100	119.4%	189.4%	204	184	304	90.2%	149.0%	575	655	1,006	113.9%	175.0%
12	ミャンマー	3,297	11,301	35,600	342.8%	1079.8%	44	132	411	300.0%	934.1%	194	524	1,593	270.1%	821.1%
13	ニュージーランド	30,041	29,925	32,764	99.6%	109.1%	281	257	275	91.5%	97.9%	431	378	421	87.7%	97.7%
14	ブラジル	19,913	22,993	26,157	115.5%	131.4%	325	352	380	108.3%	116.9%	1,132	1,140	1,182	100.7%	104.4%
15	香港	22,555	22,613	24,558	100.3%	108.9%	73	70	70	95.9%	95.9%	618	523	575	84.6%	93.0%
16	フランス	19,319	20,875	24,150	108.1%	125.0%	205	222	229	108.3%	111.7%	701	723	763	103.1%	108.8%
17	イギリス	15,097	20,093	20,040	133.1%	132.7%	308	364	288	118.2%	93.5%	585	704	646	120.3%	110.4%
18	カナダ	23,110	19,601	19,489	84.8%	84.3%	228	178	161	78.1%	70.6%	765	727	662	95.0%	86.5%
19	ドイツ	14,393	13,256	15,465	92.1%	107.4%	193	181	157	93.8%	81.3%	547	457	473	83.5%	86.5%
20	メキシコ	6,841	9,240	13,673	135.1%	199.9%	77	68	120	88.3%	155.8%	289	322	483	111.4%	167.1%
21	シンガポール	10,515	10,798	12,300	102.7%	117.0%	20	30	19	150.0%	95.0%	190	227	221	119.5%	116.3%
22	ロシア	11,401	8,650	11,764	75.9%	103.2%	137	126	169	92.0%	123.4%	529	480	633	90.7%	119.7%
23	モンゴル	8,159	9,914	11,755	121.5%	144.1%	59	76	128	128.8%	216.9%	192	253	363	131.8%	189.1%
24	スペイン	4,938	5,122	8,495	103.7%	172.0%	59	80	141	135.6%	239.0%	145	192	325	132.4%	224.1%
25	スリランカ	3,665	10,120	8,454	278.1%	230.7%	67	76	77	113.4%	114.9%	118	132	125	111.9%	105.9%
26	イタリア	7,420	7,031	7,831	94.8%	105.5%	42	51	62	121.4%	147.6%	154	193	235	125.3%	152.6%
27	カンボジア	3,881	4,009	5,419	103.3%	139.6%	25	29	51	116.0%	204.0%	142	157	307	110.6%	216.2%
28	ネパール	2,748	4,262	5,326	155.1%	193.8%	49	106	126	216.3%	257.1%	228	376	443	164.9%	194.3%
29	アルゼンチン	3,694	3,571	5,054	96.7%	136.8%	41	42	46	102.4%	112.2%	185	192	206	103.8%	111.4%
30	バングラデシュ	2,316	2,158	4,801	93.2%	207.3%	24	37	85	154.2%	354.2%	79	94	220	119.0%	278.5%

（出所）国際交流基金（2012～2018）「日本語教育機関調査」より作成 ※増減率 TOP3 を赤字

② 日本語能力試験の受験状況

日本語能力試験の受験者数は、各国ともおおむね増加傾向にあるが、特に伸びが著しいのがネパールである。2018年は、前年比502%増となった。

一方、タイは、2019年で前年比を下回る受験者数になっている。

図表 X-16 日本語能力試験（JLPT） 受験者数推移

国・地域	2015年	2015年	2016年	2016年	2017年	2017年	2018年	2018年	2019年	2019年
	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回
ネパール	326	461	238	419	294	614	2,110	2,448	3,058	3,348
インドネシア	6,033	11,790	147	14,711	4,163	11,341	7,846	11,868	10,492	16,211
カンボジア	862	778	1,024	972	1,158	1,033	1,227	1,158	1,559	1,652
フィリピン	2,007	3,758	4,136	6,010	4,908	7,201	6,126	9,572	8,149	11,970
中国	93,800	87,454	94,409	92,901	106,721	104,759	116,995	112,163	133,645	126,377
ベトナム	22,449	24,672	28,276	30,226	33,307	37,935	33,989	35,854	37,167	41,151
タイ	9,662	12,576	10,728	12,875	10,916	13,449	11,966	14,664	12,576	13,014

図表 X-17 日本語能力試験（JLPT） 受験者数 増加率（対前年比）

順位	国・地域	2018年	2019年
1	ネパール	502.0%	140.5%
2	インドネシア	127.2%	135.5%
3	カンボジア	108.9%	134.6%
4	フィリピン	129.6%	128.2%
5	中国	108.4%	113.5%
6	ベトナム	98.0%	112.1%
7	タイ	109.3%	96.1%

（出所）国際交流基金・日本国際教育支援協会「日本語能力試験結果の概要」（2014年第1回～2019年第2回）
をもとに作成

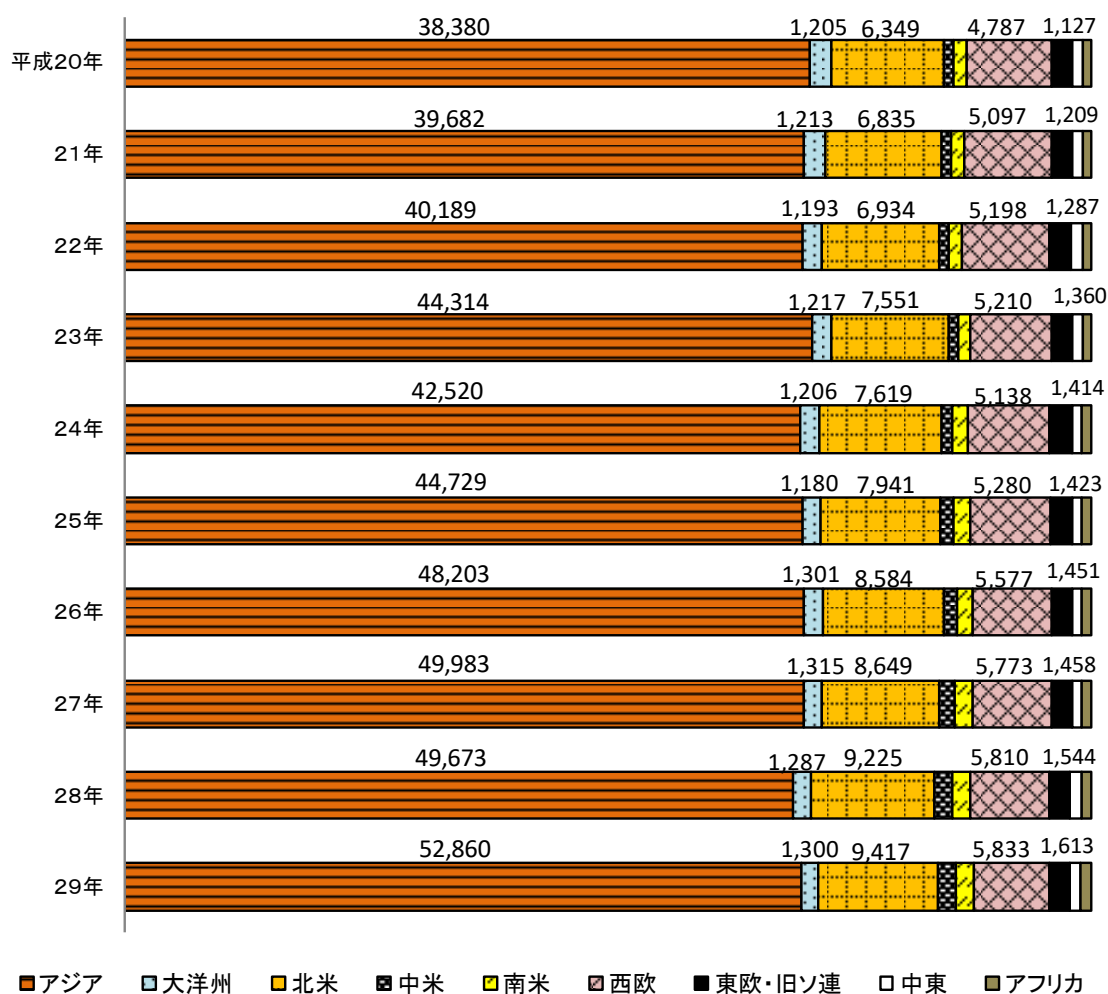
（出所注）「受験者数」には、一部の試験科目のみを受験した者の数を含む

(7) 日系企業の進出状況

① 海外進出日系企業数

日系企業の海外進出先はアジア地域が、全体の70.0%を占めている。

図表 X-18 海外進出日系企業数 地域別割合

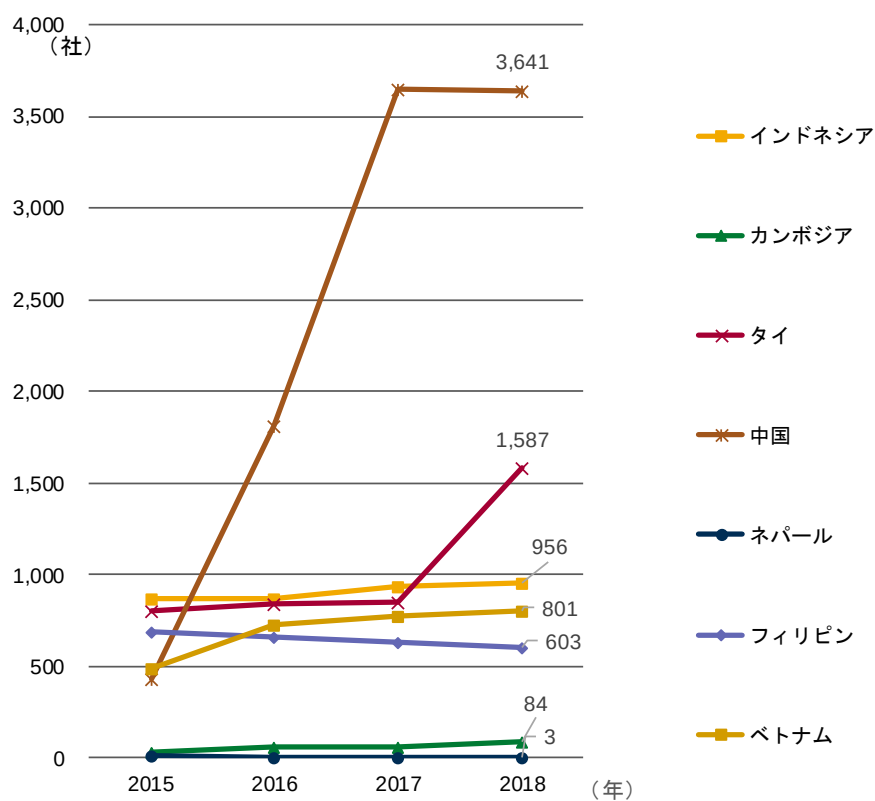


(出所) 外務省「海外在留邦人人数調査統計」

② 試験開催候補国における製造業事業者の進出状況推移

試験開催候補国における、製造業事業者の進出状況推移をみると、中国、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピンの順になっている。タイは直近の2018年に大きく伸びて、1,500を超えた。カンボジア、ネパールはほとんど未進出のエリアとなっている。

図表 X-19 海外進出日系企業のうち、製造業の地域別進出割合



(出所) 外務省「海外在留邦人人数調査統計」

図表 X-20 各国エリア別の製造業進出企業数

国(地域)名・在外公館名	国(地域)別順位	世界全体での割合	アジア内での割合	自国割合	製造業進出数	(参考)全産業の主な進出州(県・省)(企業拠点数)	(参考)全産業の主な進出都市(企業拠点数)
インドネシア	5	2.53%	3.62%	-	956		
在インドネシア大使館	-	2.19%	3.13%	86.50%	836	ジャカルタ首都特別区(994)、西ジャワ州(862)、バンテン州(70)、中部ジャワ州(21)、ランブン州(2)、南スマタラ州(2)、ジョグジャカルタ特別区(2)	バラン州(413)、中央ジャカルタ南(404)、南ジャカルタ南(316)、カラン州(156)、東ジャカルタ南(85)、北ジャカルタ南(48)、西ジャカルタ南(38)、ブルワルタ南(28)、ボゴール市(20)、レンドン市(18)、スマラン市(13)、セラン市(12)、デレゴン市(9)、チボング市(8)、チレボン市(2)、スレマン市(2)、南ランブン市(1)、東ランブン市(1)、ムアラニム市(1)、パレンバン市(1)
在スラバヤ総領事館	-	0.21%	0.30%	8.37%	82	東ジャワ州(151)、東カリマタラ州(7)、南カリマタラ州(1)、北カリマタラ州(1)	スラバヤ市(57)、パルアン市(1)、モジョクト市(1)、プロボリンゴ市(1)、スラバヤ市(1)、マラン市(1)、ボンテン市(2)、マディウン市(1)、タラカン市(1)
在マカッサル領事事務所	-	0.02%	0.02%	0.68%	3	南スラウェシ州(8)、北スラウェシ州(2)、西パプア州(2)、ゴントラ州(1)	マカッサル市(8)、ビトゥン市(2)、マリサ市(1)、ロンン市(1)
在デンパサール総領事館	-	0.06%	0.09%	2.35%	2	バリ州(41)、西サタングラ州(2)、東サタングラ州(2)	デンパサール市(15)、トゥバニ市(5)、クタ村(4)、グダガンナ村(3)、スミニャック村(3)、クロボカン村(2)、マタラム市(2)、ウブド村(1)、クバン市(1)
在メダン総領事館	-	0.05%	0.08%	2.09%	33	リアウ群島州(34)、アチ州(3)、北スマタラ州(3)	パタム市(33)、タケンゴン市(2)、メダン市(1)、スルバウラン市(1)
カンボジア	25	0.41%	0.58%	-	84	プノンペン(266)、シムリアップ州(11)、スハバリン州(9)、カンティアミエンチエ州(7)、プレアサハヌーク州(6)、コンボンスプ州(3)、バタンバン州(2)、コンコン州(2)、コンボチュナム州(1)、カンボット州(1)、カダール州(1)	プノンペン市(266)、シムリアップ市(11)、プレアサハヌーク(シハヌークビル)市(6)、スハバリン市(9)、コンボンスプ市(3)、バタンバン市(2)、コンコン市(2)、シンソペン市(1)、カンボット市(1)
タイ	4	5.20%	7.43%	-	1,587		
在タイ大使館	-	5.11%	7.30%	98.27%	1,542	バンコク都(1,835)、チュンブリー県(560)、サムットプラカーン県(371)、ラヨーン県(278)、アユタヤー県(181)、パトームタニ県(179)、チャチュンサオ県(14)、プラチンブリー県(14)、ナコンチャシーマー県(35)、サラブリー県(34)、サムットサコン県(33)、シラチャー県(18)、シラチャー県(10)、ロンプラー県(6)、ラーチャブリー県(5)、コーンケー県(4)、ブーケット県(3)、シンブリー県(3)、バンスロー県(2)、ガンベンベッ県(1)、クラビ県(1)、プラチュップキアン県(1)、スラタニ県(1)、ターク県(1)、ウドンタニ県(1)	バンコク都(1,835)、サムットプラカーン市(72)、ラヨーン市(25)、サムットサコン市(24)、ナコンチャシーマー市(12)、パタヤ市(8)、バークレー市(8)、ノンタブリー市(5)、バンスロー県市(2)、アユタヤー市(1)、ウドンタニ市(1)
在チェンマイ総領事館	-	0.09%	0.13%	1.73%	45	ランブーン県(43)、チェンマイ県(18)、チェンライ県(7)	ランブーン市(43)、チェンマイ市(14)、チェンライ市(8)
中国	1	42.83%	61.20%	-	3,641		
在中国大使館	-	3.03%	4.33%	7.08%	684	北京市(984)、天津市(691)、湖北省(163)、河北省(143)、河南省(76)、陝西省(68)、湖南省(65)、内モンゴル自治区(41)、山西省(26)、寧夏回族自治区(18)、甘肅省(11)、青海省(3)	北京市(984)、天津市(691)、武漢市(153)、鄭州市(74)、西安市(68)、長沙市(62)、呼和浩特(41)、唐山市(26)、太原市(26)、蘇州市(18)、蘭州市(11)、廊坊市(7)、秦皇島市(6)、瀋陽市(5)、保定(5)、株洲市(3)、西寧市(3)、石家荘市(2)、新郷市(2)、十堰市(1)
在広州総領事館	-	2.37%	3.39%	5.53%	550	広東省(1,636)、福建省(133)、広チチ族自治区(14)、海南省(7)	広州市(523)、深圳市(416)、東莞市(272)、佛山市(172)、中山市(95)、珠海市(79)、廈門市(70)、福州市(54)、惠州市(46)、汕頭市(19)、南寧市(8)、海口市(7)、肇慶市(6)、漳州市(5)、江門市(3)、清遠市(2)、福清市(2)、楊州市(2)、揭陽市(1)
在上海総領事館	-	29.60%	42.29%	69.11%	111	上海市(10,043)、江蘇省(8,517)、浙江省(3,344)、江西省(311)、安徽省(140)	上海市(10,043)、蘇州市(604)、無錫市(322)、常州市(174)、合肥市(140)、寧波市(130)、南通市(126)、杭州(108)、南京市(97)、江陰市(50)、丹陽市(26)、鳳凰市(18)
在重慶総領事館	-	0.88%	1.26%	2.06%	371	四川省(370)、重慶市(159)、雲南省(123)、貴州省(15)	成都市(291)、重慶市(159)、昆明市(92)、貴陽市(11)、綿陽市(10)、玉溪市(8)、蒙自市(6)、徳陽市(5)、西昌市(4)、遂寧市(3)、広元市(3)、南充市(3)、内江市(3)、麗江市(2)、達州市(2)、攀枝花市(2)、自貢市(2)、資陽市(2)、福泉市(1)、唐山市(1)、保山市(1)、曲靖市(1)
在瀋陽総領事館	-	0.46%	0.65%	1.06%	140	遼寧省(222)、吉林省(90)、黒龍江省(32)	瀋陽市(195)、長春市(79)、哈爾濱(27)、延吉市(5)、望口市(2)、吉林市(2)、松原市(1)、黒河市(1)、佳木斯市(1)、龍西市(1)、牡丹江市(1)、綏化市(1)
在大連領事事務所	-	2.05%	2.93%	4.79%	349	遼寧省(1,550)	大連市(1,550)
在青島総領事館	-	2.58%	3.69%	6.03%	1,420	山東省(1,950)	青島市(974)、煙台市(373)、威海市(164)、潍坊市(136)、済南市(98)、臨沂市(40)、濰南市(38)、日照市(29)、済寧市(21)、泰安(19)、徳州市(12)、濱州市(11)、東營市(9)、菏泽市(7)、聊城(6)、嘉祥市(4)
在香港総領事館	-	1.86%	2.66%	4.34%	16	香港(1,378)、マカオ(26)	香港(地区不明)(794)、香港(九龍地区)(292)、香港(香港島地区)(225)、香港(新界地区)(67)、マカオ(26)
ネパール	59	0.07%	0.10%	-	3	バグマティ県(46)、ガンダキ県(4)、ルンビニ県(1)、ナラヤニ県(1)、サガルマタ県(1)	カトマンズ特別市(37)、ボカリ市(3)、バクタブル市(1)
フィリピン	8	1.99%	2.84%	-	603		
在フィリピン大使館	-	1.63%	2.32%	81.76%	482	マニラ都市圏(641)、内政・マニラ市(320)、マニラ市(60)、バシグ市(57)、タギグ市(42)、ムンティナルバ市(37)、バランヤケ市(35)、バサイ市(31)、ケソン市(27)、マンドラヨシ市(17)、ラスピニヤス市(8)、マリナカン市(4)、カルーカン市(1)、バチロス市(1)、バレンツェラ市(1)、	マニラ都市圏(641)、内政・マニラ市(320)、マニラ市(60)、バシグ市(57)、タギグ市(42)、ムンティナルバ市(37)、バランヤケ市(35)、バサイ市(31)、ケソン市(27)、マンドラヨシ市(17)、ラスピニヤス市(8)、マリナカン市(4)、カルーカン市(1)、バチロス市(1)、バレンツェラ市(1)、
在セブ領事事務所	-	0.32%	0.45%	15.98%	110	セブ州(237)、ネネロス州(21)、アラサ州(1)	ラブラブ市(113)、セブ市(87)、マダウエ市(25)、バランバン市(17)、ダナオ市(4)、タリサイ市(4)、コンラシオン市(3)、サンフェルナンド市(2)、コルドバ市(1)、リロアン市(1)、ナガ市(1)、サンタンヂール市(1)、マライ市(1)
在ダバオ領事事務所	-	0.05%	0.06%	2.26%	11	南ダバオ市(16)、東ミサミズ市(4)、南コタバト州(4)、北ダグサン州(3)、北スリガオ州(2)、南サンボンガ州(2)、ブキドノ州(1)、北サナ州(1)、南スリガオ州(1)	ダバオ市(14)、ヘネラルサント市(4)、ブトゥアン市(2)、カガヤンデオロ市(2)、クラベル市(2)、サンボンガ市(2)、マララグ市(1)、サンタクルス市(1)、マレイハレイ市(1)、ハサラン市(1)、ビラヤス市(1)、カグウェイト市(1)
ベトナム	6	2.40%	3.44%	-	801		
在ベトナム大使館	-	0.92%	1.32%	38.44%	359	ハノイ市(417)、ハフオン市(84)、ダナン市(47)、フンエー省(37)、バクニン省(31)、ハイズオン省(31)、グエンフック省(14)、ハナム市(13)、ホアビン省(5)、バクザン省(3)、ビンディン省(3)、タインホア省(3)、グエン省(2)、クアンナム省(2)、ニンビン省(1)、クアンガイ省(1)、クアンニン省(1)、タイビン省(1)、タイグエン省(1)、トグエン・タイン・フック省(1)	ハノイ市(417)、ハフオン市(84)、ダナン市(47)、ハイズオン市(23)、バクニン市(19)、フンエー市(15)、グエン・タイン・フック市(5)、クエン・ミン市(3)、ホアビン市(2)、タイン・ホア市(2)、バクザン市(1)、グエン市(1)、タイビン市(1)、フエ市(1)
在ホーチミン総領事館	-	1.48%	2.12%	61.56%	442	ホーチミン市(801)、ビンズオン省(137)、ドンナイ省(126)、ロンアン省(22)、バリアーヴンタウ省(14)、カイン省(5)、カントー市(3)、ラムドン省(3)、アンザン省(2)、ビントアン省(2)、タイニン省(1)、ティエンザン省(1)、ビントロン市(1)	ホーチミン市(801)、ビン・ホア市(79)、トゥーザウモト市(26)、ヴァンタウ市(6)、ニャチン市(4)、カントー市(3)、フアン・ティエン市(1)、バ・グロ市(1)、ビントロン市(1)

(出所) 外務省「海外在留邦人人数調査統計」

(8) 特定技能評価試験の開催実績

介護分野、農業分野では他分野に比べて突出して複数か国での試験開催をしている。フィリピン、インドネシア、ミャンマー開催が複数分野で開催実績がある。

図表 X-21 特定技能評価試験実施状況（2019 年 4 月以降）

	フィリピン	カンボジア	ネパール	ミャンマー	モンゴル	インドネシア	国内	海外における2020年の開催状況
介護	●	●	●	◎	◎	●	●	フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマーは、2020/4-6月、各国1か月～3か月コロナの影響で休止していたが、7月以降再開している
ビルクリーニング	○			○			●	フィリピン(2020年2月28日～3月1日)以降の実施について記載なし
製造3分野 (溶接以外)	△							2020年3月の実施予定が中止
製造3分野(溶接)						○		
建設							◎	フィリピン(2020年3月17日)延期以降、実施予定の記載なし
造船・船用工業	○							2019年11月実施以降、記載なし
自動車整備業	●							フィリピン2020年10～12月毎月複数回実施(7～9月のも実施していたと思われる)
航空業	○				○		●	2020年10月-2021年3月は、コロナにかかる国外情勢を見つつ、今後逐次決定する、との記載あり
宿泊				○			●	国外の実施状況について記載なし
農業	●	●		●		●	●	2020年6月～カンボジアのみ実施 2020年7月、8月：カンボジア、フィリピン、インドネシアにて実施 2020年10-12月：カンボジア、インドネシア、ミャンマー、フィリピンにて毎月複数回実施
漁業	○					●		フィリピンでは2020年3月に1度実施した以降とくに記載なし。 インドネシアでは、2020年3月に2回開催の予定があったが、webが現地語のため、実際に開催したのかは不明確
飲食品製造業	●					●	●	インドネシア 2020/9、10月、2021/1-3月実施予定 フィリピン 2020年9-11月、2021年1-3月実施予定
外食業	●	●		◎		◎	●	2020年6月カンボジアのみ実施、 2020年7、8月カンボジア、フィリピン、インドネシアにて実施

(凡例) 1 回開催：○、2 回開催：◎、3 回以上開催：●、空欄は開催なし。

(出所) 各分野 HP より作成

(9) 技能実習生の在籍状況

製造3分野に紐付く技能実習2号移行対象業務区分の新規申請者数は、ベトナム、中国、インドネシア、フィリピン、タイの順番となっている。
今回の候補国のなかでは、カンボジアは全体の0.1%、ネパールはそもそも技能実習生数が200人程度にとどまる実態がある。

図表 X-22 団体監理型 技能実習2号の新規申請者数（令和元年度）

国 籍 ・ 地 域		全 体		ベ ト ナ ム		中 国		インドネシア		フィリピン		ミ ャ ン マ ー		タ イ		カ ン ボ ジ ア		モ ン ゴ ル		そ の 他		
合 計		件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	
6 機 械 ・ 金 属 関 係		147,528	100.0%	81,587	55.3%	28,910	19.6%	12,436	8.4%	11,388	7.7%	4,465	3.0%	3,682	2.5%	3,540	2.4%	785	0.5%	735	0.5%	
		28,104	19.0%	15,309	10.4%	5,557	3.8%	3,175	2.2%	2,079	1.4%	509	0.3%	1,073	0.7%	143	0.1%	158	0.1%	101	0.1%	
		鋳 造	1,645	1.1%	774	0.5%	262	0.2%	383	0.3%	108	0.1%	15	0.0%	78	0.1%	19	0.0%	2	0.0%	4	0.0%
		鍛 造	192	0.1%	79	0.1%	26	0.0%	67	0.0%	12	0.0%	0	0.0%	7	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
		ダ イ カ ス ト	814	0.6%	444	0.3%	117	0.1%	114	0.1%	73	0.0%	0	0.0%	58	0.0%	8	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		機 械 加 工	5,936	4.0%	3,217	2.2%	1,166	0.8%	780	0.5%	393	0.3%	84	0.1%	235	0.2%	22	0.0%	21	0.0%	18	0.0%
		金 属 フ レ ス 加 工	4,133	2.8%	2,088	1.4%	871	0.6%	518	0.4%	341	0.2%	75	0.1%	201	0.1%	24	0.0%	15	0.0%	0	0.0%
		鉄 工	1,513	1.0%	822	0.6%	251	0.2%	308	0.2%	79	0.1%	13	0.0%	24	0.0%	13	0.0%	3	0.0%	0	0.0%
		工 場 板 金	1,374	0.9%	940	0.6%	118	0.1%	168	0.1%	51	0.0%	25	0.0%	55	0.0%	13	0.0%	4	0.0%	0	0.0%
		め っ き	984	0.7%	524	0.4%	153	0.1%	123	0.1%	98	0.1%	17	0.0%	50	0.0%	4	0.0%	9	0.0%	6	0.0%
		アルミニウム陽極酸化処理	199	0.1%	134	0.1%	34	0.0%	16	0.0%	9	0.0%	2	0.0%	4	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		仕 上 げ	1,372	0.9%	841	0.6%	240	0.2%	150	0.1%	90	0.1%	15	0.0%	31	0.0%	3	0.0%	0	0.0%	2	0.0%
		機 械 検 査	2,769	1.9%	1,468	1.0%	789	0.5%	134	0.1%	214	0.1%	15	0.0%	69	0.0%	6	0.0%	48	0.0%	26	0.0%
		機 械 保 全	1,249	0.8%	852	0.6%	170	0.1%	52	0.0%	60	0.0%	29	0.0%	37	0.0%	19	0.0%	2	0.0%	28	0.0%
		電 子 機 器 組 立 て	4,466	3.0%	2,288	1.6%	1,081	0.7%	233	0.2%	444	0.3%	197	0.1%	157	0.1%	6	0.0%	44	0.0%	16	0.0%
電 気 機 器 組 立 て	1,048	0.7%	659	0.4%	181	0.1%	84	0.1%	58	0.0%	14	0.0%	36	0.0%	6	0.0%	10	0.0%	0	0.0%		
フ リ ン ト 配 線 板 製 造	410	0.3%	179	0.1%	98	0.1%	45	0.0%	49	0.0%	8	0.0%	31	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
7 その他		34,705	23.5%	18,621	12.6%	6,198	4.2%	3,183	2.2%	3,837	2.6%	1,099	0.7%	913	0.6%	595	0.4%	132	0.1%	127	0.1%	
家 具 製 作		901	0.6%	613	0.4%	114	0.1%	89	0.1%	29	0.0%	30	0.0%	9	0.0%	12	0.0%	2	0.0%	3	0.0%	
印 刷		622	0.4%	344	0.2%	222	0.2%	12	0.0%	10	0.0%	8	0.0%	9	0.0%	14	0.0%	3	0.0%	0	0.0%	
製 本		742	0.5%	371	0.3%	286	0.2%	36	0.0%	17	0.0%	11	0.0%	12	0.0%	9	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
フ ラ ス チ ャ ッ ク 成 形		7,547	5.1%	4,074	2.8%	1,746	1.2%	561	0.4%	492	0.3%	268	0.2%	301	0.2%	93	0.1%	6	0.0%	6	0.0%	
強 化 フ ラ ス チ ャ ッ ク 成 形		237	0.2%	149	0.1%	24	0.0%	27	0.0%	7	0.0%	7	0.0%	2	0.0%	14	0.0%	0	0.0%	7	0.0%	
塗 装		4,885	3.3%	2,622	1.8%	708	0.5%	607	0.4%	598	0.4%	110	0.1%	145	0.1%	69	0.0%	15	0.0%	11	0.0%	
溶 接		9,321	6.3%	4,545	3.1%	1,725	1.2%	955	0.6%	1,634	1.1%	138	0.1%	237	0.2%	66	0.0%	11	0.0%	10	0.0%	
工 業 包 装		4,351	2.9%	2,730	1.9%	750	0.5%	197	0.1%	379	0.3%	147	0.1%	78	0.1%	58	0.0%	3	0.0%	9	0.0%	

（出所）外国人技能実習機構「令和元年度業務統計」より、関連部分を抜粋の上、割合上位5カ国に黄色マーカー着色

(10) 送出し国側の潜在的な労働者の意識

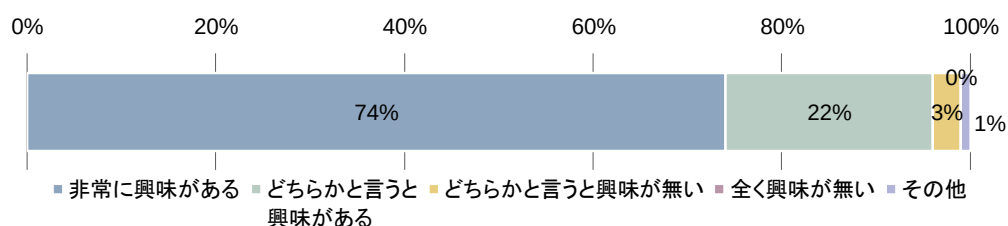
以下では、送出し国側の潜在的な労働者の意識を知ることができる既存調査についてまとめている。

① パソナ総合研究所（2018）「新たな在留制度に関するアジア諸国での意識調査」

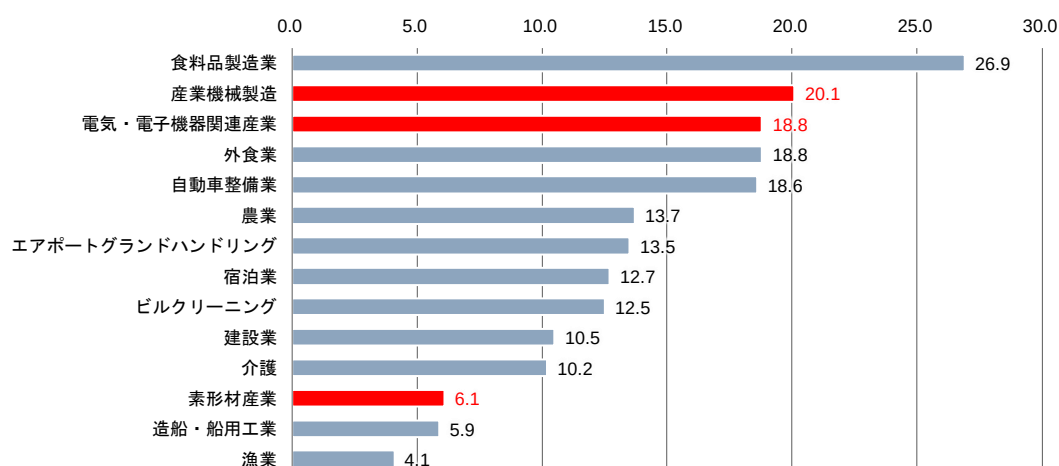
《調査概要》	
調査対象国	インド、インドネシア、フィリピン、ベトナム
調査方法	インターネットを通じたアンケート方式
調査期間	2018年11月5日～18日
調査対象国	パソナグループ海外法人や提携機関に人材登録を行っている方（計10万人超）
回答者数	4か国合計で857名 （インド156名、インドネシア461名、フィリピン117名、ベトナム123名）
集計方法	各国の回答割合を回答者数に応じて平準化し、全体の割合を計算

《回答者の属性》（4か国加重平均）	
年代	20歳未満（1%未満）、20代（56%）、30代（31%）、40代（11%）、50代以上（2%）
性別	男性（59%）、女性（40%）、未回答・答えたくない（1%）
学歴	中学卒（1%未満）、高校卒（23%）、大学卒（68%）、大学院修士・博士（9%）
日本語力	日本語能力試験N1～N3（31%）、N4（11%）、N5（4%）、 日本語スコアを持っていないが日本語学習歴あり（34%）、 日本語スコアを持っておらず学習歴なし（20%）

図表 X-23 あなたは新制度（特定技能）を利用して、日本で働くことに興味がありますか。



図表 X-24 日本で働くとすれば、どの産業で働きたいですか。（複数回答）

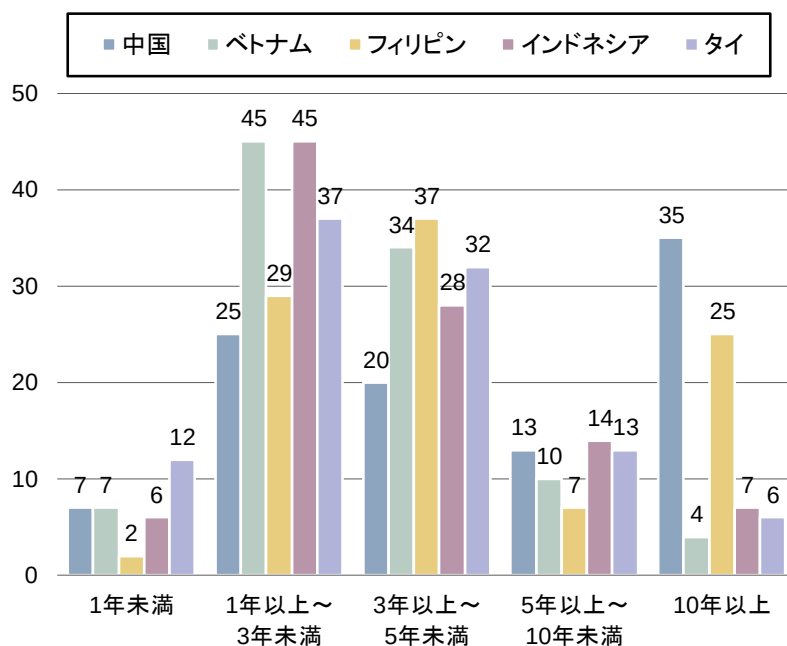


② ディップ総合研究所（2019）「アジア 5 カ国在住の外国人の日本での就業意向（外国人労働者の就業実態）」

《調査概要》	
調査方法	ネット調査（楽天インサイト調べ）
調査期間	2019年5月13日（月）～2019年5月20日（月）
調査対象国	アジア5カ国（中国・ベトナム・フィリピン・インドネシア・タイ） 新たな在留資格制度「特定技能」の対象国9か国のうち5か国
有効回収数	500 サンプル

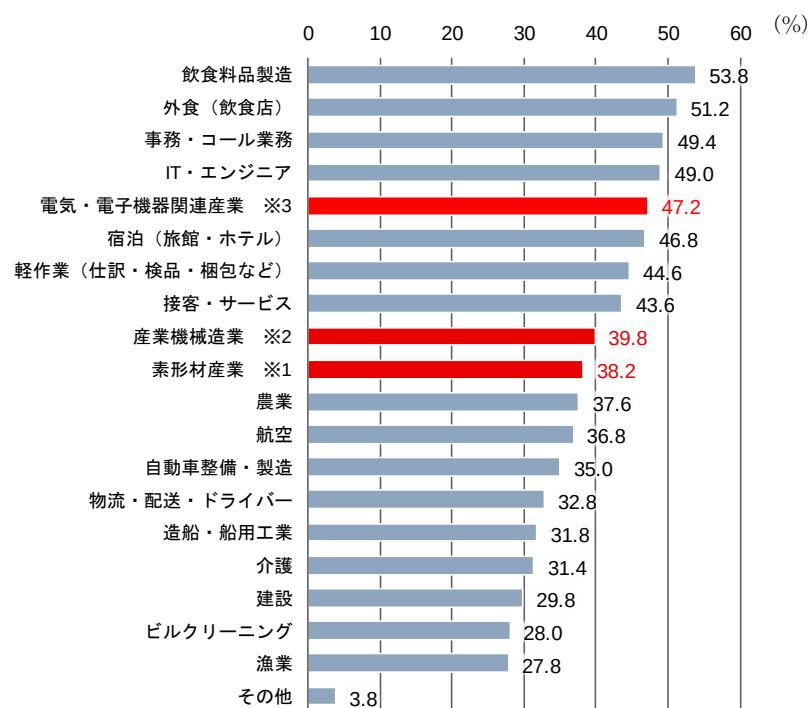
《回答者の属性》	
対象国	中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイ（各サンプル数 100）
年代・性別	男性（20代 15.6%、30代 25.0%）、女性（20代 30.8%、30代 28.6%）
最終学歴	中学卒（1.2%）、高校卒（13.6%）、大学卒（62.2%）、大学院卒・修士（13.4%）、 大学院卒・博士（1.2%）、その他（8.4%）
日本語レベル	日本語能力試験 N1（6.0%）N2（7.0%）N3（14.2%）N4（5.6%）N5（2.6%）、 日本語スコアは持っていないが日本語学習歴あり（30.2%）、 日本語スコアは持っておらず学習歴なし（34.4%）

図表 X-25 日本で働きたい期間

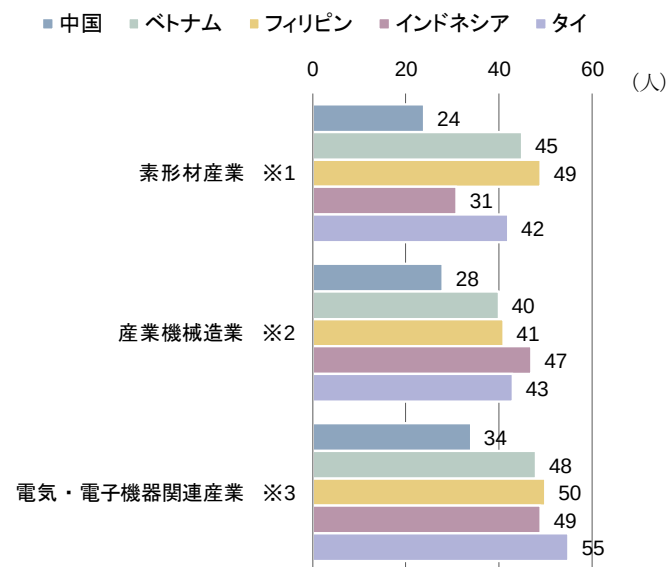


(注) 各国 100 人ずつ、計 500 人が回答

図表 X-26 日本で働く際に希望する職業または業種（複数回答）



図表 X-27 上記のうち、製造業の国別希望状況



※1 (金属プレス加工など金属などの素材の加工・組立)

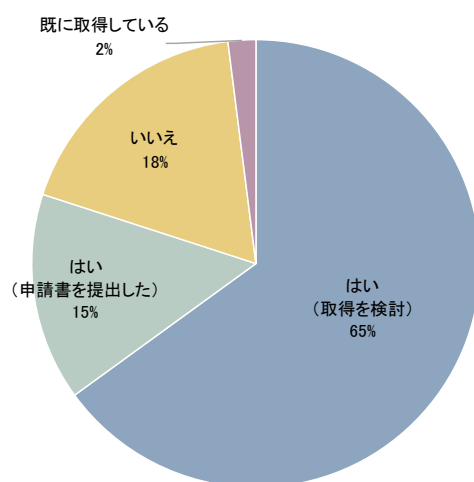
※2 (建設機械、農業機械など、工場で使用される機械全般の製造)

※3 (電気…洗濯機、冷蔵庫、電池・電子…ラジオ、テレビ、携帯電話の製造)

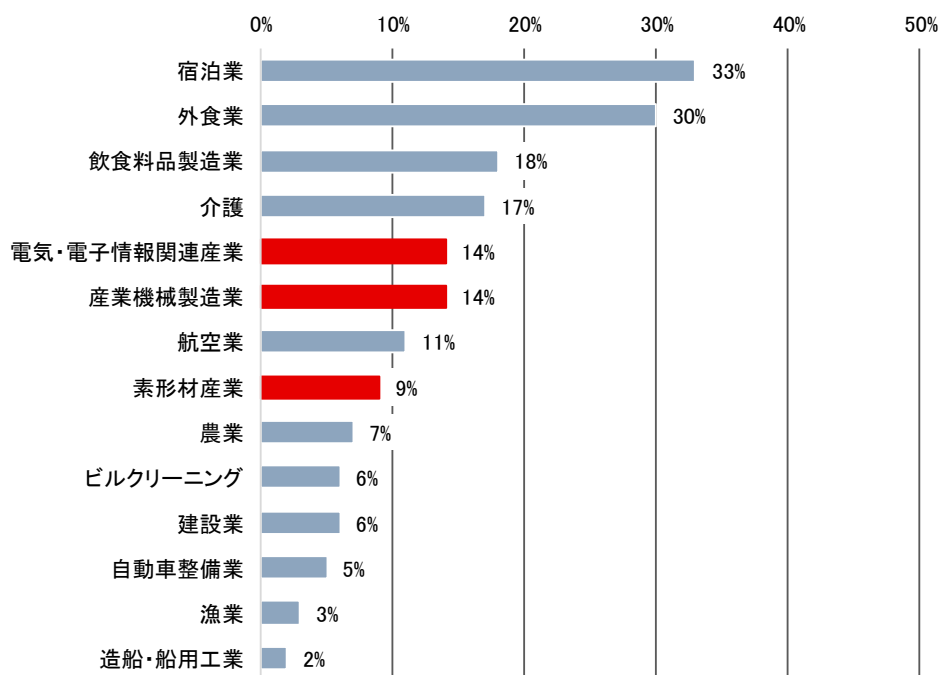
③ YOLO JAPAN (2020) 「在留資格「特定技能」に関する意識調査」

《調査概要》	
調査期間	2019年12月10日～2020年1月22日
回答者	日本に住む在留外国人（国籍不問）、技能実習・留学生・家族滞在・特定活動・文化活動のいずれかに該当する在留資格保持者
配布数	68か国（地域含む）・590名
回答者数	294名

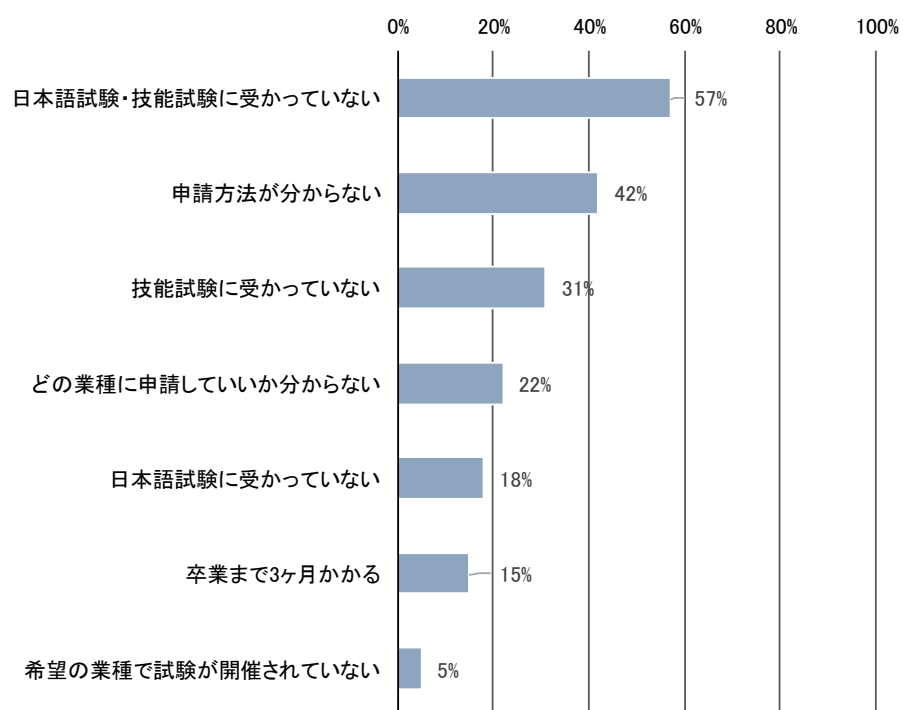
図表 X-28 特定技能を取得したいと思うか（複数回答）



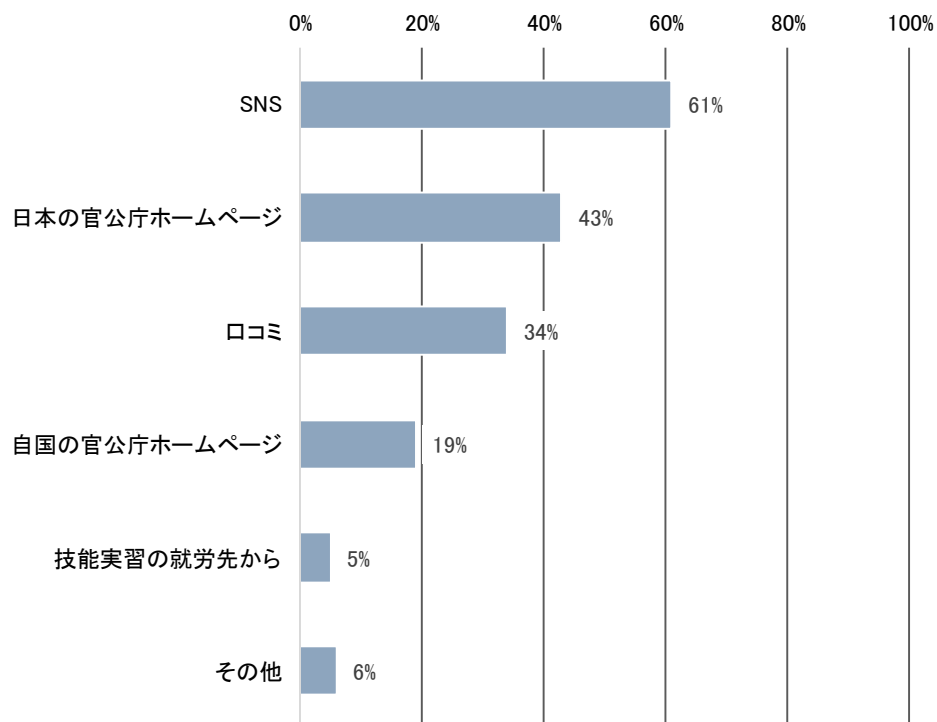
図表 X-29 特定技能 14 業種のうち就労を希望する業種



図表 X-30 特定技能への切り替え申請ができなかった理由



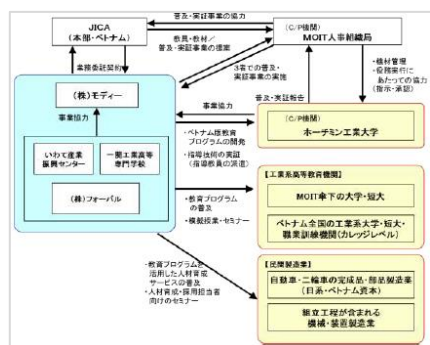
図表 X-31 特定技能に関する情報源



③【連携】大学間連携

ベトナムにある越日工業大学は、経済産業省の支援のもと、金沢工業大学と連携により、日本語教育と「ものづくり」を教育に取り込み、企業との接点を強化、実践的エンジニアを輩出することを目標としている。

その他、JICA の別事業では、一関高専とホーチミン工業大学の連携事業なども行われている。



(出所) JICA (2018)「ベトナム国 工業教育分野における開発技術者及びものづくり人材育成プログラムに係る案件化調査報告書」

金沢工業大学 越日工業大学における取組紹介ページ

<http://www.kanazawa-it.ac.jp/kit-vjit/index.html> (最終閲覧：2021/3/5)

上記以外にも、例えば、タイとは、「日タイ産業人材育成協力イニシアチブ」を締結し、日タイの教育機関で連携したエンジニア育成プログラムや技能評価等を行っており、関連する調査研究も蓄積されてきている（外務省委託調査、JICA 委託調査等）。

3. 小括・得られた示唆

試験実施候補国として検討の対象とした 5 か国について、上記の調査結果のまとめと、示唆について、以下の総括表でまとめている。

図表 X-32 総括表（インドネシア、フィリピンを除く5か国について）

国	マクロ環境	日本語学習状況・ 製造業系実習生在留状況	その他
中国 	■ 候補国の中では経済発展が最も進み、1人当たりGDPも1万ドルに接近することから、送出国から受入れ国への転換点にさしかかりつつある ■ 今後高齢化も進行が見込まれている	■ 日本語学習者数自体は最も多いが、東南アジア諸国に比べると、近年熱の高まりは限定的か ■ 製造業系で働く実習生はベトナムに次ぐ割合	■ 技能実習修了者の母集団は相当数いると考えられるが、新規の受験者という観点では未知数（人口は多いが）
タイ 	■ 中国に次ぐ経済発展で、製造業者の賃金や高校・大学進学率等も比較的高い ■ 中長期的には、若年層減少・高齢者増加が見込まれるが、現在は技能工が全労働者の10%以上を占めている	■ 全体でみると5番目の日本語学習者数だが、近年の日本語熱は限定的か ■ 製造業系の実習生割合も、ベトナム、中国、インドネシア、フィリピンに次ぐ5番目に位置づいている	■ 経済発展段階を考えると、日本への送出し圧力があるか未知数（すでに低熟練労働分野では、ラオス等から外国人労働者受入れを開始）
ベトナム 	■ 中国・タイに次ぐ経済発展を遂げており、途上国→先進国へ最も移住が活発化するとIMFが指摘するゾーンにいる ■ 技能工も中国、インドネシアに次ぐ人数となっている、若年層の失業率も高い	■ 日本語学習熱は高く、日本語学習者数は2012年→2018年比で373%増となっている ■ 製造業系実習生数・割合とも最大	■ 高失業率、一定程度以上の進学率、日本語学習者数増加などを加味すると、日本への送出し圧力は高いと史料
カンボジア 	■ 候補国の中では4番目の経済発展段階で、賃金は月100US\$台にとどまる ■ 技能工の数は限られ、また地方部に多い ■ 若年層の失業率も低く抑えられている	■ 日本語学習者数自体は5,000人程度。ただし、日本語能力試験受験者数の伸びは高い ■ 製造業系の実習生は人数は限定的であり、全体の実習生全体の0.1%程度	■ マクロ環境からは日本の特に製造業への送出しに向けた母集団・圧力はそれほど形成されていない可能性が高いと史料
ネパール 	■ 候補国の中では経済発展が最も遅れている ■ 技能工の数は限られ、全労働者に占める割合も1割に満たない。また地方部に多い ■ 進学率は少しずつ高まっている一方で、若年層の失業率が高い	■ 日本語学習者数自体は5,000人程度。日本語能力試験受験者数の伸びは著しく候補国の中では最も高い ■ 実習生自体がほとんど来日していない	■ マクロ環境等からも、現地試験受験者数は多くいると思うが、製造業従事者数等を加味するとどれほどの合格者が出るかは未知数

令和 2 年度 中小企業支援調査
製造業における外国人材受入れ支援事業
事業報告書

令和 3 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

二次利用未承諾リスト

令和2年度中小企業支援調査（製造業における外国人材受入れ支援事業）事業報告書

令和2年度中小企業支援調査（製造業における外国人材受入れ支援事業）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

頁	図表番号	タイトル
78	VIII-1	従業員数
78	VIII-2	設立年
79	VIII-3	資本金
79	VIII-4	該当する特定産業分野
80	VIII-5	外国人労働者の受入れ経験有無、受け入れている外国人の在留資格
81	VIII-6	特定技能1号受入れ人数規模
81	VIII-7	特定技能1号受入れの機関数・人数（受入れ人数規模別）
82	VIII-8	特定技能1号受入れの機関数・人数（国籍別）
83	VIII-9	技能実習受入れ開始年
83	VIII-10	技能実習受入れ形態
84	VIII-11	受入れ時に求める技能水準
85	VIII-12	受入れ時に求める技能水準（受入れ規模別）：特定技能外国人材
85	VIII-13	受入れ時に求める技能水準（受入れ規模別）：新卒等の新入社員
86	VIII-14	受入れ時に求める技能水準（受入れ規模別）：専門知識を有する中途社員等
87	VIII-15	特定技能1号 受入れの満足度
87	VIII-16	特定技能1号の受入れにより得られている効果
88	VIII-17	各在留資格の外国人と同じ業務を行う日本人労働者の作業量を100としたときの当該外国人労働者の生産性
88	VIII-18	日本語学習支援として行っている取組
89	VIII-19	技能形成・育成として行っている取組
89	VIII-20	キャリア形成支援として行っている取組
90	VIII-21	生活支援として行っている取組
91	VIII-22	複数業務区分への従事意向（受入れ機関基準）
91	VIII-23	複数業務区分への従事意向（受入れ人数基準）
93	VIII-24	現在の業務区分と併せて従事したい業務区分の関係（受入れ機関基準）
94	VIII-25	現在の業務区分と併せて従事したい業務区分の関係（受入れ人数基準）
95	VIII-26	複数業務区分への従事の方針：日本人従業員について

(様式2)

95	VIII-27	複数業務区分への従事の方針：特定技能外国人材について
96	VIII-28	複数業務区分への従事の方針：日本人従業員向けと特定技能外国人材向けの方針の関係
97	VIII-29	登録支援機関の利用有無
97	VIII-30	登録支援機関と監理団体との関係
98	VIII-31	登録支援機関への委託事項
99	VIII-32	登録支援機関の利用料（1人受入れあたり）
99	VIII-33	登録支援機関の評価
100	VIII-34	転職に関する懸念
100	VIII-35	特定技能外国人材の在留期間満了後の受入れ機関としての希望
101	VIII-36	特定技能外国人材の受入れに関わる課題
102	VIII-37	業況感
103	VIII-38	採用状況（2020年3月まで）
103	VIII-39	採用状況（2020年4月から現在まで）
104	VIII-40	採用状況（今後の見通し）
105	VIII-41	新型コロナウイルス感染症の影響による変化
106	VIII-42	新型コロナウイルス感染症の影響に対して外国人材に行った支援
107	VIII-43	受入れ意向のある在留資格
108	VIII-44	特定技能1号の受入れ希望のルート
109	VIII-45	実施を希望する試験区分
110	VIII-46	試験実施を希望する国の有無、具体的な国名
111	VIII-47	マッチング事業参画可能形態
112	VIII-48	経済産業省の取組の利用・参加経験
116	VIII-49	団体従業員数
116	VIII-50	団体従業員数（最大値、最小値、平均値、中央値）
117	VIII-51	団体属性
117	VIII-52	監理団体か否か
118	VIII-53	登録支援機関か否か
118	VIII-54	入会目的
119	VIII-55	把握している製造3分野の課題やニーズ
120	VIII-56	現在の関わり・提供している支援機能
121	VIII-57	試験実施を希望する業務区分
122	VIII-58	試験実施を希望する国の有無
122	VIII-59	試験実施を希望する具体的な国名
125	VIII-60	製造3分野における支援企業数
125	VIII-61	製造3分野における支援企業数（最大値、最小値、平均値、中央値）
126	VIII-62	製造3分野において支援している人数
126	VIII-63	製造3分野において支援している人数（最大値、最小値、平均値、中央値）
127	VIII-64	支援中の特定技能外国人の国籍
128	VIII-65	新型コロナウイルス感染症の影響
129	VIII-66	新型コロナウイルス感染症への対応
130	VIII-67	経済産業省の取組の利用・参加経験